

平成31年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 3月1日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・町長施政方針	9
・諸般の報告	14
・行政報告	14
・議案等の上程（第6号～第31号）（諮問第1号）	15
・発議の上程（第1号）	22
・議案等に対する質疑	24
・意見書案の上程（第1号）	24
・意見書案に対する質疑	27
・請願の報告	28
・請願に対する質疑	30
・議案等の委員会付託	36

第2号 3月4日（月）

・一般質問	41
井上正宏議員	41
1. 交通アクセス問題等、近隣市町との連携策を積極的に考えては	42
2. 英語教育環境の整備、充実について	47
田川正治議員	54
1. 2019年度予算編成における、子育て支援や高齢者、障がい者など、社会的弱者への予算化の検討と救済対策について	54
2. 国民健康保険の都道府県化・福岡県単一化における保険税の確定と糟屋郡でも高い保険税の負担軽減の対策について	66
3. 町と教育委員会が福島原発被災者の映画会の後援名義使用を不許可としたことについて、不許可と判断したことは再考すべきでは	72
太田健策議員	74
1. 学校給食共同調理場建設工事について	75
2. 児童虐待について	90
案浦兼敏議員	92

1. 平成31年度当初予算について	92
-------------------	----

第3号 3月5日(火)

福永善之議員	116
1. 公立保育所の土曜日保育に関して	117
2. 10連休期間中の保育の実施状況に関して	122
安藤和寿議員	125
1. 新しい地域活性化とななつ星in九州の誘致について	125
2. プレスリリース・報道について	131
川口 晃議員	135
1. 非正規職員の待遇改善について	136
2. 統計及び地方交付税問題について	143
3. 主要農作物種子法廃止とそれによって派生してくる問題について	148
4. 子ども達に幸せと人権を	154
久我純治議員	158
1. 児童虐待、パワハラ、セクハラ、DV、誰でも被害を訴える事ができる場所と制度づくりについて	158
2. 小・中学生のスマホ禁止の見直しについて	171

第4号 3月6日(水)

中野敏郎議員	179
1. 前回残していた、まちづくりの観点から、ベンチのことについて問 います	180
2. 子どもの安全という視点から質問します	187
3. 施政方針から	194
本田芳枝議員	200
1. 障がい児保育・教育について	201
2. 給食センター建設事業の事務手続きについて	212
鞭馬直澄議員	222
1. 財源の安定確保について	222
2. 歳出削減対策について	231
3. 仕事の質、向上について	237

第5号 3月26日(火)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	246
議案第6号 粕屋町教育委員会教育長の任命同意について……………	246
議案第7号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……………	248
議案第8号 粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について……………	248
議案第9号 粕屋町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について……………	248
議案第10号 粕屋町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について……………	249
議案第11号 粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	256
議案第12号 粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	257
議案第13号 北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について……………	257
議案第14号 粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について……………	257
議案第15号 平成30年度粕屋町一般会計補正予算について……………	264
議案第16号 平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	263
議案第17号 平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	263
議案第18号 平成30年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	263
議案第19号 平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について……………	266
議案第20号 平成31年度粕屋町一般会計予算について……………	268
議案第21号 平成31年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	270
議案第22号 平成31年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	270
議案第23号 平成31年度粕屋町介護保険特別会計予算について……………	270
議案第24号 平成31年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について……………	270
議案第25号 平成31年度粕屋町水道事業会計予算について……………	275
議案第26号 平成31年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	275
議案第27号 指定管理者の指定(継続)について……………	277
議案第28号 訴えの提起について……………	277

議案第29号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について…	281
議案第30号	平成30年度粕屋町一般会計補正予算について……………	282
議案第31号	工事請負契約の変更について……………	283
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	284
発議第1号	粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について……………	285
意見書案第1号	消費税増税の中止を求める意見書（案）……………	288
請願第1号	国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願……………	290
・委員会	の閉会中の所管事務調査……………	296
・閉会	……………	297

平成31年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成31年3月1日（金）

平成31年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成31年3月1日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 行政報告
- 第6. 議案等の上程
- 第7. 発議の上程
- 第8. 議案等に対する質疑
- 第9. 意見書案の上程
- 第10. 意見書案に対する質疑
- 第11. 請願の報告
- 第12. 請願に対する質疑
- 第13. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務課長	堺哲弘
経営政策課長	今泉真次	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原浩臣
学校教育課長	山野勝寛	社会教育課長	新宅信久
給食センター所長	吉村健二	都市計画課長	田代久嗣
地域振興課長	八尋哲男	道路環境整備課長	安松茂久
上下水道課長	松本義隆	総合窓口課長	渋田香奈子
介護福祉課長	山本浩	健康づくり課長	古賀みづほ
子ども未来課長	神近秀敏		

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めまして、皆さんおはようございます。

本日から、平成最後の粕屋町議会定例会が開催されます。

ちまたでは統一地方選がいよいよ間近に迫ってきておりますが、米朝首脳会談の様子が今朝の新聞1面に掲載されておりました。米朝首脳会議はベトナムハノイで27日から開催されて、世界中が注目しておりましたが、合意に至らなかったようであります。この結果いかんでは、日本と北朝鮮の関係にも大きく影響し、拉致問題も含め、日朝間の関係改善にもつながるのではと期待されましたが、今後の行末を見守っていきたいと思います。

私たち議員の目的は、町の発展と誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりであります。議員話し合いにより多数決をもって方向性を決めてまいります。これが議会制民主主義のあり方であります。それは法律や条例という枠に議員は縛られるということでもあります。思いどおりいかないこともあります。本来は町のため、町民のため思うことは同じであると思います。議員一丸となって、町政発展を進めていくことができればと思う次第であります。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成31年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において10番、田川正治議員及び12番、小池弘基議員を指名いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月26日までの26日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月26日までの26日間と決定いたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第3、「町長施政方針」の説明を求めます。

箱田彰町長。

(町長 箱田彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。今、議長がご挨拶の中で言われました米朝首脳会談につきましては、今後の動向を見守ってまいりたいと思います。

ここ数日の陽気になりましょうか、桜のつぼみもだんだん目立つようになってまいりました。新年度が穏やかな年度になるように願うばかりでございます。

さて本日、平成31年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中、全員のご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

それでは、まず最初に、平成31年度の施政方針を申し上げます。本日ここに平成31年度の予算案をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、町政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、予算案をはじめ、重点施策の概要をご説明申し上げます。

平成最後の年も残すところ2か月となりました。平成の時代を振り返りますと、ここ30年の間に人口が1万8,000人以上増加し、粕屋中央小学校の開校をはじめとする各種公共施設の設置など、様々な発展がこの粕屋町にまいりました。大きな発展を遂げた時代となっております。時代を築かれた先人の方々のご労苦に、改めて感謝と尊敬の念に堪えません。

本年4月30日に天皇陛下が御退位された後、翌5月1日には皇太子殿下が御即位され、新たな元号のもと、新しい国づくり、まちづくりが始まる意義深い年度となります。しかしながら、難しい時代になることが推察されます。国の平成31年度予算は、厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する、とされています。

本町の予算編成においても、平成29年度予算から枠配分方式を導入しましたが、人口増に伴う必要経費が増加し、枠予算内で経常的な経費を賄うのは限界があること、また、税制改正等への柔軟な対応や、全庁的な視点での財源調整をするためにも、予算編成方式を再検討した結果、積上方式による予算編成を行いました。

今後、地方公共団体にとって最優先されるべきことは、住民の皆さまとの信頼関係を築くことです。信頼なくして、これから先の人口減少・少子高齢化社会の厳しい社会経済情勢を背景に、ともに行財政運営を進めることはできません。

本町は、近い将来において人口5万人を超えると思われませんが、そのためのまちづくりを行うためには、「信頼のある町」であることが必要不可欠であると思いま

す。その信頼できる町であるため、組織としてリスクと向き合いながら、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することが重要と考えます。

そうした組織的な取組みが徹底されることによって、マネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に取り組むことができるようになります。また、職員にとっても、コンプライアンスが確立された職場環境であることが、町民の皆さまに、信頼に足る行政サービスを提供することにつながると考え、内部統制による組織マネジメント改革に取り組み、「信頼」をキーワードに行政組織の基盤づくりを進めてまいります。

それでは、平成31年度の予算案についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、根幹となる税制収入は、人口の伸びに伴う納税義務者の増加などにより増収になると見込んでいますが、臨時財政対策債を含めた地方交付税は、税収の増加などにより減額を見込んでいます。

また、平成31年10月に予定される消費税率の引上げにあわせて、様々な影響が生じることが予想され、地方消費税交付金への反映や幼児教育の無償化実施による子ども・子育て支援臨時交付金の計上、自動車取得税交付金の廃止による環境性能割交付金の計上等の対応を行っています。

一方、歳出については、障がい者サービス事業費の伸びに伴う社会福祉費の増加や町立保育所の老朽化対策、私立保育園の開園、幼児教育の無償化実施に伴う児童福祉費の増加などにより、民生費が大幅に増加しており、小学校の大規模改造工事の実施などにより、教育費についても大きく増加しています。

なお、財源不足を補うため、財政調整基金から3億3,500万円の繰入れを計上するとともに、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から9,140万円を繰り入れております。

予算規模につきましては、一般会計145億9,700万円、特別会計69億9,403万3,000円、企業会計38億1,494万3,000円、予算総額254億597万6,000円となっています。これは、一般会計が、前年度比プラス7.1%、9億6,600万円の増となり、特別会計と企業会計を合わせた総額では、前年度比プラス4.6%、11億834万7,000円の増となります。

厳しい財政状況の中、自然災害への対策や施設の老朽化への対応など、様々な課題を踏まえた必要な予算を確保するとともに、公約の実現に向けた予算を可能な限り計上しているところですが、財政規律も重視して基金からの繰入れを最小限にとどめるなど、投資と持続可能な財政基盤の強化の両立を図った予算を編成いたしました。それでは、公約に沿って重点施策の概要について説明いたします。

まず、「子育てしやすいまちづくり」ですが、仲原保育所の屋根防水改修工事を

はじめとした、保育所の緊急老朽化対策を実施します。

また、増加する学童保育所の入所申込に対応するため、粕屋西小学校の学童保育所を増設し、保育の受け皿拡大を進めます。小学4年生の女子児童が「お父さんに暴力を受けています、先生、どうにかできませんか」と秘密のSOSを発しながら、秘密が守られずに死亡した事件は、社会に大きな衝撃を与えました。学校現場においては、いじめや不登校、保護者とのトラブルといった様々な問題が日々発生し、法や法的価値感に基づく解決や予防が求められる状況となっており、スクールロイヤー、これは学校弁護士と言いますが、これを配置し、法的な立場から助言をいただき、安全・安心な学校環境づくりに努めてまいります。

次に、「住みやすいまちづくり」でございます。

ふれあいバスは、自家用自動車に比べ環境に優しく、交通手段のない親や子ども、そして高齢者の方々にとって生活に必要な移動手段です。町内巡回バスアンケートの結果では、ふれあいバスの利便性を高めるために、「土日祝日の運行」を求める声が数多くありました。このような声を受け、4月1日より、ふれあいバスの土日祝日運行を開始します。12月には新しいバス車両を導入し、町民の皆さまにより身近で分かりやすい運行に努め、多くの方々にご利用いただきたいと考えております。

また、高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児連れの方々が、気軽に外出できる環境を目指して、バス停など公共の場にベンチを設置していきます。賛同をいただける方々のご寄附により、多くの思いやりのあるベンチを設置し、まちのバリアフリー化に取り組んでまいりたいと思っております。

「誇れるまちづくり」についてでございます。

行政情報やまちづくりに関する情報を分かりやすく発信し、町民の皆さまのまちづくりへの関心を高め、協働のまちづくりを進めるためにも情報発信の推進は必要です。

いつでも、どこでも、何でも、誰でも、粕屋町の情報を手に入れることができ、災害情報などの緊急時の情報収集手段としての役割を強化するため、スマートフォン対応やウェブアクセシビリティの対応を行い、町ホームページのリニューアルを実施いたします。

「安心して生活できるまちづくり」についてです。

災害時におけるブロック塀の倒壊は、歩行者にとって危険であるだけでなく、道路を塞ぐと、避難や救助活動の妨げとなる場合があります。道路に面し危険と認められるブロック塀の安全対策を進めるため、国・県・町が一体となり、ブロック塀等撤去促進事業を実施します。

また、町内の保育所、幼稚園、小・中学校における危険箇所のブロック塀改修を

引き続き実施いたします。

福岡県が県管理河川の洪水浸水想定区域の見直しを行ったことに伴い、町内の洪水浸水想定区域が広がり、避難場所、避難所にも変更がありました。12年ぶりとなる新しい防災マップを作成し、全戸配布を行いながら、自主防災組織の強化に取り組み、災害に関する知識や情報を正しく共有し、防災・減災に向けた町民主体の防災体制づくりを推進いたします。

次に、第5次粕屋町総合計画に掲げる4つのまちづくり基本目標に沿って、主要な事務事業の内容を申し上げます。

平成31年度は合計157の事務事業の実施を予定しています。

基本目標1. 「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」についてです。

平成31年度は、予算額25億4,488万円を計上し、44事務事業の実施を予定しております。まちづくり活動支援室は、ボランティアの登録や紹介、まちづくり活動全般にわたる相談の受付や情報提供を行うとともに、まちづくり団体の交流会を開催し、様々な団体や人々の架け橋となって、活動を拡充していきます。

「部活動指導員」が制度化されたことに伴い、中学校における部活動指導員を配置し、部活動指導体制の充実と教員の負担軽減に取り組みます。

子どもたちの安全安心かつ快適に学習できる環境づくりをつくるため、老朽化した校舎の改修や増築は計画的に実施していく必要がございます。平成31年度は、仲原小学校において大規模改造工事を行います。また、小・中学校の配膳室に空調設備を整備し、さらなる衛生管理を徹底いたします。

基本目標2. 「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力のあるまち」についてでございます。

平成31年度は、予算額30億2,852万3千円を計上し、34事務事業の実施を予定しております。都市機能が集積する「集約型のまちづくり」や、多くの世代が快適で魅力のある生活を送ることができる「持続可能なまちづくり」を目指せるよう、まちづくりの推進の基本となる、粕屋町都市計画マスタープランの中間見直しを進めます。

また、酒殿駅南の土地区画整理事業においては、町民と行政による、都市計画マスタープランに即した、緑とにぎわいが共存できる暮らしの拠点づくりを進めます。

橋梁等の道路構造物は定期的に点検し、維持管理する必要があります。点検の結果、早期措置段階と判定された江辻橋の橋梁補修工事を行い、安全で円滑な交通の確保を図ります。福岡県とともに都市計画道路である粕屋・久山線の街路建設事業を進め、福岡都市圏の総合的発展を目指します。

続きまして、基本目標 3. 「誰もが安心して幸せに暮らせる安らぎのまち」についてでございます。

平成31年度は、予算額130億9,138万7千円を計上し、49事務事業の実施を予定しております。今般の大都市圏を中心とした風疹の流行に加え、福岡県も流行地域に指定されたことから、風疹の予防接種の助成を行います。

また、おたふくかぜにおいても、周期的な流行拡大を防ぎ、子どもの健康を守るため、町独自でおたふくかぜの予防接種費用の助成を行います。任意の予防接種となりますが、1歳から3歳までのお子様がいる保護者への啓発と拡大を図っていきたいと考えております。

本年4月に町内の私立認可保育所が新たに開所し、はこぶね認定こども園の定員も増員されます。保育の受け皿は拡大しておりますけども、10月からの幼児教育無償化の影響により、さらなる需要が予想されますので、今後も重点的に待機児童対策に取り組めます。高齢化の進展に伴い、これまで以上に認知症の方々が増えていくことが予想されます。

本町では、これまでも認知症カフェや認知症高齢者徘徊SOSネットワーク事業などに取り組んでまいりましたが、認知症の方が起こした事故やトラブル等による家族の賠償責任に備えるため、個人賠償責任保険への加入により、認知症の方々にやさしい地域づくりを推進します。

男女共同参画の推進につきまして、粕屋町男女共同参画計画の中間見直しを行い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画としても位置づけた後期計画の策定に取り組めます。粕屋町の町営住宅長寿命化計画に基づき、内橋団地バリアフリー化等改修工事を実施し、安全・安心な住まいの確保に努めます。

基本目標 4. 「健全で持続可能な行政経営をめざすまち」についてでございます。

平成31年度は、予算額11億3,248万8千円を計上し、30事務事業の実施を予定しております。

「心かよいあう スマイルシティかすや」をまちの将来像とする、第5次粕屋町総合計画後期基本計画の策定に着手します。

次に、平成15年に期日前投票制度が導入され、その利便性の高さや社会的認知度の向上により、期日前投票の利用は年々増加傾向にあります。夏に予定されている参議院議員通常選挙に際し、町内のショッピングセンターに期日前投票所を設置するよう話を進めており、投票率の向上に取り組めます。

次に、建物を長期間にわたって安全に良好な状態で使用していくため、粕屋町公共施設等総合管理計画に基づいた施設ごとの長寿命化計画、これは個別施設計画で

すが、これを策定いたします。2020年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。それに先駆け、福岡でも大規模なスポーツイベントが次々に開催されます。4月に世界フィギュアスケート国別対抗戦、6月には日本陸上競技選手権大会、9月にはアジアで初めてラグビーワールドカップが開催されます。

福岡都市圏の他の市町と協力し、各種大会を盛り上げるとともに、子どもたちへ観戦教室や体験教室などを通してスポーツの普及啓発に取り組みます。

以上、平成31年度の町政運営の方針を申し述べました。終わりになりますけれども、町民の皆さまの負託に応えるため、そして多くの先人のもとに築かれた粕屋町を確実に継承し、その先の時代へさらに発展させていくことを使命として、まちづくりに邁進してまいります。

町民の皆さま、そして、ここにお集まりの議員の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、平成31年度の施政方針とさせていただきます。

(町長 箱田彰君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

日程第4、「諸般の報告」を行います。

広域行政である、一部事務組合の平成31年度予算の状況をお手元に配付しておりますので、内容をご参照ください。なお、全員協議会の中で各事務組合に派遣しております議員に詳細な内容を報告していただきますので、ここでの詳細説明は省略いたします。

以上、広域行政一部事務組合の諸般の報告を終わります。

なお、閉会中の所管事務調査の報告は、22日の議員全員協議会の席で各委員長及び選出代表議員の方に報告をいただく予定になっております。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第5、「行政報告」及び日程第6、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案等は27件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田彰町長。

(町長 箱田彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」を申し上げます。

今定例会での報告といたしましては、一部事務組合の平成29年度決算が1件、一部事務組合等の平成31年度予算が8件でございます。別途、紙面に一覧表載せてお

りますので、後ほどご一読をお願いいたします。

以上で、「行政報告」を終わります。

引き続きまして、「議案等の上程」を行います。

平成31年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、教育委員会教育長の任命同意が1件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、条例の改正が7件、平成30年度補正予算が5件、平成31年度当初予算が7件、指定管理者の指定が1件、訴えの提起が1件、一部事務組合の規約変更が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が1件。

また、本日追加いたします議案として、平成30年度一般会計補正予算が1件、工事請負契約の変更についてが1件でございます。以上27件でございます。

それでは、議案第6号から順にご説明申し上げますが、議案第15号から議案第26号までの予算案につきましては副町長よりご説明を申し上げます。

議案第6号は、「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」でございます。現在、粕屋町教育委員会教育長をしていただいております西村久朝氏の任期が、本年3月31日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

西村氏の経歴につきましては資料を添付しておりますが、長年教職に奉職され、教育長としての識見・人格ともに優れ、厚い信頼を寄せている方でございます。この度の任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続いて議案第7号は、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」でございます。

平成19年4月から粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が、本年4月28日をもって満了となります。よって、同氏を再度選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては、経歴書を添付しておりますが、同氏は長年不動産鑑定士として土地、家屋の評価に携わってこられた専門家であり、本委員に最適な方で、人格・識見ともに優れた方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしく申し上げます。

議案第8号は、「粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

超過勤務命令の上限設定等に係る人事院規則等の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号は、「粕屋町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例につい

て」でございます。

住民ニーズの多様化などに伴う業務量増加への対応として、職員の増員を行うほか、本年度不在となっておりました部長について、平成31年度から再配置を行うこととしましたので、執行部の体制を整理するため、副町長定数を1名に減員するべく、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号は、「粕屋町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、項ずれが生じたので、同法の条項を引用する条例について、所要の規定を整備するものでございます。

議案第11号は、「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、布設工事監督者の資格基準について、所要の規定を整備するものでございます。

議案第12号は、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

国民健康保険の制度改正に伴い、国保の財政運営の責任主体である県から示された国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率をもとに、平成31年度から、国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うものでございます。

議案第13号は、「北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例が改正され、平成31年4月1日から火葬料金の引き下げが行われますので、当町における火葬料金の補助額の見直しを行い、改正後の火葬料金の半額を補助するよう改正を行うものでございます。

議案第14号は、「粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

平成30年6月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法による災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する規定が、平成31年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次の、議案第15号から議案第26号までの予算につきましては、副町長よりご説明を申し上げます。

(町長 箱田彰君 降壇)

◎議長 (山脇秀隆君)

続きまして、吉武副町長。

(副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長 (吉武信一君)

では、議案第15号から第26号までご説明を申し上げます。

では、議案第15号は「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,573万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億9,314万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、町税を1億2,830万円。地方消費税交付金を1,000万円増額し、国庫支出金を1,036万5千円、県支出金を2,845万1千円、寄附金を1,000万円、町債を2,850万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、公共施設整備基金積立金を2億886万5千円、財政調整基金積立金を1億8,123万3千円、流域関連公共下水道事業補助金を5,000万円増額し、広域環境衛生事務費を7,075万8千円、街路建設事業に伴う町事業費を4,900万円、児童手当給付事業費を3,000万円減額するものでございます。

議案第16号は、「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれは326万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億5,158万4千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、一般被保険者返納金を700万円増額、一般被保険者第三者納付金を350万円減額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を676万6,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、国庫支出金等返納金を198万4,000円増額し、審査支払い手数料を250万円、葬祭費を45万円減額するものでございます。

議案第17号は、「平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,001万3千円とするものでございます。

歳入は繰入金、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金を、それぞれ98万2,000円減額するものでございます。

議案第18号は、「平成30年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ796万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億9,059万5千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険料を1,034万2千円、繰入金を283万5千円減額し、国庫支出金を343万6千円、諸収入を438万3千円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を205万4千円、地域支援事業費を678万1千円減額し、諸支出金を87万3千円増額するものでございます。

議案第19号は、「平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

主な補正の内容は、平成29年度流域下水道維持管理費に係る剰余金による特別利益の増額、及び一般会計繰入金の各項目での増減により、収益的収支につきましては、収入を5,988万1千円増額し、13億8,648万6千円に、資本的収支につきましては、収入を54万8千円、支出を54万円減額し、収入8億6,274万4千円、支出11億1,755万3千円とするものでございます。

議案第20号は、「平成31年度粕屋町一般会計予算について」でございます。

平成31年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ145億9,700万円とするものでございます。

これは、対前年度比7.1%、9億6,600万円の増になり、その主なものを事業別に前年度と比較しますと、障害者自立支援給付事業費を8,789万5千円、私立町外保育施設等運営事業費を2億5,280万9千円、農業振興事業費を5,384万9千円、橋梁維持事業費を6,389万円、地域生活空間整備促進事業費を7,180万円、学童保育所運営事業費を5,751万3千円、小学校運営事業費を5,301万3千円、小学校施設整備事業費を8,077万9千円、前年度より増額する一方、広域環境衛生事務費を4,902万1千円、街路建設事業に伴う町事業費を5,250万円前年度より減額し、計上しております。

また、財源不足を補うため、財政調整基金から3億3,500万円繰入を計上するとともに、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から9,140万円繰入れております。

議案第21号は、「平成31年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

平成31年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億1,072万2千円とするものでございます。これは、前年度当初予算比で1%の減となっており、主な要因は、国民健康保険事業納付金の減額及び県支出金の減額等によるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を7億8,609万2千円、県支出

金を28億3,035万2,000円、繰入金を2億7,040万8千円計上し、歳出の主なものとしたしましては、保険給付費を27億7,362万6千円、国民健康保険事業納付金を10億6,719万2千円、保険事業費を3,476万1千円、前年度繰上充用金を8,000万円計上するものでございます。

議案第22号は、「平成31年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

平成31年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億1,681万6,000円とするものでございます。これは、前年度当初予算比4.2%の増となっており、主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料を4億700万円、繰入金を1億881万1千円計上し、一方、歳出の主なものとしたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金を4億9,892万7千円計上するものでございます。

議案第23号は、「平成31年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億5,003万4千円とするものでございます。これは、対前年度比5.7%増となっており、その主な理由は、保険給付費の増大に伴うものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、保険料5億5,177万4千円、国庫支出金5億805万1千円、支払基金交付金6億3,124万2千円、県支出金3億3,874万3千円、繰入金4億2,014万円を計上しております。

一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費7,671万8千円、保険給付費22億4,552万9千円、地域支援事業費1億2,572万9千円を計上するものでございます。次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,528万6千円とするもので、対前年度比23.5%の減となっております。

歳入の主なものとしたしまして、サービス収入1,528万4千円を計上し、一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費1,261万5千円、サービス事業費267万円を計上するものでございます。

議案第24号は、「平成31年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」でございます。

平成31年度の本特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ117万5千円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、諸収入116万円であり、一方、歳出の主なものとしたしましては、諸支出金94万5千円でございます。

議案第25号は、「平成31年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。
収益的収支につきましては、収入が10億4,689万2千円、支出が9億2,694万9千円
で資本的収支につきましては、収入が410万円、支出が5億24万1千円でございます。
収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び建設改
良積立金等で補填するものであります。

議案第26号は、「平成31年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」
でございます。

収益的収支につきましては、収入が12億6,745万円、支出が13億4,447万2千円で、
資本的収支につきましては、収入が7億9,104万4千円、支出が10億4,328万1千円で
ございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金
及び減債積立金で補填するものであります。

以上、議案第27号からは、町長よりご説明を申し上げます。

(副町長 吉武信一君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

(町長 箱田彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

議案第27号は、「指定管理者の指定継続について」でございます。

福祉センターの指定管理については、平成28年3月定例議会 議案第34号にて議
決をいただき、平成28年4月から3年間、粕屋町社会福祉協議会を指定管理者とし
て指定しておりました。今回、指定期間の満了に伴い、粕屋町社会福祉協議会より
指定管理者継続の申し出がありました。

町といたしましては、次期の指定管理者の選定にあたり、主に、粕屋町の状況を
的確に把握し、地域福祉に精通しており、弾力性、柔軟性に優れた施設の運営がで
きること。また、施設の設置目的を効率的に達成し、地域活動拠点としての安定し
た施設管理を行い、かつ管理経費の節減に努めていることなど、過去3年間の経営
努力の実績を評価した結果、粕屋町社会福祉協議会は、指定管理者としての事業効
果が相当程度期待できると認められます。

このような状況から、粕屋町福祉センターの指定管理者として、平成31年4月よ
り3年間、粕屋町社会福祉協議会を継続して指定することについて、議会の議決を
求めるものでございます。

続いて、議案第28号は、「訴えの提起について」でございます。町が管理する町
営住宅についてその家賃は粕屋町営住宅条例第17条第2項の規定により、入居者が
納付することになっております。しかしながら、町営住宅家賃を滞納し、町からの

再三にわたる督促にもかかわらず、納付されない事案が発生しております。

よって、その相手方に対し、粕屋町が町営住宅の明け渡し請求の申し立てを福岡地方裁判所に行くものでございます。

これにより、申立時に訴えの提起があったものとなるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第29号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」でございます。

平成31年3月31日に、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が、解散により福岡県市町村職員退職手当組合から脱退し、また、平成31年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合が、新規設置により同組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

現在1名欠員となっております人権擁護委員の候補者として、長者原下区にお住まいの宮川健二氏を法務大臣に対し推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

宮川氏は、経歴書にありますように、粕屋町で一般行政職事務吏員として長年勤められ、社会教育課配属時は、人権教育担当もされておりました。退職後は積極的に地域の活動をされるなど、人権問題への理解も深く、広く社会の実情に通じ、人格・識見ともに優れた方であります。

推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加で提案させていただきます議案2件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第30号は、「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

議案第15号、「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」により、一般会計の補正予算を提案させていただいたところでございますが、南里水路護岸改修工事において、緊急的に追加工事を実施する必要が生じたため、平成30年度の一般会計補正予算を追加で提案させていただくものでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ465万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億9,780万4千円とするものでございます。

歳出の内容としましては、南里水路護岸改修工事費の増額により、農業振興事業費を465万9千円増額し、同額の繰越明許費を計上するものでございます。

また、財源不足を補うため、財政調整基金から、歳出と同額の465万9千円の繰入を計上しております。

続いて議案第31号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

平成30年4月25日に護岸のコンクリート矢板が崩落した南里水路について、指名競争入札により、南里水路護岸改修工事、工事の期間を平成30年11月1日から平成31年5月10日まで、当初契約額を4,563万円、契約の相手方を有限会社福澤建設とする工事請負契約を平成30年10月31日に締結しております。

その後、施工現場の状況から、安全性等を考慮し、平成31年1月22日に搬入出路や仮設道のための盛土工、配水管の設置を主な内容とした第1回変更契約を行っていましたが、2月の連続した降雨により、護岸の地山部分のずれが発生したことに伴いまして、緊急的に追加工事を実施する必要性が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、「工事請負契約の変更について」を提案させていただくものでございます。

今回の変更契約は、第1回変更契約額4,895万9,640円から465万8,040円増額し、5,361万7,680円とするもので、変更の主な内容は軽量鋼矢板、幅400ミリ、175枚の打設及び撤去でございます。工事の期間の変更はございません。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田彰君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

日程第7、「発議の上程」を行います。

発議第1号、「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、提出者に趣旨説明を求めます。

14番、本田芳枝議員。

(14番 本田芳枝君 登壇)

◎14番（本田芳枝君）

発議第1号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を今から発議いたしますが、理由としては、粕屋町議会の常任委員会についてその任期を改めるための改正を行うもの。それで、内容としてはですね、第3条第1項本文中4年を2年に改めるというものでございます。

その理由を今から申し上げます。二つ観点から、この理由を述べます。まず第一、これは任期の是非についてでございます。地方自治法には、常任委員の任期につい

て109条には常任委員会の規定があり、その2項（※注意 粕屋町議会委員会条例第7条第1項）に、議員はそれぞれ一の常任委員になるものとし、常任委員は会期の始めに議会において選任し（※注意 粕屋町議会委員会条例第7条第2項）、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任するとあります。（※注意 粕屋町議会委員会条例第3条第1項）結果として、常任委員会のあり方は各自自治体において条例で定めることができるとなっています。（※注意 地方自治法第9条第1項第9号）それで粕屋町議会は、平成27年の12月に常任委員会の複数制を盛り込んだ条例改正を行いました。

このときの主な目的は、常任委員会の人数が委員長も含めて4人という委員会もあったことから、3常任委員会を堅持して、委員の人数を増やすために制定されたものでした。この複数制に関しては確定ではなく、今後も検討を重ねていくということになっています。

議会の議案審査は各常任委員会に付託し、その結果報告をもとに賛否を問うというやり方でございます。議会の中で最も大事な部分で、行政は各常任委員会で丁寧な説明をすることになっております。

私は、この議案審査の過程データで得たものが、議員の質の向上、ひいては議会のレベルアップにつながると考えております。地方分権規制緩和の中で地方政治の最終判断は、議会が決定します。より幅の広い専門知識を身につけることが必要で、私の経験では、議員任期中に常任委員会の所属を変わることができる仕組みを作り、委員会の構成や所属の自由を確保し、各自が、町の提案に対して自由闊達な意見を述べることができ、また議会からの政策立案へ貢献する大きな一歩となり、議会の活性化を招く大きな要素だと考えております。

二つめは、なぜ今発議をするのかということについて説明いたします。

実は、私自身は、もう少し後で提案する予定でした。ところが、今回急に発議しましたのは、それは、議長・副議長、委員長・副委員長の2年任期という流れを、この発議が法律的に保障するものと思うからです。

平成27年6月、議長の不信任案が出され、9人の議員の賛同により可決となりました。けれども、議長は辞職されませんでした。そのため、その1年後、平成28年6月議会運営委員会において、申し合わせ事項に議長及び副議長の任期は2年とする。ただし後任者が選任されるまで在任する。また再任は妨げない。（ただし、地方自治法第103条第2項が原則）併せて、委員長副委員長の任期を2年とする。ただし、再任は妨げない。（粕屋町委員会条例第8条第3項の規定と反するため、条例改正時に変更）のこの二つの事項が追加されました。

ところが、それがまたですね、平成30年1月、粕屋町には今までなかった口頭に

よる申し合わせ事項をあえてつくり、上位法に反するものであるという理由により、申し合わせ事項からこの口頭のほうに、2つの条文だけ移されました。私は、自治法の定めを生かし、なおかつ、粕屋町のこれまでの議会運営の取組みに対する申し合わせ事項の内容を生かすには、それぞれに信任投票をするという仕組みを取り入れることがベストだと思っております。平成28年6月の申し合わせ事項の改定の際の審議の折には、信任投票すると言っておられますが、これが明文化されていません。具体策が盛り込んでおられない不十分な取り決めになっております。申し合わせ事項に、議長・副議長の任期を2年、委員長・副委員長を2年とすると定めた時に、今回私が発議する、2年の任期を条例に盛り込んでおけば、信任投票する土台ができていたと思います。その信任投票をするためには、常任委員会の任期を2年とし、残りの2年を住民の負託に応えるよりよいものにするために、各議員が所属を振り返り見直す機会として、この条例の改正案を提案します。

しかも、見直すということなので、そのままその常任委員会に希望をしてもいいということになります。これは、今後の常任委員会のありように大きく寄与し、議会の活性化に貢献するものとして、今ここに提案をいたします。

以上でございます。

(14番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

日程第8、「議案等に対する質疑」に入ります。

はじめに、町執行部から提出されました議案等に対する質疑をとります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、発議第1号の質疑に入ります。

発議に対する質疑のある方はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第9、「意見書案の上程」を行います。

お手元に配付しておりますように、今期定例会に提出された意見書案は1件であります。

事務局長が意見書案を読み上げます。

古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

それでは、お手元に配付いたしております、追加の議案が2件生じたために本日差しかえております議事日程表をご覧ください。

5ページから8ページに意見書案関連を掲載しております。読み上げます。

意見書受理番号1番、受理年月日、平成31年2月18日。件名、「消費税増税の中止を求める意見書案」。意見書の要旨、意見書写し添付につき省略。意見書提出者、粕屋町議会議員田川正治議員、川口晃議員。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今から、提出者に趣旨説明を求めますが、説明にあたっては、議事進行上の都合上、簡潔・明瞭をお願いいたします。

意見書案第1号「消費税増税の中止を求める意見書案」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者を代表いたしまして、10番、田川正治議員。

（10番 田川正治君 登壇）

◎10番（田川正治君）

今から消費税増税中止を求める意見書の趣旨説明を行います。

皆さんには、消費税増税の内容についての資料をお渡ししておりますのでご参照ください。

私は、現在の経済状況のもとで、消費税増税は中止すべきだと考えます。消費税は、低所得者ほど生活と暮らしに大きな影響を与えて、負担が増える制度であります。総務省の家計調査では、物価上昇分を差し引いた実質家計支出は、消費税8%増税以降落ち込んだままです。内閣府のGDP統計でも、家計消費は8%増税による打撃を回復していない。このように、家計消費の落ち込みがあるということでもあります。

そういう立場から、この時期に消費税増税というのは、中止すべきだということです。このように消費が落ち込んでいるもとで、消費税を10%に増税するために、国民に分かりにくい複雑怪奇な税方式を導入しようとしております。

安倍首相は今回、10%にしても、いただいたものは全てお返しの形で対策をする。このように述べました。しかし、そうであるならば、国民に負担増を押しつける消費税10%、初めからやらなければいいわけです。消費税10%の増税のために、安倍政権はだましの手口いろいろ使っております。これは、国民の批判をかわすと

いうことにしかないとします。複雑な複数税率、ポイント還元、買う商品、買う場所、買い方、支払い方で、消費税が、3%・5%・6%・8%・10%、このように分類する税方式の導入ということです。スーパーやコンビニ店では現金払かキャッシュカード払か、これで消費税率が違う。商店では、レジの機械を変更する費用が負担になり、店員の方もお客さんに対応するのに混乱が起きる。このようなことが言われております。

今、国会でも論戦があり話題になっている厚生労働省の毎月統計や勤労統計の問題では、昨年の賃金上昇率が実態よりもかさ上げされていたというようなことで、国のあらゆる指標を示す基準が揺らぐような問題にもなってます。統計で事業所を入れ替えていない共通の事業所で比較すれば、昨年の賃金もマイナスと。政府の統計の数字でも、この6年間推移してみれば、8%へ増税した後は、平均賃金が10万円以上落ち込んだままということであります。

また、安倍首相は連合の調査では、今世紀で最高の賃上げと主張しておりますが、物価上昇分を差し引いた実質賃金はマイナスです。連合の調査でも、このことは明らかです。2014年から18年、物価上昇分を差し引いた実質ベースアップ率は、平均でマイナス0.54%。ベースアップどころかベースダウン。実質賃金は、今世紀に入って最悪水準です。

また、安倍政権のもとで、業者が380万人増えたということが国会で発言をされました。しかし、この6年間で就業者数が増えたのは、7割は65%以上の高齢者266万人。次に、学生と高校生を中心とする15歳から24歳、90万人です。なぜ、そうなるのか。それは、高齢者は年金が減らされる。学生は親から仕送りでは生活できない。学費は高いためにアルバイトせざるを得ない。働き盛りの30歳から60歳の就業者は増えていないのです。

また、消費税を上げた分をお返しするということが政策としてありますが、ポイント還元と複数税率。これは、中小業者や中小企業団体は、批判的になっています。日本スーパーマーケット協会3団体は、ポイント還元見直しのための意見書を政府に提出しました。キャッシュレスになると商品が売れても、現金がすぐお金が入らない。このようなことで、中小業者からは、国会、国民からも総スカンと言われる。

このような天下の愚作と言わざるを得ない消費税増税です。テレビ朝日の報道ステーションでは、ポイント還元プレミアム商品券などの2兆円規模の経済対策を評価しない、66%。評価するのは22%。また、消費税を導入してから、372兆円を国民から集めたわけですが、そのお金がどうなったのか。大企業の法人税、富裕層の優遇税制、291兆円使われました。

消費税は高齢者や子育てのため、福祉のためということは崩壊してしまっており
ます。安倍政権は、消費税を福祉予算に使わないだけでなく、毎年増え続ける福祉
予算を押さえ込んでおります。その結果、7年間で4兆2,720億円の福祉予算、切
り捨てられました。この上に消費税が増税になれば、生活を切り詰めても生きてい
けない国民が増大します。消費税を増税しなくても、社会保障の財源あるのか。
このことが言われます。空前の大もうけをしている大企業、内部留保425兆円ため
込んでるんです。内部留保を賃金に出させる大企業に中小企業並みの税負担をして
もらう。富裕層の優遇税制をなくす。このようなことを行えば、財源は十分にあり
ます。法人税は、消費税導入前の50%から37%に引き上げて、16年には30%を切る
ということに優遇制度がなっています。1億円以上の所得になれば、所得税率が引
き下がる。

このような制度、累進課税にして、不公正税制をただして、富裕層の下部の優遇
税制などなくせば、消費税10%分の財源確保できます。最後に、テレビ朝日の報道
ステーションでは、10月からの消費税10%引き上げを支持しない49%、支持するの
45%を上回っております。

NHKは、景気回復を実感していない人が66%、実感してるが8%ということ
でした。TBSの調査では景気回復の実感がない82%、実感しているは13%、消費税
増税反対が41%いて、賛成の人の31%を上回っていると報道されております。

このように、世論調査にもあらわれているように、これが国民の生活の実感です。
消費税10%の増税は、今やるべきではありません。中止すべきです。

以上をもって、意見書の趣旨説明を終わります。

(10番 田川正治君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

説明が終わりましたので、日程第10、「意見書案に対する質疑」に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

なお、この意見書案第1号につきましては、最終日において討論、採決となりま
す。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を55分からといたします。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時55分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

日程第11、「請願の報告」を行います。

今期定例会で受理した請願は、1件であります。事務局長が報告いたします。

古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

それでは、議事日程表の9ページから12ページに請願関連を掲載しております。読み上げます。

請願受理番号1番。受理年月日、平成31年2月21日。件名、「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書」。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。請願者の住所及び氏名、福岡市博多区千代4丁目30番2号、美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会、運営委員長、山本大蔵様。紹介議員氏名、安藤和寿議員、末若憲治議員。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

ちなみにこの請願は、先の12月定例会に提出され、上程された後、記載内容に不備があったため、提出者より撤回されたものの改めての提出分でございます。

お諮りします。

今回提出されております請願第1号は、粕屋町議会会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

請願の取り扱いにつきましては、町村議会の運営に関する基準第121号の規定によりまして、「委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは、紹介議員に説明させる。」とあります。先日開かれました議会運営委員会におきまして、請願第1号につきましては、紹介議員に本会議場で趣旨説明及び質疑があった際の答弁をさせると決まりましたので、紹介議員を代表しまして、安藤和寿議員に趣旨説明を求めます。

なお、説明にあたっては、議事進行の都合上、簡潔・明瞭をお願いいたします。

5番、安藤和寿議員。

(5番 安藤和寿君 登壇)

◎5番(安藤和寿君)

受理番号1番、「国会における憲法論議の推進と国民的議論の環境を求める意見書提出に関する請願書」についてご説明させていただきます。

請願者は、団体名、美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会。提出先は資料のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官の6名であります。

請願理由につきましては、①、②に記載のとおりであり、意見書の提出をお願いする請願となっております。意見書がついていますので、読み上げさせていただきます。

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、わが国の発展に重要な役割を果たしてきた。このことは、われわれ国民の誇りとするところでもあり、この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持させなければならない。

一方、憲法は、今日に至るまでの70年余り一度の改正も行われておらず、この間、わが国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じています。こうしたことに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から、国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められる。このような状況の中、国会でも平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法議論が始められています。

憲法は国家の基本規定であり、その内容については国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきであります。よって、国におかれては、日本国憲法について国民において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。福岡県粕屋町議会。提出先、衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、伊達忠一殿。内閣総理大臣、安倍晋三殿。総務大臣、石田真敏殿。法務大臣、山下貴司殿。内閣官房長官、菅義偉殿。

以上、ご審議の上、賛同いただきますようお願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

(5番 安藤和寿君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今説明が終わりましたが、1行目ですね、12ページの1行目の国民主権を国民主義と言われましたので訂正をしたいという、それと下から3行目の国会が国民になっておりましたので、このとおり、書いてあるとおりが正しいので、読み違い

でございますので、指摘しておきたいと思います。

これより、日程第12、「請願に対する質疑」に入ります。

質疑におきましては意見等はですね、最終日でございますので、あくまでも今回この件に対する質疑という形でお願いしたいと思います。質問者、答弁者ともに簡潔・明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

紹介議員に対する質疑はありませんか。

9番、川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

2点ほどですね、質問したいと思います。

憲法論議を進める機関が、憲法審査会が、国会では開かれております。安倍首相の9条3項に自衛隊を書きこむってという発言があつて、それで今、それをめぐって国民の反対も強く、国会でもストップしておりますけども、請願者が論議を要望している機関ってというのはこの憲法審査会で確認してよろしいですか。それが1点。

もう1点は、請願者の山本氏は、12月議会で資料をいただいて、日本会議に所属しているというのが主張をいただきました。日本会議の主張ちゅうのは、憲法9条に自衛隊を3項に書き込むという主張です。そして、請願の文書の中にですね、国防、大規模災害などに活躍しているとの記述がありますけども、日本には警察や消防組織もありまして、国民に密着して活動しています。

8年前の3.11の東北大地震では、消防団員は大勢が亡くなりました。報道されていませんが、警察の方もだいぶ被害が遭われたんじゃないかと思います。それなのに、警察とか消防は憲法には書き込まれていません。

国防という観点から見ると、日本は島国ですから、自衛隊が動く前に、警察や消防が動くことは、これは必然です。ベトナム戦争の場合を考えてみますけど、軍だけでなく、警察とか隠蔽組織までつくって阻止したわけですね、アメリカの侵略を。ヨーロッパではレジスタンスもそういう観点で起こりました。もともと日本は戦争放棄してるんですから、自衛隊があつたとしても、憲法に書き込む必要はないと私は思います。

なぜ必要なのかっていうのを簡略に説明してください。2点。

◎議長（山脇秀隆君）

5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

あくまでも今回の請願につきましては、請願提出者の中の趣旨に基づいてご説明しております。そういった中で、国会あくまでも国会で議論するということの観点から、各国会でのですね、党の幹部の発言コメントがありますね、それを読み上

げたいと思います。

山尾志保里立憲民主党憲法調査委員会事務局長のコメントであります。

これは平成31年1月4日読売新聞の記載で、野党の一部で言われてきた安倍政権のうち、憲法を議論しないという主張は立憲的ではないと思います。お互い信頼できる環境をつくり、今年の通常国会からは、丁寧に憲法審査会を動かしていくべきだと思います、など、国の中での与野党の動きもいろいろと変わってきてる状況でございます。

あくまでも、今回の趣旨の中に基づいて請願を提出、受理して紹介議員とならさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。大丈夫ですか。簡単にちょっと問うてもらっていいですか、もう1回、川口晃議員。簡単に言ってください。

◎9番（川口 晃君）

1点はね、憲法審査会で審査することを請願者は要求しているということですか。それが1点。

2点目は、自衛隊を、戦争放棄した条項があるのにね、自衛隊は何で書き込むんですかということ。

◎議長（山脇秀隆君）

5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

あくまでも、今回の趣旨説明の中身において説明しておりますので、意見書の案の中にですね、自衛隊等の部分は一言もうたっておりません。

あくまでも、意見書の案のところの部分でそう言いますので、自衛隊、あくまでも提出先はですね、憲法審査会というところではなく、衆議院議長以下内閣官房長官を初めとする6名になっておりますので、そのあたり、ご理解のほうをお願いしたいと思いますけど。

◎議長（山脇秀隆君）

中身については、今言われましたように、国会のほうで細かく審議をされると思いますんで、今安藤和寿議員が言われるように、今回は、こういった論議を、国民的論議を推進してほしいという意見書というふうに受けとめますので、よろしくお願ひします。

6番、中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

はい。

◎議長（山脇秀隆君）

今、何度も同じ答えが今返ってきておりますので、これ以上変わることはないと思いますので、趣旨説明の中での意見書案ということになっておりますので、安藤議員それでよろしいですかね。

6番、中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

意見書のほうですね、一番上に三原則とありましてさっき言われましたように、こういうふうなことがある。もう一つですね、一番下に三権分立というふうな言葉もありますよね。

簡潔に申します。前回もこれ質問したことなんですが、99条というのは憲法尊重し擁護するっていうか、この6名の方っていうのは、皆さんそういう立場の方なんですよね。だから、言いたいことというのはですね、質問したいのはですね、衆議院議長それから参議院議長は、国会の中でですね、こういう論議をしてもらってもいいのかなと思いますが、残り4名の方に関してはですね、この趣旨とっていうんですかね、こういう方に上げていいのか。そういう整合性について、聞きたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

整合性ということで、ご質問受けとるんですけども、あくまでも議会で請願しようとする、議員必携の中にも載っておりますけども、議会に請願しようとするものは、議員の紹介に請願書を提出しなければならないということで規定されております。

その中の請願の制度、見てですね、今回の意見書の請願書の中身に関して判断して、紹介議員になった次第でございますので、その三権分立、提出先が妥当かどうかということに関しては、質問に対しては、回答することはできません。

以上です。そうした議論は、最終討論でございますので、討論のほうで言うただけだと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

10番田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会というのは、どういう団体なのかということについては、今、川口議員のほうからも言われましたけど、前回の時にですね、安

藤議員より、この美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会が作成した資料をいただきました。

それは、本会議場では、資料が提出されなかったんで、終わった後それを提出するように、ほかの議員からも要望があって、いただきました。その中にですね。日本会議の考え方が基本にあってですね、憲法改正の内容の第1番目は、天皇問題。2番目は、自衛隊問題。3番、緊急事態法。教育の。このようなことがもらった資料の中に掲げているというのを、もらいました。日本会議が書かれたんですね。

そういう点で言えば、この、憲法論議、非常に抽象的な内容で、これで何かこう、中身が分からないほうがいいからそういうことだったと思いますが、この内容と憲法論議というのが一体のものだというふうに思うんですけど、内容の説明をお願いします。憲法論議の内容。

◎議長（山脇秀隆君）

田川議員、その書類についてはですね、この場では配付されてない、知らない方もいらっしゃるんですよ。それと、いやそれは全員じゃないんですよ。全員じゃないと思います。全員じゃないと思うんですよ。それを、今ここで、どうだこうだって言われても多分聞いている方は分からないと思いますんで、これは改めて配付していただいてですね、最後の討論等でございますので、そこで審議をしていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

そしたらですね、憲法論議のところの1番頭に日本国憲法について、今後も堅持されなければならないというふうにはですね、今の憲法が3権分立、国民主権、平和主義、基本的人権のもとでということ述べているのにもかかわらずですね、そのあとは改憲せないかんということなんです。その中身がまた分からない。

それからあとのね。憲法のどこが問題でどうなのか。これについての説明をちょっとお願いします。どれをどうしようということがこの趣旨の中に入っとんのか。全く分からないで、憲法論議ということばかり言ってもですね、理解できないですね、ちょっと内容説明を。

◎議長（山脇秀隆君）

5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

意見書の中にも入っております、現憲法は今日に至るまでの70年余り、一度の改正も行われていないということからですね、内外の諸情勢も大きな変化が生じてきているということで、先ほども申しましたとおり、国会の各党幹部の発言っていうの

ものがございます。

それは後からお配りいたしますので、この場ではなぜ憲法改正しなきゃいけないのかっていうことごとに関しては、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

ここで注意したいんですが、憲法改正をしろという話は書いてないんですね。だから、あくまでも国民にその喚起を求めるっていう意見書案なんで、そういったことも今、両方で言われてることも含めてですね、論議してほしいっていうことを、やってほしいという意見書案だと思うんですよ。

だから、前提が憲法改正しろじゃないと思いますんで、その辺改めて安藤和寿議員、申し述べてください。誤解を招くんで、はい。

◎5番（安藤和寿君）

あくまでも、今回の請願につきましては、趣旨の中身にのっとり、提出をさせていただきますので、最終日に討論等がございますので、そのほうで討論のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

（許可のない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

まとめて、考えて発言してください。まだちょっと言ってませんよ、指名してませんよ、まだ。まとめて言ってもらえれば助かります。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

紹介議員のことについて、先ほど安藤議員がその議員必携に基づいて言われてましたけど、紹介議員は、この内容について責任を持たなければならないというのが基本なんです。ということは、この中身をね、説明するだけのものをやっぱりせんとね、この中身は抽象的で、そしてこれをお願いしますということではですね、私は議員として、紹介議員としての役割はね、持てない。こういうことを続けたらね、今からの請願とか、そういうものに対することが非常に町民からでも受け取る場合でもね、いいかげんなものにならせんかつちゅう気がするんです。

そこはしっかりね、正していかないかん問題だというふうに思います。

◎議長（山脇秀隆君）

分かりました。それは議会全体に関わることなので、今は、議会に対して発言をされたというふうに思ってますので、その辺も含めて、今後注意をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

14番、本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

前回もですね、同じような内容のちょっと質問をしたんですけど、その明確ではないので。

今回の提案理由の中にですね、11ページに書いてございます、1のところでね、請願理由の。昨年マスコミの世論調査とそれから6割以上と。

具体的にはですね、昨年1月にマスコミが行ったということで、どういうマスコミですかという話をですね、質問したと思います。で、そのときちょっとお答えをいただいたような気がするんですけども、それはそれとして、ここじゃなくてね、ほかのところで何かお答えをくださったかなって今思い出しているんですが。

私が今言いますのは、このマスコミの世論調査というのはどんどん変わっていつてるんですね。そのときの状況に応じて。だから、昨年の1月っていうのが平成いつなのか。それから、このマスコミがどこのマスコミなのか。その辺をもうちょっと明確にですね、書いていただいた上で、今、沖縄のこととか統計調査の件とかいろいろんなことがいっぱいあります。

そういった流れの中で、憲法に関しても考え方をいろいろ皆さん思っておられますので、ちょっと、あの数字が大ざっぱなんですね。だから、もうちょっと具体的に、ちょっとここを書いて質問といいますか、提案していただけたらありがたいんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

分かりました。マスコミとその昨年っていうのがいつのことかっていうことだろうと思いますんで、判断をするのに必要ということなんで、それができるかどうかを答えてもらっていいですか。

5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

この請願書につきましては、糟屋郡1市7町でも採決されておる状況でございます。採決されとる部分の決議表並びにマスコミ等の調査資料の部分につきましては、いただいておりますので、後ほどお渡ししたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

はい、今、本田…答弁をお願いします。

◎5番（安藤和寿君）

最近の世論調査ということで、産経新聞・FNN、1月23日発表では、国会論議は必要か、必要なしかということで、国会論議は必要ということで67.2%。必要な

し、29.6%。ANN・朝日系、1月22日発表、論議は必要が63.0%、必要なし21.0%、読売新聞、1月15日発表、必要が62.0%、必要なし30%ということになっております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田議員。

◎14番（本田芳枝君）

いつですか。

◎議長（山脇秀隆君）

平成何年でしょうか。

◎5番（安藤和寿君）

資料をいただいたのが2月の6日になりますので、また、各党の幹部の発言等の部分の記載もごぞいます。

そういったことで、最近の世論調査の1月調査と平成31年度の1月調査ということで捉えております。

◎議長（山脇秀隆君）

よろしいですか。31年ね、平成31年1月の世論調査ということになりますので、よろしくお願ひします。

ほかに。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

なお、この請願につきましても、最終日において、討論・採決となります。

日程第13「議案等の委員会付託について」お諮りいたします。

本日上程されました、6号議案から14号議案、27号議案から29号議案、31号議案、発議第1号及び諮問第1号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。

次に、15号議案から19号議案、30号議案の「平成30年度粕屋町補正予算」及び20号議案から26号議案の「平成31年度粕屋町当初予算」については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する

予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に太田健策議員、副委員長に本田芳枝議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前11時20分)

平成31年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成31年3月4日（月）

平成31年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月4日（月）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	2番	井上正宏	議員
2番	議席番号	10番	田川正治	議員
3番	議席番号	8番	太田健策	議員
4番	議席番号	3番	案浦兼敏	議員

2. 出席議員（16名）

1番	末若憲治	9番	川口晃
2番	井上正宏	10番	田川正治
3番	案浦兼敏	11番	福永善之
4番	鞭馬直澄	12番	小池弘基
5番	安藤和寿	13番	久我純治
6番	中野敏郎	14番	本田芳枝
7番	木村優子	15番	八尋源治
8番	太田健策	16番	山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務課長	堺哲弘
経営政策課長	今泉真次	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原浩臣
学校教育課長	山野勝寛	社会教育課長	新宅信久

給食センター所長	吉村健二	都市計画課長	田代久嗣
地域振興課長	八尋哲男	道路環境整備課長	安松茂久
上下水道課長	松本義隆	総合窓口課長	渋田香奈子
介護福祉課長	山本浩	健康づくり課長	古賀みづほ
子ども未来課長	神近秀敏		

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めて、おはようございます。

昨日は、早朝より春の全国火災防火運動の週間の中、粕屋町消防団の消防演習が行われました。参加されました議員の皆さま、大変にご苦労さまでございました。頼もしい消防団に満足されたことだと思います。また、東日本大震災より8年になりますが、復興支援チャリティーといたしまして開催されました、あいにくの雨でございましたが、かすやファミリーフェスタの多くの来場者がおみえになり、盛況のうちに幕を閉じることができたようであります。

午後からは、震災後に福島でつくられた「群青」という曲をさくら少年少女合唱団と多くの参加者で、サンレイクのロビーで合唱し、今回のイベントに花を添えていただき、実のあるものにしていただきました。

議会といたしましても、後援団体として今後とも支援をしてまいりたいと思います。

本日より、三日間におきまして、一般質問を11名の議員が行います。町民がそうだと納得できるような質問を期待したいと思います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に、文書通告の主旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か、明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号2番、井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

はい、議長。

(2番 井上正宏君 登壇)

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

おはようございます。

議席番号2番、井上正宏です。通告書に従いまして、一般質問をいたします。

最初に、交通アクセス問題など、近隣市町との連携策を積極的に考えてはということ、通告書どおり、質問させていただきたいと思います。

最初に、近隣町と連携しながら、糟屋地区圏域の一体的な取組みを発展させ、定住自立共生ビジョンを立ち上げ、広域道路網や高齢者などの増加により、糟屋地区圏域を越えた公共交通の整備を考えたらということ、町長にお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

自動車の運転ができない高齢者などの方に対して、圏域を越えた公共交通の整備ということですが、実際今はですね、この圏域を越えた公共交通機関としては、JRはもちろんですけれども、西鉄バスがございまして。

その利用状況につきましては、路線によりましては、様々な状況がございまして。乗客数の減少、そして運転手の減少など、なかなか路線を維持していくことが難しい状況。そういう中にも何とか圏域を越えて、交通手段としての路線バスを維持していただいておりますけれども、これにつきましては、事業者と相互に協議する必要がございまして。

また本町におきましても、バス路線の廃止の申し入れが実はございました。

しかしながら、運行経費の赤字分の補填を行いながら、バス路線の存続を行っている状況でございます。そういった環境、状況を考えますと、なかなか圏域を越えた新たな公共交通の手段というのは、非常に厳しい状況があらうかと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

圏域を越えた交通機関の状況は、こうですよということで、今、町長から答弁いただきました。

町長も御存じかどうか分かりませんが、久山町のコミュニティーバス、これ「イコバス」というんですけれども、本年度と申しますか、4月ですね、4月の1日の月曜日からトリアスを起点といたしまして、篠栗町。篠栗町のJR篠栗駅の北口までの乗入れが始まりますというか、もうこれ決定しております。

このような、他町のコミュニティーバスの乗入れを粕屋町はどう考えられますか、町長お願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ご指摘のとおり、久山町の「イコバス」。これが既に、今までありました西鉄バスの篠栗駅までの代わりとしまして、この「イコバス」が、4月1日より乗入れを決定されているというのは、私も承知しております。

これは、久山町にとって、最寄りのJRの駅としては、篠栗駅がございまして、これは確かに、久山町の町民の皆さまにとりましては、生活手段としての足を奪われると。それを、何とか補うために「イコバス」を篠栗駅までの間、乗入れされたというふうに私も聞いておりますし、そういうお話を町長のほうからされたという話は聞いております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

このコミュニティーバスということで、まだまだ粕屋町の町内の中では、ふれあいバスということで、今、いろいろ調査研究される中で、粕屋町のふれあいバスは、土曜・日曜・祝日が運行というように、4月以降からなるという話も聞いておりますし、12月からは、何か新しいそういう車両も用意されるというような、町長の方針の中に載ってございましたけれども。

当然、この地域ですね、糟屋地域、糟屋圏域というのは、やはり、もともと古い結びつきがあります。当然、久山町だけではなくて、今後もしろんなところで、主要元からなる問題、様々な問題が出てくると思いますけれども、実際、今、久山町のほうで、非常に困っていると。これはもう、久山町の方だけが困ってるということではなくて、これは当然、粕屋町にお住まいの方、また粕屋町を利用して車がないか、車がなくて久山町に行くところでの交通手段ですね、これ久山町だけということじゃなくて、やっぱりしろんなところでそういう久山町まで行く手段がない。また久山町の人もしろんなところで、外に出て行く交通手段がないということですから。

篠栗町、久山町のコミュニティーバスが、トリアスから篠栗まで行くという中で、トリアスから粕屋町を代表する長者原駅の乗入れということについてはどう考えられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今現在ですね、久山町のほうから、久山町の各方面、どの方面からですが、何も話はあっておりません。私自身は聞いておりません。今現在のその久山町に行くほうとしては公共交通機関を篠栗駅まで使って、それから、今回4月1日から乗入れされますイコバスを使って久山町の町内に入るという方法が、今はあると。議員ご指摘のですね、圏域を越えた公共交通機関、これは町内の今、ふれあいバスでさえ相当の経費がかかっております。

なかなかその圏域を越えた総合的なバスというのは、これはもちろん検討の課題ではありまじょうが、今現在、現実的には非常に費用的なもので難しいものがあると私は思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今後、久山町の町長並びにいろんな各方面から、「イコバス」の乗り入れをさせてくれないかというような相談がありましたら、どういう回答されますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

まだ、正式にあっておりませんが、それは当然検討はさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

当然、町長の答弁は分かりますが、もし、反対の行政のトップの町長であったら、この考えどう思われますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

既存もですね、公共交通機関、西鉄バスあたりの民業の関係がひとつはございます。なかなかですね、久山・篠栗間の場合には、もう西鉄バスが廃止になったというこの事実の上に基づいて、じゃあ、代替交通機関として久山の町の「イコバス」がそこを走るという、これはもう全くその補完する意味の公共交通機関の代替です。

新規に今既存の路線バスあたりの運行をですね、影響するようなことがあってはまたなりませんし、その協議、これは陸運局の関係もございますから、ちょっと軽々にですね、私自身の思いだけではなかなか発言はできないと思いますが、ただ検討する必要があると思っています。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

すみません、通告書にないことを少しちょっとお話したということで、申し訳ありません。通告順に話をしていきたいと思っておりますけれども。

今、町長が言われましたように、考えはよく分かりましたが、そういう要望があれば、検討していくということで、今後も前向きにそういうことを考えていただきたいと思っておりますが、当然、先ほどもお話ししましたように、粕屋町の町民ですね。子ども、高齢者、交通弱者の皆さんは、やはり、久山町に行くときの方法ですね、交通手段は、もう、JRを使用して篠栗駅まで。

そして、バスの乗り換え。一方は、土井駅まで行って、それから、JRバスに乗り換えて久山町に入るという方法でしかないわけで。これ非常に、粕屋町の町民もそうですけれども、他の町から来られた方々も久山町に入る方法は、そういう手段しかないということで、非常に不便に思っているということを、常々聞いております。

そこで、町長も先ほど言われましたけれども、検討していくという中でですね、久山町は、西鉄バスの路線の廃止のために、公共交通機関ですね。粕屋町の話もしましたし、粕屋町から久山町に行くときの方々の交通手段の話もしましたが、やはり、今当面一番、危機的に思っている方が、久山町の方ではなかろうかなと思っております。

久山町は、西鉄バスの路線廃止のため、公共交通機関が、JRバスのみとなり、久山町民の通学、また、通勤、高齢者、そういうふうな人のことを考えた場合ですね、やはり、何とか方法がないかなということで、私も常々いろんな方から相談があったときに、一緒に勉強させていただいております。

それで、久山町の「イコバス」というのが、3コースいろいろありましてですね。いろんな形で、町民のために、その「イコバス」を走らされるわけですが、そういう3コースの流れがある中で、粕屋町の町民が、逆にそういう「イコバス」に乗って、篠栗すみません、久山町、の「イコバス」をうまく利用しながらですね。いろいろ粕屋町のため、何度も言いますが、粕屋町のためにもなるんじゃないかなと思っております。

そこで、私の提案ですが、もし、この久山町のコミュニティーバスが粕屋町に乗入れできる方向で考えていただけるのであるんだとしたら、トリアスを中心に、当然、久山の「イコバス」ですので、粕屋町に乗入れるということになれば、当然粕屋町の人にも、メリットというのもたくさん、そうですね、久山町のコミュニティーバ

スを利用するという事で、いろんな相乗効果が出てくればということだと思いますが。久山から粕屋町に入る脇田工業団地。

これはもう、あくまでも私の提案です。

脇田工業団地、JAの本所、そして、江辻、戸原の公民館。また、伊賀駅、そして、JRの長者原、また原町とか。また、魁誠高校前とかですね。門松とか。そういうふうなこれは、自分なりの構想持ってるんですが、まだまだというようなお話ですが、実際、粕屋町の町民もメリットがあるように。

また、他町から来られた方にも、メリットがあるようにというような、そういう流れは、どうだろうかということで、ちょっと考えてたんですけども、質問について町長、何かお考えありますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、様々なご提案をいただきましたけども、いずれにせよですね、これ久山町が事業主体となったバスでございます。従いまして、その久山町のほうからですね。例えば、その路線を引くためのタクシーとか、西鉄バスあたりとの協議そして、交通関係の監督官庁であります陸運局等のもので、調整が必ず必要でございます。

その辺のハードルを久山町のほうで、当然、粕屋町のほうに乗入れる場合には必要でございますので、その調整等を久山町のほうでしていただいて、見込みがあれば、多分お話はあろうかと思っておりますけども、その時点で考えたいと思っております。

検討することになろうと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今の町長の答弁で一つ、今日の私のポイントは終わりましたので、ぜひ久山町からお願いがありましたら、前向きにご検討願いたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

はい、続けて。最後聞きますか。

◎2番（井上正宏君）

そういう方向でよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的にお話がありましたら、私共も検討してまいります。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

もともとですね、糟屋地域。先ほども申しましたように、いろんなところでいろんな方々が本当ですね、本当に昔から、経済にしても、生活にしてもですね、いろんな形で結びつきがありますので、今、実際、当面に困ってある方々をぜひ救っていただくためにも、久山町のコミュニティーバスを粕屋町に乘入れしていただけるようお願いいたします、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、これ、昨年の町長選挙の公約でございましたが、「誇れるまちづくり」の中で、英語教育の英語教育環境の整備充実を掲げておられましたが、この英語教育環境の整備、充実について。

これは、小学校、中学校を対象にということで、私は認識をしておりますが、その小学校、中学校の生徒たちに何をどう取り組んでいかれるのか、町長にお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

近年、全く世界はグローバル社会になっております。英語で、その企業での業務上のコミュニケーションを図るための英語でないと図れないような企業も、近年ございます。また、世界的にはいろんなその経済の流通が、もう共通語としての英語が必然的になっております。そういったこのグローバル社会を日本も目指すということで、子どもの時からの英会話教育。英語教育といいますか、英会話教育ですね。これが必要になっているというふうな、私ももう認識を十分にしております。

具体的には、英会話のスキルアップを目指すためには、様々な方法があると思いますが、平成31年度から、小学校におきまして、現在のALT。これアシスタントですが、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーですね。ALTのほかに英語専科教員の体制づくりを行ってまいりたいと思っております。

2019年度、平成31年度でございますが、4校で2名体制。で、翌2020年度には、4校で4名体制の英語専科教員の体制づくりを行ってまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今、流れを答弁いただきましたが、当然それについて、最前線でいかれるのが西村教育長じゃないかなと思いますけれども、何かこう付け加えるようなことがあり

ましたら、ありますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

井上議員、大変ありがとうございます。2020年からですね、新学習指導要領ということで、全国的に学校の教育活動の中身が変わってまいります。一つの小学校の目玉としましてはですね、小学校3・4年生が英語活動が一コマ。そして小学校5・6年生は英語科という教科としてですね、週に2コマ授業が入ってまいります。

現在、県のほうからもですね、支援をいただきながらその指導員といいますか、英語の専科の先生を派遣していただいでですね、現場の先生方を指導していただく。実際子どもを指導していただきながら、その先生方が見て学ぶということをこの移行期間にやっております。

先ほど町長が申しあげましたようにですね、来年度4校で2名ですが、2名の配置を県のほうに要望しているところでございます。再来年2020年度、いよいよ本格的な完全実施になるとときには、各校1名ずつのですね。配置ができるようにしていきたいなと思います。

予算の関係もでございます。英語だけというわけにはちょっとまいらんかもしれませんが、特別支援の方もございますので、その辺のところはバランスとりながらですね、行ってまいりたいなというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

急に振りましたけれども、当然、昨年、町長が誕生した流れの中で、「誇れるまちづくり」の中での選挙公約でございましたので、教育長とは、そういう話がある程度こう進んでるのかなということで、通告書にはありませんでしたけれども、教育長に答弁いただきました。

当然、町長の意向というのを進めていかれるのが、西村教育長のお仕事だと思いますので、今後、この英語教育。また、英語教育環境の整備充実については、リーダーシップをとっていただき、粕屋の子どもたちのために、しっかりと指導していただきたいと思っております。

続きまして、今回の質問させてもらってますが、ちょっと何かこう抽象的にぱっと載せておりましたので、ちょっと具体的な質問事項という形で、ちょっと一問一答ではちょっと難しいのかな。難しいことは聞いてませんが、事前にもう少し私のほうで、そういう細かくですね、質問事項を分けて、お聞きしたほうがよか

ったのかなということで、今思っておりますが。今年度の平成30年度の、町内の中学校英検合格率の状況はということで、教育長に質問させていただきたいと思っております。

これは、昨年3月に、粕屋町の児童・生徒に学力の向上の一環ということで、そういう資格試験の補助をしていただけないかなという質問をさせていただいたときに、最終的に、受益者負担でいきますという答弁はいただいております。

その中で、英検のお話を聞かせていただいた中で、当然28年度、29年度の粕屋中学校と東中学校の英検の受験者と合格率。そういうふうなものを出していただきました流れですね、今回も、半額、一部補助、半額が2年目ということになりますね。29年度から、29年度からされたということですので、29で30ですね。30年。その中で、30年度ですね、受験者数とか合格者数。これ非常に昨年も何か無理な質問をしたんじゃないかなと思いましたが、ある程度数を答えていただきましたので、昨年とどうなのかなということでお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

井上議員のご質問にお答えします。

英検の合格率でございますけれども、本年度はですね、東中、粕中合わせまして、三級から準一級までですね、受験者が170名ございます。そのうち合格者につきましてはですね、93名ということで、全体の合格者的には54.7%というふうな形であります。これにつきましては、学校、本会場であります学校受験、学校で行われた受検のみの結果になります。

一部個人受験と言うか準会場で行われた分につきましてはですね、まだ結果につきまして入っていない部分がありますので、今回は、その学校受験のみの数をお知らせをいたしております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

昨年と比べますと、随分、数のほうも増えております。合格者数もですね、増えてるということで、非常に1年、昨年の29年度の反省がしっかり生かされてるのかなと。また、この英検の一部補助というのが段々こう浸透して来ているの結果かなということで、大変うれしく思います。そこで当然、私の根本的な学力の向上の一環の中では、当然、まずは英検からというお話を昨年されておりましたが、できた

ら、やはり当然、他の科目の資格の補助もしていただきたいなというのがあります。

そこで、実際、今年、受験者数が175。175ですね、175で、170ですね、170。170で、当然200あるわけですね、枠が。200名あるわけですね。両方合わせて。で、30その枠が余ってるっていうのがちょっともったいないかなという気もするんですけども、その30の枠につきまして、今後ですね、もっともっと3年生の生徒に受けるように勧めていかれるのが一番いいんじゃないかなと思いますが。

まさか今年ですね、こんなに受験者が増えてるということも私、思ってたもんで、昨年は115名ぐらい受験してて、80ぐらいのそういう予算があったのかなということで、そういう予算をですね、当然、3年生にそういう受けなさいよという指導はしていただきたいんですが、そういう枠が余ればですね、1・2年生のほうにも、今後回していただくというようなお考えはありませんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

すみません。ちょっと先ほどの数字のですね、ご説明不足があったようでございます。

今年度から、この補助対象につきましては、全学年で三級以上。三級、準二級、二級、それから準一級とかですね、ありますけれども、そういう形で、全学年の生徒を対象にしております、先ほど言いました170人という形になっております。

なので、この中でですね、170人の中で1・2年生につきましてですけども、1年生が10名。2年生が30名。3年生で言いますと、130名がそれぞれの級をですね、受験したような形になっております。

去年は87名っていう形で確か報告させていただいたかなと思います。こちらについては、3年生だけじゃなく、1・2年も含めまして、87名という形で、受験をやっているようでございますので、議員言われますように1・2年生もですね、わずかながらですけども、全体的には増えているような状況。並びに3年生がですね、去年が60数名だったのが今年130名という形で、大幅に2倍ぐらいの生徒が、英検に受験をしているような状況になっております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

この補助につきましては、今後も続けていかれるということで認識してよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

はい、今後もこの制度につきましてはですね、予算を獲得しながら拡大を、生徒の受験数がですね、拡大していくように頑張っていきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

最後に、教育長にお伺いしますが、実際ですね、そういういい方向の結果が出ております。当然ですね、英検ばかりに力を入れる。当然入れるのも、当然ですがということで、今やっぱり学校の粕屋町の教育に考えてみれば、まだまだ優先順位でやっていかなくちゃいけないということを、常々、教育長の言葉から聞くことがあります。

やはり、英語教育もそうですけれども、やっぱり学力向上の一環というばかりではなくて、子どもに自信をつけさせる。当然ですね、力があっても、力があってもやっぱり英検、英検ではなかなかという子どももたくさんおります。中には、国語が得意だとか、算数が得意だとか、その他、他の人よりも力があるという子どもさんもいっぱいおられますので、今後、状況を見ながらで構いませんので、英検のみならず、他の教科に、ほかの資格試験につけてもそういう予算をつけていただけないかなという要望をしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず、英語の件についてちょっと補足をさせていただきます。

非常に今、各中学校ともですね、英語の教員が頑張っていて研修励んでおりましてですね、非常にいい指導を両方とも中学校はやっていただいているのが現状でございます。実際の県のほうも、国のほうもですけど、全国学力学習状況調査が今まで国語それと算数・数学、そして中学校は理科も三年に一回あっているんですが、今年ですね、4月の全国学力学習状況調査から今度英語が中学校入ってまいります。

これは、パソコンの前に座ってヘッドフォンをつけて、そして英語を聞いて自分でマイク、ヘッドホンマイクっていうんですかね。あれに向けてしゃべったのを全部USBかなんかにとっていただいて、それを採点していただくというですね、こういったテストが今年から始まります。

これも毎年やなくて3年に1回だったと思います。こういうことが始まりますと

ですね。やはり英検に向けて更に関心が高まってまいるかと思しますので、この受験者数は今後増えるかなというふうに思っております。

それと他教科にということは昨年も議員おっしゃっていましたが、なかなか漢検とかですね、理検とか数検とかのほうにですね、なかなかこれシフトするのはなかなか難しゅうございます。と言いますのは、子どもが増えていきながら、部活動費をちょっと上げきってないんですよ、今現在。体育部、それから文化部のほうですね。また、特別支援学級のほうの補助のほうもですね、今、学級が増えております。そちらのほうにちょっとお金を回しているという状況なので、なかなか個人資格のほうに回すということが今のところできてない状況にあります。

ただ、無限に子どもが増えていくというわけではございませんので、どっかの段階ですね、こういった資格の方には補助を考えていくときが来るかと思いますし、また来たときはそのように全力を挙げてですね、やっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今、教育長のほうから答弁いただきました。当然、人口の流れも関係してくる中で、今後、そういう周りを見ながら、また人口の数を見ながら、当然、教育費の予算というのはですね、必ずこれは、10年後、20年後、粕屋町に生きてくる予算だと思っておりますので、ぜひ、前向きにですね、他の教科、資格の補助もしていただきたいと思っております。

最後ですが、コミュニティバスですね。コミュニティバスの話を当然、粕屋町も考えていかななくてはいけない流れで、今、当然いろんなところでそういう話し合いがされているということは、聞いております。今、困ってある行政。困ってある町民。当然、今後は、粕屋町も、逆にお願いしなくてはいけない。いろんな形で来ると思うんですね。先ほども申しましたけれども、糟屋地域、この圏域というのは、経済、生活、文化。これ、あらゆる面で古くからの結びつきを持って、今まで培ってきたお互いの絆というものがあると思うんですね。

ですので、しっかりとですね、今、困ってある行政の方々に対して、しっかりとそういうコミュニティバスの乗入れのお願いがありましたらですね、町長には前向きに検討していただきたいと思、何度も申しますが、やはり、今からは近隣町との連携だと思います。

近隣町と連携・協力して、生活機能を確保し、当然、今、粕屋町では考えられな

いことかも分かりませんが、やはり、定住人口の確保や交流人口の増加をですね、図るためにも、広域道路網や公共交通の整備をすることによりですね、いろんな形で活性化していく方向を考えていてもらいたいなという要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。

◎議長（山脇秀隆君）

最後に、町長に答弁させてください。

◎2番（井上正宏君）

最後、町長お願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

議長のご指名ですので、お答えします。

今はですね、国・県は、合併よりもですね、こういった広域圏の連携した行政、これを進めております。当然、コスト的なものもありますけども、今は住民の圏域を越えた交流、そして、それに基づいたその地域の浮揚をですね、図っております。議員ご指摘の交通インフラの関係、これも道路関係につきましても、私とその役員となって一緒に地域の首長と共にですね、県・国のほうにも要望はあたってますし、公共交通のバス、コミュニティバスが、それとかうちみたいな町内を走るバスもありますけども、そういった公共交通も一緒に考えていく必要があるかと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

ある程度、町長の方向性というのを聞かせていただきました。ぜひ、久山のトリアスを起点にJR長者原駅のコミュニティバス、久山町のコミュニティバスの乗入れを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

（2番 井上正宏君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩いたします。再開を25分からといたします。

（休憩 午前10時14分）

（再開 午前10時25分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党 田川正治です。通告書に基づき、質問いたします。

皆さん御存じのように、沖縄県辺野古沿岸埋め立ての賛否を問う県民投票行われまして、埋立反対が7割強に及んで玉城知事が獲得した史上最高の票を大きく上回ると、超えるという歴史的な結果があります。県内41市町村全てで反対が賛成を大差で上回るという結果です。この内容は、政府が県民投票で示された民意を受け止める。そして、無条件撤去も含めて、アメリカと交渉する。このようなことが、県民の民意として突きつけられたということだと思います。そういう歴史が大きく前に動き出す。返還転換する。このような時期に今あると感じております。

さて、安倍自民・公明政権が、閣議決定を2019年、政府予算案、決めました。今年10月からの消費税10%の増税を盛り込むとともに、史上最大の軍事予算計上しております。予算閣議決定後、厚生労働省の毎月勤労統計調査に、長期にわたって調査方法の誤りがあり、これによって、過去の失業手当などの給付が減少になっているという例が多数あったことが発覚し、支給不足となったのは、延べ2,000万人、567億円にも上るとされております。政府は、不足分の追加を行うということで、閣議決定したばかりの予算を修正するという事態になりました。

今回のような政府の不始末で、一度決めた予算案を修正するというのは前代未聞のものです。安倍首相、今度の消費税10%増税する、そのための予算化に関連して、社会保障関連自然増6,000億円を4,800億円に圧縮する予算編成を行っております。福祉関連予算の伸びを抑え、引き下げるということで、この7年間で4兆2,720億円福祉予算削減されました。このような政府の国民いじめと言われる政治から、低所得者層を初め、社会的弱者に対して、地方自治体の役割である住民福祉の向上のために、粕屋町としての予算措置が、予算編成が求められます。

そこで、2019年度予算編成における、粕屋町の子育て支援、高齢者、障がい者等、社会的弱者への予算化の検討と救済対策について質問いたします。

町長に質問いたしますが、国が、福祉関連予算を削減するもとの、憲法25条の健康で文化的な生活と生存権を保障するために、町は社会保障制度の拡充が求められますが、どのような方針で、この予算編成をされたのかについて説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

社会保障費、これはですね、国だけではなくて、各市町村、基礎自治体の市町村にも非常に大きいのしかかっております。

粕屋町におきましては、人口が堅実に増加しております。こういった中で、福祉費を初めとして社会保障費、これはこの粕屋町が、限られた財源の中で何とかそのやっているわけですが、国・県とも協議しながら、できる限りの補償制度、これをやっていこうと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

国、県の関係する福祉関連予算というのがありますが、町がですね、その分野における住民福祉の向上という立場での取組みをぜひ求めるものです。

そこで、町立保育所の建替え計画と保育料などの負担軽減について質問いたします。

町長に質問をいたします。町立保育所建替えに関する特別委員会、昨年11月7日に老朽化した町立保育所の建替えについて提言書を提出しました。

提言書では、来年度予算に反映され、3年以内に、仲原保育所、中央保育所の建替えを完了させるように要望しております。特に財源問題については、施設整備事業債や財政調整基金など活用した建設計画を提案しておりましたが、この点について検討されたかどうかについて、説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、老朽化した町立保育所の建替え問題、これはもう可能な限り早く行う必要があると考えております。そして、町といたしましても、できるだけ早い時期に建替えができるように、ただ今検討を進めておるところでございます。様々な選択肢がある中で、誠実にこの問題につきましても、私はあたっていきたいと思います。

またその具体的な計画がお示しできる時期になりましたら、必ず報告させていただきたいと思っております。そして、その建替えが完了するまでの間、子どもたちが安全に過ごせるように、施設の営繕に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ぜひ、提言の趣旨に基づいて、真摯にその取組みを行っていただくように要望をいたします。

次に、保育料などの負担軽減について質問いたします。

政府が公表した試算では、消費税が10%になって、保育料無償化の恩恵を受けるというのは、保育所では、負担軽減額の半分は、年収640万円以上の世帯。幼稚園では、年収680万円以上の世帯が4割ということが言われております。子ども一人当たりの軽減額でも、所得の高い世帯のほうが多く、低所得者には恩恵が少ないと言われております。

また、幼児教育、保育の無償化が、子育て世代の負担軽減に役立つと喜ばれておりますが、今後、この無償化の財源が国と地方が分担するということにもなっております。年末に閣議決定された内容では、国は、今年度だけ全額負担、来年20年度から公立保育所については全額市町村の負担ということも言われております。

更に無償化といっても給食費などの保護者負担は残ります。保育所は、3歳から5歳まで、幼稚園と横並びで主食や副食は徴収されます。厚生労働省の公定価格では、主食が月3,000円、副食が4,500円になっておりますので、仮に7,500円そのまま徴収されれば、低所得者の場合は、無償化される保育料よりも給食費のほうが高くなるということなどで、矛盾が起きております。

保育料の無償化に関連して生じる保育料や給食費の問題などについて、担当の所管ではどのように検討されておりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

田川議員、これ何番目の質問ですかね。

◎10番（田川正治君）

2番目、2番目じゃない。今言いました。町立保育所の建替えと保育料などの負担軽減。

◎議長（山脇秀隆君）

保育料などの負担軽減という文言がないんですけど、通告書に。

◎10番（田川正治君）

じゃあ、関連します。

◎議長（山脇秀隆君）

関連でいいですか。

◎10番（田川正治君）

関連します。

◎議長（山脇秀隆君）

答えられる範囲で・・・。

◎10番（田川正治君）

検討しているかどうかについて、国からのそういう指針が来ていることも含めてそういうのについてですね。なければならないで。

あれば、今後検討するというのそういうことを。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

保育料の無償化ということでございますので、現在、分かっている分ですので、概要と財源についてご説明を差し上げたいと思います。

国が予定しております、平成31年10月からの消費税引き上げに伴う対策といたしまして、幼児教育の無償化が検討されておりますので、その概要につきまして、今、把握しております内容をご説明を差し上げます。

今回の幼児教育の無償化につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

また、0歳から2歳児、子どもたちの利用料につきましては、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。また、認可外保育施設等を利用する子どもたちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子どもたちを対象として認可保育所における保育料の全国平均3万7千円までの利用料が無償化されます。同じく0歳から2歳児、子どもたちの利用料につきましても、住民税の非課税世帯の子どもたちを対象に月額4万2千円までの利用料が無償化されるということが、主な幼児教育無償化についての概要でございます。

財源につきましては、先ほど議員も言われましたとおり、今回、幼児教育無償化に伴う、31年度分につきましては、公立保育所の分も含めて、無償化に伴う地方負担分は、国が臨時交付金を創設し、全額国費で対応する予定となっております。32年度以降につきましては、現在国のほうで無償化に係る地方負担について検討がなされているところでございます。この件に関しましては、予算特別委員会の中でもですね、ご説明を差し上げていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

私は今、保育料の問題ということで、その関連質問ということで質問いたしましたけど、今後のですね、無償化に関連しての問題ということでは、今年度予算との関係でも内容がですね、盛り込まれている問題だというふうに思ったんで、質問を

しました。

それともう一つは、これも待機児童の問題についてですけど、これは、今年ですね、265人、待機児童がいるという説明があったわけですが。私が、この待機児童の問題をどのように解決していくかということについてですね、直接的には、この無償化の関係についてはですね、待機児童は恩恵に被らないということになるということにもなりますので、そういう点では、待機児童対策も含めてですね、本格的に町で、この施策を行っていくということが求められるというふうに考えます。

その点について、待機児童の現状についてに説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

これ2番でいいですね。神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

待機児童の解消の対策ということでございます。平成31年4月からですね、認定こども園の建替えによる定員増約40名と粕屋町の西部地区に私立認定保育園の開所定員105名を予定しているところではございます。しかし、まだ待機児童が全てですね、これで解消されたわけではございませんので、今後も更なる待機児童対策を検討してまいりたいと思っております。

先ほど、議員が265名ということと言われた待機児童数ですけども、一応、前回行われました厚生常任委員会のほうでご報告差し上げた数字は、225名でございます。それと、今回、3月1日現在での待機児童数につきましては、それよりも若干減っておりまして、現在は201名ということで、昨年と比べて約40名ほどのですね、待機児童の減少はできているところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

では次に、小・中学校の体育館へのエアコン設置と特別支援学級や学童保育の充実、給食費引き下げについて質問いたします。

小・中学校のエアコンの設置については、今まで何度も一般質問をやってまいりました。避難所としての施設を体育館でというのが全国的にもですね、災害起きたときの場所として、総務省もそういう点で指定をしているということでもあります。

そういう点からも、12月議会で一般質問いたしました。学校教育課のほうでは、教室などの整備をすることが優先せざるを得ないというようなことでありまして。そのときに、総務省の緊急防災減災事業債を活用してということの提案をいたしました。

この点についての検討、また進捗状況について説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

その件につきましては、学校教育課のほうで検討しておりますので、課長のほうから答えさせたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

減災については、また、別途、あると思いますが、現在小・中学校のエアコンにつきましては、各教室進んでおります。そのほかの体育館ですね、今、議員おっしゃいます体育館の設置につきましては、これから全国的にですね、設置。あるいは、様々な動きがあってこようと思っておりますので、そういう動きを見ながら、慎重に対応していきたいというふうに思っております。

しかしながら、現、私どもで設置しておりますこの体育館につきましてはですね、冷暖房をする空間が大きく、当初の建築設計におきましては、冷暖房完備をですね、考慮しておりません。そういう面からもですね、今後技術的な課題や、導入、初期経費あるいは維持経費、要するにランニングコスト等がですね、必要になってきますので、そういう費用、明確な比較を行いながら慎重に対応していきたいというふうに思っております。

特別支援学級等についてでございますけれども、議員おっしゃいますように、近年、児童数が大幅に増加傾向にあるのは当然でございます。

この増加に伴いまして、特別支援学級対象者もですね、当然比率で申しましたらちょっとあれですけども、全体数が増えると当然増えてくる可能性がございますので、その増加につきましては、児童の学習環境をですね、整った教室を確保することは当然でございますので、そういう状況を確実に対応していきたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

すみません、もう一度申し上げます。すみませんもう一点、学童保育につきましてはですけども、やはりこれも、こちらのほうもですね、児童数に応じて、増加に応じて、この申込者数もですね、年々増加しております。

今年度は西小学校の校庭内にですね、増設増室をですね、検討して、その対応に

当たるように計画をしております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今、課長のほうからの説明ありましたが、私は、後でなんていうんですか、総務省の緊急減災防災のそちらのほうの事業債の活用をどうするかということについては答弁をお願いしたいと思います。町長なり関係の所管の。

それで、今、山野課長のほうから説明されましたけど、特別支援学級はですね、私学校に行って見たときに先生から言われたのがですね。間仕切りをして今二つ、一つの部屋を二つ使ってる。しかし、その天井の間仕切りのところを開けないとエアコンが通ってこないと。だから、上を開けていると、天井を。実際、行って見て来ましたけど。だから、隣の声など聞こえてですね、非常に勉強に集中できない子もおると。

特別支援学級ですね。というようなこともありますのでそのあたり、そこをですね、早くこれは、国のほうも教室等特別支援学級を急いでということも含めてありますので、そういう点でですね、対応をぜひ急いでもらいたいというふうに思いますが、それを求めます。

課長のほうで説明を。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

児童数が増えてですね、一般教室を二つに分けて、特別支援学級の環境を確保しているのが精いっぱい今の現状でございますけれども。議員言われますように天井につきましてはですね、もう少し、音の漏れないようなですね、加えた対策を今後行っていきます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

そしたら、総務省のほうの緊急防災減災事業債の活用についての検討について説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

その前にですね、体育館のエアコン設置。これは全国的にも、非常にその、教室の後には、体育館だという動きがございます。私も、体育館の空調設備の設置については、国のほうにも要望はしております。そして、これは一番もう国の補助金がつけば一番いいわけですね。

そういった要望をしておりますが、できない場合には緊急防災起債ということになります。

詳しいことは、経営政策課長のほうからお答えいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

ご指摘のですね、緊防災につきましては、避難所。あくまでも、避難所の体育館として用いるものでございまして、体育館はですね、避難所として扱っておりますので、今後ですね、検討させていただいて、エアコン等のですね、設置を検討させていただきたいとは思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても体育館にエアコンつけるというのは、どちらの学校、文部省関係、総務省関係どちらであってもですね、有効な活用ができるところを急いで決めていくということをぜひ要望しておきたい、提案しておきたいと思います。

次に、給食費の引き下げについてです。これは、全国的に無料化や一部助成広がっております。御存じのように200万円以下の世帯増えるという状況のもとで、給食費の負担というのはあります。憲法に掲げる教育の無償化というのは、教育費だけではなく、給食費も含めたですね、子どもの教育の場として求められるというふうに考えます。

そういう点で、古賀市では27年より、第三子以降の児童を半額と、給食費半額という助成をしております。粕屋町の場合はPFI事業で民間・民営化ということでありますけど、15年の事業契約も決めておることからも、給食費の問題については、町の負担。予算を繰り入れてですね、行うということなども必要だというふうに考えますが、この点について説明を求めます。

これは教育長。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

給食費の引き下げをという質問でございますが、給食費につきましては、むしろ近年中での値上げを検討しておる状況でございます。学校給食費は、平成20年度以降値上げを行っておらず、近年の物価の高騰や天候不順による食材費の変動などによりまして、現状では運営がひっ迫し質や量の維持が困難となっている状況です。

基本物資である牛乳は、平成20年度から当時から8.81円、パンは4.2円値上がりし、これだけでも13円の値上がりとなっています。副食であるおかずに、今はしわ寄せがされている状況となっています。

このような厳しい状況の中で、地産地消を念頭に、安全・安心な食材で、なおかつ安価の食材を常に比較検討し、献立づくりを行っておりますが、値上げを検討せざるを得ない状況となっているところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川議員、これ幼児教育の給食費のことを聞いているんですね。今の話だと小・中学校の給食というふうに受けとめられるんですが、もう1回質問をし直してください。

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

これはあれでしょう。3番目の分の特別支援学級、学童保育の充実、給食費の引き下げについての質問の中の内容。

◎議長（山脇秀隆君）

小・中学校でいいんですね。今の答弁でいいんでしょう。

◎10番（田川正治君）

小・中学校でいいです。値上げの問題も出されておりますが、これは、福岡県内で14自治体ですかね。そういう助成制度を使ってきたというのが全国的な流れでもそうであります。そういう点からはですね、経費がかかるものを町からどう出すかということの検討がですね、真剣になされる必要があるというふうに思います。

次に、4番目ですね。生活保護費の減額で就学援助や保育料、国保や介護、減免制度の適用から外れた世帯の対策についてであります。これは就学援助と国保と介護について説明を求めます。

これは12月議会で、それぞれの担当の所管のほうからですね、この問題についての対策も含めた方向性が言われて答弁もされておりましたので、そういう立場から説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今のご質問、多岐にわたりますので、それぞれ担当課長のほうからご説明申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

就学援助、山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

すみません。一部、私の先ほどのですね、ご質問の中で、余りよくない言葉を使いました。訂正させていただきます。

まず、特別支援学級の増加のところですね、児童数が増えて全体的な児童数が増えるので、という話でリスクというふうな言葉を少し使わせていただきました。申し訳ございません。

全体数が増えますので、そういう可能性的には特別支援学級のお子さんが増える可能性がありますという形でご訂正をお願いいたします。すみません。

就学援助につきましてはですね、平成30年10月に生活保護費の改定が行われているところがございますけれども、新しい生活保護費基準のですね、具体的な対応という形ですけれども、旧基準で再審査をですね、行う等の経過措置を学校教育課としては予定をしておるところでございます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、保育課。いいですか。保育園。国保、渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

国民健康保険についてお答えいたします。

生活保護基準の見直しに関しましては、国民健康保険の一部負担金、負担金ですね、の減免の基準となっていることから影響を受けることがあると考えられるんですが、「できる限りその影響が及ばないように対応することを目的とした国の交付金の基準の見直し」に沿って、町のほうでも取り扱いの見直しを行っております。

また、生活保護基準は国民健康保険税の減免の認定の目安ともなっていることからの影響もあると考えられます。目安となる基準については、現在のところ見直しの予定はありませんが、そういったケースがあれば、状況をお聴きして対応を検討してまいりたいと思います。

なお、現在のところ、両者に該当する減免措置のご相談はあってはおりません。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

介護や障害者福祉についてですね、お答えさせていただきたいと思います。12月でもお答えしておりましたので、重要なところだけでですね、回答させていただきたいと思います。

国の通知によりますと、基準の見直しにより生活保護が外れ、本人負担額が増額となり、特に困窮していると市町村が認めた場合は、従来の負担額を適用することができるとなっておりますので、そういったケースがあればですね、鑑みて、対応を協議していきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

12月議会で、またこの3月議会でも質問をいたしました。それは、47事業に生活保護の減額に関連して、いろんな負担が増えるというようなことなどがありますので、今後もこの点については、ぜひ、町の対応としてもですね、取り組んでいってほしいということをお願いいたします。

そして、最後に、これは最後、これいいです。最後失業の問題とですね。これも生活保護の関連でしたけど、これもう一度、そしたら介護福祉課長のほうから。

エアコンの設置の問題が要望が非常に強いんですね。冬は冬季加算ということなどがありますので、それでも3千円ぐらい、2人所帯、2人ですね。1人では2千5百円ぐらいのものでしか、灯油代としては出てないというようなこともあります。

夏は、この適用するものがないということですので、ぜひ、こういう補助・援助ですね、していくようにということがありますので、改めて、介護福祉課長にこの点について説明をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

基本的にですね、30年の10月に行われた生活保護基準の見直しですね。こちらにつきましても、一般低所得世帯の消費実態、これに合わせてですね、生活扶助基準の見直しを行うと、こういった内容ですので、生活保護者がですね、必要とされる内容を盛り込んだ状態で見直しは行われていると。なおかつですね、5%以内に抑えるというふうな対応もとられておりますので、国のほうの施策としてはですね、実態に合わせた状況を鑑みてですね、対応をされているものというふうに思っております。

田川議員が聞かれております、エアコン等ですね費用については、現在みられておりません。12月にお答えしましたように冬季加算というようなことですね、冬場対策ですね、暖房費等についてはですね、保護費の算定の中でみられております。また、生活保護はですね、社会的に最終的な支援制度となっております。

最後のセーフティーネットである生活保護に至る前の段階ですね、生活困窮者への就労自立を促進すべくですね、対応していくことが大事なことでないかというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

この生活保護の関係は、1万円ぐらい減ってるところが多いんですね。そういう点で言えば、全体的に最低ライン、ボーダーラインになるこの生活保護基準が、いろんな者に対して影響するという基準の一つになるということからもですね、やっぱり憲法で定め、25条の中でもですね、最低限度の生活を営めるようにということですね、守っていくという立場からも必要なことだということでもありますので、引き続きですね、この問題については、その必要なときに、また提案していくというふうにしていきたいなど。

次に、国民健康保険の都道府県化・福岡県単一化における保険税の確定。

福岡、粕屋町の高い保険税の負担軽減の対策について質問をいたします。

町長も御存じでしょうけど、政府は、国保料が高過ぎるという国民の声に押されて、今年度予算では、低所得者対策として、3,400億円の国保支援策を打ち出しております。この予算措置は、低所得者対策の強化のため、低所得者数に応じた自治体への財政支援として、国からの財政支援があります。

28年度は、保険者支援金制度負担金として、これは、申請額ペースで7,268万3,462円ということが報告を申請をして町に交付されたものということになります。今回も、そういう点で言えば、3,400億円の内容に基づいて町に対する交付が来るわけですが、この活用してですね、低所得者、まあ私は、100万円、200万円という低所得者の人たちは、減免措置、国保などありますけど。

しかし、全体的にですね、この保険税を1世帯1万円引き下げるとか、いうようなそういう施策に生かしていくのですね、活用するようにしていくことを求めたいというふうに思うんですが、町長の見解をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、質問の事項の中で、糟屋郡内でも地区内で高いというご指摘の上にこのご質問がありますけども、平成30年度の国保税を地区内で比較しますと、これは、40歳夫婦、子ども2人所帯で8市町村中5位というデータをもとにしてあります。これがですね、35歳夫婦と子ども2人所帯、70歳夫婦所帯、60歳単身所帯の所得階層別で比較しても、決してその最低だと地区内で高いとは言えない状況であります。

あと、ご質問の細部に当たりましては担当課のほうからご説明申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

次の質問に入るわけですが、国保の問題で、今、町長が言われましたけど、粕屋町よりも高いところはですね、須恵町ともう一つどっかありましたね。宇美町か。二つなんですよ。これは30年6月1日現在でのですね、県が集約したものを共産党の県議団が資料として出したものです。

これはいろいろ内容的にはですね、モデル所帯の関係もあると思います。40歳代、子ども、夫婦・子ども2人の4人世帯ということでの指標であります。いずれにしても、これでいても、全県では39番目と中よりは低いということですけど、糟屋地区の中では、粕屋町以外は久山、篠栗、志免ということであります。ということです。そういう点で、今までも、今までは、特にこの粕屋町が宇美町の次ぐらい高いという状況がずっと続いてたということもあるわけで。

そういう点ではですね、まだまだ国保そのものが、負担が増えてるということから来る問題として解決しなければならないということだと思います。

次に、国保についてですね、ちょっと幾つか質問をいたします。通告を出しておりますので説明を求めます。

まず最初には、協会けんぽ。まず最初はですね、国保と協会けんぽなどの制度の違い、構成員の比較について説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

まず、協会けんぽってというのが、いわゆる社会保険の中で、大企業のような組合けんぽを設立していない、中小企業さんの健康保険のことだと思います。制度上の違いということなんですが、保険料のかかり方について言いますと、協会けんぽの場合は、標準報酬月額。そのときに支給されている3か月の平均みたいなものなんですけど。基に県ごとに率が決まってるんで、それで算出されてまして、その負担は

会社との折半になりますし、被扶養者の方も負担なく加入ができます。一方、国保の場合ですが、前年の所得を基に算出されて、世帯主や被保険者の所得に対する所得割と、加入する世帯の人数に応じてかかる均等割、1世帯ごとに係る平等割の合計が保険税となります。法定給付は協会けんぽも国保も同率です。主な構成員としては、協会けんぽの方が、先ほど申しましたような中小企業の方、従業員が5人以上の中小企業のサラリーマンとその扶養者。国保の方は、被用者健康保険、いわゆる社会保険なんですけど、に入っている方とかその扶養者以外の主に農業を含む自営業の方や無職の方とか非正規雇用の方とかとなると思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

私は、この問題で今の構成について説明を受けてもらったのは、国保が無職とか非正規労働者が多く、所得が低い、少ないという状況の上に、国からのいわゆる国保の支出の額がですね、少ないということがあります。組合けんぽの場合とか協会けんぽは、全額国庫で出すということになりますので、そういう点で言えば、所得が低いという状況のもとで、国保はですね、運営するというのが非常に難しくなっていると。当初、国保は50%国の負担を国庫負担があったんですが、20%ぐらいになるというようなことなので、その財源が厳しくなるという状況にあるということがこれまでも言ってきたことであります。そういう点で、中で問題なのは、均等割とですね、平等割、この問題があるわけです。

次の質問に入りますが、家族の数でかかる均等割、そして各世帯にかかる平等割というのが国保の負担をですね、強めてる。これは、国保以外にはこの制度はないということですから、なおさらですね、そういう負担が子どもが多ければ増えて、家族増えれば高くなる、こういう現象になってるということです。そういう点で、福岡県の資料に基づいて作成したらですね、この、国保と協会けんぽで10万ぐらい違いがあるんですね。その10万円ですね、大きな理由が今言った均等割と平等割というものになってくるわけです。

そういう点からも、この均等割、平等割についてですね、検討していく必要があると思いますが、答弁求めます。

担当所管のほうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

洪田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（洪田香奈子君）

ご質問では、均等割と平等割を廃止すべきではということだったので、それに対する回答でよろしいでしょうか。

お答えいたします。

国民健康保険税は均等割、平等割、所得割、資産割の四つの算定基準がもともとありまして、2方式では均等割と所得割、3方式ではそれに平等割を追加、4方式では更に資産割を追加して算定する方法となっています。市町村は、そのいずれかの方式で保険税を賦課する必要がありますので、均等割のない保険税の算定は不可能となってきます。

また、福岡県の国保運営方針には、標準的な賦課方法3方式とすることが掲げられています。現行の制度では不可能ではありますが、仮に均等割と平等割を廃止した場合なんですけど、所得割課税のみで税収を賄うということになりますと、所得割率は現行の大体倍程度ぐらいとなりまして、例えば、所得400万円の世帯では現行と比較しますと、年間約20万円の負担増となる試算となりました。

また、平等割のない2方式を採用しましたら、1人当たりにかかる均等割の金額を上げる必要が出てきます。で、所得割も上がってくると思います。大人、大人数の世帯の方の負担がちょっと増えてくるのではないかなと考えられます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

問題はですね、国の施策としても、国に対して1兆円のですね、国庫を増やすということで、均等割、平等割を廃止するというのは、全国知事会ですね、それから市町村会、町村会ですかね、が求めている内容でもあるわけです。それほど、均等割、平等割の問題はですね、国に対してもですが、町で言えば、軽減策をするための一般財政の繰入れを含めてやっていかなければならないという事態にはなると思っています。

しかし、いずれにしても、制度そのものは、ほかの制度にもないものによる負担が、特に均等割では子どもが多くなればそれだけ負担が増えるというような、昔で言えば、人頭税のような内容のものを含んでいるということが言われてるわけですね。そういうことからですね、今後の国保税に対する対応としてですね、均等割、平等割の問題についても、国に対してそういう立場からですね、また、県に対してもそういう要望していくということなども必要だというふうに思います。

それと次に、この3番目ですが、粕屋町が県からの標準保険料率を示されていますが、これは、町でこの一般財政繰入れしてですね、県が示したものでなくて、

引き上げなくて、保険税を現状と、また引き下げるといふようなことなどもできるわけですが。

今回の引きぬきできるわけですが、この点について担当所管のほうの説明をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

浜田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（浜田香奈子君）

一般財政を繰入れて引き下げるべきではってということについてちょっと回答いたします。

町といたしましては、国民健康保険加入者以外の方の町民には負担を強いることになる一般会計からの法定外繰入れは、税負担の公平性、また世代間、保険者間の負担の公平性の観点からも、好ましくはないという認識ではあります。

しかしながら、過去にも決算補填等の目的で法定外繰入れがありましたように、被保険者の担税力をはるかに超えた保険税率の設定を余儀なくされた場合なんかは、負担増の抑制のために法定外繰入れを検討する必要っていうのは、今後生じてくるかもしれないなどは考えております。

現在のところは、県から示された標準保険税率を参考に低所得者世帯や子どもさんの多い世帯の状況を勘案して、可能な限り、利用者の税負担増を抑制できるように検討を行い、保険税率や額の改定を行っております。保険税率・額の上昇を抑制するために、収納率の向上はもとより、特定健診や特定保健指導に力を入れ、かかる医療費を減らし、また、保険者努力支援制度等による、補助金の増額を図るための取組みを強化してまいりたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

国が、都道府県化を、国保を制度化していくという中でですね、この保険税が都道府県化によって上がらないようにするといふようなことなども言っておって、そういう点からもですね。

それともう一つは、それぞれの市町村で保険税は標準保険税率を指し示して、これを参考にですね、決めていくと、実態で、いふことも示しているわけで。そういう点からもですね、町が、このためにはどうすべきか、財源の問題になるわけですが、そういう点で取り組まないと、今後徴収率の問題で低いということになれば、ペナルティーをかけられて高くなるといふようなことなどが生まれるといふのが、今度の都道府県化の大きな問題としてあるわけです。そういう点から、引き上げが

ですね、また保険税に負担がかからないようにしていくということがですね、私たちが、町民との関係で必要な対策として打っていく必要があるというふうに考えます。

それともう一つですね、これは国保運営委員会で、医師と国会議員ですね、有識者などで構成するものがあるわけですが、ここの中では、保険料の負担軽減の問題とか含めてですね。検討されるということがあったのか、そのことだけについて説明をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

浜田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（浜田香奈子君）

国民健康保険事業の運営に関する協議会では、保険税率の改定にあたり、ご意見をいただいております。

委員の方々には、国保会計の健全な運営が持続できるように、また、世帯員や人数や年齢、所得などの異なる様々な世帯の負担が上がらないように配慮した保険税率となるように、被保険者の立場からのご意見を交えながら、ご審議いただいております。

世帯の形の違うモデルケースを所得段階により試算した資料とかを参考に、ご検討いただいております、という状況です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

私は、国保運営委員会の中でもですね、今さっき言いました、県の標準保険料率を示されている中でもですね、今どうこれを保険料を引き上げることなくですね、負担にならないようにするかということなどが検討されるべきだというふうに思いますので、そういうことで、私のほうからのこの内容についてですね、国保の審議会での運営の内容について指摘をさせていただきました。

次に、あと二つは税金の中で国保滞納者の数。

問題は滞納者全体税金のですね。中に国保の滞納者がほとんど大きいんじゃないかと、比重が、ということもありまして、この比率について説明と金額について。

それともう一つは、国保の差し押さえ件数と差し押さえ金額について説明を、収納課長のほうからお願いします。

これは、昨年も、3月に報告は受けましたけど、29年、その後のですね、部分があれば、その説明も求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

臼井収納課長。

◎収納課長（臼井賢太郎君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

税金滞納者全体に対する国保滞納者数と金額の割合についてですが、滞納ということで、収納課のほうから説明をいたします。

30年度はですね、まだ途中ですので、29年度と28年度の2か年分について説明をしたいと思います。

まず、平成29年度ですが、国保税と町税ですね。全体の滞納者数は2,769人です。国保の滞納者数に関しましては、1,161人となっております。これをですね、割合にしますと、国保の滞納者割合というのは41.9%ということになります。

次にですね、国保税と町税の滞納者、全体の滞納金額ですが、こちらは3億9,069万円です。

次に、国保の滞納者の滞納金額が2億6,379万円となっております。

こちらにも、国保滞納者の滞納金額の割合の方が67.5%となっております。28年度のほうになりますが、国保税と町税、全体の滞納者数が3,623人。国保の滞納者数は1,466人です。こちらの割合が40.5%となっております。

国保税と町税滞納者全体の滞納金額ですね、こちらに関しては5億30万円となっております。国保の滞納者の滞納金額が3億3,038万円となっており、割合としましては66%となっております。今、申しました29年度と28年度2年間を比較してみますと、国保の滞納者の数は305人減り、滞納金額は6,658万円、29年度は減っております。

国保税と町税合わせた全体の滞納者の数は854人減っております。滞納金額につきましては1億960万円、29年度は同じく減っております。割合のほうも見てみますとですね、29年度と28年度比較しますと、国保の滞納者数の割合は、29年度は1.4%増えておいて、滞納金額は割合ですね、割合は1.5%増えてるということで、いずれも29年度と28年度と比較しますと29年度は微増ということになっております。

引き続き、差し押さえのほうも述べさせていただきます。国保滞納者の保険証取り上げと差し押さえの数と金額。2か年分の差し押さえの数と金額の最初、後段のほうですが、29年度はですね、国保税の差し押さえ件数は516件です。差し押さえ金額は1億5,949万円です。なお、この差し押さえによってですね、換価。つまり税金に充当した件数というのは383件になっておりまして、税金充当した額、換価額というのは1,954万円となっております。28年度も申しますと、28年度は国保税の差し押さえの件数が517件で、差し押さえ金額が1億6,904万円です。

なお、この差し押さえにより税金充当した件数は339件で、換価額は1,489万円と

なっております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ちょっと時間の配分がうまくいなくて、先に進めるようにしたいと思いますが、いずれにしても国保の滞納額が先ほど全体の67.5%ということをおっしゃいましたが、滞納者そのものもですね含め、この国保がそういう負担が増えている中でもですね、差し押さえなども生まれてるということだというふうに思います。そういう点で、今後ですね、この対策をですね、収納課のほうでも、本人に寄り添い、滞納の内容をですね、解消・解決していく方向を指導していただくようお願いをしたいと思います。

最後になりますけど、ちょっと時間がなくなりました。先日ですね、福島原発から8年目を迎えてですね、「避難5年目の飯館村民・奪われた村」という上映映画をするということで、町と教育委員会に後援名義の使用を提出したら不許可になったと。その内容が、政治的、特定の主義主張の浸透を図る目的のもの。

政治的中立の立場に立って協議したという結果、こういう状況だということだったんですか、これは町の教育委員会または、町長部局での審議結果だというふうに思うんですが、そういう立場でそれぞれの審議された結果の内容についてですね、説明を求めます。

教育長。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

名義後援につきましてはですね、事業者の活動の趣旨に賛同するという意思表示することで、これを名義申請を許可しているわけです。教育委員会部局に関しましてはですね、学校教育課、それから社会教育課のほう窓口としてですね、それぞれの関係団体は関係機関から申請を受けているところでございます。この判断につきましては、窓口であるそれぞれの課が検討いたしまして、最終的には教育長である私のほうが判断を下すと。これは、教育委員会の規則若しくは要綱等にですね、17項、実は教育委員会の事項っていうのがありますが、この17項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任するという文言がございまして。この17項目の中にですね、この名義後援というのはございませぬので、私のほうでこれは判断をしているところでございます。

今、議員がおっしゃるようになりますね、この理由につきましては、通知につきましては、12月の25日に申請が生まれて、1月8日付です、この通知の方を担当者の方に通知をしているところでございます。

なお、この内容につきましては、ちょっと公にはできませんので、この辺でちょっとやめときましようかね。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

この原発の問題がですね、主義主張ということとか中立性の問題ということではなくて、今、世界的にもですね、ヨーロッパはじめ原発の廃炉、そして自然エネルギーへの転換というようなことをですね、国民の多数も求めている状況です。

それと小泉前総理、細川元総理などですね、そういう点で言えば、主義主張なく、思想信条で問題ではなく、今、原発が国民的にも必要なのかと。今後、電力をどういうふうに供給していくかということも含めて、自然に優しい、そういう問題をですね、追求して取り組んでということなんです。そういう点で言えば、今、外国に輸出していることなどもことごとく破綻するというようなことで、この原子力発電そのものがですね、問題があるわけです。そういう点から、NHKでもこの特集をすると。福島原発8年目というようなことなどマスコミもですね、たくさんこういう報道やってきているわけです。そういう点からいけば、原発の事故のことについてですね、国民がいろんな内容を理解するというようなことなど含めてですね、今後、必要な私たちがですね、人類の今後の将来において必要なやっぱり知識としてですね、もともと必要がある内容だと思えます。そういう点から見ても政治的な判断というのをむしろ一方的に判断されたということであるというふうには、考えられません。

それともう一つは、国から、県からそういう指導があつて、やらざるを得なくなったのかという問題もあるかと思えます。ただ、映画そのものがですね、内容も含めてですけど、そういうドキュメンタリーふうで、避難者の人たちの状況に寄り添った内容になっているわけですね。

そういう点でぜひ…。

◎議長（山脇秀隆君）

田川議員、時間過ぎてますのでまとめてください。

◎10番（田川正治君）

今後ですね、今後の検討課題というふうにするように提案をしたいというふうに思います。

答弁できればしてください。

◎議長（山脇秀隆君）

いや、もう答弁なしです。終わります。

◎10番（田川正治君）

では、以上で一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。再開を13時からといたします。

（休憩 午前11時26分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号8番、・・・動議。動議の中身を言ってください。

◎8番（太田健策君）

私が、この本会議に提出した一般質問通告書の内容が、議長によって書き換えられてる件に関し、本議会を臨時休業し、議員全員協議会でこの問題に協議したいとお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

この件に関しましては、確認をとったはずですが。太田議員にですね。

◎8番（太田健策君）

とっておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

中身が違うということですよ。中身が書き換えられてるということですよ。この件について、太田議員のほうにこれで訂正をしていいですかということを書いたものを、事務局に出しとってくださいということだったんで、この内容で大丈夫ですかということで、事務局に置いときました。それは、太田議員は見ておられないんですか。

はい、太田議員。

◎8番（太田健策君）

それは局長にですね、なんか変更のある旨の議長からちょっと聞いておりましたから、書き直さないかんちゃんないかということで質問しましたら、いいえ、大丈夫です、出された分で結構ですということで、そのまま通つとうということで思っておりますよ。

◎議長（山脇秀隆君）

ちょっと確認したいので、1回休憩を入れます。

（休憩 午後1時02分）

（再開 午後1時35分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

大変、ご迷惑をおかけいたしました。経緯を一応説明しますと、お手元に配付しているのはですね、当初、太田議員から配布された通告書であります。

それで、議長としましては、質問の要旨等をですね、考えて明確になるようとか、そういうふうに判断をして書き直してもらったりとかですね、今までもやってきたつもりです。なので、今回、気になりましたのが、「提出してください」、「資料の提出をしてください」ということがですね、出ておりましたので、ここはあくまでも質問の要旨っていうことでありましたので、ちょっと文言を変えたほうがいいんじゃないですかということですね、あらかじめ太田議員のほうにこういうふうに書き直したいんですけど、っていうことで、太田議員のほうにちょっと連絡とってですね、事務局のほうに出しとってくださいということ、こういう結果になったという状況であります。

執行部のほうにちょっと確認しましたら、これでも答弁は、ほとんど変わらないということだったので、このまま、太田議員の最初に出されたのを通告書としてですね、出すということで、皆さんの同意を得たいと思うんですが。

よろしいでしょうか。

それでは、太田議員。再度、太田議員の原本のままに質問をしていただくよう求めます。

8番、太田健策議員。

（8番 太田健策君 登壇）

◎8番（太田健策君）

（一議長による発言取消部分一）

8番、太田健策。通告書によって、質問いたします。

学校給食共同調理場建設工事について、給食センターの工事の契約に立ち会われたのは、大体どなただったんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

1番のご質問ですが、担当所管、給食センターの所長がお答えいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

太田議員のご質問にお答えします。

建設工事や機械・電気工事のみならず、外構工事及び旧給食センター解体撤去工事の全ての工事とその後の維持管理運營業務等に係る全ては、P F I法に基づく整備運營業業、つまり民間企業間で整備されていますので、契約関係についても、町とS P Cとの事業契約以外の契約は、民間企業当事者同士との契約締結となりますので、町としては民間企業の誰が立ち会ったかっていうことまでは把握しておりません。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

民間って言うて、お金を出すのは町でしょう。金を出すのは町で、そういう契約に立ち会わないっちゃうことは、何かそういう法律か何かあるんですか。

P F I法か何かに載っとうとね、そんなことが。金出す人が立ち会わないと分からんでしょうもん。

◎議長（山脇秀隆君）

どなたが答えますか。吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

P F I自体が、粕屋町学校給食共同調理場の整備運營業業に係る事業契約を株式会社粕屋町学校給食サービスと粕屋町で締結しています。その後に、建設工事請負契約書を、事業者が株式会社粕屋町学校給食サービスで、請負人が西松・松本・粕屋殖産建設工事共同企業体と契約しています。

粕屋町は、粕屋町学校給食サービスとの契約をしていますが、そのあとのことは、粕屋町学校給食サービスが、松本・西松・粕屋殖産の企業体と民間同士の契約をするのがP F Iになっておりますので、そういうことは、学校給食サービス企業体のことになるので、そういったことで、立ち会いとかが実際誰だったかっていうのは把握しておりません。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

吉村所長は、後からなられたばかりで、詳しいことまだ分からないと思いますが、大体、契約書の内容はですね、契約書の内容は、最終的には、どなたが確認をして契約に至ったとですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

工事契約は、あくまでも株式会社粕屋町学校給食サービスと共同企業体との契約になりますので、その中身を確認しているのも、粕屋町学校給食サービスのほうで確認しています。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

答えになりようかね。誰が、金額的なもんやら内容的なもんは、誰が最終的にね、確認して契約したのかと。それをお尋ねしよんですよ。学校給食サービスと、町には、町長もおられれば、副町長もおられるし、教育長も担当でおられたんですから。誰かその上の責任者がおられて、契約に至っとかな。契約内容は全然分からんじゃないですか、そんなら町は。契約もほんなら、何も分からんなり契約したわけ。内容的なものは。町の今、仕事の契約のときは、そういう契約の仕方、全部しようですか。そうじゃないでしょう。

だから、そういう契約の内容がどうなっとんのかということ、確認は誰がなら、されたんですか。なら。給食センターをつくるために、金額が67億なったんでしょ。それで、その確認やらどういう内容やったかと、当然、ゴミの問題もだから、入っとうとか、入ったらんとか言うて、ゴミの問題がおせこせして、金額もどんどん変わってきたというのは、契約者がちゃんと主体になった人がおらないからそういうことになったんですか。

どうなんですかね、その辺は。でたらめに契約したから、もうでたらめになってしまったと、そういうことなんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

P F I 事業方式といたしまして、平成26年度ですね、第4回12月の粕屋町議会定例議会で説明してるんですけど、そのときの文章をちょっと読ませてください。

P F I 事業方式の性格上、町が設計図書に基づき、入札に付するものではござい

ません。そのために、設計図書自体は存在しませんので、設計金額としてもございません。と、そのとき説明されています。

あと、PFI事業は従来型の発注方式と違い、今までのよく似た事業トータルといたしまして、それで平均を出した額で進めていきます。明細がないわけですと、そのとき説明されています。あと平成27年第2回粕屋町議会臨時議会で長大も説明しているんですけど、そのときは、PFIというのは、設計を事前にやるわけではなく、先行事例から得られたデータをもとに7,000食規模の給食センターをつくる前提条件を決めながら、平均単価を出した上で予定価格を決めるということになりますと、そのとき説明をされております。

町といたしましては、学校給食調理場の整備運営事業に係る事業契約を結んでますので、そのあとの建設工事は粕屋町学校給食サービスが共同企業体と内容を吟味して契約をしています。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

やけん、その最終的な内容の確認は誰が責任者でやられたんですかということ聞きようわけよ。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

建設工事の請負契約は、株式会社粕屋町学校給食サービス、そのの方が、内容を確認されて共同企業体と契約をされております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

なら、粕屋町はなんも関わってないっちゅうこったいね。高いか、安い、いいか、悪いかも、任せっぱなしっちゅうことやったんですね。

教育長。その契約で間違いはないんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今、太田議員がおっしゃってるのは、工事の契約のことについて今おっしゃって

るんだろうと思います。給食調理場のですね。

運営事業についての契約書はですね。町が契約をしています。だから、工事については、これPFI工事なので、民間の活力を使って、資金を使って建てるということでお願いをしてるわけですから、その企業体、学校給食サービスと業者の方が契約をして、工事をしていただくと。当然、町としては、水準表というのを事前につくっておりますし、事前の入札に向けてのですね、予定価格あたりもはじいておりますので、その部分では、私は町は関わってあつたろうと思います。

私はその後入って来ておりますので、一応事績を見ますと、そういった事績のほうを覚えておりますが、よろございますか。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

67億もする工事をですね、人任せにして、契約は、私は知りませんというようなことでは、説明責任は、町民に対して通らんとしますね。当時は、箱田町長も副町長でおられたし、吉武副町長も部長かなんかでおられたんでしょう。そういう上役の方がいっぱいおらっしゃって、その辺の確認されて、内容的に間違いのないと思われたから、契約されたんでしょうけど、そういう内容の確認の仕方も、今の話聞くと、人任せで契約したというような、もう前の担当者がおられませんから、よか幸いに詳しいことは言われんでしょう。出てこないんでしょうけど。

そういうことは、町長替わられてもですね、町長。前の町長かばれるかどうか知りませんが、やはり、現在の町長が、しかつとやっぱそこら辺は締めてね。説明責任を果たしていかないといかんじゃないとかと私は思いますけども、どうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

町が主体となつて行ふ契約については、当然ですね、町の担当者が立ち会い、その責任ある者は、その確認を行っております。

今回の議員ご指摘のご質問の契約につきましては、PFI法にのつとつた契約でございますので、今、センター所長が申したとおりでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

給食センター所長が、そういうふうな67億の責任をとつて契約されたということ

ですかね。その辺は、それ以上追及しても何も出てきませんでしょうから、2番目の質問にまいります。

廃棄物処分に係る一覧表を出されているんですが、排出した量の内訳、処分費用の内訳、減額排出量内訳理由、減額した金額の内訳、実質支払いの内訳を提出してくださいとお願いをしてるんですが、資料を給食センター所長出してください。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

こちらも関連資料は、その都度提出しながらの説明をしてきていまして、そのときに提出していると思いますので、今回は提出は難しい。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

その提出の内容が詳しく分からないから、こうやって提出してくださいと。詳しくしてくださいということで、出しとるんですよ。何か、あなたのところからもらった資料の内容についても全然分からんのだよ。大まかに書いてあって。で、内容的にいろんなことが中であつとるから、その内容的なことが一つも分からんのですよ。

何でかといいますとな、259万が8,000万近くになったでしょう。259万のうち、立米あたりが1.84トンということでしょう。その後、何で増えたのかということを見ると、いや1.1トンしかありませんでしたと変わったでしょう。どんどん変わとうけん。1.1トンになったら、どういう数量で1.1トンと1.84トンと単価も落ちないで、運送料も落ちないかんのですよ。それ変わってないんですよ。変わってます。変わらないかんでしょう。だから、出してくださいと前々から出しとるんじゃないですか。

これはですね、議会報告会の中で、町民の方から質問があつとるんですよ。全然、今度の給食センターの問題で分からないことばかりであると。だから、ぜひ、詳しく、この次の議会報告会で説明してください。資料出して説明してくださいと要求されとんですよ。

私は、給食センターの委員長として、そのときに議会報告会の委員長からその質問に答えてくださいということで答えとるんですよ。だから、この次の議会報告会には、ちゃんと説明をいたしますということで理解をしていただいとんですよ、町民の方には。だから、今もらつとる資料の中では、そういうところは全然分からないんですよ。だから、こうやってお願いしとるんじゃないですか。出してくださいよ。何か出されん法律でもあると。法律的に何か出されん法律でもあるんですか、町民

に。町長の所信表明でも、そういうことは言ってないでしょう。町民に分かるように。そうでしょう、町長。所信表明書いたとは、誰か書いただけですか。町長が、それについて、ぴしゃっと、やっぱり何ではらかいたかっちゅうと、町長がそういうぴしゃっと言われとるから、私の出した資料に何も答えなく、ごまかされたようになったから、今回、こういう結末になったんですよ。しかつと町民にはね、分かりやすく本当のことやったら、本当のことを伝えればいいでしょう。伝えられないちゅうことは、間違うとうかごまかしようか、感じられたらそれまでですよ。違います。何もその裁判なつとうけん、どっちしたちや分かることでしょう。ぴしゃっと説明しとったほうがいいんじゃないですか、町民に。

どんなふうですかね。町長。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

施政方針でも言いましたように、情報については、町民のほうに公開すると。

ガラス張りの運営をやっていくというふうには答えていますが、今、議員のご指摘の件につきましては、所長が言うように、過去、様々な資料出しておりますので、それで、私は終わったものと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

そしたら、その資料は、内訳が出されないという、何か法律的な理由があったら説明してください。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

廃棄物処理に係る一覧表を出されてってなってますので、このときにその廃棄物一覧表に係る表を提出して、その説明を行って、それで議会で議決されたとなってますので、ここできちんと説明はしていると思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

議会にもね、ちゃんとした資料が出てきてないから、ただ賛成・反対ばかり。小学校の手挙げて賛成・反対ばかり言うような賛成・反対のとり方しかしてないんですよ。ぴしゃっと理由を説明して、賛成・反対とったわけ。だから、後から

ならっしやった議員さんには、何の資料も説明の資料もないんです。判断する材料も。分かっります。そういうちゃんと判断する材料が来ておれば、間違った判断もなかつたろうと思っばってん。何もそういう資料、全然、もろうてないわけですよ。後からなられた議員さんたちは。そんな中で、そういう賛成・反対を求めろるほろが間違いやないですか。契約書等の書類の中を讀んでみんですか。讀んで見たことあります。給食センターの所長になって。契約書の内容をどんなふうになつとうか。そしたら、問題ってなりよう点がね、よう分かってきますよ。見らんやつたら、何も分からん。ただ文書を読んで、逃げりゃあいいと。契約書がどうなつとうか讀んでみんですか。契約書はどこあるか分からんとやないと。詳しく書いてありますよ。私たちが、こうやって文句言う理由が書いてありますよ。契約書の中へ。教育長にも聞いたことありますね。見たことありますかって。

もうちょっと真剣にね、住民からの税金を預かっつたら、もうちょっとそのお金を使う真剣にやはり、肝心などだけ見ればいいんでしょろ。だから、資料が出てこんとなら、もうちょっと休会しますかね。前もって出しとうとい。あんまりそろやってね、議員をばかにしたらいかんですよ。真剣に取り組んどうとに。ねえ。法律的になんか出さんでいいっていう法律あれば、提案してもろうて出してもらわなにや。そんなもの何もなけりゃ、議員と町が五寸五寸でしょろ。全然資料がないつちゅうなつたら、後の問題にも3番目の問題でも、みんな何も用意してないんでしょろ。どうしたら、これを住民に説明しますか。出される気持ちはあるんですか。どげんですか。教育長。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

廃棄物の問題につきましてはですね、平成27年11月の30日のほろで総務常任委員会、それから全員協議会、いわゆる給食特別委員会のほろで説明をしたのが最初でございます。その後、このまま工事を続けていいのかどうかということで、また中断をされたのがこの12月になります。

今、議員がおっしゃるようによすね、資料がというふうにおっしゃってありましたが、私はこれもうしかりその後の特別委員会、30回近くされてるわけですが。その中ですね、毎回こう何トン若しくは何立米ということで、この換算の仕方等々については太田議員、随分これは質問若しくはアドバイスをいただいたのも私覚えております。

そして、ある業者はどれぐろいの量を、これは中間処理、これは最終処理というような形ですね、されたかということも、町から出したことによつて、太田議員

から随分質問をされたということもあります。なので、この特別委員会の中でですね、毎回、それぞれ資料を出してきておりますので、今、改めて出せと言われてもですね。じゃあどの部分ですかということになりますしですね。僕は継続的に前準備室長は、その都度準備をされて、皆さん方と意見交換をされてですね、その都度理解をしていただいた上で、学校の多数決というのは言い方はちょっとどうかと思いましたが、私はもう議員の皆さん方からご理解をいただいて、僕は賛成でお金を払ってきたというふうに思っておりますので、改めてですね、どの資料がっということ、もし足りない資料がございましたらですね、この後でも結構ですので、所長のほうに申し出ていただければと。

また、今回は、センターのほうに全部資料を置いておりますので、どうぞご覧くださいという話もですね、確か、ここの場でやったと思うんです。何人かの議員は、その資料を見に来られております。太田議員もし良ければですね、見に来られたらどうだろうかと思えます。

もう1点。情報公開を太田議員、随分2年前ぐらいからされてきて、できるだけ公開するよということ、そこが黒塗りが多かったということもご指摘いただいた部分があるんですが、やはりマニフェストとかですね、工事用の車両の写真少ないけども、皆無ではなかったというところで、私はご理解いただいたものと思います。その部分がまだ不手際だ、不手際を言われてもないものはないということで、あのときもお話をさせていただいておりますので、その時点まで話が戻りますとですね、なかなか前に進まないわけなんです、かなり詳しい資料は、私は議員の皆さん方には行ってると思えます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

そのもろうた資料の中でね、結局、業者の中身が変わってきとるんですよ。

さっきも言いましたとおり。最初、業者が出した1.84トンが1.1トンになったでしょう。だから、全部の出たゴミだから1.84トンが1トン、1.1トンになったら、何トン違うから幾ら金額は違うてきとうっていうのはね、ただ何トン何トン出されたっちゃね、議員は分かりませんよ。だから、1.84トンが1.1トンになったと。総重量が何十トンでどうだから幾ら安くなったと。私たちでも住民の人に説明するときは、そういうふうに説明されるんですよ。

ただ、町が払うた金額が何トンで何トンになっとうとか。それではね、分からんわけですよ、素人は。だから、その辺を欲しいということで、追求をしとるんです

よ。やっぱり責任上ね。責任持って説明しますと報告しとるわけですから。その報告をしないと、町民に。そのためのその資料が分からんなら聞きゃあいいやないですか。どんな資料がいますかと。ねえ。あんたんとこから資料もらうときは、いっちょん資料もらわれんで、私、苦労しましたよ。ねえ。そしたら、運搬料でも4,000円なっとうでしょう、トンの。1.84が1.1になったら、トン数からも運搬賃も安くならないかんはずです。それがどこへんでどげなふうに計算してあるかが分からんのですよ。おたくの資料では。そこ辺もぴしゃっとね、どの辺の資料ですかっという。今回は、いろいろあって、ごちゃごちゃしたから、難しかったか何か知りませんがね。だから、出てこんときはいかんから、こうやって、イ、ロ、ハのとはですね、全部自分で資料もらえれば計算できるかなと思っとうですよ。

それと建物が建ちますね、建物が。建物建って掘削したら、あれが確か3千立米か4千立米出たんですよ、泥が。ゴミは、2mから以下しか出てないということなんです。1m45cmしか掘ってないんですよ。2mからしか出とらんとに1m45じゃあ、普通出らんとするの、当たり前じゃないですか。それが、8千万も7千、6千7百万も出とうわけでしょう。そこ辺をどうかして掴まにゃいかんと思うとうですから。掴むにはこういう資料もらえればね、すぐ計算できるんですよ。いいですか。建築が建物の基礎掘ったって4千立米ぐらいですよ。そしたら、1トンの1万円にしたっちゃですね、4千万なんです、ゴミ代は。全部出しても。それが、7千何百万もなっとうでしょう。8千万近く。ということは、全部出したちゅうことです。そうばってん、建築の基礎は元請に入っとるんですよ、元請に、その分は。その分をさっ引かれとうかどうかちゅうのは分からんから、これをくださいと言ひよんですよ。

あなたんとこから計算して出してもらえりゃ、それでいい。九電工だっちゃあ、お宅からもろうた資料じゃ1mしか掘らんのですよ、あれ。1mやったら、ゴミは全然出てきてないんですよ。それが、3千万も4千万も払うてあるでしょう。図面見りゃあ分かるんですよ。写真のあると、ぴしゃっと揃うとけばね、何も言うことないんですよ。不足の分ばっかりで。

だから今日は、給食センターの所長と話して、出されるものがありましたらお願いしますから、出すように教育長、言うとうってください。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

廃棄物のですね、量それから金額につきましてはですね、議員、ご承知のとおり今、訴訟中ですので、これを今、私がですね、議員さんにこれぐらい掘ってこうい

う金額になりました。これは高いと思います、安いと思いますとか、これはこういうふうな処理をしていただきましたということを申し述べることで体がですね、裁判に影響があると思いますので、私はこれ以上の要求はセンターのほうにはいたしません。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

教育長、あなた何が訴訟になっとうか知っとなね。見たこともないでしょう。訴訟になっとうことを。そんなことが訴訟にひっかかってくるような問題じゃないんですよ。ねえ、言い訳をするから。訴訟になっとうのは、そういう問題じゃないよ。町の人、誰も来てないんですよ。私たちは、町民と一緒にずっと行っておりますから、どこが問題になったか、どこが問題ならんような質問の仕方しかしてないんですよ。議長にも言うとした、そげん。やけん、ここは町長ね、いずれはつきりしてね、白なら白、黒なら黒にね、ぴしゃっとけじめつけんと。いつまでたっても粕屋町は、こういう暗いイメージを持った町やなということも、周りの市町村みんな知っとなんですよ。そこ辺は、やはりけじめつけて、ぴしゃっと処理されんと。うやむやで、何かわけの分からん弁護士さんに任せとったっちゃ、弁護士さんはね、話し合いするだけです。数量がどげんやった、こげんやったの計算なんてしきりんしゃれんとですよ。その辺をですね、資料なりいるやつは、給食センターの所長にお願いしますから。ここで言うても、話になりませんからですね。

それから4番のですね、廃棄物の処分に係る一覧表では、西松と九電工に実質支払いがされておりますが、この契約はどうなっとなですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

当初の事業契約に廃棄物処分に係る業務は入っていませんでしたので、平成28年6月14日に町議会の議決を得て、事業契約の変更契約で追加をいたしました。

町はSPCとの事業契約でしかありませんので、廃棄物処分費用を直接排出業者である西松建設株式会社や株式会社九電工に支払うことができないため、SPCを介して排出業者に処分費用を支払うため、町とSPC及び排出業者である西松建設株式会社や株式会社九電工と三者契約を締結して支払っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

そしたらこれは、西松建設と九電工は、表には出てこんのやないですか。ねえ。西松、九電にお金を払うたらいかんのやないですか、これは。元請が違うでしょう。パシフィックコンサルタントでしょう。そう聞きましたよ、報告で。金払うときだけ西松、九電工に払うて、契約は、パシフィックコンサルタントが最初はせんせん言いよりましたが、コンサルタントの契約になりましたと報告を受けておりますが。契約になったところに払わんで、このパシフィックコンサルタントが西松、九電に払うのは分かるばってん。その辺にしたっちゃ、ちょっと曖昧な、おたくからもろうた資料の中ではこう書いてあるんですよ。西松、九電工に払うたということで。それで、おかしいなと思うて尋ねとるんですよ、これ。もうちょっと、その辺をです、ね、ようと調べて、調べて報告してくださいよ。

支払先が西松になつとうの九電工。おたくからもろうた伝票はね、今日はもう、こっち持って来とらんばってん、持って来とったばってん。先ほど、ああいう問題が起きたから、持って来てないんですけど。そうおたくんとの証明には書いてあるんですよ、払うたと。

それと、5番目。廃棄物の処分は九電工へ、27年度分が請求を辞退となっておりますがっていうのが、何ですか、所長。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

これも、当時の建設特別委員会において参考人招致された際に、株式会社九電工の工事の関係者から直接聞かれてあるとは思いますが、町が把握しているのは、株式会社九電工側が支払う根拠となる書類等が揃えることができないために、請求を辞退されたということです。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

辞退したら、それで済むんですか。前も、議会で、道路環境整備の課長に聞きましたら、ちゃんとした法律があつて、やはりちゃんとした法律にのっとつて処分するようになってるのを処分しなかつたら、罰があるんでしょう。ただ、これは、金が請求せんやったから、そのまま放つたらかしとうっちゅうのは、町として、やはり、約束を、あんたとこの書類にも、県にちゃんと書いてあるでしょう。県との約束は、最終処分場についていうことです。私もこれを何遍も口酸っぱくして言いよるば

ってんが。一向にその辺は、よっぽどなんか九電工と癒着のあるか何か知りませんが、そういう理解にとられてもしょうがないですね。やはり違反して捨てたものについては、どんな会社が大きかろうが小さかろうが、同じような方法で、一応処分せないかんじゃないですかね。放ったらかしとって済む問題とまた違いますよ。これは。

いずれ、どげな結果で裁判が、恐らく裁判の結果が後々問題になると思いますよ。そういう形でしとったら。その辺も、しかっともう一回、検討したほうがいいじゃないですかね。

それと6番目ですね。町がSPCに対して、平成27年12月3日より25日まで工事を中断して発生した増加費用の金額の明細と最終合意に至った金額と交渉の経過の資料の提出を求めますということで、おたくからもろうた計算書の一番下にその結果の報告は、後日いたしますって書いてあるんですよ。しかし、未だにその報告は何もなされてない。五千万が890万なったんですかね。それについては、やはり、しかっとした説明がなされないと、五千万が890万なるなんちゅうのは、よっぽどの理由がないと。弁護士さんが、それに関わったちゅうことなら、なるほど資料がないで、払いが済むわけじゃないですね。何らかの理由で、そういう、五千万が890万になったのは、あると思いますよ。その資料は出しますって書いてありますけど、まだ出てきてない。それも、早急にもう時間がたつとりますから、理由は分かるはずですよ。出してくださいよ、町長。

それから、給食センターの工事は完成して運用されていますが、竣工検査はどういう形で行われたんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

この事業はPFI法に基づき、民間事業者の提案に基づき、資金調達から設計・施工、そして維持管理・運営まで一括して行われ、出来上がったものを町に引き渡して所有権を移転するBTO方式となっています。

実際の流れといたしましては、工事完成の後、各工事、民間事業者側での社内検査を実施され、指摘があれば、それを改善後に、SPCから町側に提出してもらった完成検査関係書類をもとに検査を実施しています。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

誰が立ち会われたんですか、町から。金を出す以上は、任せっ放しじゃいかんでしょう。ちゃんとした町からも、立会をされた方がおられたんじゃないですか。

◎議長（山脇秀隆君）

分かりますか。吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

株式会社長大の3名を同行させて、あとは町のほうは、当時の次長・室長、主幹、所長が立ち会っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

その検査は、どういう方法でどういう形でされたんですか。ただ、その3名に引っ付いて見ただけですか、町は。書類検査等はどんなされたんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

株式会社長大の資格を持った3名を同行させ、検査を一緒に行い、その中で指摘のあった項目については、改善させた上で物件の引き渡しを行っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それで、その検査についてはですね、納得のいく完成で引き取られたんですか。もう引き取られたんですか、建物自体は。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

建物は引き取っております。指摘のあった部分は、全部改善させた上で引き取りをしております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

時間がありませんで、次にいきますが。

先日起りました児童虐待について。

千葉県野田市で行われたいじめに対するアンケート調査の結果、小4 女児栗原心愛さんが、虐待事件が起こり最悪の死亡事件の結果となりました。

わが町では、いじめに対するアンケート調査等は教育長、されてるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

いじめに関しては、毎月1回、各学校とも行っております。

そしてその用紙は、最低5年間、学校で保管しなさいということも指示しております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

ということは、こういう問題は、問題として表に出るような問題はあっていないということなんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

虐待の話なんですか、いじめの話ですかね。いや、今おっしゃってるのがですね。

これ虐待事件なんですよ。わが町ではいじめ。だから、いじめと虐待を一緒に答えたほうがいいですか。

（許可のない発言あり）

◎教育長（西村久朝君）

学校教育課長から。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

この事件は非常に悲しい事件で、学校ともショックを受けているところでございますけれども。このいじめについてはですね、どの学校でも、どの子どもにでもあり得る問題ということですね、学校間でも認識を踏まえて、各小中学校においていじめ問題に対する組織的・計画的な取組みを行っているところでございます。

いじめの未然防止、それから早期発見、早期対応に各学校で努めているところでございますが、まず、未然防止につきましては、各学年、各学級で共通した指導の

徹底並びに生徒指導委員会などの組織での状況報告、並びに指導方針の共通理解を行っております。

また、早期発見のためには、日常生活における言動観察や、先ほど教育からもご報告がありましたように、アンケートの実施、それから教育相談などを行いながら、日常から家庭と連携を深めながら、子どもたちの変化や人間関係を捉えるように努めているところでございます。また、このアンケートについてですけれども、やはり、日常生活の変化、それから、友人関係の変化、持ち物などの変化の項目について、毎月1回行っておってですね。その結果、配慮すべき事項の記入があった場合には、個別に面談等を行いながら、状況を観察してですね、我々雇用しておりますスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカー、それから、そのほかの関係各機関と連携して、適切な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

例えばですね、今、いじめに関する問題が起きたとしますね。そうすると、どういう方法で、それをチェックして収めるような方法を取られる計画を立てられるとんですか。それをちょっと教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

まず、そういうふうないじめと思われる事案を確認しますとですね、まず、そのどういうことが行われているのかという形の実事確認をまずやります。そして、それについて、学校内での関係の職員あたりでですね、まず共通認識を持つために会議を行って、そして、それから次には、当該の児童・生徒、それから保護者とか、そういう形でですね、協議を行う。

そして、やはりそれを解決する方法をですね、皆さんに生徒たちにですね、こういうことではだめですよというふうな形でですね、児童・生徒に指導を行いながら、その解決に向かって、段階的に指導を行って、当然、教員の中でのですね、会議等も段階的に行ってというような状況です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

次にですね、2番にいきますが、粕屋町の町立の小中学校の経営報告会を毎年開

催されておられますが、いじめ、虐待事件についてですね、皆さん方での話し合い
いちゅうのは、あの場面では実際あまり聞きませんが、そういう場合の取扱い
を学校間でどういうふうにしようとか、いかな話し合いは、教育長どんなふうか
されてるんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず学校のほうには、それぞれいじめ防止対策推進法、マニュアルをつくってお
りますので、それぞれ学校も持っております。また、町としても持っておりま
す。それに準じて、要望、いわゆるリスクマネジメント、それから何か起こったと
きの対応、そして起こった後のまた予後の指導、いわゆるクライシスマネジメン
トっていうんですが、この三つの段階に分けてですね、それぞれマニュアルは作っ
ております。で、マニュアルだけでいけないのが人間教育なので、それぞれポイン
トは一つ。被害者のケアを優先する。これ一本なんです。なので、後は組織的に例
えば事情確認は誰々がしなさい。誰々はどこどこに相談に行ってください。誰々は
どこどこことこうといった接触をしなさいというですね。そういう組織対応は今課長言
ったようにやっております。

学校経営報告会は、あくまでも学校長の報告をさせる場ですので、学校でいろん
な問題が起こったことに関しましては、毎月定例の校長がやっておりますので、そ
こで、情報交換をしております。また教頭は教頭で情報交換会。生徒指導の担当は、
生徒指導担当で具体的な問題指導についての情報交換はしております。これがや
っぱり、小学校から中学校上がったときの大きな情報の共有にはなっております。
で、今、本当に問題になってます虐待に関してはですね、あまりこう外向きに発信
できない状況なので、児相、警察、それからうちのスクールソーシャルワーカー、
それから健康づくり課の社会福祉士っていうんですか、そういった人たちと連携を
してですね、どういった対応していくかという。

しかし、今こういったこれは、昨日の新聞なんですが。こうやって、毎日今新聞
に虐待虐待という言葉が賑わしておりますけど、本当に日本でどういう国になった
んだろうかと思うぐらいあるんですが。私、これは大人が子どもに対する暴力だ
というふうに思っております。だから、虐待というのが特別のようなイメージを持っ
たんですが、私は、体罰とか虐待という言葉は、僕は暴力だというふうに思ってお
ります。これをやはり守るものは、当然、法によって守らなければならないし、今後、
大人になるであろう子どもたちにそういった種を植えつけてはいけないというこ
とで、今学校教育、いろんな意味でですね、頑張ってくださいと思っていますので。

議員も以前、PTAの役員をされたというのは私はお聞きしておりますから、こういったことに関心をお持ちだろうと思いますけど、近くでやっぱりそういった虐待若しくは子どもの大きな泣き声、若しくは家の中にずっと引きこもってるんじゃないかという情報がありましたらですね、警察か児相に思い切って連絡されて、私は構わないと思います。

以前、学校はしきりませんでしたけど、今は思い切って警察に言えど、児相に言えど、私たちもそういった指導はしております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それでは、今いろいろご迷惑かけましたが、最後は、子どもさんを守るために、教育長が一生懸命されておるということを聞きまして、安心をいたしました。

ぜひとも、給食センターのようなことにならないようにですね。ぜひとも、頑張っていていただきたいと思います。

今日は、どうもありがとうございました。

（8番 太田健策君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

一般質問をされる方をお願いいたします。

こうした公の場では、個人攻撃はですね、弁明する機会がございませんので、控えていただきますことをお伝えしておきます。

それでは、暫時休憩いたします。50分からといたします。

（休憩 午後14時37分）

（再開 午後14時50分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

（3番 案浦兼敏君 登壇）

◎3番（案浦兼敏君）

議席番号3番、案浦兼敏です。

皆さんお疲れのところですけども、もうしばらくお付き合いいただきたいと思えます。できるだけスムーズにいくように考えます。

今回の一般質問はですね、平成31年度当初予算案一本に絞って質問いたします。箱田町長は昨年9月に就任されてから、今回、初めて当初予算を編成されたわ

けでございます。前町長はですね、財源の範囲内で基金を取り崩さない枠配分方式で予算を編成したと言いながらもですね、副町長2人制などを当初予算に組むべきものをですね、補正予算で計上するなど、財政規律を乱してまいりました。

一方、箱田町長は、昨年12月の一般質問では、前例を踏襲せず、全ての経費をゼロベースで精査する、枠配分方式を採用しない、事務事業を1件ごとに精査し、積上げ方式で予算編成したいと答弁されました。

しかしながら、予算編成過程の各課の予算要望がですね、一般財源を途中の話ですけれども、13億も上回っとうというような話も聞きましたので、大変ご苦勞があったんじゃないかというふうに考えております。

そこでまず、平成31年度の当初予算の特色についての質問です。

先日、3月1日の施政方針演説の中で割と要領よく触れられましたけれども、ここで改めてお聞きしたいと思っております。

まず、平成31年度において、どのような施策に特に重点的に取り組まれるのか。

また、新規施策とか、拡充を図られる施策についてございましたらお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

重点的に取り組む施策等ですね、説明の前に、今回、平成31年度当初予算。

私が予算編成を行いましたけれども、私の意を汲んだ職員の熱い熱意を感じました。それぞれの所管課においては、私が思うところ、考えるところの予算を具現化し、要求をしてきました。

今、議員ご指摘のように、なかなかその財源的なものが足りないというのは現実問題としてありますので、その辺を優劣、優先順位をつけながら、今回の予算の編成を行ったところでございます。それで、今ご質問の重点的に取り組んだ施策は何かと。新規・拡充する施策の主な内容はということなんですけれども。施策をですね、まず四つの分野でご説明したいと思います。

まず、子育て教育分野におきましては、私立保育園の開園など、保育の受け皿の拡大。学童保育所の増設や、小学校校舎の大規模改造、小・中学校配膳室への空調設置、そして、保育所・幼稚園の老朽化対策などの施設整備を実施いたします。

高齢者・保健衛生分野におきましては、認知症高齢者の個人賠償責任保険の加入や風疹、そして粕屋町独自ですけれども、おたふくかぜの予防接種費用の助成、療育支援の充実のための指導室の増設などを行います。

三つ目です。まちづくり分野におきましては、第5次総合計画後期基本計画や男

女共同参画後期計画の策定、そして、都市計画マスタープランの中間見直し。また、ふれあいバスの運行の充実、ホームページのリニューアルなどを実施いたします。

最後に、防災インフラ整備の分野におきましては、防災マップの作成、保育所・幼稚園、そして小学校のブロック塀の改修及び町内のブロック塀の撤去を促進するための助成、隣保館・福祉センターの耐震診断、公共施設の個別施設計画の策定などを実施いたしたいと思っております。

以上、申し上げました事業につきましては、平成31年度重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

はい、ありがとうございました。町長は選挙公約でですね、いろんなことを町民の方に約束されてきました。

また就任されて半年ですけども、今回のこの予算案にですね、どの程度盛り込むことができたのか、町長のご感想をお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

私の公約に関しましては、非常に財源の厳しい中ですね、そういう苦慮する中でも可能な限り、31年度には計上しております。先ほどの回答と若干重なる部分がございますけども、これも4分野で私の公約がございますので、一つ一つを説明したいと思っております。

まず、子育てしやすいまちづくりといたしましては、学童保育所の増設、先ほど申し上げましたが、その増設。そして、各学校にですね、スクールロイヤーの活用した相談しやすい環境をつくりたいと思っております。

二つ目に住みやすいまちづくりとしてでございますが、ふれあいバスの運行の充実、そしてバス停などにベンチの設置を進めたいと思っております。

三つ目です。誇れるまちづくりとしての分野ですが、駕与丁公園の活用の検討、そして、小学校英語専科教員の配置を行いたいと思っております。

最後に、安心して生活できるまちづくりとしましては、ブロック塀の改修や、隣保館等のそれぞれの公共施設の耐震診断などは、公約に基づいて、今回予算の計上をさせていただいております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、先ほど言いました公共施設整備についての質問です。

現在、保育所、学校、社会教育施設など、公共施設等の老朽化が目立っております。特に保育所は、これまで放置されてきており、安全性の面から心配であります。

そこで、先ほどちょっとだいぶだぶるところありますけども、平成31年度予算に計上されました公共施設整備費の主な内容。また昨年、29年12月議会でも申しました、旧清掃センターの解体につきまして、これについては、地方債の特例期限のある期限内に行うべきと思いますけども、31年度調査費が計上されておりますけども、解体のスケジュールはどうなってるのか併せてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

平成31年度の公共施設整備費、これインフラの施設整備は除きますが、その主なものといたしまして、保育所・幼稚園・小学校のブロック塀改修工事、これは3,941万5千円でございます。

仲原保育所の屋根防水改修工事、これは924万1千円。西小学校の保育所増設工事は5,782万2千円。これは設計・監理も含んでおります。また、仲原小学校校舎の大規模改造工事、金額は2億9,560万1,000円でございます。これは監理も含んでおります。

そして、小・中学校の配膳室等の空調の設備工事でございますが、1,969万6千円でございます。また、図書館の空調ですが、これ非常に古うございます。その更新工事のために2,986万2千円。サンレイク、かすやドームの更新・補修等の整備工事、これも優先的にせざるを得ない工事でございますけども、5,825万9千円でございます。

また、内橋団地のバリアフリー化を行いたいと思っております。その工事費として6,655万7千円。設計・監理料も含んでおります。

それらの工事に要する経費を今回、予算計上させていただいております。また、工事費ではございませんけれども、公共施設に係る個別施設計画の策定の金額2,693万9,000円、また、上大隈・柚須の両隣保館及び福祉センターのこれは福祉センターの中の旧寿楽荘部分の古い分でございますが、その耐震診断1,239万7千円に要する経費を予算計上しておるところでございます。

続きまして、旧清掃センターの解体の関係でございますが、議員ご指摘のとおり、もう年数が限られております。清掃センターの解体撤去工事を、平成33年度末まで

に完了するという想定をしております。

公共施設等適正管理推進事業債、これは地方財政措置がありますけども、その充当率が75%から90%にこの間引き上げられますので、この事業債を活用して、解体撤去を平成33年度末までに完了するように計画をしております。

平成31年度の当初予算等につきましては、解体に伴う事前調査として、土壌汚染状況を把握するための土壌汚染状況調査費及び粕屋町ごみ焼却場公害対策審議会を開催するための委員費用弁償の計上を行っておるところでございます。土壌汚染状況調査の結果に基づき解体撤去の設計の見直し、工事費の平成32年度計上、債務負担行為を行いまして、平成33年度末までの2か年計画による解体撤去を実施したいと考えております。具体的なスケジュールにつきましては、今後、事業を進めていく中で、それぞれ報告をしまいたいと思っております。また、解体撤去後の跡地利用につきましては、これ関係所管とこれから協議検討を行ってまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

旧清掃センターをですね、放置しておくことはやっぱ負の遺産を残しておくということになりますので、まず、町長の決断によっては早く、33年度までに完了ということで聞いて、安心しました。早く解体すれば、駕与丁公園周辺ですね、整備の検討に当たりましたが、大きな財産、ポテンシャルとなると思いますので、よろしくをお願いします。

次に、先ほど町長もふれられましたけども、昨年12月議会で、公共施設等総合管理計画の個別計画を、早期に策定すべきであるとしたところ、町長は、国は32年度までと言ってるけども、前倒しで31年には個別計画を策定したいと答弁されておりまして、そのとおり当初予算に計上されたということで安心しております。

ただ、対象施設が多いということから、やっぱり個別施設ですね、計画には、多くの労力が必要かと思えます。担当が、総務課の財産管理は総務課ですけども、総務課だけでなく、私、その所管課の協力が必要と思われま。

そこで、個別施設計画策定のために、どのような体制で、どのようなスケジュールで望まれるのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、議員がご指摘のとおりですね、この問題につきましては、全庁的に取り組む必要があると私は思っております。公共施設等総合管理計画の個別計画策定の体制につきましては、粕屋町公共施設等総合管理計画推進委員会の設置要綱を策定いたしまして、4月1日から施行予定としておりますが、その要綱に基づきまして、副町長、教育長、そして4月1日以降に設置予定の各部長、総務課長、経営政策課長からなる、これは上部組織です推進委員会、それと、各施設所管の課長・係長・担当者からなる検討機関である部会を設置いたします。推進委員会の中身ですけども、施設等の有効活用や適正配置、効率的運営管理、長寿命化計画策定に係る検討、その他マネジメント推進に係る検討を行ってまいりたいと思います。

一方、部会では、計画の策定及び推進に係る情報収集や調査・検証、計画や関係事業の企画・立案、庁内周知を行いたいと思っております。また、平成31年度当初に予算を計上しておりますけども、公共施設等長寿命化計画、策定支援業務の委託を行い、外部専門家の支援も受けながら、計画策定と管理を進めてまいる予定でございます。

なお、計画策定後の進捗管理、そのためにマネジメントシステムを導入予定をしておりますけども、平成31年度中まではデータベース化を行い、システムの導入はそのあと、後年としたいと思っております。スケジュールといたしましては、推進委員会の前段として、1月17日の日に終わっておりますけども、各施設の所管課長集めた検討会議を開催し、体制整備及び計画策定を進めることへの町内の認識の共有は行っておるところでございます。

今後は、関係課と支援業務委託の調達に係る協議・検討を進め、3月に公募のプロポーザルによる調達を実施し、そして、4月以降に推進委員会及び部会を設置し、平成31年度末までに個別計画の策定を完了するように進めてまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

はい、大変前向きに積極的に捉えていただいて、非常に心強い限りです。

次に、子育て支援についての質問です。

これにつきましては先ほど、田川議員の質問とちょっと重なるところはありますが、一つ目ですね。

先ほど、田川議員の質問の中で、今年ですね、保育所のほうが定員がですね、粕屋西小学校区、105名の新設。それと、はこぶねのこども園の定員増加40名。

145名の増員が図られたにもかかわらず、待機児童は前年と比べると、40人しか

減っていないということで、3月1日現在、まだ201人の待機児童があるっていうこと
とでございます。先ほど、田川議員の質問のところで、待機児童に対する対策の考え
方ですか。ちょっと答えられていなかったと思いますんで、その待機児童解消に
向けてのちょっと考え方をですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

待機児童の状況、そしてその対策につきましては所管課長、子ども未来課長のほ
うからお答えいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

待機児童の状況を改善された理由ということでございます。

先ほどの田川議員のご質問のときとですね、答弁がちょっと重複いたす点もござ
いますが、待機児童を解消する対策といたしまして、31年度4月より、認定こども
園の建替えによる定員増、それと、粕屋西地区の私立認可保育園の開所というこ
とで、今のところ予定しているというところでございます。その増設を踏まえた上
でですね、31年度の保育園の入所受付を実施いたしました。しかし、先ほども申し
ましたとおり、昨年度に比べてですね40名の減ということで、201名の今のところ
待機児童というところになっておるところでございます。

これで全ての待機児童がですね、解消されたわけではございませんのでですね、
今後も更なる待機児童対策ということでいたしまして、建替えを含めたところ
でですね、総合的に対策を検討していきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、近年保育所とか学童保育がですね、非常に待機児が増加しておりますけど
も、一方で、町立の幼稚園についてはですね、定員割れっていうような状況があ
ります。今年10月から、教育の無償化が実施されれば、保育所のニーズがさらに高
まるんじゃないかという心配しております。

そこで、保育所・幼稚園・学童保育の過去5か年の動向と、今後5か年、どう動
くのか、そこら辺の見込みをお聞きしたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、二つのことがあると思います。それぞれ所管課長のほうから報告いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

子ども未来課が所管しております、保育所と幼稚園に関しまして、お答えをさせていただきます。

まず、保育所と幼稚園の利用対象となる就学前児童数についてですが、過去5年間の動向といたしまして、各年の4月1日現在、平成26年度が3,980人、平成27年度3,874人、平成28年度が3,795人、平成29年度3,795人、平成30年度は3,787人と若干ですね、減少傾向にあることが伺えます。しかしながら、保育園の入所申込数につきましては、平成26年度が1,083。平成27年度1,240、それと、平成28年度が1,391、それと、平成29年度が1,474、平成30年度1,449人と、年々増加傾向にはございます。

今後5か年の見込みっていうことでございますが、利用対象となる就学前児童数は緩やかな減少傾向に向かうのではなからうかと、予測はされますが、まだ地域の開発等も進んでおる状況でございますので、なかなか予測もつけられないところでございます。また、平成31年の10月から予定されております消費税の引き上げに伴うですね、幼児教育の無償化もございまして、保育所ニーズっていうのは増加する見込みではなからうかと、今後の予測がなかなかそれが立てづらい状況ではございます。

次に、幼稚園の過去5年間の動向といたしましては、こちら各年の5月1日現在の入所者数としてですね、平成26年度が501人。平成27年度が503人、平成28年度が445人、平成29年度が397人、平成30年度が375人と年々減少傾向にあることが伺っております。こちらですね、今後5年間の見込みっていうことでございますが、先ほど申しました幼児教育の無償化の影響がですね、どれだけ出てくるかっていうのはちょっと今のところ予測がついておりませんので、今後の動向を見守りながらですね、また状況等についてはご報告させていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

私のほうから、学童保育につきましてお答えさせていただきたいと思います。

学童保育につきましては、ひとり親家庭や小学生を持つ共働きの親御さんに大きな就業支援となっているところでございます。この学童保育の対象年齢をですね、

平成27年だったと思いますけれども、全学年に対象年度が引き上げられました。それと学童、すみません、町内の児童数の増加に伴いまして、学童保育の申込者数も年々増加している状況でございます。

過去5年間の動向についてですけれども、具体的な数字ですが、まず、児童数の増加というところについてですけれども、平成27年はですね、3,187人、それから、28年は3,275人、平成29年は3,406人、平成30年は3,506人、平成31年、これ見込みですけれども3,580人。これも、全て4月1日の時点の児童数でございます。この数字を見ても分かりますようにですね、年々増加しているわけでございます。

これに対しまして学校教育課としても、中央小学校に1クラス、それから仲原小学校に1クラスというふうな、増設を行ったところでございますけれども、現在、1年生・2年生の低学年についてはですね、入所の確保はできているものの、3年生の一部あるいは高学年の児童については、現在のところ待機をいただいている状況ではございます。

これから過去5年間の動向についてということにつきましてはですね、やはり、今後も平成31年から35年の間についてはですね、やっぱり児童数も右肩上がり、傾斜につきましては、そんなに今まで5年間とは少し傾斜が緩やかですけれども、伸びていく状況でございます。やはり、学童の申込者数もですね、当然、多くなるというふうな見込みは考えられます。そういったところ、状況の中ですね、まずは今年度、西学童につきましてはですね、まだまだ3クラスでございますので、まずそこをですね、クラス数を増やして対応していきたいという形で増設を今年度、町長の施政方針の中にごさいましたけれども、増設を予定して、そういうふうな形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ありがとうございました。確かに児童数の伸びとね、それと例えばですね、実際に入所される方の動向と、若干ですね、やっぱり難しいし、先日ですか、福岡県の市町村の異動のほうを見ますと、粕屋町は結構15歳未満の方も転出がですね、多いということ書いてありましたんで、それがどういうことなのかっていうのは、私もちょっとまだそこまでですね、分析できてませんけども。意外と粕屋町ですね、転入も多いけども、そういう15歳未満の子どもたちの転出というのも結構多いのかなって感じがしてですね。そういう中で、やっぱり、なかなかですね、今後のニーズとかなかなかですね、把握しづらいところがあるかと思えます。

それで、次に移りまして、次の町立仲原保育所、中央保育所建替えについては、これは先ほど田川議員の質問に答えておられますので、たぶん同じことだろうということ、次にいきまして。

そういうことで、粕屋町ではですね、平成18年にわかばの保育園が民営化されてから、平成20年2月に保育所・幼稚園等の今後の運営構想、これに伴う具体策の提案等を調査審議するため、児童問題の専門家を入れました粕屋町就学前児童施設運営審議委員会が設置されてから、平成21年10月に粕屋町就学前児童の施設運営のあり方についての提言を行っております。ところが前町長、このことを無視しまして、急きょ一方的に、町立保育所の建替え・民営化を打ち出しまして、ところが、保護者説明のほうで、いろいろ矛盾したんで、結局計画は頓挫しましたけども。箱田町長にはですね、そういう児童問題の専門家を入れた審議会を立ち上げてですね、先ほど、将来児童数の予測というのは、なかなか難しいと思いますけどもね。

やっぱり、過大に施設つくれば後にですね、施設のほうですね、入所者が減れば、またそこ問題ありますし、そこら辺もいろいろ将来の児童数の予測、それとまた、町立と民間とのですね役割分担、そこら辺などを十分検討されて、また、議会の意見を聴きながら、そういう児童施設の整備計画をですね、策定してほしいと私は考えておりますけども、町長の見解をお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

児童問題の専門家を入れた審議会等を立ち上げて、ご意見をもとに児童施設の整備計画を策定してはどうかという内容でございますね。こういうことでございますが、今現在粕屋町におきましては、子ども・子育て支援法に基づき、第77条に定める市町村等における合議制の機関として、粕屋町子ども・子育て会議条例を制定し、子ども・子育て会議を設置をしております。

所掌事務といたしましては、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号にあります、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の実施状況の調査審議、そしてまた、そういうことの所掌事務になっておりますので、その会議の中で、児童施設の整備、そして今後の保育所・幼稚園のあり方につきましても、委員の皆さまからのご意見を頂戴しながら検討を行っていきたくと考えておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

さっき申しましたように、仲原と中央保育所のほうも老朽化も進んでいますんで、建替えという問題もありますんで、できるだけ可能な限りですね、そういう子ども・子育て会議のほうでも、しっかり検討されてから、早い時期にですね、そういう児童施設整備計画を策定していただきたいというふうに考えております。

次に、戦略的な広報広聴プランの策定についての質問でございます。

これまで、町民とか議会から要望があった粕屋町ホームページのリニューアルが、経費として1,421万1千円計上されました。やっとな、当初予算に計上されて、大変うれしく思っております。現在のホームページは、開設当初、これは平成24年に総務大臣から表彰を受けるなど、非常に先進的なものであったと聞いております。

しかしながら、通信技術の進歩や、時代のニーズ変化に伴い陳腐化し、現在は、郡内他町よりも遅れをとってしまいました。そこで今回のホームページリニューアルの目的、検討内容、スケジュールについて、どういうものかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

SNS、これはソーシャルネットワーク。これを代表するようになりますね、今の若い方は、スマートフォン若しくは、タブレット端末を使った情報の収集、そして発信を行っております。これが時代の流れだろうと思います。それに沿った形で粕屋町のホームページもリニューアルしていくというのが基本方針でございますが、詳細につきましては、担当の協働のまちづくり課長のほうからお答えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

今回のリニューアルですけれども、粕屋町のホームページはですね、平成22年の10月リニューアルから8年経過いたしております。今回のリニューアルの目的でございますが、利用者ニーズやインターネットの技術革新、柔軟に対応できるシステムにするとともに、粕屋町の魅力や特色を効果的に情報発信できるホームページとなることを目的に、今回リニューアルを進めていきたいと考えております。

内容につきましては、今町長も言いましたように、スマートフォンやタブレット端末アクセシビリティ等に対応できるようなリニューアルを進めていきたいというふうに思っております。

それとスケジュールですかね、スケジュールにつきましては、2020年来年ですね、

3月または4月を新しいホームページの公開予定として構築する予定でございます。
以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今回のホームページのリニューアルに突出した全庁的にですね、一緒に影響があるところでありまして、そういう中でまず、庁内の検討組織ですか、そういうプロジェクトとなりそういう検討組織を作られる考えがあられるのか。また、例えば、入札につきましてもですね、どういう方法でされるのか。

例えば、千葉県流山市はですね、これ議会ホームページのリニューアルですけども、あそこでは早稲田大学マニフェスト研究所とNTTとのね、共同開発のそれそういう部分と一緒に乗っかってですね、ていうそういう利用はやってますけども、そういうふうに、例えばプロポーザル方式をとられるのか。そういうですから、まず庁内のそういう検討組織としてどのようなものを立ち上げられるのか。また入札方式はどうなるのか。

そこ辺の考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

まだ決定はしていませんけども、今こういったですね、ソフト的にも、極めてソフト的な部分ですね。これにつきましては、当然専門家を入れた提案型のプロポーザルが理想的じゃないかなと思っております。

内容とか構成とかですね、どういった委員にするか、今から先検討してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そこで町内のほうでそういう例えば組織ですかね。例えば、当然専門家入れてから、例えばそういう広報広聴委員会なり、そういう入った形でのですね、組織での検討があるのかどうか、ちょっとそこを確認したいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ホームページはまさしく町の顔でございます。一番情報発信するツールでござい

ますので、当然、広報のほうも入って、庁舎内の総合的にして関連する部署は入れた形で検討してまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

実は、議会のほうでもですね、ご承知と思いますけども、ホームページのリニューアルについてから、昨年9月ですね、調査特別委員会が設置されてまして、現在は、広報特別委員会で検討を行っております。これをやはり議会改革の一つとしてですね、進める必要があると考えております。

そこで例えば、粕屋町ホームページのリニューアル検討に、例えば議会からも一緒に参画するとか、そういうことが連携できないのか、それについてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

議会のほうのホームページのリニューアルにつきまして、内容的にちょっと私は存じ上げておりませんので、今、粕屋町のホームページをリニューアルするという方針に沿った形だったら、当然、中に一緒にですね、できる可能性はあると思います。その内容につきまして、私知りませんので、断言はいたしません。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

議会のほうもですね、積極的に、ちょっと議会のほうもある程度ですね、アウトラインを今まとめつつありますんで、それをもとにですね、協議してから一緒に検討をしたいと思いますが、そうしますと、やはり議会事務局のほうも職員も結構負担かかるということを、議員みんな心配してるんですけども。

町長、議会事務局の職員のほう、来年度少しは増員なるのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

通告にありませんが、箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

議会事務局の職員に負担がないような形でリニューアルができればと思っております。なかなかですね、職員も非常に各部署・全課にわたって非常にその手薄といえますか、職員が減っております。これから先、いろいろ増員の計画も私は考えておりますけども、一挙にというものはなかなか非常に無理がございますので、随時増

やしていきたいと思っております。その中での議会事務局の配置というふうに、これは、議長からも強くですね、要望いただいておりますので、考えていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

町長のそういうお言葉いただいて、前向きに考えていただいておりますので、非常に心強く思っております。

議会ホームページのリニューアルにつきましては、昨年12月議会で補正予算を計上するというような動きありましたけども、やはり議員の中から、やっぱり町のホームページとリニューアルに合わせるべきなどの意見により実現しませんでした。費用はイニシャルコストとランニングコスト合わせて約3万円でした。町のホームページリニューアルの後、300万円でした。約300万円でした。町のホームページリニューアルと同時に行えば、費用の節減にもなります。今後、議会でも、ホームページリニューアルの検討を進め、補正予算に要望したいというふうに考えております。

厳しい財源の中での、予算要望となりますけども、先日議長のほうも議会として、経費節減に協力するなどする必要はあるというですね、予算編成の途中のときに、議長からもそういう発言がありました。そこで私は、この際ですね、平成31年度の議員の視察調査旅費は約300万と聞いておりますので、やはり、これを凍結してでもですね、ホームページのリニューアルを町と同時に進めるべきと考えております。これについて、議員の皆さんどうお考え...

（許可のない発言あり）

という声もあっております。議長、これどう思われますか。

◎議長（山脇秀隆君）

私は、公の立場なんで、公平公正なんで、いろんな考えの人もいらっしゃいます。ここでの発言は控えさせていただきます。

◎3番（案浦兼敏君）

そういうことで近年、そういうことで議会としてもですね、一生懸命努力しますので、そこについてですね、今後、補正予算の要望が出ればよろしく考えていただきたいというふうに考えております。

次に、近年、他都市では、限られた予算の中で、町の魅力発信や市民とのコミュニケーションを図るため、戦略的な広報広聴プランを策定し、積極的な広報広聴活動を展開している事例が見受けられます。

インターネットで調べますと、北海道の旭川市ほか、県とか市・町で、10件ほどの事例がありました。旭川市はですね、旭山動物園とかですね、有名ですけどもやっぱり、いろんな工夫してからですね、全国にいろんな情報発信してる市でございます。

平成22年に旭川市広報戦略プラン3か年を策定し、これまで2回改訂し、平成28年度から新旭川市広報広聴戦略プラン4か年ですが、これにより、これを市の総合計画の施策、市民主体のまちづくりと町の賑わい創設を目指して、積極的な広報広聴活動を展開するための指針といたしております。基本戦略は、市民とのコミュニケーション強化、旭川ブランドの発信力強化、職員と市役所の広報広聴力強化とし、本プランに基づく広報広聴活動やシティプロモーション推進のため、庁内連携組織を設置し、各部局が情報共有や連携強化を図り、取組みを進めています。

こうした広報広聴も対外だけでなく、やっぱり組織内広報というのも大変大事だろうと思っております。また、市民とのコミュニケーション強化では、広報紙、ホームページのほか、フェイスブックを初めとするソーシャルメディアなど、多様な広報媒体を活用し、また、報道機関とも話題提供、例えば定例記者会見とか、そういうものを利用してから、報道機関にそういう話題を提供して、ニュース性の高い情報をですね、タイムリーに発信してもらおう。そういう面では、非常に報道機関も積極的な活用は、いわゆるパブリシティ活動とも言われ、非常に効果があるものがございます。更には、民間企業との連携・協働により、地域情報誌やフリーペーパーなど、多様な手法による広報活動の展開も検討しております。近隣では、福岡市が行っておりますシティプロモーションということで、かなりいろいろやっています。

これにつきまして、東海大学の河井教授は、地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を、地域内部で活用可能としていくことであると定義されております。また、シティプロモーションによる地域イメージのブランド化によって、地域を憧れの存在にする。そのブランド化した地域に住むブランド化に貢献しているという意識は、その地域にかかわることによって生まれる誇りとしての、シビックプライドを実現するとされております。

箱田町長は、よくシビックプライドという言葉が使われますけども、これを醸成するためには、積極的なシティプロモーションを展開する必要があると考えます。今回、町のホームページをリニューアルされるのですから、この際、町長の公約にもあります地域情報の積極的な発信PRとありますので、戦略的な広報広聴プランの策定を検討してはと考える。

特に粕屋町は、広聴活動、住民の町民のニーズを吸い上げ、そこ辺は言われるように私は感じておりますけども、町長の見解をお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

昔ですね、10数年前でしょうか。町政モニターという制度がございました。

これは10名からなる町政モニター委員さん、公募しましてそれぞれなっていて、身近にある問題、あるいは将来的な粕屋町の将来像を語るような機関といいますか。本当にフリートーク的なですね、自由にかっ達に物が言えるような会議も催しまして、私が何で知ってるかという、そういう担当も若干した時期もございます。議員の中にもですね、お一人はおられます。

そういったふうにですね、住民の生の声を聴いて、町政・行政に反映するというのは、非常に大事です。これは今、それぞれの自治体もコミュニティーという捉え方ですが、主体は住民なんだと。住民が考え、意見も言うことで、それぞれの市町村が向上するというのが、もう基本的な考えでございます。そういった意味では、ホームページ、SNSも含めたメディアを使った情報発信そして情報収集ですね。それもリアルタイムでできるというのが非常にこれは利点でございます。それとは別に、広報によってじっくりと、それぞれの住民の皆さまの意見を集め、そしてそれをどんなふうに展開していくかという特集的なですね、広報活動、広報紙をつくる必要があろうとは思っております。

なかなかですね、そうは言っても職員が非常にそれにかからなくちゃいけないということで、勉強もしながら、そして議員ご指摘の先進的な取組みをしています広報広聴活動の先進的な事例も参考にしながら、今後取り組んでまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ありがとうございます。職員の方にも、しっかり勉強して、調査していただきたいと思っておりますけど、ちょっと気になるのはですね、議員は視察調査旅費はあるけども、職員のほうはね、調査旅費というのがあまりないような感じがするんですね。

やっぱりそういうことで必要な部分で、例えば調査で行く分についてはですね、やっぱ職員のほうもそういう調査旅費を計上してから、そういう勉強させるとか、そういうことも必要じゃないかというふうに思いますんで、やっぱり議会も勉強する、職員のほうも勉強するという、お互い切磋琢磨してからつくっていくべ

きだろうというふうに考えております。

これについて、何かございますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今ですね、資料とかデータというのは、各町ホームページあるいはいろんな団体がですね、それぞれのインターネットの世界で提供を盛んにしております。これは確かに、そこにとっては情報発信という意味ですから、それをただでいただけるといことがありますので、その範囲では今、私がつくりました市制塾でも、そういった意味でも旅費を使わずに、できる限り庁舎内にあり、家庭においてですね、情報を集めております。それがまず第1ステップだろうと思います。

でも、やはり現場に行って、生の声をかけなくちゃ、なかなかその実現が具現ができないというようなものがございましたら、これはまた職員のほうからも私要望されると思いますので、これについては積極的にですね、必要最小限な経費無駄遣いをせずに、情報を収集できるようなことも考えていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、財源確保対策についての質問です。

平成31年度当初予算では、これまで前町長が金がないといった、実現しなかったホームページのリニューアルを初め、老朽化した町立保育所の改修、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の策定、旧清掃センターの解体に向けた調査費の計上などの予算が計上されております。一般会計でですね、総額は約9億以上上回る予算が計上され、これに伴う財源確保は大変だったと思います。町税収入が伸びがあるものの、やはり交付税が減少するため、今回も国・県から補助の積極的な活用や基金の取り崩し、起債などによって、財源を手当てされたと思います。

そこで、基金の取り崩しとか起債について、どのような考え方で行われたのか、また前年度に比べてどの程度増加したのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今のご質問にお答えする前にですね、総務課長のほうから、先ほどの私が言いました点で若干その修正がございますので、発言させてください。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

すみません。遡りまして大変申し訳ございません。

公共施設等総合管理計画の個別計画のスケジュールの点ですね、先ほど3月に公募型プロポーザルによる調達を実施するという形で答弁のほうに言葉がありました。ちょっとスケジュールの調整の関係もございまして、町長のほうには3月という数字をお知らせをしたんですけども。これあくまで3月に調達に係る手続を開始するというので、実際調達を行う時期そのものを今から決めますので。恐らく最終的な調達終わりますのは5月中ぐらいになるのではなかろうかというふうに思います。

非常にスムーズに答弁が進んでおりまして、口をさし挟むところが遅れまして申し訳ございません。

その点につきまして補足をさせていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

財政調整基金の取り崩しは当初予算で前年と比較しますと、平成31年度は9,600万円増加となっています。厳しい財政状況の中、社会保障関連費の増加、自然災害への対応や施設老朽化への対応など、様々な課題があり、安全・安心、住民ニーズ、総合計画、町長の公約などを総合的に判断し、事業に優先順位を付け、財政規律を重視して基金から繰入れを行っております。

起債につきましては、前年度と比較しますと2億5,760万円増加いたしました。主として、仲原小学校の老朽化による大規模改造工事によるものでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、ふるさと納税の寄附金について。

これは確か、平成29年度でのおせち料理の関係で大幅な増加しましたが、平成30年度は、かなり減少してると聞いておりました。

それで平成31年度はどの程度見込んでおられるのかをまずお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

金額を率直に言いますと8,500万を見込んでおります。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ふるさと納税寄附金は非常に変動要素が大きいですね、また実際に楽天等のね、手数料とか返礼品とか、それと、町に残る部分が半分以下ですか。これになるとは聞いてますけど。

このふるさと納税につきまして、確かに町がしないとほかの町に持っていかれるという面もありますけども、このふるさと納税寄附金のメリットデメリットについてどのように捉えておられるのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ふるさと納税。

これは今、泉佐野市ですか、知恵の出し合いだというふうに言ってありますけども。これは総務省とのいろいろ今いろんな軋轢があるかと思います。確かに知恵の出し合いではございますが、やはり基本はですね、ふるさと寄附が基本でございまして、その返礼品があるという付加的な要素でとらえるべきだろうと思います。

当然そうなりますと、返礼品はですね、それぞれの自治体の特産物であったり、あくまで産物でなければならないというのは、総務省の見解を私もそのとおりだと思っております。ただ、このふるさと納税の制度を利用して、当然民間のほうはですね、儲かるために言いますか、今議員がご指摘の楽天あたりはですね、非常にそのこれメディアとして非常に多いんですが、手数料は非常に高いんですね。従いまして、手数料が何パーセントでも安い、いろいろホームページがございまして、そこらの業者とも今検討中ではございまして、少しでも粕屋町に残るものが多いふるさと納税制度を今後考えております。

また、併せてふるさと納税の返礼品につきましては、粕屋町の産品を今いろいろ交渉中ではございますが、幾つかは加わったようではございます。いろんなメニューを揃えながら、納税をしていただけるような制度にしたいと思っております。今申し上げました点が、メリット・デメリット総括的に申し上げましたけれども、時間の関係がございまして、それでよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

やっぱりふるさと納税ですかね、やっぱりこう、その返礼品等がやっぱり地域の

振興、農業なり、商工業の振興につながるようじゃないとですね、こう余り意味がないというふうに考えます。そういうことで、町長もいろいろ返礼品等についてもいろいろ検討してあるということでございます。よろしく申し上げます。

次に、昨年12月に行政評価委員会の意見書が提出されましたが、予算編成方針の中でも、例えばこれを受けて、事務事業の見直しによる経費の削減とか図るとかありますけども、今回これを受けて、実際に事務事業の見直し等、これによる経費の節減が行われたのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

行政評価を活用し、限られた財源の中で、町民の皆さんの信頼にこたえながら、必要な事務事業を推進するため、不断に事務事業を見直し、効果的・効率的な予算編成を行うとともに、経費の縮減を図っているところでございます。

平成31年度より、総合計画後期基本計画の策定に着手をいたしますが、それにあわせて行政評価の更なる有効性・透明性の向上に向けて、評価手法の見直しも進めてまいります。具体的にはですね、今回それほど大きなものはございませんが、各種計画もですね、概要版及びわかりやすい予算書も全戸配布を廃止いたしまして、広報かすや及びホームページへの掲載などを行っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏委員。

◎3番（案浦兼敏君）

粕屋町における、やはり行政水準の維持向上を図るためにはですね、やっぱりしっかりと財源を確保しなければなりません。現在、都市計画マスタープランの中間見直しを行われておりますけども、この中で、町長が言われております企業融資の考えとか、やはり、粕屋町の将来の都市像ですか。やっぱり開発すべきところと緑、農業残すところ、開発すべきところも住宅そして商業地、また企業誘致。そういうところについてですね、やっぱり十分ですね、検討していただき、町長の公約の中で、未来を見据えた都市計画の見直し、これは多分そういうことをおっしゃってるんじゃないかということを思っておりますけども、これによってから、やっぱり財源の確保につなげていただきたいと思いますと考えております。

そこで財源確保に向けた、今後の取組みについて町長の見解をお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほどのふるさと納税の強化。

これはまず、今ある制度の中ではですね、非常に自由にできるという部分がございますので、このふるさと納税の強化は、今後進めてまいります。そしてまた、議員ご指摘のですね、都市計画マスタープラン。これによって都市政策を変えたところで企業の誘致を図るというふうなことも考え、税収の増につながるということで、財源的なですね、増加を図りたいと思います。

そしてまた、町税等の収納率の向上も続けてまいりたいと思います。

そして、受益者負担の適正化を図りながら、保有財産の有効活用ですね、町に遊休財産ございますので、その財産の活用。あらゆる手段を用いて、歳入面の増加。入るを図ると言いますが、出るを制すといえますか。そういったことで、今後もしも取り組んでまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（3番 案浦 兼敏君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて、本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせいたします。

本日は、4名をもって終了いたしました。多少時間も延期しましたことを、ここでお詫び申し上げます。明日、5日火曜日に4名、明後日、6日水曜日に3名の一般質問を実施予定であります。時間の都合よろしければ、明日、明後日とも、引き続きお越しいただきますよう御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後3時52分）

平成31年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成31年3月5日（火）

平成31年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月5日（火）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 11番 | 福永善之 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 5番 | 安藤和寿 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 9番 | 川口晃 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 13番 | 久我純治 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 末若憲治 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 井上正宏 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 案浦兼敏 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 鞭馬直澄 | 12番 | 小池弘基 |
| 5番 | 安藤和寿 | 13番 | 久我純治 |
| 6番 | 中野敏郎 | 14番 | 本田芳枝 |
| 7番 | 木村優子 | 15番 | 八尋源治 |
| 8番 | 太田健策 | 16番 | 山脇秀隆 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務課長	堺哲弘
経営政策課長	今泉真次	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原浩臣
学校教育課長	山野勝寛	社会教育課長	新宅信久

給食センター所長	吉村健二	都市計画課長	田代久嗣
地域振興課長	八尋哲男	道路環境整備課長	安松茂久
上下水道課長	松本義隆	総合窓口課長	渋田香奈子
介護福祉課長	山本浩	健康づくり課長	古賀みづほ
子ども未来課長	神近秀敏		

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めまして、おはようございます。昨日、NHKで、フェイクニュースによって台湾の外交官が自らの命を絶った背景を調査した番組がありました。背景には、SNSのフェイクニュースによる拡散が原因であったということでありました。それを最初に流した本人は、勘違いをしてのことだったようであります。民衆は、字面だけを信じてしまい、真実を幾ら訴えても聞き入れてもらえず、悲しい結果になったということでありました。

粕屋町議会でも、本会議における発言等を世界中に情報の発信をしております。議員は、自らの発言に責任を持つことは当たり前ですが、自分の発言がここだけでなく、広く町民にも知れわたることを認識しなければなりません。だからといって、萎縮しては本末転倒であります。議会では、議員一人一人の資質の向上が求められるとのことでありました。議員である前に、立派な社会人でなければと思う次第であります。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

昨日、太田議員から、3月4日ですね、一般質問冒頭、再開後の私に対する発言の部分が不相当と認められるため、取り消されたらいかがですかと勧告いたしましたが、本人は否定されましたので、地方自治法第129条の規定による、議長の秩序保持権により、議長において発言取り消しを命令いたします。

ただ今から、一般質問を行います。発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり、簡単明瞭に答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番(福永善之君)

議席番号11番、福永善之です。通告書に従い、一般質問を始めます。

今回はですね、教育委員会ではなく、教育長。保育所ですね、保育所に関係する

ですね、質問をですね、絡めて二つですね、させていただきます。前日ですね、教育長から何で私の教育委員会の質問をしないんですかと言われてましたが、今回はですね、優先的な順位がですね、保育所が変わるかなという感じで考えておりますので、ご了承ください。

では、まず初めにですね、公立保育所の土曜日保育に関してということで、これはもう限定をちょっとさせていただくですね、質問内容にさせていただきます。

まず、内閣府は、昨年7月に私立の認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所など、約1.4万か所の調査をしました。その調査内容というのは、いろいろ項目があったんですけど、今回取り上げるですね、土曜日保育に関する調査も一つに含まれております。で、調査結果に関しましては、今年の1月ですね、に実施した子ども・子育て会議で公表されたようです。その中で、9割の事業所で土曜日の保育を開所する一方、利用する子どもの割合は3割程度にとどまるそうです。

まず初めにですね、子ども未来課長にこの内閣府の調査結果というのは御存じでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

議員が言われます、内閣府の調査ということで、こちらのほうも調査させていただきました。

こちらに関しましては、平成30年1月17日のですね、子ども・子育て会議っていうのがございまして、そちらの中でですね、保育所等における運営自体の調査研究っていうところを実施するっていうことを前提として、この調査が30年の7月ですね、に私立保育園、認定こども園、地域型保育事業所、これを三つをですね、対象としたもので約1.4万か所。で、有効回答率は34.1%っていうところでの調査が行われたというところで、議員が言われますとおり、土曜保育とかですね、その他もろもろの調査が今回行われて、31年の1月28日に第41回の子ども・子育て会議の中での公表資料ということでなっておりますので、この分は把握しております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

それからですね。その調査結果では9割の事業所がですね、土曜日保育を実施してますよということでありました。

粕屋町に関しては、今、どのような感じで実施してるのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

粕屋町に関しましても、土曜保育というのは、今現在は、実施をしておるところでございます。

◎11番（福永善之君）（許可のない発言あり）

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

はい、そうです。3保育園ございますので、10割みんなしております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

粕屋町では、該当するですね、公が絡んでいる認可保育園に関しては、10割土曜日保育を実施してるということですね。

はい、では設問に入ります。

まず一つ目ですね、粕屋町に今三つですね、公立保育所が設置されております。その公立保育所ですね、土曜日保育というのが、今、平日に関しましては、開所時間が午前7時から19時で、土曜日に関しましては、午前7時から16時がベースです。で、第2土曜日に関してですね、午前7時から12時30分という区切りになっているようです。

では、初めにですね、公立保育所の土曜日保育の各園単位の希望者数はということを質問いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

粕屋町の三つの公立保育所の土曜日保育の各園の単位、希望者数ということでございます。平成29年度のほうになりますが、各保育所の年間利用者数を報告させていただきたいと思っております。仲原保育所につきましては412人、西保育所は620人、中央保育所は724人というふうになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

月単位とかやっぱ難しいんでしょうね。流動的になるからですね。年間の単位で結構です。

では、続きましてですね、受け入れ時間ですね、今、そのように土曜日保育を希望されてますよという方たちですね、受入時間の利用者ニーズというのはいか

がでしょうか、調査されましたか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

受入時間の利用者のニーズっていうことでございます。

現在、公立保育所につきましては、先ほど議員が言われましたとおり、午前7時から午後4時までっていうことの保育時間というふうになっております。この保育時間に対するですね、保護者様からのご意見等ですね、保育所のほうに聞いたんですけども特段この保育時間に関しまして、ご意見等は伺ってないという状況でございました。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

ニーズに関して、何も利用者からですね、意見がないということであればですね、全然そのままでもいいのかなと個人的には私も思います。ではですね、昨年ですね、昨年の5月ですかね、我々議会がですね、議会報告会を開催をさせていただきました。その中で、比較的若いですね、子育て世代の方たちもですね、おみえになっていただいてですね。フリートークみたいな形式でですね、一つのテーブルに議員を2名。それから、そのテーマに関するですね、希望を持ってられる方が、一つのテーブルに囲んでいろいろなディスカッションしていくというですね、意見交換をやったということです。その中でですね、その3か所の中から、土曜日保育、公立保育所の土曜日保育に関して、私立、認可の私立保育園並みにしていただけないだろうかというそういう声が上がりましたので、我々議会としても、議会に一旦持ち帰ってですね、所管が厚生常任委員会になりますので厚生常任委員会のほうで、所管課のほうと打ち合わせをさせていただいたという経緯があります。

その当時はまだですね、神近課長はまだ、所管のほうの課長ではありませんでしたので、その辺の業務引継ぎというのはできておられるでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

業務引継ぎということでございます。

一応業務引継書はですね、こちらのほうに提出されておりました、そういうニーズがあったということは把握はしております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎ 11番（福永善之君）

2番目の先ほどの質問とちょっと絡めていくんですけど、今、行政としては、今、実際に利用されてる土曜日保育をですね、方からの時間延長等のお声というのは特に上がってないということだったと思います。ただ、一方ではですね、議会として参加していただいた町民の方からするとですね、私立並みの土曜日保育の時間にしたらどうかというですね、そういう問合せもあったということでございます。

それに関して、議会としてもですね、私立の保育所並みのですね、受け入れ時間はどうかということですね、考えておるんですけど。

考えているというか、私個人的には考えてるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

私立認可保育園並みの受け入れ時間っていうことでございます。

現在のですね、受入時間を延長するとなれば現在の勤務シフトがございまして、それにですね、新たな勤務時間のシフトを追加する必要が出てまいります。そのためにはですね、勤務する保育士の確保が大前提となりますので、今でもですね、ちょっと保育士さん、募集しても集まらない状況の中ぎりぎりのですね、人員で保育所を運営しているという状況でございますので、保育時間の延長というのは、今のところ難しいかとは考えております。

しかし、そういうニーズ等もございましてということは把握はしております、31年度からではございますが、第2土曜日をですね、今、12時30分までとしていたところをですね、31年度から通常の土曜日と同じようにですね、午後4時まで保育時間を延長してですね、少しでもちょっと長くお預かりできるように、ちょっと努力はしているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎ 11番（福永善之君）

一ぺんにですね、いろいろと物事を変えるっていうのはですね、かなり難しいと。徐々に徐々にですね、そのような感じで土曜日、第2土曜日がなぜ早く終わるかっていうのは職員さんの合同で研修したいというそういう意見も上がってたようなんですけど、そこを一つ一つクリアされたということはですね、一つは前進かなというふうには考えてます。

一つ懸念があるのがですね、通常一般的にですね、通常、例えばいろいろな会社組織で働かれている方の、なんていうかフルタイムというですね、働き方があると思うんですけど。そのフルタイムっていう認識がですね、大体、朝8時から始まって、17時に終わる8時間勤務の1時間休憩とかですね。例えば、9時から始まって18時に終了するとか、そういう流れでくると思うんですよ。そうなってくると、フルタイムでない方に関してはですね、いろいろと16時というラインでですね、就労の調整ができると思うんですけど、フルタイムの方だとですね、なかなか途中で抜け出すとかですね、そういうところが難しいのかなという感じの認識が、私は持っています。

今回はですね、一つですね、障壁をちょっと取り除いたということでありましたので、そこは評価させていただきます。

最後にですね、ちょっとこれは提案をさせていただきます。今、課長のほうからですね、保育士不足とかですね、勤務体制のシフトがなかなか組みづらいと。これはですね、保育関係ではなくて、ほかの労働環境もですね、トラック業界とかももういろいろとですね、そういうのがもう出ております。今、新聞報道されているようにですね、コンビニエンスストア等のですね、夜間の就労に関しても、やっぱり人手不足というのが報じられているとおりですね、その辺は私も認識しております。

例えば、今後ですね、時間延長のニーズとかは、やっぱり高まる可能性がなきにしもあらずというふうに考えてるんですよ。そのときに、今は無理かもしれないけど、今の段階からやはりあのそういう対応をですね、ちょっと話し合っていくってことをですね、鑑みればですね、今公立保育所が三つ設置されております。

冒頭に私が申しましたように、公立保育所の土曜日保育というのは、利用者っていうのはかなりもう下がっていくんですよ。内閣府の調査のとおりですね、3割程度とかですね、かなり下がってきますので、保育園を三つ開けるっていうことはですね、正直こういうことを言っちゃいけないけど、効率面からするとすごくコストがかかっちゃうという感じで私は考えてます。それと人的配置ですね。これに関してもかなり難しいだろうとシフトを組むにしてもですね。だから、公立保育所というですね、一つの組織体という考えであればですね、例えば一つの保育所に集約してですね、そこで土曜日保育をやっていくというとかですね。そういうところの発案をちょっと今の段階から、どうかっていう感じの議論を進めたらいいかなという感じでは考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

議員が言われますとおり確かにですね、一つの保育所に集約して保育を実施すれば、保育所の人員問題ですね、そちらのほうは解決するのではなかろうかとは思いますが。ただ、日頃から通われた、通いなれたですね、保育所にお子様を預けられている保護者の方々も、土曜日だけ別の保育所にですね、送迎するっていう手間やですね、何より普段より違う保育所に通うことになると子どもたちにとってはですね、不安を感じたりとか戸惑いがあるのかもしれないというところもございまして、共同保育につきましては、今後、検討課題ということでさせていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

今の懸念は確かにもう上がりますね、確かに。

ではですね、続きまして、10連休ですね。

皇位継承に伴ってですね、今年のゴールデンウィークが、4月27日の土曜日から5月6日の月曜日かな、月曜日が確定していることになっています。10連休に関するですね、国会のほうで特例法というのを審議しているようです。これは衆議院、参議院のですね、両院の内閣委員会というところで審議をして可決に至ったと。その中で、委員会の中で附帯決議というのをですね、つけたと。これは附帯決議というのはある意味、こういう条件を持って、この政府から提案された議案に関して、賛同するよってという感じのものです。その附帯決議の内容というのが、この10連休の特例法は、あくまでも国民生活に支障がないように万全を期すべきだという附帯決議をつけた上でですね。

保育についてもですね、政府が適切な対応を求めるということで、衆参両院のほうで可決に至ったということでありまして。

その辺は課長御存じでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

申し訳ございません。そこまでちょっと把握はしておりませんでした。

ただ先日ですね、2月26日の西日本新聞のほうでですね、今、10連休中の保育補助加算っていうところでですね、新聞が出ておりました。で、一時預かりを増加するというところがございます。そちらの分に関してはちょっと把握をしておりました。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

ではですね、まず一つ目の設問ですね。

行政が関わってるですね、認可保育園。これ公立私立含めてですね。この10連休の期間中ですね、お声っていうのは今、上がってるでしょうか。行政として把握されてるでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

利用者の方のお声っていうことでございます。

一応、各保育園とかにですね、お聞きしたところですね、保護者の方からのご意見は特には上がってないというところではお聞きしております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

上がってないということであればですね、もう特にですね、私のほうから、別段申し上げることはないのかなということであります。

最後にですね、今回、これはもう特例的なので、来年以降はまた通常ですね、ゴールデンウィークに戻っていくのかなという感じでは考えておりますが、今回の10連休に関するですね、公立・私立ともにカレンダーどおりに休園対応ということで今考えてられるということによろしいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

今回のゴールデンウィークっていうことで10連休になります。

子ども・子育て支援法施行規則第4条にですね、保育の必要量が記載されておりました、規則に対する地方自治法に基づく技術的助言が、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名で通知されております。その中でですね、保育所の開所日数につきましては、日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、年間約300日の開所を前提としている、となっております。

また、厚生労働省が保育所入所手続き等に関する運用改善等について、の通知文書の中でもですね、開所日数については、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数であるというふうになっているため、粕屋町におきましては、公立・私立ともに4月27日が土曜日でございますので、そこは開所をいたしまして、その後、全ての

休日となりますので、休園する予定となっております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

はい、分かりました。一部ですね、この通告書を出した後に政府のほうから、まだ通達までいってないと思うんですけど、ちょっと考えなければいけないだろうっていうことですね。たとえば、仮に2か月か。2か月も弱の間にですね、ちょっとこれでは困るっていう意見が使用者の方から上がったときにですね、ちょっとここは、スポット的に開けないといけないだろうというところが仮に出てくるという可能性もなきにしもあらずなんですよね。そのときに一つ困るのが、運営費の問題というふうに言われてるみたいです。

この運営費に関しては、ほとんど人件費が占めるみたいなんですけど、今のところ、その運営費は各事業所、民間ですね、民間の事業所。若しくは公立に至っては、公金のほうから出していかないといけないだろうという感じであるみたいです。

ただ、先ほど冒頭申しましたように、10連休に関する特例法に関してはですね、衆参の委員会のほうで附帯決議で国民生活に支障がないようにということがついておりますので、想定できる範囲としては、恐らく運営費の補助が出てくるんじゃないかという感じでは考えてます。その中で、もし使用者がですね、やはり、ちょっといかがなものかっていうところが上がった場合ですね、町からの運営費の補助が出るという前提のもとだった場合には、どう対処をされるのかっていうところが、考えてられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

あくまでも想定というところがございますけども、まだ国のほうからですね、正式なそういうふうな通知等もこちらのほうには来ておりませんので、今のところは、一応、厚生労働省とかが出してる通達によってですね、閉めるというふうに閉所をするということになっておりますので、それに対応したいとは思ってます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

ではですね。今回は、私の質問はこれで終了させていただきます。

（11番 福永善之君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

議席番号5番、安藤和寿議員。

(5番 安藤和寿君 登壇)

◎5番（安藤和寿君）

議席番号5番、安藤和寿です。

12月の一般質問に引き続き、3月議会でもさせていただきます。

今回の質問事項は、新しい地域活性化とななつ星 in 九州の誘致について。

2項目プレスリリース・報道についてを質問させていただきます。通告書に従いまして、質問いたします。

粕屋町における地域の活性化は様々な物の売買という経済的な役割、人が出会い、賑いをつくるという社会的役割。そして、情報発信や住民参加型の祭りがあるというような文化的な役割だと考え、質問いたします。

現在、酒殿地区における開発事業など、粕屋町の人口も一步一步5万人に近づいてきています。今までに、町の活性化を図ることから、様々な事業を行ってきました。今後の更なる活性化に向けての新しいお考えについて、どのようなことがあるのか質問させていただきます。昨日も、同僚議員の一般質問の中で、次年度における福祉バスのリニューアルといった新しいバスが走るということで、更なる活性化にあるのかなというふうに思った次第です。

今後の更なる活性化に向けての新しい考えは、どのようなものがありますでしょうか。

町長にお伺いさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

町の活性化、これは日本全国ですね、それぞれ共通の問題だろうと思います。当然、人口減少、少子高齢化、この中であって、いかにその町の元気を保つかというのが命題だろうと思っております。そういった意味では、地域おこしあるいはそのまちおこしといった事業展開がですね、その町を元気にすることだろうと思います。

その中で、産業、あるいはその観光といった視点での切り口もございますが、やはりソフト的ですね、今、住んである住民の方がそれぞれ元気になるようなイベント、あるいは、その大きな行動の流れを起こすべきだろうと思っております。

これまで、粕屋町におきましても、農業・商工業といった分野で、経済振興策・支援策を行ってまいりましたが、議員がご指摘のとおり、いい製品とかですね、農産物あたりの情報発信、これが少し弱いということで、力を入れなければな

らない分野であると思っておるところでございます。

このようなことから、平成31年度につきましては、経済的役割、あるいは文化的役割を担うためにですね、粕屋町ブランドを、そういった商品化をですね、研究していこうと思っております。

当然、町だけではできませんので、経済、商工会と一緒に連携してですね、この粕屋町を元気にするブランド化を研究してまいりたいと思っておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

粕屋町が元気になるようなイベントのお考えがあるということで答弁いただきました。何かわくわくしてきましたけども、新しい活性化について期待したいところでもあります。

次に取り上げたいのが、ななつ星っていうところの部分を提案させていただきたいというか。実際のところ、このななつ星っていう列車なんですけども、御存じの方は、九州ではかなりのブームに有名な列車にはなってると思うんですけども。

今回、この一般質問をするに当たってですね、町内の方といろいろ話させていただきました。が、ななつ星の一般質問しますというところでしたところ、お米の話かということで、地域振興におけるお米の話をするのかということもありましてですね。いえ、違いますと。博多駅で見たひとめぼれと。まず、ひとめぼれした、列車の豪華寝台列車のことをちょっとやりたいと思いますということで、ああなるほどなというところであったんですけども。

まず、ちょっと通告書にはないんですけども、確認のために、町長。ななつ星 in 九州という列車なんですけども、御存じだったか、また乗られたことがあるのかをお聞きしてもよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

もう数年になりますですね。最初はですね、非常にそのJR九州が先駆けて、列車をメインにした。これヨーロッパのほうではもちろんあるんですけども、日本で初めてですね、こういった企画をされたと。それぞれ各地名所、名品を回りながら、豪華列車で行く旅。これは私自身もですね、時間と経済的な余裕があれば乗りたいなど思ってるんですが、なかなかすばらしいイベントだとは思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

町長、御存じだったということで、私もですね、このななつ星 in 九州。博多駅の5番ホームだったと思います。大分の方面に行く途中でですね。このななつ星列車が、乗客乗り口に赤いカーペットがひいてあるんですよ。それが入ってきたときに、なんじゃこれは、この列車はということで初めて見させていただきました。そういったことですね、注目浴びてる列車なんですけども、正式名称がですね、クルーズトレインななつ星 in 九州の名称でございます。

九州7県から成り立っていることに由来し、九州の一つ一つの県を光輝く星として見立てて命名された。コンセプトは、九州の魅力を世界へ発信することということでありました。2013年10月、日本発のクルーズトレインとしてJR九州ななつ星 in 九州がデビューして、もはや、5年が経過しております。今でも根強い人気は衰えを知らず、豪華客船、豪華クルーズの列車の存在によって地域の活性化、観光産業を資力としている自治体は、我が町に停車とななつ星を活用した町のPR事業を行うため、誘致活動が行われています。

ななつ星を誘致することが、路線存続につながるとして自治体が熱い視線を注いでる列車であります。10月16日出発まで、合計444本を運行しました。6,042組、1万1,915名が乗車。中には、8回も乗った人もいます。料金が高額でありながら、人気も高い豪華寝台列車。抽せん倍率はこれまでに平均21.8倍と。うち1割程度がリピーターで、乗客は、国内はもとより、欧米を中心とする富裕層をターゲットとしております。日本のブランドイメージを確立すると掲げています。

特に、欧米の富裕層は日ごろから船舶や鉄道のクルーズ文化に慣れ親しんでおります。クルーズトレインの客層としては最適とも言えるななつ星 in 九州そのものを観光資源として、観光客を九州へ誘致する広告塔のような働きを持たせることができる。この列車を通じて、九州の文化や伝統工芸など、多くの人に知ってもらいたいということで、JR九州がつくったということになっております。クルーズトレインがもたらす経済効果は、計り知れないとされております。

そこで、次の質問に移ります。

ある豪華客船では、船内にジョギングコース、これは大型客船でも693メートルという誇る客船がありますけども、ジョギングコースなど設備を完備し、乗船客のニーズに対応しております。一方、クルーズトレインでは、なかなかジョギングだとか、ウォーキングだとか、そういったことが対応が難しいため、粕屋町の酒殿駅近郊のトレーニング施設を利用客に提供。桜やバラの季節には花の観賞など、近郊の大型ショッピングセンターには大型免税店もございます。買い物の利用などに立

ち寄りする、立ち寄り観光の誘致に向け、J R九州側に提案できるのではないかと
思いましたので、お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員も御存じのように、粕屋町は観光という切り口から言うと、宿泊施設がない
というのは、非常に大きなマイナス要因だろうと思います。しかしながら、今はバ
ラまつり等、その時期に合わせてJ R九州さんが企画されて、駕与丁公園、そして
バラの観賞など、粕屋町と連携をしながらですね、観光、日帰りですけども観光の
誘致を図っているところでございます。

そういった意味から、駕与丁公園を中心とした自然環境が粕屋町の大きな売り
と目玉だろうと思います。それを使ってやるということですけども、なかなかです
ね、ななつ星というのは大きな日本全国どころか世界的にも有名なスポット等を回
るってというのが、非常にその顧客を集める上での一つの手段だろうと思います。

しかしながら、J R九州のほうにも、今、議員がご指摘の提案をですね、投げか
けながら検討してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

次にですね、ななつ星では、ラウンジカー、ダイニングカーというのがあります。
ななつ星では、皆が集うラウンジカー、ダイニングカーで提供される料理は、地元
の食材を中心に食材を用いられております。地場産品としてブロッコリー、カリフ
ラワーといった食材が提供されれば、大きなP R効果が得られるのではないかと
思っています。

そこで、その前に、2017年度ふるさと納税ランキングっていうのに注目いたしま
した。人口1万1,039人、新潟県は阿賀町という町があります。この町はJ A Lの
日本航空の国際線ファーストクラスの機内食に提供されるお米を返礼品にしたとこ
ろ、注目を浴びたところです。

返礼品の納税額は、6億2,000万に上ったことが、先日メディアで取り上げられ
ておりました。昨日も、同僚議員の一般質問の中で、粕屋町の31年度のふるさと納
税の寄附金は約8,500万円ということでございました。更に、粕屋町の納税額を増
やしていきたいなというふうに思った次第であります。

そこで、次の質問をいたします。

ななつ星では皆が集うラウンジカー、ダイニングカーがあります。提供される料

理は、地元の食材を中心に食材を用意、九州を代表する料理店のシェフが腕をふるっております。粕屋町のブロッコリー、カリフラワーといった食材など、また調味料などもございます。地場産品が提供されれば、ななつ星で提供している食材となり、大きな効果が得られるのではないかと、お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

福岡県の地域産業支援というのがございまして、これは粕屋町の場合には、バラとブロッコリーがございまして。ただ、バラはですね、もう今、御存じのように、農家、農産物として出されている生産農家がおられません。ですから、ブロッコリーのみというふうになろうと思っておりますが、これは、ブロッコリーの効果は、もう私が説明するまでもなく、ビタミンとか、ポリフェノールあたりの栄養効果が抜群で非常に野菜としては、非常に注目されている野菜でございます。これをですね、どうだろうかと、日本全国的にどういう評価を粕屋産のブロッコリーが評価を受けているかというふうにJAの粕屋のほうにお尋ねしましたところ、市場でも非常に高い評価を得ているという回答を得ております。

粕屋町といたしましても、高品質の粕屋産ブロッコリー。これは、粕屋のブランドとして大いに支援していかなければならない商品の一つであると思っております。その一つの施策として、議員が言われるように、ななつ星でも取り上げられるような取組みを今後検討してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

ありがとうございます。やはり、粕屋町でつくられるブロッコリー。

ぜひとも、ななつ星誘致がもしできるのであれば、本当わくわくするような楽しみな結果になろうかとは思っています。

次に、ななつ星が停車・通過する自治体ではですね、熱烈な歓迎おもてなし活動が行われています。おもてなしの心を体験することは、子どもたちにとってどのような効果が期待できるのか。これは、教育長のほうにお伺いしたいと思うんですけども、近くの大刀洗町。大刀洗でのななつ星 in 九州が通過する際のことなんですけども、楽器の演奏や風船を飛ばすというような、おもてなし活動が行われております。私も、博多港であつたりとか、長崎港で豪華客船が入ってきたときに、学校の楽器の演奏だとか、踊りだとか、そういったのを披露しておもてなしの活動をされてるの見たことがあります。

実際のところ、子どもたちにとってですね、どのような効果が期待できるのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今回の安藤議員の本当にこの面白いといいますか、興味深い視点でですね、ななつ星を粕屋町のほうにと。粕屋町も実際、JRの駅は六つありますので、そこに停まってくると本当に皆さんが集まって、いろんなことを経験できるかなというふうに思いますが。教育効果をですね、おもてなしということで、果たしてどこまでがっているのはちょっと私も想像は、ちょっと今できないような状態。

むしろ、興味がある人は、やはり今までも博多駅にこう見に行ったりとかですね、やっばしてるだろうと思いますし。もし、議員そこまで教育効果、おもてなしという視点かもしれませんが、逆に言うたらですね、ななつ星に小学生を乗せるような提案をせんのかとかですね、何かそういったことを考えていただく方が、私はありがたいなど。おもてなしというよりも。私も乗ってみたいなど思っております。ということしかちょっと分かりません。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

ありがとうございます。教育長のほうから、プロの目でどういうふうな効果があるのかということで、ちょっとお尋ねさせていただきました。

このおもてなしっていうことでは、現在、外国人の日本に来られる方の外国人の方のおもてなしと、更には東京オリンピックというのもありますけども、ここで元国際線ですね、CAの方のコメントっていうか、お聞きすることができましてですね。

まず、おもてなし学っていうものに関しては、挨拶やマナーの重要性に気づき、気持ちよく相手に接する子どもになるのではないかと。相手のことを思って、進んで助けようとする子どもになるのではないかと。外国の方に対して、積極的に関わろうとする子どもが生まれてくるのではないかとというふうな話をいただきました。

そういった中で、ななつ星 in 九州がもたらす経済効果というものは、計り知れないとされております。そういった中で、ぜひ粕屋町にもですね、酒殿駅近くには、歩いて行ける駕与丁公園があります。近くには、大型ショッピングセンターもありますので、ぜひ、ななつ星誘致に向けてですね、働きかけをお願いしたいなど思います。また、来期には、現在1泊2日のコースと3泊4日のコース。約3泊4日の

コースで1人当たり80万円というふうな形で載っておりますけど、5泊6日のコースが始まるということで、これは1人237万円ということが載っておりますけども。ぜひ、5泊6日ということが始まるとですね、やはり、途中で運動しなきゃいけないということも考えられますのでですね。ぜひ、その際には来ていただきたいなと思います。

そこで、先ほどまでですね、乗る側に対して、ちょっと質問してきたんですけども、いわゆるその鉄道を好きな方、乗ることが好きな方は、乗り鉄と。写真を撮ることが好きな方は、撮り鉄というふうなことが載っております。

写真を撮ることですね、写真家はどう見ておるのかというと、ななつ星 in 九州は日本で1番豪華な列車で、列車をすっきり撮るには、架線柱のない非電化区間がお勧めであります。特に、注目したいのは香椎線は非電化区間であります。

また、ななつ星が乗り入れることとなると宇美駅が終着駅になるためにですね、プッシュプル運転。前後に機関車を連結して牽引するということになると思います。現在、主力のDF200形ディーゼル機関車と補助機関車DE10形で、プッシュプル運転されてる区間は、長崎と長与間。有田ー佐世保間。湯布院ー庄内間でされており、福岡での営業運転となる初のプッシュプル運転ともなります。また、めったに見ることができないななつ星が、立ち寄り観光として乗り入れることができれば、より一層町が活性することだと期待し、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、プレスリリース報道についてであります。

メディアによる報道の影響力は計り知れないとされております。大きく地域社会に発信されています。そこで質問をいたします。

本町は、新聞テレビといった報道機関に提供する情報をどのように提供しているのかお尋ねいたします。また、その中でどのくらい記事として取り上げられているのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当課、協働のまちづくり課長のほうからお答えします。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

安藤議員のご質問にお答えいたします。

現在ですね、町の行事それからイベント等、新聞社それからテレビ局にですね、現在15か所にFAXでお送りいたしております。それとどのくらい取り上げられた

かということですが、この報道機関へのプレスリリース、平成29年度から行っております。それで29年度はですね、YOSAKOI 祭り。それと、当時、町の予算のときにプレゼンテーションをサンレイクで行いました。その二つについて、報道機関から取り上げられております。

それと30年度はですね、このプレスリリースの強化をですね、図りまして、現在のところまで10件のプレスリリースを行っております。そのうちですね、3件が報道機関から取り上げられております。

ちなみにその3件というのがですね、成人式。1月に行われました成人式。それから先日まで行いました、役場1階町民ホールに展示しておりました、命のメッセージ展。それから、これも先月だったと思いますけども、イオンモール福岡におきまして、飲酒運転撲滅キャンペーンを警察、それから志免、須恵、その他の行政機関と協力してキャンペーンを行ったこの3件について報道されております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

マスコミに報道を提供するとプレスリリースなんですけども。基本的に市ではですね、パブリティシートと呼ばれる方式。これがFAX、先ほどの課長が言われたFAXだと思います。

あとブリーフィング、何かをする前に行う事前の説明とか、あとは定例記者会見だとかは行われましたでしょうか。

◎5番（安藤和寿君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

共同記者会見というのは、ここ何年か行ってないと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

次にできるだけですね、町のイベントの情報を取り上げていただいてですね、集客というところを狙いたいところであるんですが。

どのような工夫をすればよいと考えておるのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

3番の質問ということによろしいですかね。

◎5番（安藤和寿君）

いや、2番目、2番目。イベントの情報をですね、取り上げてもらうためにどのような工夫っていうかですね。

現在、工夫されておられると思うんですけども。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

どのような工夫かということですね。プレスリリースをする際にですね、FAXで送っておるんですけども、詳しくですね、イベント行事の内容をですね、詳しく資料をつけて送っております。それでまた記者の方々などですね、日頃から地域の情報などを共有いたしまして、よい関係を築いておくなどと、そういうことが必要だというふうに思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

ありがとうございます。次に、ちょっと3番目の質問に行きたいと思います。

本町がですね、やはり番組の中で映る機会が多々、多くあると思います。

昨年では、乙仲原東区の地元ですね、前川清さんが来られたりとかして、話題になったことがございました。その中にはですね、できるだけやっぱり、粕屋町が映る番組がですね、いつあるのか。やはり町民の方は、番組をですね、見損なったとか。特に高齢の方は、ビデオで予約をするっていうことをなかなか、なされないということがあります。そういった中でですね、本町が取り上げられる番組において、放送前に、町民に告知することはできないのかお尋ねしたいと思います。

また、ホームページ、広報紙、駅などでの情報発信ができないのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

テレビ放送についてはですね。放送日等が把握できない番組も多いということがございます。それから、放送日時を把握している場合はですね、ホームページやフェイスブックで情報発信をすることは可能です。しかしですね、情報番組等の場合はですね、その日の事件とかニュースで番組が直前に放送されないというようなことが結構多いということ聞いております。

それから、局のほうからもですね、その日が確定しないということも言われてお

るということですので、この日にちとか時間についてはなかなか難しい状況でございます。報道機関にですね、取り上げられる、取り上げられないにかかわらずですね、今現在、イベントとか行事等につきましてはですね、積極的に情報発信しておるところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

やはりここはですね、やっぱり告知をぜひお願いしたいなというふうに思うわけでありまして。やはり番組を見てですね、飲食店関係が映し出されてですね、そのの店に食べに行きたいとか、その店のパンを買いに行きたいとかいうこともあるかと思えます。映し出される商店、お店側からとったらですね、本当に広告という形の部分でPRしておられることからですね。ぜひ、テレビ放映につきましては、細かくちょっと情報をとっていただいてですね、町民の方に伝えていただきたいなというふうに思います。

4番目、本町が報道機関に取り上げられてるですね、効果をどのように評価しておられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

粕屋町がですね、報道機関に取り上げられるということは町としてもですね、多くの方々に粕屋町のことを知っていただくいい機会だというふうに思っております。報道されることによりましてですね、町民の皆さんのまちづくりへの関心、それから郷土愛の醸成につながっていくものだというふうに感じております。今後でもですね、積極的な情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

課長、どうもありがとうございます。今回の一般質問においてはですね、ななつ星から報道とプレスリリース報道ということで質問させていただきました。次年度がですね、新しい本当、活性化、粕屋町が賑わいを見せる粕屋町であってほしいということを願いましてですね、私の一般質問を終わりたいと思います。

最後に町長、今回の質問においてですね、ななつ星だとか、新しいJRのですね、

他の広告媒体っていうか、そういった宣伝の部分を利用して、粕屋町を広くPRしたいという思いから一般質問させていただいたんですけども、次年度に向けてですね、何かございましたら一言お願いしたいなと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町、自分たちが住民の方がですね、自分たちが住んでおられるこの粕屋町を外に対して発信している状況を見られるのは、誰しも喜ばしいことだと思うんですね。ですから、そういった意味では私、よく言いますがシビックプライド。郷土愛の醸成っていうことにつながります。それによって、この粕屋町に行政に対しても参画していく気持ちが高まるじゃないかと思っております。

私自身は、自分フェイスブックを持っておりますので、それにはこれからある行事、そして終わった行事についての内容報告、先日もラジオ番組でしたけども、何月何日の何時に放送予定ですよというようなことをですね、言いましたら、やはり非常に反応がよろしいですね。

ですから、やはり皆さん、粕屋町に住んでる方は粕屋町のことをよく知りたいし、そのPRしてくれという気持ちがあろうというふうに私は受け止めております。

今後ですね、一生懸命に粕屋町のPRをいろんなツールを使いながら、行ってまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

（5番 安藤和寿君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。再開を45分からといたします。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

（9番 川口 晃君 登壇）

◎9番（川口 晃君）

皆さん、こんにちは。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。

これより、一般質問をさせていただきます。

前の方が早く終わられたんで、心の準備がなかなか整わなかったんですが、やりたいと思います。

まず、非正規職員の待遇改善の問題から始めます。

平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員制度ができました。そういうこともあって、質問することになりました。

昨年の9月の決算資料では、平成29年3月現在の人数が示されています。正規職員は220人、嘱託職員が95人、臨時職員は189人で、職員数の合計は504名です。非正規職員は、どういうとり方していいのかわかりませんが、嘱託と臨時の合計だとすると284人。非正規率が56.3%になるわけです。役場職員の半数以上の人が、非正規の人たちということになると、ちょっと問題だと思うんですけども。

私が知りたいのは、現在の状況ですが、担当課において把握してある最新の数ですね、それを報告していただきたいと思います。正規、嘱託、臨時職員というふうに。そして、合計ということで、報告していただきたいと思います。

箱田町長、答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

所管をしております、総務課、総務課長のほうからお答え申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

お答えをさせていただきます。

1月1日現在ということで、通告をいただいております正規職員につきましては227名おります。この内訳は、特別職が3名と一般職員が219人、再任用の職員が5人おります。嘱託職員につきましては、103名。臨時職員につきましては、例えば予防接種のときですとか、選挙のときですか、単発で来る職員ですとか、非常勤のもおりますんで、稼働しておりません1月1日現在で実数把握するということがちょっとできませんでした。通告書をいただきましたときの実数で119人おりますんで、概ね200人ということでご理解をいただければと思います。あ、199人でしたので、200人ですね。199です。概算200人とご理解ください。

◎9番（川口 晃君） （許可のない発言あり）

◎総務課長（堺 哲弘君）

合計が530人程度ということになります。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。次にいきます。

会計年度任用職員の範囲はと。それから、分野がどういう分野が対象になるかということですが、会計年度任用職員の全般にわたってですね、話を進めていきながら、最後に聞きたいと思います。

会計年度任用職員制度の導入に当たって、平成29年8月に総務省は、会計年度任用職員制度の導入などに向けた必要な準備についてという通知を出しています。

そして、その後、会計年度任用職員制度の導入などに向けた事務処理マニュアル第1版。その後、修正を行って第2版も出されています。何か、インターネットでとりますと大体こういうのがね、出てきております。ちょっと分厚いので、これ読み切ることができませんでしたけど。マニュアルのですね、1というところで改正法の趣旨っていうのが確かあると思いますが、では総数が平成28年4月現在で約64万人増加しており、また、教育・子育てなど、様々な分野で活用されていることから、現状において、地方行政の重要な担い手となっていますと位置づけています。これはね。

それで、まず箱田町長にお伺いします。

箱田町長の臨時・非常勤職員に対する認識は、この趣旨と一致してますでしょうか。お答え願います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今や、嘱託・臨時職員さんはですね。非常に行政機関の中で、豊富な知識を得ておられますし、戦力としても、私は評価しております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

またですね、会計年度職員についての詳細のところまでこぎつけてないんですけども、大阪府の見解が出されておまして、この法律の改正法の意味をこういうふうに言っています。改正法では臨時非常勤職員が地方行政の重要な担い手となっている中で、一つ目はですね、臨時非常勤職員の適正な任用勤務条件を確保するため、

特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化です。

二つ目は、一般職の会計年度任用職員制度の創設。つくるといふことですね。

それから3番目に、会計年度任用職員に対する給付の規定と、どういうふうな給付体制にするかっていうことをこの法律は決めたんだと。

主に三つの改正を行ったんだというふうに言ってます。

改正の中身で、箱田町長がここも大事な点があると思う点がありましたら。

特になければ、ないでいいです。あれば言ってください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

全てが大事と思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

全てが大事ということなので、全て取り上げていただけるものだと思います。

それでは、続きましてマニュアルの中身にいきます。

2番目にですね、地方公共団体が実施すべき事項というのがちょっとありまして、資料をお持ちですか。例えば、いいですか。手元にない。言っていきます。

1つ目が、臨時非常勤職員の実態把握。それから2つ目が、臨時非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化ですね。3番目として、会計年度任用職員制度の整備ということが言われています。実施するに当たっては整備しなくちゃいけないんで、そのことを指してると思います。

その整備の中で3つあるんですね。任用、勤務条件などの設計、どういうふうな設計にしているか。それから、職員団体との協議。それから、最後に条例規則などの設定改正。そしてこれを具体化していくにはですね、またそのあとに各論があります。1が臨時非常勤職員の実態把握。最初の項目のその中身として、各種委員会、委員の補助機関、更に議会事務局も含め、地方公共団体の全ての機関において臨時非常勤職員がどのような任用根拠、勤務実態で任用されているかについて、人事当局が統一的に把握することですと記されています。

粕屋町においては、人事関係は総務課だと思いますので、そこが全てについて把握することが大事だということだと思います。また、この実態把握としてですね。具体的な中身は任用根拠、職名、職種、職務内容、任期などずっとあるんですが、そういうの実態把握することでありまして。これらの作業の中でですね、私が心配するのは、正規職員の職務についても、当然検討されることになりますよね。ってい

うのは、その比較がないと、臨時か臨時でないか分かりませんからね。それで、これがですね、正規職員の定数削減の地ならしになっては意味がありません。反面教師的に言えばですね、逆に言うとするれば、職員定数を増やす根拠にもなっていくんじゃないかというふうに思うんです。

箱田町長、政府の考え方がどうなっているのか、その辺のこと分かったら教えてください。いただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

政府の考え方は、今、ご紹介されました内容で、その裏にすむものにつきまして、はちょっと推測はしかねます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

まだはっきりしたことがつかめてないということだったと思うんですね。

次に移ります。北九州市の例がありますので、それを言いながら質問していきます。臨時・非常勤の職員ですね、実態把握を今、北九州は進めております。

1番目のですね、任命権者と職員団体の協議は、一昨年10月からもう既に始まっている。

2番目としてですね、臨時・非常勤職員制度の改正についての大綱をつくっております。その中で、3つほど決めております。個々の職の必要性について検討するということ。

それから2番目として、原則として会計年度任用職員へ移行すると。臨時とか嘱託とか。

3番目は、会計年度任用のパート職員は原則週30時間とするというふうに、北九州市は方針を出しています。

粕屋町においてまず、この場合の職員団体との協議の対象は、町職員組合になるんですか。それとも非正規職員の代表ということになるんですか。そういうことまで進められておられますか。

そのことを質問したいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

交渉といいますか協議ですね。相手方としましては、職員労働組合に今のところ

になります。嘱託とか非常勤の非正規職の職員の代表というのが特におりませんので、職員団体の方が協議対象ということになります。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

了解しました。それでは、次に移ります。

自治体問題研究所の論文が出されておりましたんで、それを読みました。

現行の臨時職任用の約26万人。それから、一般職非常勤の約17万人が会計年度任用職員に移行することになっておるそうです。そして、新たな任用職員もですね、フルタイムの会計年度任用職員とパートの会計年度任用職員に分かれます。図があったんで、図がもう大きくできなかつたんですけど、一応ですね。現在の特別職非常勤22万人。それから、臨時職任用26万人。一般職非常勤17万人。これがずっと割り振られていきます。

それで、北九州市の例では、現行の正規職員の勤務時間は週38.75時間ですが、北九州市の臨時・非常勤・嘱託職員では週37.5時間の職員が多くいるそうです。

これがですね、会計年度任用職員では、労働時間が週30時間になって、一律に週30時間になれば大きな収入減につながっていくことと、何よりも市民サービスが維持できるか疑問が生じてくるという危惧が生まれているそうです。

粕屋町で導入する場合、フルタイムとパート任用の場合の週当たりの勤務時間がどれぐらいになるのか、何時間ぐらいになるのか考えてありましたら、検討されてありましたら、教えていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まだ、具体的な時間までは協議に至っておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。個々の非正規の職員さんにとっては自分はどうなるのかと、これは心配でたまらなくなるでしょう。フルタイムの会計年度任用職員になると、共済制度の適用を受けたり、退職金制度もあるし、各種の制度が加えられます。パートでも、期末手当の適用も出てきます。確かに改善面も多数あります。しかし、手続なく更新されたり、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招かないように留意することとして留意事項がこれについてます。そんなにうまい話だけじゃ

ないんじゃないかということもあります。この留意事項が実行されないような規制がどうしても必要になります。さっき申しましたように、これらの制度を利用して正規職員の削減が横行することになることもこれも心配されます。そうすると、地方公務員全体では大きなマイナスになる危険性があります。

さて、この項の最後にですね、伺いますが、検討されておれば教えてください。

会計年度任用職員に移行される職員はどの範囲で何名ぐらいになるのか。その検討は進んでますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

会計年度任用職員の範囲ということでございます。

まだ現状検討中の部分が非常にたくさんございますので確定はしておりませんが、大まかな考え方といたしまして、現在雇用しております、嘱託及び臨時の職員につきましては、ほぼ会計年度任用職員のほうに移行する対象になるものというふうに考えております。具体的にはですね、今後、各所管との協議などを経まして、ご本人ですね、非正規の職員の方々の当然ご意向というのでも反映をしていく必要があるのかなと思いますけれども。

そういったことを踏まえながら、決定をしまいたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

これちょっと検討していく中で分からないことがあるんですが。

役場職員の中で臨時職任用というのと一般職非常勤ということの、そういうふうな非正規の中で分けられているんですか。そこがちょっと私は不明なんです。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

制度的なお話をしますと、地方公務員法の17条に該当して雇用しておるものが、一般職の非常勤。22条に該当して雇用しておるものが臨時的任用という形になります。ただ、先ほど議員も言われましたように、かなり曖昧に拡大解釈をされて雇用されているので、現実雇用しておるものがどちらで雇用されているのか分からない状況が全国的に発生をしてきていると。

そういった課題を解決するために、それを厳格化するというのが今回の法改正で

ございますので、そういう意味では、今後の法改正によってこれがしっかり整理をされるということになるのかと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

少し分かりましたけど、準備が進みましたら、また、いろいろ報告があると思いますから、その都度検討していきたいというふうに思います。それでは、非正規職員の待遇改善の問題です。以前の私の質問に対して、非正規職員の待遇に関してかなりの改善を行ってきたという回答がありました。本田議員の照会では、嘱託職員に期末手当も出されるようになったということも聞いてます。そのことは非常に結構なことだと思います。それでまず最初ですが、福岡県の最低賃金は時間当たり814円ですよね。粕屋町は当然これ守られていますよね。ですね。はい。分かりました。

2月22日の記事によりますと、非常勤職員でもですね、公務災害申請ができるように規制の解消を求める通知を総務省が昨年7月に出したそうです。それは御存じでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

一応存じてはおります。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

これは、各地方自治体と都道府県団体でもですね、まだ半数ぐらいしか改正していないということを聞いてますが、早急にですね、そういう通知が出たんなら取り組んでいただきたいというふうに思います。

箱田町長、答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今の状況はどうなってるのかを把握しながら、努めてまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

今後、どのような待遇改善を図ろうと考えてあるのか。具体的なものがあればですね、報告していただきたいと思いますが、ありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

先ほど議員が言われました最低賃金を下回らないようにということはもちろんでございますし、嘱託職員につきましては、人事院勧告について準じてですね、改定を行うかどうかとかいう見直しの検討は、毎年行っておるところでございます。

職員確保の観点などから、例えば、保育所幼稚園の職員については処遇改善の意味で、賃金を上げるとかいうことを必要に応じて随時行っておるところでございます。今後につきましてはですね、会計年度任用職員制度への移行というものがまず控えておりますので、この中で賃金の設定ですとか各種手当、どの範囲で幾ら支給していくのかということを決めてしまっている必要があります。

また休暇制度等の見直しなども考えておりますので、その中で、処遇改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。それでは、次に移ります。

統計及び地方交付税問題についてです。

厚生労働省の毎月勤労統計の不正問題が発覚しました。これによって、雇用保険とか労災保険などで2,000万人が過少支給などの被害を受けたことが判明いたしました。

粕屋町でもこの件で被害を受けた人が相当いるんじゃないかと思っておりますけども、2018年6月の労働者の実質賃金が急上昇した問題などから、調査方法に疑問が出されました。毎月勤労統計の調査方法の変更に関して、官邸の関与があったと何か思われる事態が発生しております。しかし、特別監察委員会はですね、あったとは言いません。嘘であるけども隠蔽ではないというような漫画のようなことを言ってるわけですが、参議院が期待されます。

さて、昨年、人権連主催の福岡県人権問題研究集会において、元文部次官の前川喜平氏が見えられ講演されました。彼は、公務員の矜持（きょうじ）について強調してありました。

箱田町長、この厚労省の毎月勤労統計の不正問題について、どのような認識をお持ちでしょうか、感想でいいです。感想で。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今回の不正統計問題につきましては、まずその自民党のですね、行革本部。これは、EBPM、非常に難しいんですけども、エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキングという、その推進のプロジェクトチームからの提言をもとにですね、統計改革推進会議を立ち上げられて、統計法の改正が2018年に国会成立をしております。その強化をするための統計委員会が調査を行ったためにですね、今回の問題が表沙汰になったというふうに認識をしております。

非常にですね、今、国会のほうも、国のほうも、日々この問題につきましては混沌としておりますけども、早い時期にこの問題の原因解明、そして問題を解決していただいて、国民の信頼を取り戻していただきたいなと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。毎月勤労統計の不正をですね、地方自治体の財政にどのような影響を及ぼすのかっていうのがあるんですけど。自治体財政で何か影響を受けるような項目とかいうのはありますか。

担当課をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

なかなか、例えば、国・県とかから通知とかも来ませんで、分からない部分でございましたので、今回ご質問いただきまして、改めて調査をさせていただいております。一応、影響が考えられるものとしましては、今のところ3つあるようございます。

まず1つ目がですね、福岡県地方公務員共済組合から支給される育児休業手当につきましてでございますけれども、手当金の支給上限額にひっかかっている場合という職員がいる場合にですね、影響する恐れがあるということでございます。ただ、これは粕屋町においては該当者はいないと思われまして。

2つ目が、公務上において被災したものに地方公務員災害共済補償基金から支給される休業補償金等ということについてでございますけれども、これも個人への支給額において影響する恐れがあるということでございますけれども、その基金の福岡県支部に確認したところでは、市町村の負担金ですね、町が払います負担金に

つきましては、直接影響することはないと思われるという回答でございました。

3つ目が、福岡県市町村職員退職手当組合、退手組合ですね、から支給をされず、失業者退職手当というものについて心配があると。これは支給されました退職手当の額が雇用保険法に定める基本手当の総額に満たない場合に失業状態にあるものに対して支給されるという手当でございますけれども、入庁後例えば数年で退職したものとか、該当する可能性のある受給者は少数、確かにおります。しかしながら、実際に支給額に影響するものが出るかどうかは、現在のところ不明ということで、また町が支払います負担金への影響についても全く不明というような状況でございましたので、個人への支給額という部分では、影響するものが一部危惧されるものがあります。

けれども、町の財政に対する影響程度とか、その対応策につきましては、先ほども申しましたように、通知等も、まだ一切受けておらん状況でございますので、現在のところ全く不明という状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。不明ということですね。2月の国会でですね、地方交付税総額かな、総額特例法だったかな、それが可決されました。

私は、今、地方交付税の勉強しているところですけども、書物によりますと地方交付税は普通交付税と特別交付税の2種類があるそうです。あると聞いています。普通交付税は、地方交付税総額の94%であり、特別交付税は、地方交付税総額の6%で、これが何か4%になった6%になったりなんかして今6%、そういうことらしいですが。そうして、特別交付税は普通交付税では捕そくされない特別の財政需要に対して交付されると記述されています。また、地方公共団体の年度途中における特別の財政需要などを考慮する必要があることから、年度後半の12月及び3月に交付することとなっていますとの記述もあります。

箱田町長、2018年度の特別交付税は配分されてきたんですか。

答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

これはですね、交付の時期が数回に分かれております。従いまして、1回ではございませんので、もうその都度配分されております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そしたら、平成30年度かな。その分は全部終わったということ。まだ途中ですか。

答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

特別交付税につきましては、3月末にですね、確定いたしますので、今のところまだ確定はしていません。普通交付税につきましては、確定しております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

2月9日の新聞記事が出たんですが、参議院総務委員会は7日、2018年度中の地方交付税原資の大部分を19年度の地方交付税総額に組み込む地方交付税総額特例法案を可決したとありました。これはどういう意味なのかっていうのがちょっと分かりません。普通交付税は、もう全部終わってますよね。地方自治体は特別交付税の配分をちょっと皆さん、待ってる状態ですね。だから、この原資をですね、2019年度の地方交付税総額に組み込むということがちょっと私には理解ができません。

地方交付税の総額の中にはですね、原資と言われるものがちゃんとありますよね。所得税及び法人税のそれぞれが100分の33とか、酒税の収入額の100分の50とか。もともと総額の中に組み込んでいたものを再度また原資を組み込むっていうのはどうということになるのでしょうか。

箱田町長説明してください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今おっしゃいます、それぞれの税の中でのですね、比率によって地方交付税の原資になります。これは、交付税というのは、入口ベース、出口ベースというのがございまして、入ってくるのはもうもちろんそうでございますが、出口ベースでは、例えば、その年のですね、経済事情によって増額になります。そのときには、交付税特会っていうのがございまして、そちらから基金的なものを繰入れたりとかして対応をしておるようでございます。

今回の分が詳細はですね、私はちょっと存じ上げませんので、分かりませんが

も、あらましそういったことで、地方交付税制度が成り立っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そしたらですね、要するに、交付税の原資がですね、まだ3月まで、3月いっぱいまで、まだはっきりしないということですか。そして、そのことで、何か増えた分とか、減った分が、組み込まれてくるということになるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

川口議員のおっしゃってありますのは、平成30年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律。これ2月14日に公布された分。これにつきましてはですね、内訳がございまして、平成30年度第2次補正予算により増額された地方交付税5,311億円のうち、普通交付税を396億円。特別交付税を700億円増額し、残り4,215億円を平成31年度分として交付すべき交付税にすることという、これが法律でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

我が党の本村国会議員がですね、このとき、委員会でこういうことを述べてるんですね。その年度の特別交付税に加算して、地方自治体に配分すると規定している地方交付税法の趣旨にこの法案は反するんじゃないかということ述べてますが、何か、法律を新たにつくって、要するに、余った分を入れたという認識になるんですかね。

答弁してください。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

国の法律のことですので、国のほうでそういうふう決められたということで。補正の先ほど言いましたですね、4,215億円はこちらにつきましては、平成31年度分につくということ、法律のほうで決まっております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

了解しました。それでは、次に移ります。

主要農作物種子法廃止とそれによって派生してくる問題です。

生産者と消費者に及んでくる影響ですが、日本農業新聞の1月の25日付の新聞の大見出しです。こういうふうにあります。

日本農業新聞は、あまり農業者の人は読みますけど、普通の人は読まないんですけどね。私もとっていませんけど、これはJAのその支所からもらってきました。これによりますと、山形・埼玉・新潟・富山・兵庫の5県が条例化してですね、全国筆頭の種子産地であります富山県は、1月に種子条例を施行したそうです。

北海道・福井・長野・岐阜・宮城県は種子生産者に安心して栽培準備ができるような措置をとったと。市町村の地方議会から種子法に関する意見書を受け取っている県が10県です。全国にうねりのようにこの種子法に廃止に対するですね、批判が広がっています。2月2日には、筑紫野市の二日市で種子法代替の県条例を求めている講演会がありまして、私も参加しましたし、同僚の議員さんも参加してありました。

宇美町では、12月議会で県条例制定の意見書と種子法に代わる新たな法律制定を求める意見書を可決しております。さてですね、12月議会で、遺伝子組み換え品種のF1品種について私は述べたんですけども、これから若干ですね、世界の状態も含めて、説明していきたいと思います。

遺伝子組み換え品種の販売などを通じてですね、世界の農業を牛耳っているのは、5社のバイオテクノロジー企業です。シンジェンタ、ダウ・ケミカル、モンサント、バイエル、デュポン、薬品会社もこれに含まれてます。この中でモンサント社はですね、悪魔の企業、農業マフィアと呼ばれているそうです。余りに評判が悪いのでですね、ドイツのバイエルに身売りして、その配下で、危険な種子と危険な除草剤を売っています。一例として、アメリカのミズリー州に本社を置く、さっき申したモンサントを取り上げます。

モンサント社は、ベトナム戦争で枯葉剤を開発した会社であり、ベトナム国民に、重大な健康被害をもたらしたことで有名です。モンサント社の主要なビジネスモデルは、遺伝子組み換え種子と除草剤、ラウンドアップの販売です。次のように説明してあります。ラウンドアップをまくと、あらゆる雑草が枯れますが、モンサントの作物はそれに耐えるように遺伝子操作されています。二つ目は、種を蒔いただけでは発芽します。モンサント社が販売しているブロック解除材を散布しなければ発芽しません。種子も一代限りですから、毎年購入しなければなりません。三番目として、種子には特許があります。モンサント社の一声で種子の値段が変わります。農民は不作で、作物の実りがなかったら、借金してでもモンサント社の種子と除草

剤、これを買わなければなりません。種取りから種の保存、種の交換は特許侵害になります。アメリカではですね、家庭菜園することは、アメリカ家庭菜園禁止法510条っていうのがありまして、それに違法となります。家庭菜園すら特許に縛られて、自給自足ができないということになっています。種子メジャーの戦略に乗って種子と除草剤を一对の者として購入して栽培しても、収穫量が激増するののかといえば、そうではありません。

インドで起こった事件なのですが、インドではモンサント社は、マヒコ社を買収しています。インドの種子会社でしょうね。買収して、この会社を利用していた農民に殺虫効果を持つ遺伝子組み換えされたABCのBっていうのと、Tですね、BT綿ですね。それを導入します。綿といたら日本で言えば、米のようなものです。これが、何ですか、収入源ですから。しかし、思った以上に綿の不作や病気が発生して、綿花農家は借金に追われたそうです。インドのマハラシュトラ州では2002年から2012年までの約10年間で17万人の自殺者が出たそうです。もうこれは、大変なことなんですね。日本でも種子法の廃止とともに、こうした外国の大種子メジャーが進出してくるでしょう。そうしたとき、米や麦や大豆がインドの綿のと同様になっては、これはたまりません。大体一般的にですね、大作と言われる大規模農家ですね、大きな被害を被るんです。それで、粕屋町では、農業センサスがこの前つくられたんじゃないかと思えますけど、粕屋町の農家戸数ですね。それとそれから、規模的には1haから2haの耕作者の戸数。それから3ha以上の耕作者についてデータがあれば、報告していただきたい。

担当課、お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

大変申し訳ございません。細部のデータ今、手持ちにございませんで、また後で報告させていただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

特に要求してないのでですね、それは申し訳ありませんでした。そしたら後ですね、資料を私に提供してください。遺伝子組み換えについての安全性は、まだ未知の段階です。消費者にとってはですね、決して安全・安心な食物にはならないと思えます。

箱田町長にお願いですが、この前の答弁では県の決めた要綱にね、沿って実施し

ていくということで、それはそれで結構ですが、事態が全国的な事態がそういうふうに動いてるし、福岡県主要農作物種子条例制定をですね、行政として強くあらゆる機会を通じてですね、福岡県に要望していただけないでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

県と協議をしてみたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。続きまして、除草剤について移ります。

ここに、女性自身の記事を持っています。雑誌で女性自身という雑誌があるそうです。先日、これ講演会でいただいたもんです。アメリカでの裁判に関する記事です。見出しは、がん発症リスクの除草剤が日本では野放しにということです。

これは、アメリカの悪性リンパ腫の患者が起こした裁判で、メーカーに対して賠償金320億円。2億8,900万ドルですけど、その支払いを裁判所が命じています。対象がこれはモンサント社だと思います。アメリカの命の重みって莫大ですね。320億円です。この男性は、学校の校庭整備の仕事をしていたけども、ラウンドアップを繰り返し使っていたそうです。今回の判決は、ラウンドアップの影響があるかどうか分からないことが多いと推測されますが、モンサント側が注意喚起を行わなかった点が問題だと司法が判断したという記事です。そういうふうにかかれていいます。アメリカではですね、同じような訴訟が5,000件以上起っているそうです。だから、これはモンサント社は、何ですか、もう潰れるっちゃないかというふうなこともささやかれているそうです。また、グリフォサートという除草剤の危険性も危惧されています。

このような種子メジャーが開発した除草剤をですね、公園や学校で使用していることは、粕屋町ではありませんか。使用している業者や公園の近所の人。また、学校ではですね、子どもや先生などがやっぱ危険性があります。

粕屋町ではどうなっておりますでしょうか。

箱田町長、答弁を願います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

それぞれ所管課のほうからお答えいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

川口議員のご質問にお答えいたします。

除草剤の取扱いについてでございますが、公園などの芝生、草地の雑草を処理するため、除草剤の散布を年1回行っております。除草剤の散布につきましては、芝生では、芝に影響がないような除草剤を使用し、草地では一般に流通しています、議員がおっしゃいました除草剤等を使用しているところもございます。

公園などで使用する除草剤につきましては、農薬の規格や製造販売、使用等の規則を定める法律である農薬取締法に登録された除草剤を使用しております。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

道路の維持管理を所管しております道路環境整備課では、除草剤の散布箇所につきましては、車歩道ブロック際や生活水路の法面など、維持管理に伴い、草刈機による除草が難しい箇所におきまして除草剤散布による対応をしておるところでございます。散布時の注意事項といたしましては、直接肌にかからないように作業着の着用を義務づけており、また、マスク等の着用も指示をしておるところでございます。取扱いにつきましては、使用基準の希釈倍率を厳守しまして、風向きや周辺の状態を考慮して十分注意して、多量散布とならないように散布をしておるところでございます。

現時点では、特定の除草剤の使用制限などは行われておりませんので、除草剤による対応を最小限といたしまして、除草散布作業時には細心の注意を払って行っておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

地域振興課では、ふれあい農園を管理しております。現地では、栽培されてる作物等がございますので、作物を枯らす恐れのある除草剤については使用はしていません。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

学校につきましてはですね、子どもたちが休み時間、いろいろ清掃とか行います

観点から除草剤につきましては、使用せずにはですね、刈り取りという形で。例えば P T A の美化作業においてもですね、基本的には刈り取り作業という形で対応させていただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

子ども未来課では、幼稚園・保育所関係を所管しておりますので、そちらのほうにつきましては、フマキラー等ですね、やさしい除草剤ですね。そのあたりは夏休み等に入る前にですね、若干使用してるところはございます。

それ以外の部分につきましては、通常雑草生えたらですね、手でとったりとか、後は草刈り機とか、そういうものですね、除草してるっていうところになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

やはり、世界的に問題になってる、やっぱこの除草剤。危険な除草剤というのはやっぱり取り扱うべきじゃない。使用するべきじゃないというふうに思いますので、注意して取扱いをお願いしたいと思います。

それでは3番目の水道事業について移ります。

T P P では、非関税障壁の打破という名目で、水道事業の民営化が取り上げられています。種子法が通ったら、次は、水道の民営化だということで、12月国会で可決されてしまいました。最近では、浜松市が運営権を委託する民営化の方式を検討しているようです。何か、何とかコンセッション方式とか何か言ってたようですが。下水のほうは、確か民営化したと聞いてますけど、上水のほうは、まだ民営化しておらないというふうに受け取っています。

これから除草剤との関係で発言していきます。ベトナム戦争で使用された枯れ葉剤の成分245Tですね。は、大牟田の三井化学でもつくられ、そして国内の山林や水田に大量に使われました。私が小さい頃は24D っていう除草剤が確かあって、うちの父母がいっぱい使ってたように思うんですが。1971年に危険だということで、使用中止になっています。林野庁は国有林などにですね、埋設して埋めてですね、40年間放置したままになっているそうです。全国では確か40箇所ぐらいあるというふうに聞いています。

我が党の高瀬議員がですね、県会議員が県議会において質問しました。

吉野ヶ里町、坂本峠に埋設されているらしいということをつかみました。林野庁

に県がですね、撤去するように追求したんですね。そして、1キロメートル下流には、五ヶ山ダムがあります。それで、これは、テレビでも1か月ほど前放送されたと思います。で、こういうことがありますので、福岡水道企業体ですか、そこではこれ問題になったことはありませんか。

担当課課長さん、答弁してください。

◎議長（山脇秀隆君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

昭和46年に、その245Tの系のですね、除草剤を埋設しておる問題につきまして、那珂川市さん、福岡市さん、福岡地区水道企業団、それから、春日・那珂川水道企業団の連名で、林野庁のほうに移設または無害化処理の要望を毎年行っているところでございます。本年度は、30年の9月4日付で行っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

水系との関係で質問ですが、五ヶ山ダムへの流入は心配されませんか。課長さん、お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

粕屋町に入ってくる、受水する水につきましては、筑後川系の水でございまして、牛頸浄水場で浄水された水が入ってきておりますので、五ヶ山ダムの源水からの水は、今のところ入ってくるルートはございません。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

ルートはないということで、一つは安心なんですけども、気候温暖化の影響で、非常にこう今年も渇水みたいになってくるんじゃないかと思うんですけど。この五ヶ山ダム水系からの将来導入とかいう福岡水道企業団に導入とかいうような、計画が発生していくことになることは心配されませんか。

◎議長（山脇秀隆君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

福岡地区水道企業団も水利権を持っておりますので、供用開始がされますと、五

ケ山ダムの水は利用いたします。いたしますけども、粕屋町に受水する水については、先ほど申し上げたとおり、ルートがございませんので、筑後川系の水になります。しかしながら、やっぱし、そういうものがあるとはいけないのでですね、これは企業団を通じて、要望していきたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そしたら最後ですが、水道民営化したら、こういう問題に対処するときに、直ちに対処できるかどうか疑問です。

私は甚だ疑問ですが、民営化について、箱田町長はどういう認識をお持ちでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、人口減少に伴いまして、水の需要の減少、そして水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面する課題に対応し、水道基盤の強化を図るための手段として、今議員がおっしゃいました、コンセッション方式による事業運営が制度化されたところでございます。

当町におきましては、今後もですね、人口増加がまだまだ見込まれており、健全な経営の継続が可能と考えておりますので、町単独でのコンセッション方式による事業運営は考えておりません。

しかしながらですね、人口減少時代はいつかは必ずやってくると考えており、福岡県が策定中の福岡県水道ビジョンで示されるであろう広域化とか、近隣自治体での施設の共有化による基盤の強化を検討する必要があると思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。最後に、4番目で子どもたちに幸せと人権をという項目に移ります。

最初に、学童保育における待機児童の現状です。

つい先日、私の知人がですね、今、学童保育に行っているけれども、来年度は残念ながら外されてしまうと。待機児童になるんですよ、どうにかありませんかと相談に来ました。12月議会では同僚議員が一般質問されましたし、箱田町長の最初の日施政方針でも西小学校の学童保育所が1クラス増築するということも述べら

れました。計画では何月完成になるのでしょうか。

教育長、お願いします。答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

基本的に今年度の予算で設計施工をして、年度内に完成をするように計画はしております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

年度内ということですね。私は、柚須区ですね、寺小屋学習で何とかならないかなというふうにして、担当してある地元の先生に相談しました。こちらのほうも大変ですね、来年は児童がもっと増えるだろう。しかし、どうなるか私たちも分かりませんというように言われました。西小学校は、来年度も1年生の児童が増えるというふうに聞いてます。

学童保育の待機児童が多いのは、西小と中央小で30人ぐらいが待機していると聞いてるんですけど、実態はどうなってるのでしょうか。

教育長答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

昨日も少し児童数の増加についてはお答えしたところですが、それに伴ってやはり需要も大きいということで、現在待機児童、各4箇所の児童・学童施設。概ね30から40人程度ですね、待機児童ということになっております。状況的にはそういう状況です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。待機児童解消に向けての努力の問題ですが、以前には、各区の公民館にパート職員さんを置いてはどうかとかの話もありました。

柚須文化センターでは、昼の間がですね、午後4時から6時まではアンビシャス広場になっております。これが利用できないかどうかとか、今、区の役員ともね、いろいろ考えてやってるんですが。粕屋町では、子どもの増加に保育所ですね、それから小学校、学童、中学校と対応がね、なかなかできにくくなってるんで、地元

でもね、いろいろ考えておるんですけど。

西村教育長、何とかこういい策はないですかね。当面、どういうふうに解決していくか。お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学童の問題はですね、やはり保護者が安心して働けるというところと、またひもがついておりますので、やはりあの、働き方改革といいますか、女性が活躍する社会とか、一億総活躍とかですね、あれとやっぱり関連していきますので。

学童の数が減ればよいという問題だけではなくて、やはり、保護者の方の働きやすい環境を社会全体でつくっていくとかということがやっぱり考えていけないのかなと。一応、感じるのはですね、今、議員がおっしゃってますように、各地区に公民館があります。で、柚須地区の文化センターもですね、区長さんにも相談したことあるんですが、やはり、平日の夕方の時間体は、もうその部屋がきちっと抑えるしかない。この曜日とこの曜日だけはオッケーだけど、この曜日は困りますよではダメなんですよ、学童を預かるときは。土曜日も預かっておりますので、土曜日の活動が結局朝から夕方まで、また借りられんといかんからですね。

公民館というのは、なかなかちょっとうまくいかない部分があります。敷地内につくっていくと、もう運動場が狭くなるやないかとかいう声も聞こえてきますのでね。これをまたじゃ2階建てとかするののかというと、また安全上問題がありますし、今、つくってるのをまた壊してつくるしかないっていう状況もございますので、これもまた現実的ではない。今、ちょっと学校側にも相談してるんですけど、教室のほうにどげんかならんやろうかということも、ちょっと考えはしております。

ただ、やはり教室と学童との使い方も違いますし、セキュリティーの関係もございましてね。なかなか、そこもうまくいかないの、今ここで私が答えられるのは、頭を抱えながら検討しておりますと、いうところまででございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そういう事情はよく分かっております。何かいいことを皆さんで考えていきたいなということです。

最後は、不登校と児童虐待の現状です。

あと3分しかありませんので簡単にいきます。不登校については、粕屋町小・中学校の経営発表会で、中学校の部分をちょっと話されました。これ、実情がどうな

っているのかっていうのは、昔より、昔っていうか数年前より改善したんでしょうか、それとも後退したんでしょうか。その辺ぐらいまで教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

まず、不登校のまずと言うか、数字的なものだろうと・・・

◎9番（川口 晃君）

簡単に教えてください。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

すみません、不登校については減少傾向にはあるところでございます。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それで結構です。虐待の問題に移ります。昨日も、これについてはありましたが、粕屋町が相談すべき児童相談所はどこかというのと、そういう具体的な例が何件ぐらいあったか、平成30年度に。そのことについて、報告してください。

これはどこか、子ども未来課。どちらになりますかね。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

子ども未来課におきましても、児童虐待につきましては対応しておりますので、現状報告させていただきたいと思います。

まず、福岡児童相談所というところが、粕屋町の管轄になっております。そちらのほうのですね、ちょっと年度が29年度になりますが、相談受付件数といたしましては2,980件。このうち要保護家庭相談、児童虐待とか児童の養育、保護者の病気等ですね、が大半を占めておりまして、そちらの件数といたしましては1,623件。うち虐待相談は948件でありまして、前年度の虐待相談件数789件に比べて、159件ほど増加しているという状況でございます。児童虐待は早期発見が解決の糸口になりますので、関係各課はもとより、保育所等、児童相談所及び警察等の関係機関と連携して情報共有を図りながら、組織的に対応してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

粕屋町においてのなんか報告できるような件数とかあります。なければないで、あれば件数だけでも言えれば。無理しなくてもいい。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

粕屋町の分につきましては、ちょっと今手元に持ってきておりませんので、後から報告させていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

いろいろな事情がありますけど、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。再開を13時からといたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開をいたします。

議席番号13番、久我純治議員。

（13番 久我純治君 登壇）

◎13番（久我純治君）

議席番号13番、久我純治。通告書に従いまして、質問します。

2問質問しますが、その前に、児童とは、学校教育法では、満6歳から12歳までをいい、児童福祉法では、満18歳未満を児童ということをおも初めて知りました。

まず1問目。児童虐待は、虐待・パワハラ・セクハラ・DV、誰でも被害を訴えることができる場所の制度づくりについて。

千葉県野田市の小学生、栗原心愛さんが自宅での浴室で死亡した事件で、2月4日、県警は傷害容疑で両親を逮捕しました。この事件で、学校のアンケートの対応について、学校・行政・児童相談所等の不手際が分かったということです。

このことだと思いますが、国連の子ども権利委員会は2月7日、1月中に実施した対日審査を受け、子どもへの虐待などの暴力が高い頻度で報告され、政府に対し

て対策強化を求めた勧告内容を公表しました。日本への勧告ポイントとして、子どもの虐待などの暴力が高い頻度で報告されていることを懸念している。

2番目、子どもでも虐待被害の訴えや報告が可能な制度創設が急務。

3番目、虐待などの事案の調査と加害者への厳格なる刑事責任追及を要請。

4番目、虐待防止に向けた包括的な戦略施策のため、子どもを含めた教育プログラム強化を要請した。しかし、現実の子ども相談所での10年以上の専門家の職員は、職員全体の15%ほどで、人員不足だそうです。

また、2月7日警視庁の2018年の防犯●●●を公表しました。虐待を受けることの疑いのあるとして、児童相談所に通告した18歳未満の子どもは、前年比22.4%増の8万104人で、統計を始めた平成4年以降、初めて8万人を超えたそうです。DVやストーカーなどの相談件数などでも高水準、通告児童数は過去5年間で約2.8倍に増加。18年度分の内訳は、暴言などによる心理的虐待が5万7,326人と7割を占めました。身体的虐待が1万4,821件で、ネグレクト・育児放棄7,699人。性的虐待が258名で、前年を上回ったということです。

千葉県の実原心愛さんの事件もそうですが、アンケートを見たうえ、また見せること。子どもたちの訴えをなぜ大人たちは酌み取ってもらえなかったのか。また、1年前の東京都の目黒区の船戸結愛さんの死亡した事件もそうです。現実的に悲惨な事件が後を絶たないでいます。

我が粕屋町は、安心して安全な町をキャッチフレーズにしているが、本当に何も起きていないのでしょうか。まず、児童虐待防止法では、町内の保育所・幼稚園・小学校・中学校、アンケートは実施しているのか、まずお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、この千葉県野田市の悲惨な事件ですね。もうこれについては、それぞれの行政機関なりの当事者意識があったら、この実原心愛さんですね、命が救われたんじゃないかと、非常にもう残念でなりません。最後の大人への訴えを、誰も本気で気がつかなかった。気がついてもできなかったということもありましょうが、非常に残念でなりません。

粕屋町の実態につきましては、それぞれ所管のほうから申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

学校の関係から申し上げたいと思います。

まず、1番のアンケートを実施しているのかというところと、実施しておりますので、その次の3番の現状の対応というところも併せて、ご報告させていただきたいと思っております。

学校関係につきましては、アンケートにつきまして、実際的には、毎月1回生活アンケート等の実施を行っております。この内容につきましては、家庭環境も含めたですね、生活日常生活の心配事や、お友達関係、いわゆる友人関係の心配事、あるいは持ち物などの変化にとって、子どもたちですね、変化をいち早くキャッチするために毎月1回行っております。

その結果、いずれかに配慮すべき事項が分かった場合にはですね、個別的に面談を行ったり、状況把握を行うとともに各関係機関と連携しながら、適切な対応をすることとしております。当然、未然防止のために、各学年あるいは各学級で共通した指導の徹底を行うとともに、生活指導委員会などの組織的での状況報告並びに指導方針の共通理解を行いながら、早期発見のために日常生活における健康観察あるいは先ほどのアンケートの実施、それから教育相談などを行って、日頃から家庭、並びに家庭と連携しながら子どもたちの変化をいち早く見つけるようにですね。人間関係を捉えられるようなことを現在行っておるような状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

はい、神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

子ども未来課といたしましては、保育所・幼稚園関係でございます。

学校教育課のほうもですね、③番まで答弁いたしましたので、こちらのほうもそういう形で答弁させていただきたいと思っております。

町内の保育所幼稚園のアンケート調査の実施でございますが、現在のところは実施はしておりません。今後の実施につきましては、アンケートの内容や、アンケートに回答していただく方の対象者を誰にするかなどですね、検討が必要でありますので、アンケートを実施するかしないかも含めてですね、検討してまいりたいと考えております。

今現在の対応といたしましては、要保護児童対策地域協議会、メンバーといたしましては、児童相談所また福祉事務所、粕屋警察署等々ですね、関係機関と連携を図りながら、円滑な情報共有を行っているところでございます。

具体的な取組みといたしましては、2か月に1度の実務者会議の実施や、必要に応じて個別のケース会議を行うとともに、ふだんから訪問や電話などでですね、日頃からの状況で把握に努めているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私はですね、仕事柄ではないんですが、いろいろ相談事を受けるんですよ。実際ですね今、学校のほうとしても、保育園としてもその事例はあまりないようなこと言われますけど、実際ですね10年ちょっと前もそうやったんですが、ある小学校で外国人の子どもがおったんですよ。とにかく、いじめに遭ってとうとうアメリカ帰ってしまったんです。それから、また6年ぐらい前、これは議会で言ったかどうか知らんけどですね、中学生入ったばかりのクラブ活動入ったときにいじめにあって、そして結局、登校拒否をはじめて、そして、それを後でたぶん転校させられたと思うんですよ。そしたら、下の子が入った時点でまた同じことになって、親自身が自殺したんですよ。それはもう、本当5、6年前の話なんです。

私のまた太鼓で知ってる子どもは、粕屋町在住じゃなかったんですけども、親がですね、結局、体罰か何か知らんけど、実際の親やなかったんですが、自分の家の前にキャンプのテント張って、そこに寝泊まりさせてたんですよ。何か家のお金を取ったかたらんかちゅうことで、それで私も初めて児童相談所に行ったことあるんですが、私たちがあまり行っていい雰囲気などこやなかったですよ。

それとか、実際今私、よその町とですね、役柄やない、太鼓のことでいろんな行政とつながっていくんですけど、いろんな相談やっぱあったら話が出るんですよ。そうするとある子どもはですね、ものすごいいじめられて、万引きしたり何たりするらしいんですよ。そして、大元をじゃなくて、子どもがまたいじめられるんですよ、する方が。だから何か知らんけど、いつも泣き寝入りになるのは弱い者、弱者なんですよ。

だから、本当にアンケートをとってあると言われるけど、実際は違うっちゃないかなと私いつも思ってるんですよ。だから、内容とですね。だから、もう少し本当に、本当の意味でですね、安心なまちづくりやったらですね、その点をもう少し掘ってですね、何かできなもやろうかでいつも思うんですよ。その悩みがあることを聞くんですよ。それとかこの頃特に、障がい者の子どもの親がよくいじめられるらしいんですよ。言葉の暴力。そして、この頃一番ひどいのはSNSっていうんですかね、スマホ。あんなんでも、親がやられるらしいんですよ、いろいろ。

実際これはもう、虐待になるとかどうかわかんないですけど、これ町内のことですから言えますけど、保育園もそうですよね。逆に子どもじゃなくて、先生たちなんですよ、被害者はよく。5、6年前ある保育園では、子どもがちょっとかすり傷したと。そしたら、親がどなり込んで机を蹴ったと。その先生は、トラウマになってもう辞めたんですよ、学校、保育園を。去年の話は、もうある保育園は逆に言うと、

やっぱり生徒の不注意なんです。子どもの。ところが、SNSか何かあれて集中的に来られる。知らん人まで来るらしいんですよ。そしてとうとう今、辞めてるんです。そんなことを陰でいっぱいあってるんですよ、実際は。

だからもう少し本当の意味でですね、何かできないかと思って、私いつもやってるんですよ。だから今、確か警察とかいろいろ言われましたけど、本当にこれが、弁護士さんとか法的な何かできるもんじゃなかろうかと私思うんですよ、実際。だから、そんなことに相談するだけじゃなくて、何かいろんな別の方法は考えたことないんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

どなたに聞かれますか。西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今、学校教育課長、それから子ども未来課長が話したのはですね、一応国の方針にのっかって、もしくは福岡県からの指導もあってる内容等々でやっておる内容でございます。それ以上にですね、やっぱりやる必要があるんじゃないかと。

私たちも、決してこれで安心しているわけじゃないんですが、町長のほうからご理解いただきまして、次年度はですね、スクールロイヤーという形で、小・中学校の相談相手ということで弁護士さんをですね、相談役に契約をしまして、軽微なものについては相談できるような形を、今はとっております。

実際問題、今年度もですね、実は1件ございまして、弁護士さんここに、その方に持っていったんですが、やっぱり、学校の対応が悪いから、これは裁判にかけろぞということまで言われたんですよ。やっぱ、こちら側が萎縮してはいけないということで、実はこういった2か月間の学校の対応はきちっとメモとっていただいておりますので、それを持ってこういった対応してるんだったら、これなら問題ないですと。それは、向こう側のほうにちょっと問題があるように見えるけれども、子どもはそれで大丈夫なんかっていうことを、やっぱり言われました。

だから学校っていうのはどうしてもですね、子ども、児童をですね、どうやって守るかっていうことを最優先に考えます。

親御さんについては、やはり、こう攻撃することで何となく子どもを守ったような錯覚におちいる場面もございますので、やはり親と子と同時にやっぱりこう相手をしていくんだよという話を今、学校にはお願いをしてる部分がございます。

ただ、今、久我議員おっしゃってるのは、虐待と、昨日もそうだったんですが、虐待といじめが何かごっちゃになって話をされるけんですね、対象者が違ってくるんですよ。虐待を教師が子どもの虐待というふうにおっしゃれば同じことになるんだろうと思う。で、いじめというのは、教師の体罰も教師から子どもへのいじめ

というふうに捉えればですね、同じ文言になるかもしれませんが、法律の言葉で言うといじめとちょっと虐待という言葉は全く別問題なので、ちょっとその辺はすみ分けて質問いただければありがたいかなと。

いろんな方策はとっておりますので、やりとりの中でまた明らかにさせていきたいと。

◎議長（山脇秀隆君）

はい、久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

今の教育長がおっしゃったようにですね、今の中学生の問題と思うんですよ。

実際、私も去年からずっと相談を受けているところなんですけどね。だから、私も親にはよく言うんですけどね。最初はやっぱりいじめなんですよね、これ。虐待といじめって言われるか分からんけど、学校ではどこまでいじめで虐待かどうか、ちょっと私よう分からんとですよ本当の話、私たち。だからこんなふうな話になるんですけどね。やはり、最初いじめなんですよね、ちょっとした。そして、そのいじめた子どもは弱い。結局それで落ち込んでいく。それで、登校拒否になったりするんですけどね。で、やられた方ちゅうのはずっと覚えてるんですよ、それを。

実際、私はですね、もう60年ぐらい前の話なんですけど、私、小学校のとき、けっこう悪ガキでガキ大将しよったんですけど、鞆もですね、持って帰らしよった子どもがおるんですよ。それを50なってる同窓会ときに言われたんですよ。久我君から、こげんされましたと。だから、とうとう私、謝りに行きましたよ。

やっぱり、やられた子どもちゅうのは覚えてるんですよ。あんどき、私もつくづく思いました。それは50歳のときです。だから今は、私もそれを心にして、子どもたちにもよく言ってますけど、やはり、いろんな方向でですね、やっぱ、出てきてるんですよ、表出ないことが。だから、私はやっぱり何か法律的にもできる、その弁護士さん入れてでも、ちゃんと早くですね、対応できるような体制をつくってほしい。そうせんとですね、この虐待とか、今、いじめいろいろも言葉のあれが分からんとですよ。はっきり言うて、DVからなんもかんもあり過ぎて。境が私は。だけど、やっぱり住みやすいまちをつくるためにはですね、よその町が云々じゃなくて、早く粕屋町独自でもやっぱりやっていかんとですね、これから先、子どもたち、子どもは、当然大人になりますけど、これから先の問題は、パワハラ・セクハラとか移っていきますけども、とにかく、今から先の子どものためにもですね、今からできるだけは手を打ってやってほしいんですよ。

だから、さっき言われた弁護士を入れただけじゃなくてですね、何か本当の条例とか何かつくってもらってですね、そんなふうなできるようなこと。

できますかね。教育長。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

条例、条例っていいですかね、あの法をつくれればいいということじゃないと思います。ただ、人が人をやっぱり相手するのが教育の場でございますので、やはり、先生方にそういった危機意識といいますか、子どもたちの観察の中で、今ちょっとおかしいなとかですね、ちょっと気になるなっていうのは、そういった感性をやっぱり磨いていただく必要があるだろうと思います。

そういった意味で、このいじめについては、よくこれ言うんですけど、「いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る」ということが、もう常にこれ学校の合い言葉になってるんですが。

だから、うちの学級にいじめはありませんかと保護者から言われたら、ないと答える教師はいません。いないと思います。あってるかもしれないと、ただ自分の耳に届いてないかもしれないので、こっから大事なんですけど、お気づきだったら教えてくださいという言い方を必ずされてると思います。

ですから、今、久我議員がおっしゃってるように、もしそういったことが太鼓の指導も20年近くもやっていただいております、青少年の育成でですね。その中で、そういった情報がもしキャッチできればですね、すぐその学校のほうに教えていただくか、若しくは私たち教育委員会のほうにちょっといただければですね、調査はすぐかけたいと思います。

ただ、被害者が一生忘れないというのは、私もそうだろうと思います。で、小学校の被害者が中学校になると加害者になる場合もあります。だからこれ、表裏一体なんですね。だから、こういったことは経験させたくないんだけど、実際問題は、やはり未成年のこういった血気盛んな時期だから、やはりそういったことで、大人と一緒に解決することがまた一つの教育だろうと私は思ってるので、いじめがあってるからだめな学校とかっていうのは僕は思っただけでいい。あってるのは当たり前なんだ。それをどう解決したその学校がすばらしいんだというふうに僕は思っただけでいい。そういう意味で、信頼していろいろ相談とか情報をお寄せいただきたいなど。これを啓発するぐらいしかないかなというふうに私は思います。

いくら法をつくっても、マニュアル作ってもですね、実際、やっぱその場における先生が気がつくか気がつかんか、そしてそれを自分1人で抱え込むのではなくて、組織で若しくは管理職に言う。若しくは管理職は教育委員会に言う。教育委員会は

自分で対応できなければ児相、若しくは警察等に連携を組んでですね、やっていくということも大事だろうと。

こういう連携は、僕は今確立は粕屋町してると思います。だから1人の先生、第1発見者の1人の先生が抱え込まんようにということ、今、学校長にお願いをしているところです。そこまでしか言えない。

法をつくれればいいというふうにはちょっと思ってませんけど。

久我議員もそこまでは思ってはられないだろうと思いますけど。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

今ですね、先生もおっしゃったとおりなんですよ。これ今日の新聞ですよ。載ってますよね。要するに苦勞してるのよく分かってるんで、私も知ってますから。

ただ、だからちゅうて流す訳いかんとですよ。やっぱり自分たちの地元の子どもですから。やっぱ私悪かったら朝怒ってますよ、大きな声出して。よう聞かれる、あんたの子どもて。他人の子どもなんですよ、名前も知らんけど。やっぱり今怒る人おらんから、どんどんどんこんなふうな虐待がエスカレートするんじゃないかなと私は思うんですよ。前はやっぱ誰か怒ったり、叩いたりして、しよったけど。今、叩いたら虐待、暴力なるからいかんかもしれんけどですね。注意する人おらんとですね、親が。

それも一つ原因なんで、よく私が言われるのは、40歳前後の親を教育してくださいってよく言われるんです。それは自分の息子もそうですよ。よく言います。

おまえたちのせいやないかって。そしたら今度は逆に言われたことある。あんたたちがしたとが、それが今つけですよと言われたんですよ、実際。そうかもしれんとですよ。やはり私たちのが働け働けでやってきて、やっぱ子どもたち手がかからんで、やっとな子どもたち独立させた。そしたら子どもたちちやほやして、親の言うこと聞かんとも増えたし、今、学校でもくん、さん、付けないかんとですかね。呼び捨てだめなんでしょう。あれ自身が私にしたらおかしいと思うけど、それが現実なんですよ。

それと私、教壇のことをよく中で聞くんです。教壇なしてなくなったんですかっていったら、上から見下ろすからいかんて。それもおかしいよって思う。世の中こんなふうになってしまっているからですね、私もその虐待といじめの差別がつかんとかも分からんけど。

ただ、やはり粕屋町の中ではあってほしくないんですよ。だからいろんな方法でですね、やっぱり努力してほしいし、私たちでできることをやりたい。だから、大

人も私たちもやらないかんことがあると思いますけど、行政のほうでできることやったらですね。やっぱこれ書いてあるんでずっと詳しく書いてあります。この頃は毎日にですよ、新聞に載るととが。

だから、本当にやおいかんと思いますけど、ばってんこれが、未来の粕屋町の子どもたちなんですよ。受けた子どもたちが。それがずっと私言ったように50年後に言われたんですよ、私も。だからやっぱり、あった子どもちゅうのはずっと持ってるんですよ、そんなふうで。

だからできたら、早いうちに芽を摘んで、やっぱりいじめに遭ってないとか、虐待にあってないような世の中をつかっていきたいし。まずよその町より早くですね、飲酒運転撲滅も早くやったごと、取り組んでほしい。町長がいろいろ言ってありますから。ぜひ、私は取り組んでほしいと思うんですよ。

だから、弁護士さんいろいろ入れてやってもいいですから、早く審査委員会を別につくってですね、外でつくったほうがいいじゃないかなと私思うんですが、どんなふうですか、町長。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

いじめと虐待。表裏一体のものっていうか、よく似たものですけども。

今は虐待というのは、もう非常にその親がですね、子どもに対する虐待が新聞にもう毎日のように載っております。そしていじめは、これはもう昔からあります。議員がご自分で経験されてるんですね。子ども間の中で、もう保育園・幼稚園の時代からあるんじゃないかならうかと思えますけども、それら全てのことをですね、やはり相談できる環境。これが大事だと思うんですよ。自分の中に閉じこもってですね。内に秘めた思いでずっといくんじゃないで、それを誰かに相談できる環境。そして、それを組織的に、法律的に相談、本当に法律的に相談できるのが、今、教育長が言ったようにスクールロイヤー。これを必ずですね、入れて、法的に問題がないかどうか、それでやるしかないんですよ。相手がクレーマーだとしてもですね、大きな声出す人に対しては、法律的にこうなってるんだと。もう、理路整然とですね、対抗するしかない。そしてそれを、児童相談所・警察とも一緒に連携をしながら、対策を練っていくという方法が地味なようですけども、これが正道です。

これを必ず粕屋町の中では確立したいなと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

とにかく1日も早くですね、子どもたちに対してでも、成人に対してでもそうですけど、とにかく訴える場所、来れる場所ですよ。やっぱどっちかいうとですね、言わんとですよ。言いづらいと言われるんです。いじめがあるて。子どももそうやけど、虐待しよる親も、よっぽどやから言われたことがあるんですよ。自分の子ども殺したいって。実際言いましたよね、去年か一昨年は。その子は今、あるところにやられてますけど、その子自体いじめられたんですよ、最初は。それいじめられることに対して子どもが腹かいて虐待しよったんですね、●●は。

そんなけじめのつかんようなことが多いんですけど、とにかく1日も早くですね、そんなふうの取り組みをやってほしいと思います。次の・・・

◎教育長（西村久朝君）

はい。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

1日も早くっていうことをちょっと今引かかるんですが、私はですね今、今年度大きなやっぱいじめは多少ありました。それで報告も上げております。また重大事態っていう言葉を今、文科相使いますが、いじめによって身体的、肉体的または財産いわゆる物を隠される。そういったことで、心身に大きな傷を受ける、若しくは長期の不登校になる。これ重大事態だといってですね、これは、町長までこの事象を上げないといけないと。そして町長交えてこの解決にあたって、そして3か月間その後何も起こらなければ、町長のほうにこの件は解決しましたという報告をしなければならぬような重大事態という言葉のいじめがございまして。ここまでは至っておりませんでした。今年度もって言ったらあれなんです、小・中学校でこれは1件も起こっておりません。だから、今ですね、学校の先生方が一生懸命やられております。

ただ1日も早くと言われますと、なんかさぼっとるように聞こえるんですが、一生懸命今されておりますし、関係機関とも連携をとっています。

また虐待がなかったかという通告も学校はしております。ありましたこれも。0ではございません。ただ、やはり、家庭のこれ問題になりますので、数とか事象については、この場では差し支え控えさせていただきますが、あつてはおります。ただ、それが帰ってきて、どうやって学校が見守るか。また地域まではちょっとまだ手を出しきっておりませんが、警察のほうに見回りをお願いするとかですね。それはやっておりますので、やはり予防すること、そして対応すること。

そして最後に、今後、こういったことが二度と起こらないようにという再発防止。

この三つの視点でですね、やっぱり学校はやっておりますので、1日も早いと言われてあと何があるかなということも考えますが。

満足はしていませんけど、継続的に頑張っていきます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私言うのは、とにかく訴えて行きやすい場所をつくってほしいんですよ、自分から。いろいろ問題ある前にですね、なる前に。それを1日も早くという意味で言ったつもりやったんですけど。

2つ目の、パワハラ、セクハラ、DVはいろんな職場や家庭で起きています。私は、さっき言ったように太鼓をやっている関係とかボラ連の関係でよく視察に行きます。いろんな町の人とかと話します。その中で、やはりパワハラ、セクハラ、DVについてよく話を受けます。

私が知ってる市役所の人間は、ある程度中堅やったんですが、上からのパワハラで、1年半ほど休職しておりました。ひきこもりで。そして、市役所ですから、範囲が広がったからですね、たまたま職場を変えてもらって、2年ぐらい前復帰したっていう親の話なんです。やはり、職場でもいろんな職があると思ってるんですよ。県にかければ県のほうもいろいろあってますということなんです。

ある役場ではですね、残業すると怖いっていう子もおったんですよ。やはり、抱きつかれたりいろいろされて、やはり、残業中、誰も見てないときで起きてあるもんですから。言うても、前に出ない。出ても、どっちかいうと、自分が悪いようにとられることもあるし、実際、見た人おらんから分からないと言われるようなこともあるらしいんですよ。ただ、やっぱり弱い人が弱者なんですね。いつも弱者が大体、その焦点になるんですが。

あのですね、ある高校生から3年、4年ぐらい前相談があったことなんです。これは、家庭の問題っていうたら家庭の問題なんです。再婚された夫婦がおったんですが、中学のときに連れ子で、お母さんが再婚したらしいんです。そうすると、高校になり出すとお父さんがよく風呂場に入ってくるようになったと。だから、私も鍵はないとかと言うたら、鍵がないから、ある程度タオルやら何かで抵抗しようとしたと。そして、お前ん方、親はどうしようとかって聞いたら、見て見らんふりしよう。それは、お母さんがそんなするらしいんです。やっとな高校卒業して就職したから、結局、寮のある場所に就職をしてもらったんですかね。ただ、1年ぐらいはやっぱりずっと頭から消えないって、そのことが。

それとかですね、ある、これさっき言った役場もですけど、残業が怖いとか、休

職中は結局、落ち込んでますよね、大体みんな。私が行ってる市役所んともずっと落ち込んで、口もきかんやっただすもんね。それと、復職するときに、やはりいろいろ言われたらしいんですよ。ちゃんと仕事しきるとかとか。だけど、出てくるときはですね、休むときより時間がかかるっていうんですよ、やはり。いろいろあってるから。そこを私はこの例えは悪いけど、機械やったら悪いとこ部品替えればもう当然パッと直りますよね。やはり、人間は感情の動物ですよ。そうすると、やはり、自分がいじめられた気持ち、落ち込んだ気持ちちゅうのは、絶対すぐはぱっと切り替えできないと思うんですよ。だから、市役所のと、場所ば変えて一年半かかったって言ってましたけど、いろんところでやっぱり聞いております。そんなところを。

だから、粕屋町のほうはアンケートを職員の中でとか、まず、町内のことは無理でしょうけど、とってあるのかどうかちょっとお聞きします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

通告書では、パワハラ、セクハラ、DVまで含んでおりますけれども、DVはもちろん家庭のことでございますし、パワハラ、セクハラにつきましても、いわゆるアンケートという形で職員に対して実施しているものはございません。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

これはですね、1週間ぐらい前、テレビ見よったらちょっと、確かカワゾエ市かなんかいうところが、市議会でこれの条例をつくるために、職員全体にアンケートをとったらしいんですよ。そしたら、その中で150何人、遭った人がおって、その中からびっくりしたとが、市議から受けた人が15人おったんですよ。だから、その内容は知らんとですよ。ただ、それだけやっぱパワハラやいろいろありよったちゅうことで、これ条例をつくるらしいんですよ、そこは。

だから、本当に粕屋町がとってなかったらですね、やはり、とったらいっちゃないかなと私思うんですけど、どんなふうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

アンケートをとるかどうかについては、また今後の検討課題とさせていただきたいと思いますが、現状ですね、ちょっと個別の内容は差し控えたいと思います

けれども、パワハラ、セクハラ等の相談というのはございます。

かなり現状では総務課、庶務人事係のほうへの相談という形、若しくは、町が委託しておりますEAPですね、相談を受けておる業者がおります。そういったところへのご相談という形にはなりますけれども、かなり有効に使っていただいているというふうに思っております。

今後この拡大も考えておりますのでですね、そういう形での相談で対応をかなりできているのではなかろうかというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

いまさっきの問題と同じですね、弱者で言えないんですよ、大体。そして、周りが変わってくれないんですよ、結局、大体。そうすると、言えるところがないんですよ。役場が決めたからとか言うて、私、市のほうに聞いたりするけど、あるんですいろんなところが。

相談するとかあるんですけど、そこに行っても、言葉悪いけど、らちがあかないらしいんです。そうすると、あとは時間が解決するか、やった人のこれも実際あったことなんですけど、あるこれはもう本当のこと言いますけど、粕屋町の話なんですけど。ある私たちはボラ連をやってますよね。ずっと前に、たかがボラ連と言われたことがあったんですよ。で、ある人が怒って、その人に謝れって言うたところが、町長が謝りに来たんですよ。こらえときないと言って。そんなやり方なんですよ。だから、本人には響いてないんですよ。そんなふうで、実際その相談するとこあると言われるけど、もう少しですね、本当の意味で、その被害者の人が、被害者ちゅうかあった人がですね、生きる場所、作ってやらんとですね、絶対これなくならんと思うんですよ。だから、役場で決めたところがあるかもしれんけど、実際は、こんな現状が今もあると言われるように、あるのならなおさらなことですね、やっぱりつくってやらんと。弱者は弱いもんですよ、やっぱりそれやから弱者なんでしょうけど。

だからその点もですね、早くアンケートをとるごとしたが、いいじゃないですかね。

町長どうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ハラスメントはですね、アンケートでは解決できません。というのは、個別の事

象でございます。ある個人の方が特定の個人に攻撃される。これはもうまさに相談ですよね。ですからもうその対応、一つの個別の対応をしないといけないということですね、今、総務課長が申しあげましたように、専門家を入れた相談窓口を、平成31年度には設置します。やはり、相談できる窓口というのはですね、私も上司ですけれども、その上司に直接はできないんですね、その上司自体がハラスメントやってるかもしれない。ですから、全く関係がない第三者の窓口をつくる予定です。

相談できる電話でまずどう相談してもいいでしょう。庁内にそれはつくりますので、庁内の相談所に行って、個別の相談をされて、それをその相談を受けた専門家の方が町の委員会なりをつくりますので、そちらのほうにですね、こういうことがあってますよという通告をしていただいて、我々が本格的に動けると。

ですから、アンケートはただ統計です。そうじゃなくて、その事象を掴むにはやはり、個別の相談でそれをスタートラインとしてですね、解決に向けた努力をしているということで、ご理解をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

それから、みんなが訴える場所ですね。訴えられる場所をつくってほしいという意向からいうと、もう、町長のおっしゃるとおりなんです、ぜひよろしく願いします。

そしたら、2問目の小・中学校のスマホ禁止の見直しについてお尋ねします。

柴山文部科学相は、2月19日の閣議後、記者会見で、携帯電話やスマホの小学校・中学校への持込みを原則禁止した文部省通告を見直す検討を始めると発表しました。理由として、高い所持率や、災害時の連絡手段として有効であること。また、スマホ依存症などとの観点から懸念する声もあり、文部省は持ち込む際のルールของ必要性も含め、どの程度緩和できるか、議論を進めているそうです。子どもの携帯電話保有を調べた内閣府調査では、携帯スマホを所持している小学生は2017年度では55.5%。中学生は66.7%となり、高校生は97.1%に上がるそうです。スマホゲームでの、課金や不適切なインターネットサイトへの問題する声もあり、子どもに向けた態度を一部制限した機種も販売されているということですが、以前は、高校生が多かったのですが、近ごろは中学生での低年齢化したスマホを使った不祥事が発生しています。

こんな事件は、昔は外国の話でしたが、今の日本の現実です。世界中が、スマホがなければいけない時代になっていますが、政府でさえ、今から先、お金の払いについてスマホ等に使う有利になるような施策をとっております。

まず、粕屋町の小学校・中学校における持込みの現状をお聞きします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

粕屋町の小・中学校のスマホの持込みの現状ということでございますが、基本的には学校内、原則持ち込み禁止としております。これは県内のほうも同様というふう感じております。しかしながら、やはり家庭の事情等によってもですね、どうしても持ち込む必要が、場合がございますので、その場合につきましては、書面等、あるいは面接等ですね、行なって、持ち込みを許可するなどの個別対応は一部してるところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

すみません、スマホの所持率を調べたことありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

町内小・中学校において、児童・生徒がどのくらいスマホを持っているのかについてにはですね、実際のところ調査をしたことはございません。

しかしながら、先ほど議員おっしゃいます。国の調査、27年で、小学校55%、あるいは中学校66%というふうな数字が出てきておりますけれども、福岡県がですね、平成28年に青少年の健全育成のための総合策定に係る基礎資料でですね、一部調査をした数字がございます。これ国がした1年前の調査ですけれども、福岡県の数字ですが、これ小学校40.1%、中学生が60.1%ぐらいの所持率がございますので、それから見ますと、やはりその1年でですね、全国と県との数字になりますけれども、相当な数字で伸びているというふうな感じでございますので、粕屋町においてもですね、それぐらいの数字の伸びでですね、児童・生徒はやはりスマホを持っているというのは、現状ではないかというところで捉えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

学校によって、持込みをして授業中は預かれるような方式やっているとあります

よね。粕屋町で今後どんなふうなやり方やる、やりたいと思ってるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

スマホのですね、まだの調査の件はですね、これ非常に難しゅうございます。

スマホと携帯、じゃあゲーム機能、ネットにつながるのは外すんかとかね。もう本当にこの調査をかけるとなると微細にわたってですね、例えば親のスマホ借りて自分がアドレスでメールをやってる子とかもおりますしですね。パソコンでやる子もおりますので、これを調べよったらものすごい量になってですね、私も一度これ、粕中のときですけど、思い切ってやってみたら、質問の例えばの項目の中にですね、8項目ぐらい、スマホ、それから携帯電話、いわゆるガラ携なのかとかでですね、それを全部書き出してどれを持ってるか、複数に持っていったら複数丸つけるとかいうてですね、集計したことございますが、とてもじゃなかったですね。

これを小学校・中学校集めたものを、粕屋町が仮に集計したとしても、どの程度の信頼度でパーセントが出せるかっていうのがありましたので、今課長が言いましたように、しておりませんということでこらえていただきたいと思います。

今後ということですが、今、久我議員がおっしゃった最初に、その質問の意図を説明されたのは、2月20日の恐らく新聞の見出しの部分を今ずっと読まれたと思います。同じものを私も今、手元に持ってるんですが、実は、2009年にも文科省はですね、小・中学校の携帯電話の持込みを原則禁止というのを出してそのままずっときたんですが、今回、大阪府のあの対応でですね、一応この2月19、20日、このときば一つと新聞に。粕屋町のちょうど校長先生方と話す機会、この10日間ほどありましたけど、幾度も言われました。大変なことになりますのでやめてくださいということでした。スマホの持込みの禁止を解くことをですね、ということと言われました。っていうことはどういうことかという、私もそうだろうなと思うのは、当下校のやっぱり安全面。やはり、皆さん御存じかと思いますが、音楽聞いて来てる子がおりますのね、高校生とか、大人の方も。恐らく小学生にそういう子がでるんじゃないかとか。あと教室の中で、スマホの窃盗、学校が預かるということは、まず不可能だと思います。ある程度の条件つけたとしてもですね。

今、校長の許可制でやっていっても、せいぜいやっぱり10件あるかないかぐらいだろうと思うんですよ。これがやっぱりクラスの半分ぐらいを預かるっていうのは、とてもじゃないと思いますので、教室の中でその窃盗とか、破損とかいうことでまたトラブルの元になったりとか、仲間どうしの例えば機種や銘柄とかでやっぱりこのいじめに発展するとか。また成り済ましのメールをしてみるとか。やっぱりドラ

イブレコーダーではないですけども、やっぱり授業風景を撮ったりとか、子どもの言い合いを動画撮ってはアップするとかですね、いろんなことが考えられますので、くしくもこの2月20日の西日本新聞には、尾木直樹氏のコメントがあるんですけど、ちょっとこの部分だけ読まさせていただきます。

成人ですら、会員制交流サイト、NSS... SNSです。上で、さまざまな問題が起きている中、デメリットが大き過ぎると。学校現場では、授業中もスマホのゲームで遊ぶ生徒が増え、スマホいじめなどのリスクもあると。教員は、生徒が持つスマホへの対応に追われるのではないかと。病的なネット依存が疑われる中・高生が、多数に上るとのデータもあり、スマホへのリテラシー教育を相当程度組み込むことが最低条件だというふうに書いてあります。ので、今の学校現場ではですね、こういったニュースが出たから言って、スマホが解禁になるとは子どもも思っていないと思いますが。

私も多少条件をつけたとしても、なかなか解禁まで私はいかないと思っておりますので、現状維持ということで、この場では答えさせていただきたいと思います。

あと小学生については「ついたもん」というのをつけて、各小学校の昇降口かな、正門のどこつけております。これはそこを通り過ぎると親の携帯のほうにですね、今学校出ましたとか、朝方今つきましたというのが、今行くようになってます。そういったものは、小学校のほうにつけてますので、ある意味、全面とか被害、被災とか、災害のときには少し役に立つのかなというふうに思っております。

また小・中学校それぞれ学校では、メールを持っておりますので、緊急の場合は、そちらのほうで対応が親のほうには学校からいきます。そういった対応ができますので、子どもにはこういう面だけで持たせるというのは、ちょっと今のところ考えておりません。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私も持たせるほうじゃない、私も禁止したほうが良いと思って質問して。

やはり、我が町の子どものことですからね。いい方向に進むならいいけど、悪いほうに進むと思うんですね、これ必ず。さっき言ったようにこれでやっぱりいじめがものすごい多いんですよ、大人も。さっき言ったような保育園の先生なんかも惨めなもんですよ。もう今、復帰せんとですよ、言うて言っても、もう嫌って言うんですよ。だから、もうその子の親も卒業しとうけど、言うけど、復帰しきらんとですよ。やっぱりこのスマホのNSSですか。その分で集中的なあれで、全然知

らん人も加わったんですよね。NSSですか。

◎議長（山脇秀隆君）

SNS。

◎13番（久我純治君）

だから、とにかくですね、やはり私反対なんですよ。

だからまして、中学生やら持って回らせんごと、私も望んでですね、一応この質問させてもらったんですが。その答え聞いて安心しましたので、私さっき町長おっしゃったように、いろんな面でですね、どこでも訴えられるような場所をつくる。

早くつくってください。これよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

（13番 久我純治君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて、本日の一般質問を終結いたします。

今日傍聴者がおりませんので、省かせていただきます。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後1時49分）

平成31年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成31年3月6日（水）

平成31年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成31年3月6日（水）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 6番 | 中野敏郎 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 14番 | 本田芳枝 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 4番 | 鞭馬直澄 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 末若憲治 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 井上正宏 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 案浦兼敏 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 鞭馬直澄 | 12番 | 小池弘基 |
| 5番 | 安藤和寿 | 13番 | 久我純治 |
| 6番 | 中野敏郎 | 14番 | 本田芳枝 |
| 7番 | 木村優子 | 15番 | 八尋源治 |
| 8番 | 太田健策 | 16番 | 山脇秀隆 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務課長	堺哲弘
経営政策課長	今泉真次	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原浩臣
学校教育課長	山野勝寛	社会教育課長	新宅信久
給食センター所長	吉村健二	都市計画課長	田代久嗣

地域振興課長 八 尋 哲 男
上下水道課長 松 本 義 隆
介護福祉課長 山 本 浩
子ども未来課長 神 近 秀 敏

道路環境整備課長 安 松 茂 久
総合窓口課長 渋 田 香奈子
健康づくり課長 古 賀 みづほ

(開議 午前9時30分)

◎議長（山脇秀隆君）

おはようございます。

今日は、一般質問最終日であります。また、今日は、24節気の一つである啓蟄であります。新しい生命が芽生え、活気づくという意味合いがあります。この時期は、誰でも新しいものに期待をし、自らも頑張るぞとを感じるものであります。

この3月定例会は、平成31年度の当初予算を審議し、粕屋町町民の社会福祉の向上を目指します。箱田新町長の施政方針を受け、新しい施策が期待されております。議員一人一人には社会のために貢献する使命があります。町民から見識ある皆さまに期待するところは大きいと思います。

長い3月定例会ではありますが、使命感を持って行動されますことを願っております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、ただ今から一般質問を行います。発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して、挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

◎議長（山脇秀隆君）

議席番号6番、中野敏郎議員。

(6番 中野敏郎君 登壇)

◎6番（中野敏郎君）

おはようございます。議席番号6番、中野敏郎。通告書に従って一般質問をさせていただきます。

最初から、議長からエールをいただきありがとうございます。私も今日は頑張っているというか、気合を入れて、一般質問させていただきたいと思っております。毎回、大量のというか、言葉を発していくわけですが、前回3枚でレジュメができてたんですが、それで積み残しをしました、2点ほど。今回4枚になりました。

だけどっていうか、20分というふうな感覚の中でっていうか、この町政が新しい

っていうんですかね。発展を遂げていくような観点でしゃべっていきたいと思います。

前回、ボタ山のお話をさせていただきました。今年の正月も、ボタ山で初日の出を迎えたっていうか、いい天気だったんですが、これが3、4年続くわけなんです、私にとっては。ボタ山のほうは書類ばかりが山になってっていう、結局書類を置くところがない。そのために新しい置き場をっていうふうな予算が計上されるというふうな形ですが、私はボタ山に登ったとき、ああ未来を見ながら、あるいは過去を振り返りながら、そういう何か発想ができる場所で、ぜひそういうことをですね。子どもたちについていうふうなことを前回申しておったんですが。

そんな発想の中から、今回、また一般質問をさせていただきます。で、大きく3点あるわけですが、1番目はこの間積み残しました。2点があったわけです。

1点はベンチのこと、大きなことを言いました。このベンチのことで1時間はできるというふうなことを言いましたが、もう1時間以上もできます。だけど、今日は20分っていうんですかね。それともう一つお断りしておきますが、ドーナツ経済学のことも予告しておりました。ただ、いろんなところで町長にですね、こそっと聞きながらですね、読まれたらどうか、読まれてないと何か質問しにくいなあなと思いつつながら、だけど、こうやって引き延ばすことによって、ぜひ、何か読んでいただいて、いろんなところ、もう読まれているかもしれませんが、ぜひ、これは私のなんか中心とする命題でもありますから、次の回、あるいは次の回でぜひやりたいので、取り残しておきます。

じゃあ、ベンチのことについてっていうふうな形で話していきたいわけですが、通告は簡単な言葉でございます。

ベンチのことについて、どのような構想というものをお持ちですか。

これで答えをいただくわけですが、前回の一般質問の中でも、川口議員のときでしたか、新潟のどうのこうのっていうんですか。あの辺雪が多いんですかね。だからベンチの話がちょっと出ておりましたよね。そういうベンチという言葉が出ると、私もピッと来るんですよね。すごく自分の中にその感覚があるというか。

うれしいことに、この施政方針ですね。施政方針の中に、これ最後のタイトルにもなってるわけですが、施政の方針の中に、前回、町長の施政方針三行だったのが、今回、四行になっているんですよね。町長笑ってありますが、何かあれそうだったかなっていう、やっぱり、だけどそれだけ増えてくれてうれしいな、これはなお一層この場で追及できるな。追求じゃないですね、高めていけるなと思っております。じゃあ質問いたしますが、今のことですね。

どういうふうな構想をお持ちですかということです。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ありがとうございます。

私の施政方針の中で、7ページなんですが、「住みやすいまちづくり」という視点から、高齢者、障がい者、妊婦や乳幼児連れの方々が、気軽に外出できる環境を目指したいと、そういう意味でバス停などの公共の場にベンチを設置しますとうたっております。また、賛同いただける方々には寄附をいただいて、これ、思いやりベンチ。別名、ネーミングライツっていう形で、ベンチの中に寄贈者のお名前を入れながら、まちづくりをみんなで参画しながら広めていただけるという意味合いも込めております。

これは、今、後段申し上げました、その寄附によってベンチをつくったという事例は実は過去にもございます。これは、吉田地区の事業所組合から寄附をいただき、千代・粕屋線の完成に合わせた形で、吉田のバス停を整備した経緯もございます。

過去のそういった経験からも、これは非常に住民の方々、そして企業の方々からご賛同いただけるものと確信しておりますし、今後、住民全員の参画型ですね、まちづくりを進める上で非常に大事なポイントだと思っております。これは今後ですね、進めてまいりたいと思っております。また、その財源の中ではですね。ふるさとづくり基金の中で、そういった寄附の使い道として「活気あるまちづくり、交通の便の充実」、そして、「地域で支え合う福祉のまちづくりのための事業」として寄附を行われた財源、これを充当するようにしております。

そういったことで、財源をいろいろ確保しながら、今後、粕屋町のまずは公共施設にベンチをつくって、どんどん今から先ですね、拡充してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

町長に随分私のしゃべるところをおっしゃっていただきました。

いや、確かにそういうふうなところがこの中で出てくるだろうかと、私もこの12月議会の補正で出たときに、もう心が喜んでというか、もううれしくてですね。それは寄贈があつてっていうか、経営政策課のほうから出たときにですね、そうか、町民の方から20数万、あまり金額とかあれでしょうが、そういうふうな金額で4基のですね、ベンチをするというふうな話が出たとき、うれしくてから、質問なのか自分の思いを言うたのか、そういうことを、委員会の中で話したこともあったんで

すね。確かにこんなことっていうんですかね、やっていくのが町政の中で重要なとか、というか、私もさっき町長もちよっと言われたんだけど、これを柱にして、町政っていうのをやっていけるっていうか。それぐらいの大きなベンチ、大きなベンチ大きさはじゃなくてですね。ベンチというのがあるんじゃないかなと思うんですよ。

私も駕与丁公園にこれがというふうな話だったんで見に行きました。もう大体、水面に面するようなところに3基だけを発見して、もう1基だけはね、見つけられないままなんです。先ほど言われましたすてきなネーミングだなあ、思いやりベンチ。何でその思いやりベンチかって言ったら、そのベンチにただ今は現在ですね、何も書いてないんですよ。何も書いちゃない。だけど、今の町長の話では、そのうち何か言葉が出るんだろうな。書かれるんだろうなっていうふうなことを思いましたが、そういうふうな方向性がもちろんあるんだろうなと思います。

もう1回これ確認の上で、質問いたします。

名前を書くとか、名前というか、そういうふうなことをですね。はい。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

そういったベンチ、設置されたベンチはですね、やはり、今後拡大する意味では思いやりベンチ。これは全くその今、仮称なんですけれども、愛称をですね、やはりつけながら、拡大を図っていきたいと思っております。

そして寄贈者、これは個人ですね、お気持ちで、出して欲しくないという寄贈の方もおられると思います。その辺は、寄付者のご意思を反映しながら、図ってまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

はい、そのあたり私も何か了解するところではございますが。

もう一つお尋ねしたいのは、駕与丁公園のその水面の周りに4基を、置かれた寄贈者のどうのものあるのかもしれない。なぜなのかということだけをですね、単純に質問したい。

なぜ、そこに置いたのか。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

中野議員のご質問にお答えいたします。

今回、駕与丁公園のほうにですね、一つの団体の方と一つの企業の方から駕与丁公園にベンチを設置してくださいということで、4基のベンチの設置の寄附をいただいております。

今回、ベンチの設置に当たりましては、寄附者のご意向も駕与丁公園についてということでありましたので、駕与丁公園内でベンチの設置をしているところが少ないところ、なおかつ、ベンチに座られて池のほうを見られる景観のいい場所、そういうところを考慮させていただきまして、公園内に4基ベンチを設置させていただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

よく分かりました。そういうふうなことで、町長のどうのとかいうふうなことやなくてというか、ただ一点、私が言いたいところというのはですね。町長の施政方針の中にというか、政策のいろんな中に、駕与丁公園をランドマーク化していくというふうなところがですね、ございましたね。確かにね、駕与丁公園っていうふうなところがすてきなことになってくると、それはいいことであるんだけど、当然それに派生する問題が起こってくるっていうかですね。

何かといったら、私は、平成24年についていうんですか。もうこれ資料で今も残して持ってるんですが、まちづくり団体のコミュニティ助成っていうものをですね、応募して、よし、戸原区ウォーキング、何て書いてますかね。再発見っていうか、発見ウォーキング、そういうふうなチームというか、団体をつくって、よし。ね、これで何かウォーキングができるようなものをついていうふうなことを考えてその中の一つのポイントが何だったかといったら、歩くところの途中についていうんですか、ベンチを置いていく、そういうことを書いていたんですね。助成で申請出しました。残念ながら簡単に却下されました。何だよって。公共のっていうか個人のベンチ、個人の土地やらにベンチを置くような人なんかいないぞとかですね。いろんなふうなことを思って反対ありました。私は自分のおもてぐらいにそんなベンチをつくってとか、いろんなそういう思いがありました。

仕事上というか、私はもう何回も自分の仕事のこともしゃべっておりますが、造園の仕事をしております。そういうふうな造園の起点、一つの基準としてちゅうか、一つの中心としてベンチというものをすごく取り入れたいというふうなことを思ってるんですね。ただ単純に、その庭だけの問題じゃなくて、これをもっとまちづくりにできないかという思いも持ってですね、何でこんなことを思ったかと。

これは私の考えというよりか、こうやって仕事をしていく中で、お客さんからですね、何か教えていただいたんですよ。すてきな新聞記事を私に頂きました。もう10年近く前の話でしょうかね、この記事の中に、もう見えませんよね、もちろん。すてきな一言が書いてあるんですね。休み石、お休みするの休むで、み、石。休み石をあなたの家に設置しませんかという、誰かアイデアを出してる人が新聞に、デザイナーが出してるんです。それを見たお客さんが、「中野さん、ね、あなたこれをして、これをしてもらいたいの。」確かにそうですね。ガーデニングするとき、庭づくりするとき、ブロック塀じゃなくて、ブロック塀だけじゃなくて、その外側にぼんとベンチをつくる。自分の敷地にですよ。でも、敷地にそうやってつくっても、皆さんどうですか。座れますもんね。座れますよね。よその敷地でも、ベンチ。だって、天神に行ったら、あるいは博多駅に行ったら、あんな公共の場みたいな、公共じゃないような場もありますよね。福銀がね、庭つくって、そこにベンチがあって、そこに気楽に私たち座ってるじゃないですか。そういうふうな、やっぱ公共の場であるんだけど、そういうベンチがあると、そこを私的にも使えるというすごいこのパワーを持っているというか、ベンチは。だから、そんなものをペンペンペンペンってつくっていったら、これがさっきのね、町長言われたようにですね、起点になって、そこでおばあさんが座ってたら、おばあさんの横を歩いて行く人は、「ああ疲れてますね。」と何か会話が始まるかもしれない。コミュニティーの原点というのは、どっか立ちどまってとか話す場があるかと、何かそんなポイントが町中にぼんぼんぼんぼんあればいい。

さっき言ったように、駕与丁に行ったら、そうやっていろんな人と出会ってベンチで話もありますよね。だけどそんなことが町中にあれば文句出ないじゃないですか。私も思いますよ、伊賀駅の周りとか僕の周りに、全然公園がない。公園つくってくれとかいろんな人が言い出したら大変ですよ。財政なんて破綻してしまいます。だけど、そんなものを上手くつくってくれたら、上手くじゃないけど、今つくってもらってますよね。一応、何とかウォーキング道路とかいうふうな感じであるけど、なかなか機能してないけど、そういうすてきなものをつくる一つのポイントに、ね、ベンチをっていうふうなところで私思っておりますので、ぜひね、これ、いいことだと思ってるし、っていうか、その寄附というふうなことですかね。そういうことを広めていてもらいたいし、そんなことが、ふるさと納税なんて私は全然思っていない。じゃなくて、寄附をする人がもっと増えるんじゃないか、それで。

間違ったらいけないので読みますが、長野県の上田市で12月の末に10億円寄附された。聞かれた人もいるかもしれませんが。ね、新宅課長。何でかと言ったら、遺跡

ですよ。城っていうか、上田城というのがあって、その上田城を補修するために、ある町民の方が匿名でしたかね、何か10億円寄附されてるんですね。こんなことも発生するかもしれないきっかけですよ。ベンチからでも、私は貧乏ですから寄附はしません。ベンチぐらいは寄附します。だけど、いろいろ世の中に持っている方が最後そんなのバーンとか10億円とかあったら、これ、何かできるのかな、というふうな思いがあるんですよ。まだいっぱい話したいことがあるんですが、まだまだあるんですが、20分ぐらい経ってきよります。もう一つだけ言います。もうベンチっていうのはですね、自分の仕事にかかわることなんです、もう仕事の私のやり方ですが、お客さんは家にいて、居間にいてですね、庭を見るんですね。春になった。啓蟄になった。なんか動き出したよねっていうふうなことで終わるんですね。だけど、その次に、表にですね。自分の居間からその手前にデッキがあるとお客さんは、その次の一步を踏み出すんですよ。デッキに出てから外を見る。今日は風がどうの。だけど、そこまでなんです。その次なんかと言ったら、下に降りて、先のほうにすてきな場所にベンチを置いとくんですよ。そうしたらお客さんベンチまで座ろうと目線が下がるんですよ。ね、わざとのごとく座りますが、すみません。別に座ったら何かっていったら、笑えろと思ってるわけじゃない。目線が下がるんですよ。目線が下がって子どもに話かけるのと一緒というか、そうして何をするか、次には、今日は草が目につくな、ちょっと草でもとろうとか、そういうふうに人間が動き出すというか、次から次に動き出すんですね。こんな話をするのは何ですか。そうやって依頼があって私は仕事をしてきたということなんです。こうやって言葉で仕事をしてきたんやけど、人間の心理についてというのは、そんなところにあるんだ。だから、ベンチというのが町中にペンペンペンペンあってくれたら、素敵な町になっていくと思っております。

ぜひね、次の来年のここの部分が4行から6行とかですね、8行とかね、何かこう付加されていってまちづくり政策の柱の1本がですね、ベンチ。そしてコミュニティーとかね。そんな形になることを願って、この1番目の質問というのは・・・どうぞ。どうぞ。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、非常にですね、熱弁を振るっていただきましたけれども、ベンチというのはですね、目に見える対象物です。長崎のほうでは、バス停を果物の形で設置して、それが非常に話題になった時期がございました。

粕屋町においても、ベンチで安らげるまちづくり、それを目指したいと思っております。

が。ただ1点ですね、ちょっと気になったことがありましたので、聞き逃して、私が何も言わないのはいけませんので言いますが、中野議員は、粕屋町での寄附は禁止されておりますので、それだけはちょっと申しおきます。公職選挙法ですね。それは、したいとおっしゃったんですが、それ、ちょっと一応私は気になりましたので申し添えておきます。

ただ住民の方々が、本当に粕屋町の将来を考えてまちづくりに参画したいという思いをですね、受けとめるような寄附のしやすいやり方。そして、具現化して、ベンチでこんなにも粕屋町が明るくなって、便利で住みやすい町になったというようなまちづくりをしたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

町長の一言で、また私の頭の中から別な発想が浮かびました。ありがとうございますのですが、私も実はあんまりこういう場で言うわけじゃないけど、私が死んだらっていうふうな世界でよくあるんですが、イギリスに何回も行ったんで、そういう世界を見てきたんですね。自分が死んだとか、誰かが死んで、そういうとこにベンチを寄贈されてるんですよ。私と、私の旦那との思い出のためにとかですね。そんなすてきなことが、この中でボンボンボン増えていったらいいなと思ってるんです。だから私自分死んだら、いつも家族今日来てるんですが、最初は三日月山につくってくれやら言ってたんですね、そのときだんだんだんだんいや、ボタ山のとっぺんにね、ベンチを置きたいとかですね。あるいは、もう最近はこう人々に影響を与えるためにはね。駕与丁公園でもいいな。それも、すてきなチークのベンチに背中に何か文字を掘っていただいて、私は彫れるわけやないからですね。こんなふうなことがこの町のっていうんですかね、流れになったらいいなというふうなことを思っております。

寄附とかそういうのをちょっと言葉が間違ったかもしれませんが、勝手に自分の表に設置するだけであって、寄附とかそういうことではございませんし、もう一つ火がつかしました。私の知り合いで、前ハチドリの話をしたんですが、その作家、まだ町長がここにいらっしゃらないときですね、「ハチドリのひとしずく」と覚えてらっしゃる方いるかと、辻信一という人、あの人たちをおやじギャグの世界の人で、私もそういうのをすぐ共感するんですが。彼らがですね、坐・ベンチャーズと。声が出る人は分かるね。坐・ベンチャーズということで、もう文字が浮かぶでしょう。坐・ベンチャーズということで、いろんなとこでベンチをつくろうというふうな動きをしてあるんですよ。ああ、こんなこといいな。何かといたら、人と人と、

そして土ですよ。人、人、土、坐・ベンチャーズ。そういうことをやってきたらいいなど。これは、日本中というんですかね。そんな動きというものもあるということを紹介して、2番目に入っていきたいと思います。

子どもの安全という視点から質問させていただきます。

これ、一番今回のですね、一般質問の中で、私の質問と思ってるんですかね。重なって、もうほとんど答えをいただいたかなと思いますが、もう、ほんと短くで結構です。今日初めてこられてる方もいらっしゃるかと思いますが、度重なる子どもの報道を受けての緊急措置、それから、継続的な対応、あるいは予算措置、この3点でポンポンポンで結構でございます。

もう簡単に答弁お願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管のほうからお答えします。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

中野議員のご質問にお答えいたします。

度重なる子どもの虐待報道を受けてですね。緊急措置、またその継続的対応、予算措置はというご質問でございます。

千葉県野田市においてですね発生した小学4年生の死亡した事案を受けまして、国の依頼によりましてですね、児童虐待が疑われる事案にかかる緊急点検を実施しているところでございます。また、粕屋町といたしましても、2か月に1回の要保護児童対策地域協議会や実務者会議を実施し、必要に応じて個別ケース会議を行うとともに、普段から訪問や電話などで日ごろからの状況の把握に努めております。

児童虐待は早期発見が解決の糸口となりますので、関係各課はもちろんのこと、保育所等、児童相談所及び警察等の関係機関と連携して情報共有を図り、組織的に対応しております。予算措置というのは特別なものはございませんが、そういうふうな会議ってということで実施してるということでご報告します。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。あっ、ほかに。学校教育課・・・。

◎6番（中野敏郎君）

ま、いいか。学校教育課のほう、大体把握しておりますので、すみません。いいですかね。学校教育課のほうではですね、例えば予算措置として、何回も出てきた

りしてから。例えば、スクールロイヤーとかですね。そういうふうなものね、出しながらというふうなことで出ておりました。NHKのドラマなんかにもなったりしててですかね。そういうニーズというのがね、当然あるんだなというふうなことを思ったりしたんですが、今、西村教育長がですね、私のほうを見て笑顔で挨拶、挨拶じゃなんですが。私、昨日の西村教育長の話聞いてすごく感動したんです。本当です。ね、日ごろいろんな関係はありますが、何かといたら、彼がですね、答弁の中ですてきなことを言ったんですね。何か。

今ある現実を一般。ね、専門的なことをやってもらえる。専門性を持って、最善、全力を出せるようにっていうか。今の教員の人たちに、先生たちが気づくようにということをおっしゃったんですよね。先生たちが気づかなければ、何もならないっていうかですね。私は私で、この何人かの質問を聞いたときにですね、ずっと考えたんですよ。何か何かなど。この答えは何かなど。この中の二番目のですね、継続的、継続的対応というのは何か。継続的対応というのは、究極的に言ったら、親のどうのこうのじゃなくてですね。私は思ったんですね。子どもがですよ、大きくなってそんな親にならない。そんな教育をね、学校はやっていかなきゃいけない。ですね。正にそうなんです。そういうふうなことを思ってですね、教育長が言うことは確かなんだと。確かなんだけど、じゃあそこにもう一步ケチをつけたら何かといたら、やっぱりですね。いや、良いほうで言いたいんですよ。やっぱりね、気付くような先生であらなきゃいけないんですよ。だからそういうふうな彼言いました。すてきな言葉を。私の大好きな、感性を持つっていうか。そんな気付く感性を持つような教育を教育者がしなきゃいけないというふうなことをおっしゃって、そうなんだなと思ってから、今回ずっといろんな質問とか話とかですね、聞いたり、それから町がやった教育経営報告会ですね。それでですね、私はすごく何か、自分の中でうれしいことがあった。ね、もう琴線に触れたんです。すてきな言葉10年前に知って、それからよう使うようになりました。すてきな言葉です。

ほんと琴線に触れた。ある発表者の、誰か。もうはっきり言いますが、西村ね、仲原小学校の西村校長ですね。残念ながらその日はね、彼は誰か知ってますが。ね、身内のご不幸で、代理で教頭先生が話をされたんですが、その代理で話された話を聞いて、私は感動したんです。すてきだなあ。何でこんなふうなことを言えるんだろうと。すごいなと思って終わった後にある人と話したんです。いやあ、あの人すばらしいんですよ。また重複されて、ぜひここでね、皆さんにというか。こんなふうなことがあったんだ。全員がここ参加したわけじゃないし、議員でもですね、半分ぐらいだったしですね。だけど、彼が言ってることってというのは何かって言ったら、言葉なんですね。言葉、言葉、言葉だったんですよ。ほんと言葉、言葉、言

それだけ先生は頑張っていると思うんですね。だから、ちょっとこう批判めいたことを聞くんですけど、中学校でも小学校でもですね、やっぱり子どものために、一生懸命学力を上げて、そこそこ、子どもたちにそれぞれあったような教育をしてあるなというふうに私は思います。それで、発表されてですね、中野議員は、意見を言いたいというふうに言われてますけど、そういうことをすればですね、もう話も長くなりますし、そこそこで、今度各学校でですね、そういう個別の発表会とか、そういうことをされるということなんで、そちらのほうでですね、十分協議をですね、していただければと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

伝統に基づいたですね、それぞれの町の教育が学校のですね、教育あるかなと思います。教育長も、あのときはですね、謝辞でしたっけ。そういうふうな形でやっぱまとめられた。それもありがた。だけど、私言ってるのは、実はなかなかそういう場がないんですね。だから、いろいろ、学校経営協議会とかどうのこうのというのも参加してないっていうか、こういうところでいい方向でですね、何かこう話をしたいなというふうなところで思っておりましたので、そういうふうな形でまとめさせていただきました。

一点そういうふうな安全というふうなことね、話をしていきしましたが、もう一点っていうか、交通のほうの部分っていうか、子どもの安全というところで、交通のことありますので、第2問目っていうふうなことになりますが、通学途上の危険箇所に対する。ね、認識対策というふうなことなんです。

実は、私ごとですが、伊賀近辺に住んでおましてね。あの部分のところのというふうなことも思いもあまして、交通対策っていうんですかね。そういうこと、ぜひかやってもらいたいなと思って、選挙の自分の公約なんかにもしてたわけですが、何ら動きというふうなことは難しいんで、議会がある日は、伊賀駅に立とうと、交通安全しようというふうなことを自分の中で決めて、大体行くようにしてて。今日は、雨だったからやめました。けど外を見ると、保護者の方がですね。3人とか、伊賀駅のところに毎日大体立ってあるんですね。それから、伊賀の場合は、あの辺の場合は、公民館の前に2人とかですね、そうやって立ってある。で、そういうふうな形で子どもの安全を見守ってやってある。そういう中の流れで、なかなかそこ動かないよなあ。そんな中で、大川小学校の横に信号のある横断歩道がございます。メインになってる。ね、一番子どもが通る所です。私は、何かたまたまそこを担当されてある指導員の方が最近ご病気です、その代わりにというか、勝手

に議会がある日とかいうふうには大体立つようにしているんですが、いろいろこうして観察しながらっていうか、先ほどのお話にまた振り返すわけじゃないんですが、先生たちが気付く気付かないとかですね、そういうふうなことを思ったら、私も教師しよる頃、そんなことをさせられたら、嫌やなと思ひよったんですよ。おい、交通当番してこいとか言って。ちょっと今日の授業課題はとかですね、そういうことがあった。だけど今そんなことない。心が広いんでっちゅうか、ゆっくりあるもんでですね。子どもたちを毎日観察していくと、いろんな表情が見えて、うんとか、この子はとか、ほんと見えてしまう。だけどですね。また私も考えたんです。これ何人通ってるんだらうな。で、役場でですね、これ借りて、カウンター借りてから数えたんです。7時半から8時10分ぐらい、大体行くときには行くんですが、7時45分過ぎぐらいからもう8時5分ぐらいの間に何人通るか。中学生と小学生だけですよ。703人、705人。大体2日数えたけど、大抵こんな数なんですよ。もうほんの15分20分の間に。すごい数やなあというところなんですよ。だから、大量に行けば、危なくない部分もあるんですが、私がいつも何か今日行けんけん、行かんどう思ったら、たまにいるんですよ、やっぱり。何がいるかと。ふらあつとですね。何ちゃ信号も見ないでですね、行こうとする。これ大人だってありますよね。ヒヤリハットっていうふうな世界で言やあね。300名っていうか、そういうふうな話でいきや、1日2人ぐらいがですね、ふらあつとかあってもいいような確率ですよ。そういうことが起こり得るっていうか、現場ではですね。そういうふうなことも、ああ、チェックしていかなきゃいけないな。

昨日の久我議員の話であったスマホ。ああ、とんでもないな、確かにですね。とんでもないな、スマホが小学生持って行きよった、中学生持って行きよったら、天神歩いててスマホ持ってるお兄ちゃんとぶつかるなんてことあって、ムカっとくることもあるぐらいの時代ですから、ああ、それは絶対やなとか思ったりしたわけなんです。ポイントを絞っていきます。

私ね、なかなか伊賀駅の所っていうんですかね、動かない。この間の子ども議会で、僕ら、子どもを呼んでっていうか、建設常任委員会の中に子どもを呼んで、話いろいろしていったんですが、雑談的な中かもしれませんが、一番盛り上がったとかいう伊賀駅のあの辺が危ないとか、そんな話だったんですよ。確かにですよ、こんな話前もしたんです。ね、安松課長来ていただきましたよね。で、見ていただいた。前の町長のときも言った。ね、なかなか来てもらえなかった、あそこの現場。まあ、知ってあるっちゅうか、近く。で、あれからもう1年とか2年経って、いろんな動きが起こってきてるんですよ。あそこは県道だからなかなか大変な場所ではあるんだけど、1軒家ができてしまった。また、次も更地になってしまっている。

おいおい、これまた県道そのまんまなるんじゃないかと。あそこを歩くときにですね、ふみさんという美容室がございます。その前ぐらいをもう狭いんですね。線路渡って小学校に向かうところ辺ぐらいです。そしたら、そこ側溝があって、側溝の穴がポコポコポコポコあって、その上をピュンピュンピュン歩いているから足が入ったりもするし、傘さして。ね、乗っていくともう大変。ただある意味では安全なんです。何でか。車が多過ぎるから、並んでるからですね。バーッと走り抜けるのがないから、ただ安全なんです。だけど、そのまんまずっとなって、少しずつ動きが。ね、もうあればいいんだけど、担当からも聞いておりました。

県がやっていく道路工事の中の。ね、今、ネックになってるのは旧庁舎の所ですね。あれが終わったら、その次はあの辺の道路改良というふうなことになる。ね、おった気もするんですが、そのあたりの動きはどうなってるのかということを担当課、課長でもいいですし、答えていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

伊賀駅付近の踏切から学校までの県道ということでございますが、県のほうに要望は毎年出させていただいております。それで県の回答といたしましては、今、議員さんも言われました若宮の交差点を今、県のほうで事業をしていただいております。町道も含めて。そこが大体今年度、予定では31年度ぐらいで完了というふうなことで聞いておりました。しかし、前倒しで今年度に概ね完了するというふうなお話も聞いております。

それで、そこが完了いたしましたから、その後に、県道伊賀・仲原線のほうには、工事の計画あたりを立てていきたいというふうなことで、回答をちょっといただいとるところでございますので、まだ詳細につきましては把握してないところがございます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

そういうふうな状況です。町長もですね、ぜひ何か見ていただいてというかですね。私を感じる今町内で一番危ないところっていうのは、今あそこかなとも思ってるんですね。全部を見回してるわけじゃないけど、自分がそこを車で通りたくないなってもう思うんですよ。朝の時間というのはですね。もうそんな場所がございます。私が気にしてるのはですね。3年前に議員になったときにですね。この議場とか、いろんな委員会の中でですね、緊急点検を、道路の点検をやったとかですね、

そんな話がいっぱいあって。箱田町長もうその頃おられたから、そういうことがあってたんだろけど。先ほどの虐待のどうのこうのやないけど、そういうことはどういう形で町の中では行われているのか。

例えば、もう議員になって3年も経つんだけど、そういう緊急点検であるとか、定期的な点検というのが私の頭の中にポンっと入るぐらいに明確な動きはあったのかどうか分からないので、その辺はどうしてるのかということをお答え願いたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長

◎町長（箱田 彰君）

緊急点検は、学校教育課のほうで、教育委員会のほうでしておりますので。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

通学路のですね、安全点検につきましては、数年前に痛ましい事故が起きましたですね。そういうところから定期的に行うようにしております。

町においてはですね、2年に1回、通学路安全プログラム関係者会議をですね、各関係機関にお越しいただいて開催し、議題となる箇所についてはですね、事前に各学校から、PTAあるいは地区委員さんとかですね、そういう方々からの協力を得ながら、学校から情報を得て、それを、その議題でとりあえず、こうかけてですね、危険性が高いところからですね、優先順位をつけて道路環境整備課も含めてですね、協議してですね、施工していくような形をとっております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

緊急箇所っていうか、危険箇所というのがですね。別に準備立ててするわけじゃないかもしれませんが、やっぱそういう頭からですね、やっていくというふうな方針をぜひお願いしたいなと思うんですが、この間の学校経営報告会の中にもですね、中央小学校のああ、すばらしいなと思ったのは、もう一つ言った実動部隊で書いてあるんですよね。

実動部隊がそういうの点検した。もちろんこういうふうな動きのものっていうのも町に反映されてるんじゃないかと思いますが、どうですかね。これも話の中に入ってるんですか。一言で。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

先ほど申しました学校からの情報の中に、そういうものもつけ加えて入っているという形になります。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

分かりました。私の中に、私にまでもって言うんですかね、届かなかったのかなと。けどいろいろ町内ぐるぐる回ってみたいなというふうな思いも持ってるんですが。箱田町長もですね、何かこう交通当番どうのこうのでされよった。今もされてるのかですね。こういうこともされてるんかと思えます。

町長が、例えばここは危ないなあと言ったらそれは大変なことはなるんかかもしれませんが、そういう場所でございますか。あったら、言えたら言ってください。

ここは早う変えようという思いでもってですね。今現在、交通、子どもの。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

町内数箇所はございます。ただ個別にはですね、具体的にはこの場では申しませんが、一つ一つですね、解決をしてみたいと思います。事実、戸原・仲原線と言いますかね。歩道の関係も今回完成をしましてし、若宮の交差点についても完成して歩道も非常に十分とってですね、しております。

今、中野議員ご指摘の伊賀駅の関係も、県との協議を強く私も要望しながら、解決に努めたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

ぜひ一度ですね。一緒にあそこに立って。もう本当複雑迷路のね。車の動きと人の動きというのが見えるかと思えますので。

じゃあ、最後3問目16分で終わらしていきたいと思います。

施政方針から、近隣市町を訪ね歩いたことを基に質問します、というふうな大きなテーマで、もうこれっていうのをですね、いっぱいこう質問内容というのがあられるわけですが。既にですね、何箇所かはですね、したんで。ここで私が言いたいのは、大きな目でっていうんですかね。大きな目で何か町政というふうなことを、何か町長にお聞きしたいんですね。今回の町長のっていうんです。施政方針なんかみんな

の評価もなかなかよくてっていうか。私一つ感じたのはですね、30年、今年ですね。平成が終わるから、平成の30年間を振り返られたんですよ。いろんなものがポンポンポンンてきているっていうかですね。そういうことがあって、ああ、そうか。この30年でも相当に変化したんだなど。箱田町長がね。吏員なられて、吏員というか役場職員になられて30歳のころ、30年後っていうのはですね、どういうことを思われてたんかな。どんなふうに変化するだろうかな。あるいは、それ答えなくてもいいです。あるいは、逆にですね、今60になられて、30年は経過報告されましたが、これからの30年後の、もう箱田町長個人のね、思いでいいですよ。この後の30年。次に来る時代っちゅうかですね。およそ30年ぐらいついてどんなふう、この粕屋町があつてほしいなあとかですね。

もう思いで結構ですので、何か思うところがありますか。これっていうのはですね、本当、30年前のことと未来に向かってっていうことはなかなかないしですね、ちょっとしたもう簡単な思いで結構でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

30年前はですね、今のようなIT技術を活用したような、町といいますか、国全体の動向は想像だにできなかったと思います。いろんな情報をほんとの場において、とり取り込めるし、知ることができます。ですから、私の想像をはるかに超えた時代の変化はあっておりますけども、ただ、交通の至便性といいますか、アクセスのよさ。これはですね、30年前には、今現在の予想をですね、やっぱりしながら、先代の、先人の方々が、本当に将来を考えながらされた。これは本当私自身もですね。本当に見習うべきことだろうと思います。

そういった意味では、今後30年後どうなってるかと。これ全くの私見でございますが、20年間ぐらいはですね、横ばい若しくはは微増ぐらいの人口増があるだろうと。それ以後、私も64ですので、もういないと思いますけども、やはり若い方が、高齢者、弱者を支えながらですね、成り立っている社会を目指すべきだろうと思っております。

確かに少子高齢化で、若い方が少なくなって、高齢者がどんどん増えます。しかし、高齢者も住みやすいし、若い方が高齢者に対するいたわりとか福祉全体を考えるような社会をつくらないといけない。粕屋町もほかの自治体に比べれば、まだ緩やかな傾向がございますけれども。

だからこそですね、じっくりと早めにそういった手当を計画しながら考えていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

30年後、その結果というのがですね、本当私たちもどう分からないけど、箱田町長が指し示された指針というのが、私たちの中でどう動いていくか。みんなで協力してというふうな思いでもってですね。何を言いたいかといったら、いろんな感っていうか、箱田町長もお分かりと思いますが、私が何でこんなふうにな、いろんな町を歩いたかというふうなことですな、いろんな町長さんあるいは副町長さんあるいは市長さんと出会って、いろんな話をして、それぞれにっていうんですが、個性であるとか特色であるとか。

例えば、三浦町長ですね。町長だけの話じゃなくてもいいんですが、庁舎に行ったら、2階に上がったら、全然きれいなんですね。きれいなんです。何でかって。机にパソコン、ポンポンと個人にね。一つつつゅうかボンと置いてあって、もう書類がないんです。ああ、すごいな。何かIT化されてるっていうかね。そういうふうな思いも持ったし、町長の話からいろんなPFI事業の考え方とかですね、いろんなことも聞きました。ほかいろいろこうあるんですが、時間がちょっと迫ったので、はしょってしまいますが、私が一番言いたいところをもう先に言っていきたいと思います。

例えばの話。福津市もですね、市長さん若くてですね。あそこうちって似てるかな、なんて思ったりしたんですね。何が似てるか。粕屋町の魅力っていうのは何かなというふうなことを考えたときにですね、粕屋町、駅が六つあってどうのこうの交通便利もあるんだけど、やっぱり、イオンの力ってすごいんだなと。ですね。やっぱりあそこに行って昼食べる。夜食べる。買い物できるとか、そうやって若い人たちはこの近くに家を建てたいなと。福津もやっぱりイオンモールができてですね、相当にあの辺ズラーと拡大していった。古賀と何かライバル的な感じであるけど、福津は今元気がいいというかですね。そういう世界になっている。市長の話聞いていたら、イオンモールを使っていろんなイベントをされてるんですね。例えば、消防団の出初式であるとかですね。まだまだ何かいろいろ言っていたんで、それだけなんか一番人が集まるところでやってあるんだと。

粕屋町、昔だったら商店街で何かそういうイベントがあるとかね、ありましたけど、投票であるとかですね。そういう話題も出ておりました。それから、交通安全とか飲酒運転とかですね。そういうことありますが、せっかくあるあんな大きなですね。場所人が集まって注目する場所。うまくこの町粕屋町ってどこにあるのって言ったら、福岡イオンモールの横よ、その中よとかいうことじゃなくてっていうん

です。

粕屋町もうまく含めるような施策をあそことタイアップしていけたらいいかなと思うんですが、そういうふうな方向性というのは何か持ってありますかということだけを。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

実は、もう既に協議を進めております。

住民の方々が、やはり、一番ふれあいバスもそうなんですが、イオンモールに行きたいという要望は非常に強うございます。ですから、確かに、粕屋町の商工会、商工振興のためにはですね、バランスよく発展を遂げなくちゃいけないんですが。

やはりニーズとしては、非常にイオンモールがイオンモール福岡と言うんですかね。が非常にその重要性を帯びております。あれだけの集客性があるって、ほかの自治体の方もおられるというのは、これはまた強みですね。宣伝もできるということで、イオンモールさんのほうも積極的に粕屋町に働きかけをしていただいております。ゼネラルマネージャーとも今、協議も数回行っております。

若干、施政方針でも述べましたが、選挙関係でもですね、使わせていただくような形で、粕屋の日ぐらいをですね、できるような、イオンモールでのイベント等もですね、考えていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

よかったです。そういうふうな動きでっていうかですね。そういうのも一つの活気かなというふうなことも思っております。じゃ、もうあと8分しかありませんので、最後こうまとめたいことというんですかね。

何かと言ったら、単純に言ったらですね。先ほど30年後とか言ったりしましたけど、80年後になってって言うんですかね、その建物に電飾でっていうかライトアップして残したいなあ。残され、ね。というふうな思いができるようなものを何か箱田町長に言うんですかね。ぜひね、つくってもらいたいと。箱物をつくれっていう単純なことじゃありません。

そういうふうな動きというのは何かという、例えば今ですね、大牟田の市庁舎っていうのがですね、そういうことでもめております。もめております。私の関係する人が結構それに加わっていて、私もアイデアをというふうなことを言われたりしたんですが。

確かに大牟田市っていうのはね。ある時はすごい栄華をですね。あって、火災で焼けた後にあんなすてきな格好いい市庁舎なんですよね。それをやっぱり今後80年も持つてる。80年も持つてるっていうのは何なのかと。しっかりつくったということと、もう一つ言ったら、やっぱりそれをつくるためにしっかりと調査段階、研究段階あるいは図面段階ですね、つくってると思うんですね。考えて何十年も持たせるようにというね。そういうことをやってもらいたいなど。

お隣の志免は6億円ぐらいかけてですね。堅坑というものをですね。あれもライトアップする建物なんですけどね。残しているっていうね。そういうふうなことはありますよね。今から50年後80年後というのはどうなるとね。先ほどの30年でもですね。どうのこうのなんだけど、私が言いたいのは何かと言ったら、頭の中でいっぱい知恵を出して考えてやっていくことというのは、幾らでもできるんだ。それをつくっていったらそれすごいものができるんじゃないか。で、何をそれかっていったら、保育所の件なんです。保育所の件はほとんどこれにね、出てきません。建設どうのこうのがですね。前のいろんな話だったわけですが。保育所を早くつくれどこのとかですね、安全でとかいうふうなことありましたが、そういうふうな保育所に向けて、逆に言うたら、余裕あるかどうか分かりませんが、ゆっくり今考えられてるじゃないですか、ゆっくりって言ったら言葉おかしいけど、着実にですね、そういうときにいっぱいアイデアを集めてもらいたいんですよ。それをするのは誰か。箱田町長、ね。町民に信頼って書いてありました。町民に信頼というのは町民の声も聞く。で、この町営かというふうなことに對して何千も九千人もの方々が署名いただいて、その人たちはそういうことに對して、意見も言いたいし、こうしたらいいやないかという思いも持つてるから、ぜひそんな人たちを集めてこんなふうな保育園にしたらいんじゃない。安全も考えてとか。使った後は今度老人も入れてとか地域の安全とかそんなことを考えてある人たちですから、みんな結集してアイデアをそこにため込んでそういう建物一つでもいい。二つでもいい。ですね、無理なくて、いいデザインでというか、いいデザインでやってほしいと思うんですよ。金かけろということやないんです。

いろんな町見て、いろんなことを思ったんですが、もう一つ、訳あって倉吉、鳥取県の倉吉市っていうところに行ったんです。教え子の引っ越しのお手伝いで行って、暇だったもんで、倉吉市の庁舎を回って、私も建築畑の人間だったんで、よし倉吉市庁舎は丹下健三がつくってる。丹下健三というのは、有名な建築家ですね。その教え子、磯崎新が今日ですね。何とか賞というのをとった。建築会のノーベル賞とったっちゃうことで、朝、報道あってたと思いますが、その丹下健三が市庁舎をつくってるんですよ。それいいんだけど、格好は、失礼なんですけど、やっぱり

耐震構造になって、こんなばってんが入ったりしてですねと思ったんですが、その近くにですね、坂本鹿名夫という人物がつくったですね、円形教室があったんです、もうこれは私、視察がどうのこうのと言いますが、行って見て初めてそんなことがあってよかったなあと思ってんですよ。各個人の視察ですよ、円形教室というのを初めて見ました。こんなアイデアもあるんだなど。丹下健三と坂本鹿名夫は同時代の人です。お互い交流もある人です。坂本鹿名夫という人は、日本全国、北海道からずっと九州はひとつぐらいなんですけど、円形教室をいっぱいつくってるんですよ。一つのデザインパターンになってですね。で行ってからも感動したんです私。今は円形劇場ということで、こんなすてきな建物を残さなきゃいけないっていうまちおこしでね。中心地をね、守ろうっちゅうことでお金もいっぱい集まって、残してるんですね。円形教室明倫小学校という形で何十年、1950年ぐらいから20年、30年ぐらいその校舎は使われてたんで、何がいいか。

私が言いたいことは単純です。発想の転換なんですね。感性を豊かにどんなところでつけれるかと。やっぱり四角四面の教室で私も小学校から中学校、ずっと高専まで勉強してきました。だけど私憧れました別な空間で勉強したいな、この議場に入ってもううれしいな。こんな階段状の教室でね。教室じゃありません。すみません。議場でやれるとかですね、空間が違うと。大学に行って円形教室はないかな。階段教室はないかな。もうそれが憧れだったんですね。そんなところで考えることというのは絶対違う発想になれるんじゃないか。子どもの世界が、ずーっと例えば四角四面で、ずーっと大人まで行って、発想というのはこんな形になってしまう。それよりもっていうんですか。ちょっとした円形教室があるという私は思いを持っただけでいるんなことできた。真ん中にらせん階段があるんですよ。すてきでしょう。シューッと上がっていくんですよ。1組、2組、3組、4組、ズラッとあるんです。廊下がほとんど要らないんですよ。教室に入ったらこうなっていうんですか、パイナップルの輪切りじゃないけどこうなると、真ん中に黒板があって、もういいんですよ。その四角じゃないっていうところがですね。外にはベランダがあって出ていけると。こんなのがあったらいいなと思って、こんなのもまだ全国にないかなと思ったら、ほとんどもうなくなって、もうそれだけしかないんですね。だけど浜田というところに帰る途中にですね、浜田市っていうところに別の円形教室があるんで、ようし、これ行こうと思って、私も議員という立場でもありますが、ときは労働者でトラックでですね、作業着を着てただけど、校長先生にお願いして、写真だけ撮らせてくださいって言って、中ちょっとだけ入って見たんです。ああ、こんな教室で、こんな円形の教室で授業を受けたりしたらまた発想変わるんだろうなって、私は思うんですよ。だから単純な、そういうふうな四角だけじゃなくて、前

もちょっと言いました中央保育所なんかはね、五角形の遊技場みたいな感じがあるとかね。そういうふうなやっぱ空間構成というのは大切な。いろんな町見てみて、この町の敷地の庁舎のね。形はすてきだな。けどもう一つモチーフとかそんなものが一緒だったらね。もっとすてきになるのにな。いろんな町見てね。思ったりしたわけですよ。だからぜひそういうふうな発想の下についていうんですか、じっくり知恵を出すっていうのはもう、ただでできるといった失礼なんだけど、町民の方を集めてね。町カフェでもいいし、いろんな形でデータをとるといのは、思いをとるといのは案外安上がりでしょう。

何百万もかけないでできるんじゃないですか。そういうことをぜひやってもらいたいと思うんですが、私の話今、ばーっとしゃべりましたが、そういうところ最後締めていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

締めるには非常に膨大なアイデアを今、言われましたので。

ですが、住民のですね、声。本当に今、粕屋町にお住まいになって、シビックプラウドも私言いますが、町のふるさとの郷土愛の醸成のためにはですね、やはり参画してもらうことが一番大事なんですね。私は副町長時代にも、町カフェそしてシンポジウムも行いましたけれども、これはぜひ私の今回の任期中にはですね、実現したいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

終わりの言葉を。中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

終わります。ありがとうございます。

（6番 中野敏郎君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。再開を45分からといたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号14番、本田芳枝議員。

（14番 本田芳枝君 登壇）

◎14番（本田芳枝君）

本田芳枝でございます。通告書に従って、今から一般質問をさせていただきます。2問、今回は用意しております。

最初に、障がい児保育・教育についてというところから始めたいと思います。

粕屋町ではちょうど1年前の平成30年3月、第5期粕屋町障がい者計画、第5期粕屋町障がい福祉計画、そして、第1期粕屋町障がい児福祉計画が発表されました。本日は、その中の初めて作成された第1期障がい児福祉計画の、1年経ったその進捗状況をお尋ねいたします。

この計画の実施期間は、平成30年から32年の3年間となっています。策定されて1年が過ぎ、31年度はちょうど中間年でございます。その計画の施策の方針としては、適切な療育と教育の場や機会を充実させ、また学校教育施設のバリアフリーを進めることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される地域共生社会の実現を目指しています。これが、その計画書でございます。この最後のほうに第1期のことが、これが初めて障がい児福祉計画となります。

この計画ではですね、粕屋町では、乳幼児から学校卒業までの相談体制の充実を図ります。2番、療育の場や発達支援の機会の充実を図ります。3番、合理的な配慮による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。4、学校教育施設などのバリアフリーを進めますということが挙げておられて、今回の質問では、以上のような観点から通告書にあるとおり、5つの質問事項を用意しました。

その前に、粕屋町における支援を必要としている子どもの数を把握しておきたいと思います。未就学児の段階では明確な基準がありませんし、保護者の思いも様々ですので、ここでは昨年決算報告で示された数字をお願いしたいと思います。

各小・中学校の特別支援学級は何級であるか。それに在籍している子どもの数は何人ですか。

まず、そのお答えをお願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

はい、今本田議員のほうからご質問があった件ですけれども、平成30年度、5月1日の件でございますでしょうか。小・中学校でございますけれども、小学校でございます。こちらにつきましては、クラス数がですね、知的、情緒、肢体不自由、それから視覚とございまして、99名のおよそ100名の支援を要するお子さんがおられまして。クラス等につきましてはですね、47クラス。合計ですね。

それから、中学校におきましては、合計で2学校ございますので、36名。クラス

につきましては、13クラス。支援を必要なお子さんに対してですね、いろいろな教育課程の中で、行ってやっております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

確認いたしますが、小学校は99名ですか。ちょっと違うような気がするんですけど、ごめん。私がきちんとこういう質問しますって言っとけばよかったんですが、それくらいはという気持ちもありまして、一応、皆さんに共有していただくために数の報告をちょっと出していただくと思ったんですけど、ちょっと違うような気がするんですが、ちょっと後で、また確認をいたしますね。後っていうか、この質問の最後のほうに。だから、ちょっとよろしくお願いします。1学校でも100人近い数がおられるので、先ほどの数はちょっと、ごめんなさい違うと思います。皆さんと共有するためにね、まずどのくらいの学級数と人数があるのかっていうのを、一応皆さんに分かっていただいた上で、粕屋町の取組みをですね、していただくと思って今質問いたしました。

それでは質問に入ります。1からね、5までございます。それで1から3はちょっと、小学校と乳幼児の未就学児の件に関するんですけど、1、2がですね、子ども未来課担当だと思います。そして、3プラスの4が、教育委員会。そして、5はですね、この計画書にありますので、介護福祉課の担当かなというふうに思っていますが。それぞれ担当の方とそれから教育長、それから町長にもちょっとお尋ねしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

今回はですね、この計画が初めての1期ということで、1年間終わったということなので、その進捗状況を話していただいた上で、今後、今度31年度にどうするのか。そして32年度はどうやって締めくくるとかということを中心にね、皆さんと一緒に検討していくっていうふうな形で進めたいと思います。

それでは1問目からいきます。

障がいを持った子どもの認可保育園への入園について、これお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

障がいを持った子どもの認可保育園の入園についてっていうご質問でございます。保育所に入所を希望される全ての方と同様に、まず、ご家庭での保育が困難な場合に、利用申込をしていただくことができます。その後、申込内容を確認させていただき、保育の必要性が認定された場合には、ご希望される園をご紹介します。

だくというふうになります。その園の申込みが多い場合は、利用調整ということでですね、させていただき、保育の必要性が高い方から内定ということになってきます。よって、利用内定っていうことですね、された児童様が障がいをお持ちであった場合はですね、保護者の方とご相談をさせていただいて、保育の内容等ですね、決定させていただくような仕組みになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それで終わりですか。実は、昨年あるいは一昨年、それで今年度の流れの中で大きく行政が変わってくれたなというところがありましたので、その話が出るかなと思ったら出なかった。昨年、一昨年ですね、保育園の建替えのときに、民営化のときに問題になったのは、障がいを持った子どもさんがですね、私立の保育園を何か断られたっていう方が何人かいらして、そのことが非常にクローズアップされました。それで県ですね、ホームページを見ますと、障がい児の受入れは公立の保育所だけというふうな形にうちの町はなっていたんですね。本当は違うところもあるんですけど。

その中で、すべての認可保育園に障がいのある子どもさんも入れるようにしてほしいということで、町民の皆さんと一緒に、議会も頑張った結果ですね、今年ちょっとおっしゃるかなと思うんですけど、平成31年度ですね、糟屋郡粕屋町認可保育所施設利用申込案内の中の、障がいを持った子どもさんに対する欄がきちんとございまして、それで公立の保育所はですね、障がい児保育を実施している。それが中程度まで、で、要相談。で、私立の保育所は軽程度までで要相談という形できちんとですね、この申込利用案内の中に書いてくださった。それから私立の保育園がですね、受け入れたいけれども、職員体制がままならないということで、去年ですね、2か月ほど早く申込み受入れをされて、その結果で私立の保育園がですね、どの程度人数が職員体制が必要かということを考える時間をいただくということで、今年、そういう流れができたと思います。そのことは、やっぱりここ2、3年の間のね、大きな動きだと思うので、そのことを言うてくださるかなと、何かおっしゃりたいそうで。

じゃあ、どうぞ、いいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

申し訳ございません。ちょっと追加ですね、言わせていただきたいと思います。

今、議員さんからですね、言われたとおり、障がい児のもちろんお子様をですね、受け入れるっていうところですね、私立が受け入れられないというわけではございませんでした。確かに受入れの受け間ですね、ちょっと。昨年まではちょっと遅かったっていうのがございますので、議員が言われましたとおり、31年度申し込みといたしまして30年の10月22日からですね、30年の11月5日までということで、ちょっと申込期間をですね、早めまして、それによりまして障がいをお持ちのお子様をですね、置く私立の保育園でもですね、受け入れられるように、やったところもございます。

それと、保育士さんのですね、支援児さんに対する加算というところですね、平成29年まではですね、お一人の方に対して7万4,000円というところまでしておりましたけども、30年度からはですね、14万8,000円ということで、そのあたりもですね、ちょっと手厚くさせていただいたというところで、保育士さんの確保もだいぶできてきたのではなかろうかなというふうには思いますので。今のところ私立に入れないとかそういう言葉はちょっとこちらのほうには承っておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

これは一つの成果だと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それで2番目に行きます。乳幼児保育現場における療育の研修はということなんですけど、療育をする側の、ごめん、ちょっと言葉が足りなかったんですけど、職員の研修のことについてお尋ねしたいんですが、どのような形でそれが確保されているのか。例えば公立の保育所で中程度まで受け入れますよっていうことは、それなりに職員がきちんとそのことに対して対応できるという、相談も受け入れられるというある程度ね、そういう体制ができてないとだめなんだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

療育の研修ということでございます。

一応ですね、保育園につきましては、専門の方をですね講師として呼びいたしましてですね、療育の関係でですね、研修等を行わさせていただいて、職員のスキルアップ等を行っているところでございます。

また、児童に対するですね、保育士の研修を実施しているとともに、個別でもですね、そのお子様の相談というところですね、発達に合わせてよりよい保育がで

きるように個別での相談ということでもやっておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それでは時間が過ぎていきますので、続けて申し上げます。ちょっとそこでも後でまた振り返ってお話問い合わせをしたいと思います。

次ですね。幼稚園・保育園と小学校の申し送り連携などはどうでしょうか。結局、学校支援委員会というところで、それぞれ支援を要するお子さんがその委員会の中で小学校にどのような体制でいくかということの判定って言ったら言葉が変ですけど、そういう形でそこを皆さんで協議される場があると思うんですけども。未就学児で結構支援を要するお子さんがいらっしゃるんですね。その方たちが小学校に上がった後の連携っていうのはどういうふうにとらえられるのか。

その辺をちょっとここは教育長にお尋ねしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

教育支援委員会、こちらのほうではですね、年間6回ほど行っております。その中で、専門家あるいは各幼稚園からですね、保育園。それから支援のお子さんの必要な方の情報をですね、その場で見ていただく個表あたりもご覧いただきながら、それから特にこういうところは非常に重要だということではですね、実際に保育園の先生方から、生の声でですね、ご説明していただいて、そのお子さんに必要に合った、就学先をその場でですね、判定をいただいて、その後、実際にはその就学先に進むわけですけども、その後は各校、個々ですね、また、幼稚園、それから保育園、それから小学校の先生方集まってですね、定期的に会合も開きながら、その情報交換その場の後のですね、情報交換もしております。

ちょっと振り返りますと、就学前につきましては、健診を行っております。この就学前の健診のときにもですね、お子さんと、それと保護者の方と面談を実際に行っております。各子どもの個表をもとに、先生方が直接子どもさんの状況をですね、保護者から聞いて、それを個表の中で確認しながらですね、就学先につなげていっているような状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ここに平成29年度の粕屋町教育委員会の点検及び評価報告書というのがございま

すが、その中にですね、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成しているというふうなことが書いてありますけれども。先生方はやっぱり未就学児から小学校に入って、それから小学校でも毎年あるいは違うかもしれないけど先生方が変わられるということで、やっぱりつないでいく。引き継ぎあるいは連携というのはとても大切だろうと思うし、発達の支援を要するお子さんの発達段階というのは本当に個別で、そのときの状況じゃないと分からないっていうところがあるので、そういう計画あるいはその経過を報告書、紙ベースであるということがとても大事で、粕屋町はそれをしているというふうに書いてございますが、その辺はどうか、教育長。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

小学校、中学校におきましてはですね、個別の支援計画指導計画については、これはもう県のほうも厳しくこれ要求しておりますので、粕屋町は対象児童・生徒については、全員分ございます。そして、次の学年に申し送るとき、若しくは小学校から中学校に申し送るとき、これ支援ノートと言いますが、そういった形でですね、これは過去のこういった指導してこういう成果があった。今こういう課題がありますよっていうことは常に次の学年、次の学年へって申し送るようになっております。

また最近では、高校のほうにもこれ送るようになりましたので、中学校の教員も、中学3年生で留めるのではなくて、高校のほうにも送るような状態になっておりますので、継続して、つなぎながら子どもの見守りをしていくというところはあるかと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

小・中学校、高校はそうだろうなと思っておりました。ところが、私が一番問題にしたいのは、未就学児の段階、その状況、それから健診。

うちの健康づくり課では、検診で気になるお子さんがあったら、早い時点からですね、そのお子さんの様子を見守っておられます。そういうところからさかのぼってその計画があるのか。その辺の中で、保育士あるいは幼稚園の職員は非常にキーパーソンでとても重要になると思いますが、そこまで考えたやり方なのかっていうところをちょっとお尋ねしたいんですが。

教育長、ほかにどなたに聞いたらいいか分からないので、どなたか答えられる方いらっしゃいますか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

小学校に上がる前にはですね、就学前健診という形で秋口にですね、今はもう幼稚園ごとじゃないんですけど、こども館のほうでやっております。そこには、小学校の先生方も来ていただいて、また健康づくり課のほうも来ていただいてですね。そして、こどもたち、入学する子どもたちに面接をしながらということで、ある一人一人の様子を見ております。

また通ってないところ、幼稚園・保育園それから認定こども園に通ってないところもそこで来られますので、一応そこでの面談はできるんですが。あとそういった教育課のほうに在籍している子どもたちについてはですね、事前に先生がたが先ほどの課長が申しあげましたように教育支援員会っていうところで、この子は普通学級で大丈夫なのかというところをやっぱり検査をしながら、また様相観察をしながらですね、そういったデータで情報を集めて、よりいい効果がある教育活動の場はどの場かで、ここを進学先を選ぶという言い方じゃないんですけどね、もう今は。そういったところで進めているわけですが、その資料が小学校のほうに上がりますのでね。私は、ある程度のつながりができてるかと思います。

また、その会議については、幼稚園・保育園の先生方も来られますし、小学校の担当の先生方も来られますので、引き継ぎはその委員会の中に出ると、ある程度のごことは分かってきます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それでは次にいきたいと思います。4番ですね。基本目標の具体的な施策「共に育つ場と学校教育の充実」のそれぞれの進捗状況について。

ここで黒丸で三つ書いております。個別に聞くのはちょっと大変っていうか、お答えになるほうも大変かなと思いますので、まとめて三つをですね、その進捗状況をお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

本田議員の質問にお答えさせていただきます。

少し全体的な話になりますので、申し訳ございません。特別支援学級在籍の児

童・生徒につきましてはですね、各小学校におきまして、交流及び共同学習、また様々な学校の行事等でですね、通常学級の子どもたちと関わる学習を積極的に取り組んでおります。その際、弾力的な時間割をですね、活用しながら、そのこどもたちの得意なこと、あるいは苦手なことを十分に考慮して、通常学級の子どもたちと関わるができる時間を多く設定するようにしているところでございます。

今年度、粕屋東中学校におきまして、文部科学省指定の「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究」というのをですね、指定に受けまして、来年度もその事業をですね、2か年でございますので、引き続き行っていく予定でございます。この研究の中では、九州大学の教授の先生、あるいは県の指導主事。それから県立特別支援学校のもですね、先生からのご助言をいただきながら、粕屋東中学校だけでなくですね、粕屋町全体にこの内容を幅広くですね、今後伝えていくような組織づくりをしております。具体的には、学校の研究内容ですね、学校の組織づくり、授業づくり。幼保小中連携を視点にしながらですね、研究を行っているところでございます。

授業づくりにおいては、どの子ども楽しく分かる授業を目指しまして、板書の色や、教師の指示方法などを工夫しているところでございます。

また、本年度は新たに、特別支援教育コーディネーターの連絡協議会を2回実施しております。特別支援教育における中・小連携のあり方や今後の特別支援教育のあり方等について、協議することができたと感じているところでございます。コーディネーター会議はですね、来年度も引き続き行うようにしております。

更に小・中学校における特別支援教育の研修会、現在も行っておりますけれども、その研修会や相談等で町雇用のしておりますスクールソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラーをですね、活用しまして、特別支援教育の充実を今後も図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

はい、分かりました。次、続いて5番。障がい児支援の提供体制の整備などで、「粕屋町では平成32年度末までに、広域で障がいのある重層的な地域支援体制の構築を目指すために、中核的な役割を担う児童発達支援センターを少なくとも一つ設置することを目標とし、検討していきます」と、これに書いてございます。

その内容について、今どういう状況なのか教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

まず、児童発達支援センター。この内容についてですが、三つの機能を備えたというのがこの児童発達支援センターになります。

一つ目の機能といたしましては、児童発達支援事業、いわゆるですね、身近な地域における通所による日常生活に必要な動作や知識の指導、適用訓練を行う施設というのが一つです。

もう一つがですね、障がい児の相談支援事業。障害児支援利用計画案、こちらを作成しまして、サービス事業所との連絡調整利用状況の検証等を行う。

三つ目の機能といたしましては、保育所等訪問支援事業。専門知識を有するスタッフがですね、保育所等を訪問し、集団生活適用のための訓練の実施や支援方法の指導を行うと。この三つの機能を同時に兼ね備えた施設というのが、児童発達支援センターというふうになります。

残念ながら、粕屋町におきましては、このセンター自体は、今現在ございません。しかしですね、今言いました三つの機能のうちですね、児童発達支援事業や、障害児相談支援事業を実施している施設はあります。

それとですね、近隣におきましてはですね、篠栗町、志免町、新宮町のほうにはですね、このセンターの機能を持った施設が存在しております。現在におきましてはですね、これらは近隣の施設、それと町内にあります施設、こちらの調整を図りながら利用をされているというのが現状でございます。

これまで取組みといたしましてはですね、こういった施設の設置、の協議がある際にですね、町としてですね、センターの設置の必要性があるというようなことでですね、検討いただくような相談をするというところまでしか至っておりません。民間事業者の動きとなってきますので、町といたしましてはですね、町の計画の意向等ですね、事業者の方にお伝えしてですね、協力をお願いするということで現在進めてきておるところまでです。

今後ともですね、計画の実現に向けてですね、事業者に対しまして、中央の意向ですね、伝えるというようなことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

なぜ進まないんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

今、言いましたように、事業者等とのですね調整が必要かと思っております。

単にですね、町がですね、計画の中で臨んではおりますが、具体的にですね、そういう運営上の取り組みというようなことはですね、町が直接的に行うものとはなっておりませんので、その調整の中でですね、今後も取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

捉え方がですね、事業者中心の捉え方ですよ、今のお話を伺いますと。でも、本来の目的はですね、未就学児のお子さんですね、障がいのある方に対する相談あるいは研修、そのことがとても大事だろうと思うし、粕屋町は今こそそれがですね、必要とされている。そういう状況ではないかと思っています。後で言ってもらいますが、特別支援教育に、特別支援学校に在籍している子どもの数は、糟屋郡は特に、福岡県全体で多く、その中で粕屋町がとても多いと。それはですね、比率的には子どもの数が多ければ、支援を要する子どもの数も多いというのが、一般的な考え方なので、どうしてかということではなくて、それを粕屋町が丁寧に救い上げているというその結果、ほかの自治体はそれをちょっと省いているのかなという感じもなきにしもあらずですが。だから、そういう流れの中で粕屋町はですね、今まで本当にそういうことに力を入れていただいて、先ほどの小学校、中学校、高校までの流れはですね、県の特別支援学校の流れがあったり、いろいろあると思うんですけど、私は今ですね、この町に必要なのは、幼稚園、保育所、それから0歳から3歳までの子どもたちに対する特別に支援を要する子どもたちへの対応。ユニセフでも今問題にしていますが、特に0歳から3歳までの子どもたちの発達の段階を見極め、適切に処理をすることが経済的には非常に大きな貢献を地域全体にもたらすというそういう観点からですね、本当に0歳から未就学児の対策っていう、とても大切に、私はそんなことをずっと言い続けてきてはいるんですけども。

今のお話の内容では、小・中・高の流れの中ではある程度それが可能になっている。ところがですね、未就学児の段階ではそれがちょっとはっきりしない。担当が子ども未来課という、いろんなことをしないといけないところだからそうなのか、その辺が分からないんですけども。本当に粕屋町の子どもたちの将来を担うためにはですね、言っております障がい児支援の提供体制を充実させるということが粕屋町にプラスになると。もう小学校、中学校、高校では遅いこともあるんですけども。早め

に親御さんに向き合って、療育の専門的な考えをお持ちの方が、あるいは保育士さんがそのことに向き合うということが子育てに非常に多大な影響を与えると私は思っているんですけど、その辺は箱田町長どうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常に重要なことだと思っております。

今現在ではですね、担当課長言うように、児童発達支援事業、そして障がい児相談支援事業しかありませんけども、この三つをあわせたところのですね、取組みを積極的に行ってまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それで私が注目したいのは、このですね、利用案内の中に中程度という言葉を書いてあるんですね。一般的ではない。その障がい児を受け入れますよじゃなくて、軽度それから中程度と分けてあるということが非常に新しい視点だなと思えました。本当に、それだけでは分けられないんですよ。重い方もあるし、軽い方もあるし、外から見ると軽そうだけれども、実質は非常に重い。そういうものを内在して、小学校、中学校に行かれる。そういうお子さんが多々いらっしゃいます。だから、粕屋町はですね、もうこれを一步進んだ形で障がい児、障がいを持ったお子さんを支援するあるいはグレーゾーンと言われる親子を支援する。で、重くなくてもですね、本当にそういうところで子育てに困っておられる方が多いんですね。だからそういう支援センターがあれば、そこで専門的な知識を得られるその職員。それから、保護者、町全体がですね、支援を要するお子さん、あるいは大人に対する非常に地域社会の共生社会という形で、その方向に進んでいくんじゃないかと。

先ほど中野議員がおっしゃってましたけど、30年後はどうですかとおっしゃいましたが、私は、粕屋町はですね、10年後には必ず地域共生社会を実現できる、そういう自治体だと思ってるし、そのために力を尽くしたいなというふうに思っていますので、ぜひこのですね、障がい児支援センターの設立。それから粕屋町議会では、平成28年度の12月議会で特別支援学校の設置をですね、する決議案を出しています。ところが残念なことにこの間、県のですね、説明会にちょっと行ってまいりましたが、もう既に3校はもう決まっているという状況なんですね。それがどういうふうな形になるのか分かりませんが、私はこの糟屋郡の6町を中心としたところですね、1校あったらどんなにいいだろうかというふうに思っています。そういう専

門的な学校があることによって粕屋町も共にその地域社会の共生社会を実現できる可能性が広がるわけですから、その辺も今後ですね、事あるごとに町長ともお話ししたいし、議会もそういう決議案を出しているの、今後もよろしくお話ししたいと思っています。

では次にいきます。そっか、さっきのことね。はい、すみません。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

先ほどの数字を訂正させていただきます。小学校の合計でございますけれども、クラスは47クラスでございます。それから人数でございますが288名。中学校につきましては、13クラスはそのとおりでございます、人数は66名。これ、5月1日現在の数字でございます。

訂正させていただきます。申し訳ございません。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ありがとうございます。年々その増え方がすごいんですね、それは教育長がよく御存じで、本当にハード面でも、ソフト面でもその体制をですね、構築していくのは大変だろうかと思いますが、今後ともよろしくお話しします。

では次の質問に行きます。給食センター建設事業における事務手続についてということでお話し申し上げます。よろしいですか。

給食センター建設において平成27年12月に町は工事の一旦中止を申し入れました。それに対して、株式会社学校給食センターより遅延損害金の請求がありました。町は平成28年11月25日付で暫定合意書を結び、その後平成30年3月7日に合意書を交わしております。現在、町は必要のないものを支払ったとして住民訴訟が一次として廃棄物処理の問題。二次として遅延損害金の問題が裁判で係争中でございます。裁判の傍聴に行って、様々なやりとりを見聞きする中で、改めて気がついたことがあります。建設事業契約の事務手続についてその問題点を聞きたいと思います。

またPFI事業では、国の方針として民間の活力を生かすという性質上、全過程を通して透明性が確保されることとしていることから、事業に関するものは全て公開が原則。粕屋町では、すべてをホームページにアップする方針をとっていると、PFI事業の説明のたびに担当者から聞いていました。ところが見直してみますと、見当たらないものもあります。

それです、1と2と書いてございますが、進行上、2のほうのホームページに

アップするその基本方針。給食センター建設に関してですね、どういうふうな方針をとってるのか、それをちょっとお答え願いたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

P F I 法によってですね公開するべきものというものはすべてホームページのほうには掲載をしております。今、議員がおっしゃってるのは、それ以外の部分をおっしゃってるんだらうと思いますので、これは給食センター所長から回答申し上げたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

それでは本田議員のご質問にお答えいたします。

廃棄物問題で平成27年12月3日から12月25日まで一時中断したことにより、増加費用等S P Cから請求されたことに対し、顧問弁護士を介して長期にわたる交渉の結果、議案第77号、遅延損害金等の額の暫定合意については...

◎議長（山脇秀隆君）

いや、2番。

◎給食センター所長（吉村健二君）

ホームページ、町の方針であります、P F I 法に基づく直接事業に関する事項、例えば、実施方針の策定の見直しの公表。特定事業の選定結果の内容、事業契約内容は公表しなければならないものとして、粕屋町のホームページには掲載していません。現在、それ以外のP F I 事業関連をはじめ、給食センターに関する情報をかなりの量アップし、透明性は十分確保していると思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

教育長から、学校給食センターの所長へのバトンタッチされましたけど、教育長がですね、全部しているはずだ、というふうに思っておっしゃいましたが、見られましたか。それを見ております。そこを聞きたい。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

議員が12月議会でしたか、モニタリングとも聞かれましたね。すべて私毎回見て

おります。でまた、上げる場合は私のほうにまず原稿も回ってくる分もございまして、すべて目は通しております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

最近のはあるんです。ところがですね、契約書がない。分かります。契約書がないんですよ。それから、要求水準書ですね、順番があるんですけども、欠けている部分があるんです。要求水準書の参考資料で1から10まであるんですけど、閲覧に供するということで載ってないのか、それから地質データのことも載ってないんですよ。これはね、PFI事業において必ず必要だと思いますよ。その必要なものを載せているとおっしゃいましたが、その辺の感覚はどうなのかなと今お話を聞いて思うので、それに対してお答え願えますか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

PFI法で公表しなければならないもので、実施方針、これも公表しております。要求水準書案、これも公表しております。あと特定事業選定、これも公表しております。あと入札告示、これも公表してあります。あと事業契約の締結、これも公表しております。

今までの5つがホームページ上でPFIで公表しなければならないものとなっております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

事業契約の締結は公表しているとおっしゃいましたが、そうですか。だから、その契約内容も言わないといけないでしょう。書かないと、しないといけないですよ。だけど、ここにあるのは案なんです。金額が書いてない。期日も書いてない。その契約案、それから概要がありますが、概要は簡単に書いただけ。

しかもですね、28年の契約が交わされたのは27年の1月の21日ですが、なぜか28年の11月20日に、因清範じゃなくて、因辰美町長が締結しているような形で書いてございます。それは概要のところですよ。今、問題になっているのは、この契約書の問題なんです。その問題がですね、明らかにされないままことが進んで、議員はそのこと分かりません。一応そういう話でどこで見ればいいたろう、聞けばいいたろうということで右往左往してるところがありますが、本来ならば、契約書とP

F I のこの事業の中にその契約書の内容があつてしかるべきです。

それは、教育長どう思われますか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今回の一般質問の中でですね、所長も言っておったかと思いますが、契約書については、粕屋町はSPCと契約をするんであつて、各業者と契約はそれぞれSPCのほうが各工事業者等々と契約をするようになっておりますので、この契約書うんぬんということについてはですね、今混同されてるような気がいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

何が混同なのか分からないんですが。契約書、物事を考えるときは契約書が必要だと思います。それで、私はほかのPFI事業の契約書は見ていないので、うちの町がどうなのか分かりませんが、条例の30条のところに事前調査というところで、細かいことが書いてあります。規定されています。ところが、その話を聞いたことが今までない。ということが判明していて、これは一体どういうことかなということで、私はホームページの内容をずっと点検していきました。そしたら、条例締結案というか契約書案はあるんですが、契約書の実際に締結された後の契約書はない。ね、教育長。ないんです。概要はあるんですけど、実際にした人が、それに対応した人の名前、町長が違う。その辺がね、非常に不透明です。その辺はどうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

契約書案があるということは、契約書があるということですよ。

◎14番（本田芳枝君）

そうです。わざわざ契約書案は載せて、実際のあれは載せてない。

◎議長（山脇秀隆君）

その辺の答弁をお願いします。吉村給食センター所長。

◎14番（本田芳枝君）

（許可のない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

全体の、特にですね、教育長は、この間のお答えされました。

建設に関しては違ふと。運営に関しては教育委員会だけというふうにおっしゃ

いましたが、PFI事業で、私どもがするためにはですね、建設も運営もずっと一連の流れの中でね。そして、学校給食がどうあるべきか。だから、モニタリングのこともですね、あれは担当されてますでしょう。敷地のことも担当されてます。そういった流れの中で、特に、給食センターの所長がですね、最近なられたばかりで、その辺のいきさつがどの程度お分かりになってるのか私分らないので、あえて教育長にお尋ねしたい。

教育長、御存じのはずですよ。だから教育長にお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ホームページのですね、私は全部の項目を開いては見ておりますけど、議題っていうか表題はすべて頭の中入っておりませんでしたので、今私がいただいたのが、ホームページの画面上のコピーを今いただいたんですが、その中にですね、粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業にかかわる事業契約の締結についてということで、平成27年11月の20日。PDF形式で、これはアップをされております。今の議員がおっしゃってる（案）というのは私のほうもこれ紙媒体で持っておりますが、これは平成26年の7月の25日の修正案。この後できた分がアップされているかと思いますので、私もこれは後ほど確認はしたいと思いますが、議員のほうも確認をお願いします。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それはどこにありますか、私は一応全部確認したんですけど、場所を教えてください。ここにね4ページあるんですよ。ホームページに上げてある項目が、ね。私が見たときはそれがなくて、その事業契約の内容が。ずっと探しました。それでこの案を出して、特にですね、契約書がない。それから契約書を基本に話をしないということはですね、問題ではないかということで今お話をしています。

◎議長（山脇秀隆君）

その場所を教えてください、西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

粕屋町ホームページの中の学校給食共同調理場整備運営事業の5分の3ページ。今4ページっておっしゃいましたが、5ページあるかと思えます。そのうちの3ページ目の1番下のほうにありますので、ご確認ください。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

行き違いっていうのもありますから、またそれは確認させていただきます。ただですね、この実施方針の参加者の参加申込書があったり、もうちょっと整理してほしいと。それから支出調査の件に関して、ない。結局、今一番問題になって、私どもの町がですね、廃棄物処理で払っているのは、地質調査から起因しているんですね。そこに鉛があったところから問題は発生しているんです。そのことに対して契約更新もありましたよね。だから、その辺もきちんとですね、載せないと、非常にそれは不備ではないかというふうに思いますので、検討してもらいたいと思います。

一応PFIにおけるホームページのアップで必要なものは全部載せていると。必要でないものもありますが、その辺の整理をですね、私ももう一遍見直して検討いたしますが。ただ契約書の内容は、はっきりあるということが今おっしゃいましたね。そしたら、その条例の30条を御存じでしょうか。当然、御存じですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

それを求めますか、本田議員。求めます、今の。

◎14番（本田芳枝君）

はい求めます。そうです。求めます。何でも求めます。

◎教育長（西村久朝君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

本田議員、申し訳ございません。ちょっと教えていただければ助かります。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ごめんなさい。30条じゃなくて31条でした。事前調査。ここは大事なんです。それは、このことを話していると時間が過ぎてしまいますから、今度、特別委員会がごぞいますね。そのときに、教育長のほうからお話をさせていただきたいと思います。この契約ではですね、事前調査がとても大事なんです。これは県の資料です。粕屋町の現況、それから、回数4回ぐらいに分けて、汚染、ちよつとごめんなさい、何て言ったらいいのか。土壌汚染対策法、それから廃棄物処理について様々な内容を提出しないといけないところがあります。それでうちの町はですね、全体のその土地に対して4回ほど分けて、その資料出しているんですね。ところが、その資料に

対して県のほうから不十分だということで調査命令が何回も出ています。そして、ぎりぎり通ったという印象を私は受けているんですけど。

そういうこの4か所における土壤汚染調査を提出しなければならないような土地であったということが、まず事実。それから、その鉛が発見されたということが事実。で、それをうちの町はクリアしているんです。クリア、分かります。だからこそ、きちんとこういうものをですね、情報公開で出すということが私は大事なんじゃないかなということ、PFIの方針、ホームページアップ方針っていうのを、とても大事だと思うし、それから私はこれがとても大事だと思うんです。

実は、弁護士の方がですね、ずさんな工事であったと、事前に行った工事は。ところが、ずさんではないんですよ、本当にきちんと丁寧にそのときは、粕屋町はしているんです。だから、こういう内容もですね、全てアップした上で、すべての関係者の皆さんに討議をしていただくというのがですね、教育委員会の姿勢ではないかというふうに思っていますので、検討していただきたいと思います。

次に行きます。何かありそうですね。いいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

条例の30、31条と言われました。僕何の条例か分からん。今、給食センターの契約書のこと言われたんですね。ちょうど今これが裁判のですね、争点になってる部分なんですよ、これ31条ちゅうのが。当然読んでます、これ。この部分で答えられる部分と、答えられない部分ということで、ある議員の質問に対しても失礼な回答を私たちやってる、ある意味してるのかもしれないし。今、本田議員がおっしゃってるようにですね、鉛が出た。それは、今までの特別委員会の中でも再三、町側も皆さん方に資料を提示して説明をしたところで、今議員さんも知ってある内容ですよ。ホームページにアップしてないけどもしてあるのは、議員さん方に私たちが説明してるからですね。それを、あえて、今度はアップする必要があるんじゃないかということで今、意見を、要望なんか、それを言っていたらいいですね。その分は、ちょっとまた検討をさせていただきますという回答でよろしいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

だから、私が申し上げてるのは、方針です。粕屋町の方針。今、方針に沿ってそれを見ると不備があるなど。町長の名前も違うところありますから。実際それを見てください。概要版のところ。本来は因清範町長のところが因辰美町長になってま

す。そういうのを含めてですね、それから不必要な部分もあります。きちんと精査した上で、こういう方針をやっているということをきちんとですね、前面に出していただきたいと思って、この一般質問をしました。次に行きます。2番目。

それからですね、もう一つあった。この契約書の内容がとても重要なので、その内容をこの契約書をつくるまでの過程のですね、内部における相談っていう、そういうのが残ってないか、それが知りたいんですね。本来ならば、これは内部統制の話になるんですけど、事前協議をこれほどまでにきちんと書いているっていうのがね、私には不思議ではないんですけど、その必要性があったからということだろうと思いますが、その内容についてですね、いずれまた問うと思いますので、その辺のことはよろしくお願いします。この契約書はとてもいいと私は思っていますんで。次行きます。

次はですね、2番目、暫定合意書の件ですよね。暫定合意書の件で申し上げます。平成... あんまり時間がなくてですね、P F I の事業はですね、非常に長いんです。もう7年以上かかってます、最初の段階から。それで契約前、それから契約締結、これが11月21日、平成27年ね。

◎議長（山脇秀隆君）

マイクをなるべく入れてもらっていいですかね。

◎14番（本田芳枝君）

それから、これがですね、平成27年の工事を中断された12月4日。それから、これが暫定合意書。そして、竣工がですね、平成29年の4月の5日。そして、合意書を交わされたのは、平成30年の3月7日。で、ここで問題にしたいのは、このですね、暫定合意書が出されたのが11月25日になっているんですね。そのときに、町が印鑑を押しています。ところが議会にかけられたのはその後なんです。議決はそのあとなんですね。それに対する契約書の中に、内容は書いてないんです。いつまでもこの合意書のときもですね、11月25日に締結したと。本来は、議会の議決があった12月16日が、この暫定合意書の締結だと思うんですけど。その辺の流れがですね、はっきりしないので、このことについてお尋ねをしたい。

まず、教育長からお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

12月議会ですとですね、その辺のお話、平成28年ですが、にこの話が出まして、皆さん方にお諮りしますということで、後日なんて言うんですかね、後で認めていただくのかな。後で認めていただくような形にこれなったのは確かでございますが。

そこでその説明もされてるかと思います。そして、本契約というか合意に関してはきちっと事前に見せてくださいねということで、昨年2月の13日でしたか、に説明会をしてある。2月20日の臨時議会のほうでご承認をいただいたというのが最初の合意書だと思います。その都度この説明をやってきておりますので、最初こうだったのでこういうふうにして、最初はまず半分の暫定合意書はこういうふうな経緯があつてこうこうっていうのは、ちょっと差し控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

なんで差し控えられるか分からないんですけど、このとき非常に議会が紛糾いたしましたして、それで補正予算のときは、一旦否決だったんですけど。その後、可決になったという流れがあるんですけど。

私が問題にしたいのはね、ここで問題にしたいのは、暫定合意書が11月25日に、昨日ずっとそのときの弁護士さんのお話を聞くと、こちらから申し込んで相手にですね、印鑑を押して相手に印鑑を求めているんですね。そしてそれを受け取ったのが12月の9日。でね、この議案は追加議案で、最終12月の16日に追加議案で、その日にこの暫定合意書の議案が出ているんです。だから、その日可決したんですけども、その前にですね、町が5,000万以上の契約をですね、ほかの団体と交わしているっていうことが、私はちょっと議会でもその話は問題だったんですけど、一応いろんなことで結局が可決したということになるんですが。その事務作業、事務手続、それからもう一つですね。ここの合意書でこの12月25日に合意書を交わした日にちから、去年の2月ですね、議会に提案をされました。そのときは、もちろん印鑑なしです。ね。ですよ、さっきその話をした。ところが、このときの合意書の内容と案と実際に交わされた合意書の内容が違うんです。文言がはっきり違います。議会に示された合意書とそれから実際に交わされた内容が違います。

そのことをですね、私はどういうふうにかえたらいいのかということで今回これを出しました。

どうですか教育長。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず、暫定合意書のほうについてはですね、皆さん方に最初にお諮りすべきだったということで12月にですね、これを審議かけて紛糾しましたということでしたが、1月にとにかく工事の分については支払いしないと大変なことになるということで、

まず暫定合意書をされたという経緯があります。その経緯については、いろいろまたあのとき以降、皆さん方と話す中でですね、やりとりを今ここで再現するつもりなので控えさせていただきますということで、これは控えさせていただきます。だから1月10日に一応払わないといけない部分があったので、暫定合意書の了解をいただいたということだけは申し上げます。

それから、最終の合意書については印鑑がない分を皆さん方にお諮りして、修正をしていただきました。この文言じゃこうじゃないかとかいう協議を、あのとき弁護士さんも交えて確かやったのが2月の13日だったと。ちょっと記憶、日にが違うかもしれませんが、ちょっと記憶しております。そういうふうに書いていただきたいとか、こういうに書き直してほしいということがあったので、皆さん方に最初に出した書類と印鑑がついた最終の合意書の文言が違うというのは、僕はそこに起因してると思っていますので。だから、皆さん方が修正していただいた分を、こっち側は修正をしたというふうに捉えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

はっきり修正をしたんですね。2月の13日の議会提出日の内容と実際に交わした契約内容は違うということなんですね。いやそれでちょっと待ってください。変わった内容を議会は知らないんですよ。文言を、分かります、そこが問題。で、ある議員が、あれはどうなったかということで提出を求めて、各引出しか何かに入っただけでもう既に終わっています。その文言がどのように生きてるのか。分かってない状況です。今したとおっしゃいましたけど。

それで、私はここで問題にしたいのは、この内部統制。議会にも確かに問題がございますが、町がですね、提案するときの内容の仕方っていうのが、先ほど契約書もそうですけど、内部でどのような協議をなされて、その結果最終的にこういうふうにしますということできちんと提案されたのか、一部の考えでされたのか、そこがだから後で振り返るときに、何も残っていない。何も答えがないから、どう考えていいか分からないところがあるんですね。でも、職員の方はその都度一生懸命だったと思いますが、どうもうちの町はその辺に欠けるところが多い。だから、誤解を呼ぶことも多い。ということで、今後ですね、皆さんと一緒にこの問題を議会もそれから職員の皆さんとともにですね、考えていきたいというのが、私14年過ぎました。私にももちろん不備があります。できなかったこともあります。けれども、一つのこういう材料を与えていただいていると思うので、私はもう少しこの問題はですね、きちんと把握した上で皆さんにも聞きたいし、うちの町のあるべき方向

ですね、示していきたいというふうに思っていますので、ちょっと中途半端になりますが、今日の一般質問はこれで終わります。

(14番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。再開を13時からといたします。

(休憩 午前11時46分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（山脇秀隆君）

議席番号4番、鞭馬直澄議員。

(4番 鞭馬直澄君 登壇)

◎4番（鞭馬直澄君）

議席番号4番、鞭馬直澄です。11番目ということで、もう1時間ほどおつき合いをお願いいたします。

私は、今日の一般質問はですね、健全で強い財政運営を構築するとの視点から、3項目にわたって質問をさせていただきます。

まず、その流れの初めとしまして、財務省資料を平成29年度12月末によりますと、日本の借金は1,085兆7,537億円ということになっております。内訳としましては国債が956兆円、借入金54兆円、政府短期証券76兆円と。この総額をですね、1億2,500万人と日本の国民で割りますと、これも発表されてますけども、1人当たり868万円と。私自身ね、高額過ぎて、ほとんどぴんときませんが、これを自分の借金と置きかえますとね、非常に返せる金じゃないなというふうに思っております。更にですね。生産人口15歳から65歳という、いわゆる税の負担可能な人口割だと思えますけども、これが全体の60%ということで、生産人口の1人当たり換算しますと、1万2,500万人のうち7,500万人。いうことをこれで割りますとね。何と1,448万円と、物すごい額になってですね。国でやってることですから、あまりぴんときませんが、これは我が身に置きかえると非常に大変なことだと思います。私自身としては大変だな、ますます暗い気持ちになるなど。

そうなってもいかなというふうに思ってますけども、さて、粕屋町の平成30年度末の同じ見方、借金の見込みということで言えば、発表されている数字で言いますと、地方債の残高が203億6,000万円。これを町民1人当たりということで4万7,000人で割りますと1人当たり43万円と。更に生産人口と。粕屋町はですね、国の平均よりも、国の平均は生産人口が60%ですけども5%ほど多いという資料になってますので、65%とということでその人数が3万550人ということで割りますと1人当たり67万円。国の借金、町の借金と合わせると、町民1人当たりの借金、ま

あ負債というかですね。そういうものは直接は関係ありませんけども、これだけのものを抱えているというようなことになるようでございます。それから、人口増。粕屋町の平成20年度から29年度の統計の資料を見ますと、人口増としましては、大体15%ぐらい伸びてるところという数字でございます。一方では、自主財源は町税の推移を見ますと、平成20年度が57億2,400万円、29年度が63億6,100万円、プラスの6億3,700万円程度。これはパーセントに合わせてみますと11%程度の伸びということで、人口の伸び率に対して町税の伸びは、4ポイントぐらい下がっていると、これは構造的なものもありますからね。直接これがということにはないと思いますけども、私たちの町の現状はこういうことのようにございます。

さて、財源の安定確保と、これは非常にいつの時代も大変なことだろうと思ってますけども、今日はですね、町税を増収する取組みについて幾つか質問をさせていただきたいと思います。税収ということですね、すぐに今日考えたから、今年考えたから来年度どうなるということではなかなか結びつかない問題だろうと思ってます。このあたりにつきましては、やはり何年か先、5年先、10年先を見据えたやっぱり長期計画が必要だと思いますし、そこでどれだけ必要なんだというようなことをですね、あるべき姿を描いてみて、現状との差をどうやって埋めていこうかということをしつかりとやって確実にやっぱり実行していくということでないと、町の伸び、粕屋町の発展については非常にですね、財政的には非常に厳しいもんがあるろうかというふうに思っております。

そこでですね、町長に質問をさせていただきますけども、今後のその町税、収入の見通しっていうものはお持ちだろうと思いますけども、どんな状態でしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

町税収入の見通しにつきましては、担当税務課長のほうからまずは答えさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

中原税務課長。

◎税務課長（中原一雄君）

鞭馬議員のご質問にお答えいたします。

平成31年度の町税の歳入見込みにつきましては、議案第20号「一般会計当初予算の歳入」で提案させていただいております。現年課税分と滞納繰越分の合計としまして、64億7,387万7千円としております。これは、前年度当初予算と比べますと、率では、約3.8%の増収、金額では2億3,632万円の増収を見込んでおります。

現在のような株価上昇傾向の経済状況がそのまま続き、年に500人ほどの人口増加が続くようであれば、次の平成32年度以降も増収は見込めると思います。しかしながら、本年10月に消費税増税が予定されており、その先は全く予想できない不透明な状況であります。

今後の経済状況及び人口増加の状況によっては、かなり厳しい町税の歳入見込みとなることも予想されます。

以上であります。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

人口比の伸びというようなことに限っての、今のご回答だと思います。確かにおっしゃるようになりますね、人口の伸びは、恐らくそういうことだろうと思いますし、町の計画の中でも5年先ぐらいは、水平に移行するというような状況になってますから、ということは余り変わらないと。

現状と微増していきますというふうな判断でよろしいのでしょうか町長。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

人口だけを見ますと、そのような状態は考えられます。社会的な要因は、今から先今後のこれから後の質問でもございますけども、それを除外すれば、人口だけ見れば微増という形になると思います。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

増収に向けたですね、人口増の部分ではなくて、現状の成り行きに、今のところ任せることのようにですけども、増収は、必ずしていかなきゃいけないと。

そういう強い思いが、町長ご自身お持ちでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

将来的に、安定して経常的に収入が図れる。こういった税目のですね、増収は、考えてまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

それではですね。思いは今お聞きいたしましたけども、やはりこういうことは冒頭申し上げましたようにですね、長期プランに立って何をどうするかということ、やっぱりしっかりと計画を立ててそれを実行していくことが肝要だと思います。そういう面におきましては、現状ですね、具体的な数値目標、あるいはその達成期限など、そういったものをお考えはありますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど言いました経常的に安定した収入。これはですね、景気に左右されることなく、安定した収入は得られると。まさにその固定なんですね、固定資産税的なのですね、やはり、安定しております。例えば、法人税とか、個人の所得税あたりはですね、そのときの税制対策あるいは税制改正、そして景気によって非常に変動があります。固定資産、償却資産あたりについてはですね、安定した収入が図れるという見地から足すと、粕屋町は、その増収対策については、やっぱり固定資産税の伸びを誘導しなくちゃいけないということで、後段にもありますけども、この企業の立地。その誘導がキーポイントではなかろうかと思っております。

ですから、具体的にですね、今、目標は立てづらい状況ではございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

具体的な目標が立てづらいということではございますけども、表向きな数値とですね、これ中身でその裏ではここぐらいはどうしてもこれやっておかないと、将来的なね、その展望は開けないというようなことはあろうかと思えます。そういうところも含めましてね、町長ね。具体的にね、どういう取組みを考えていかれるのか。

例えばですね、民の力を借りる、外部の専門家の意見を聴くとかですね、広く町民の意見を聴くとか。あるいは、ほかの市町村がどうやってるかというようなことも調査をされるとか、当然やってるかもしれませんがですね。いろんなやり方はあろうかと思えます。ぜひですね、ここだけで悩むんじゃなくて、広くやっぱり参考にすることもあろうかと思えますので、そういう方向でですね、どういう取組みをしていくかちゅうことについては、ぜひ考えていってほしいと思えます。

次にですね、先ほどの町長の回答の中にその固定資産、法人税という話も出てきましたけども、やはり、私もですね、それが一番だろうと思えます。そこには、企業誘致ということがキーポイントになっていこうかと思っております。いろいろ現

在まで、粕屋町も企業誘致についてはやってきてると思いますが、今までやってきたことの流れの中で、現状はですね、どういう状況になっておりますか。

そこを質問します。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町が今、その存在します、地理的な要件。それはですね、非常にその住民の方は当然至便性が高いんですが、企業にとっても非常に有利な経済的な発展を見込めるような立地条件でございます。従いまして、常にですね、企業さんからの問い合わせはございます。で、その中で、その企業さんからの問い合わせがあっても、なかなかその土地を用意しなくちゃいけないということで、地区計画、区画整理事業あたりですね。それは、デベロッパーの会社とも協議しながら、立地についての具体的な話も出ることありますけども、それがまた断ち切りになることもございます。常にそういった取引と言いますか、問い合わせ等はございます。

従いまして、町としましても、それは全面的にですね、粕屋町が潤うことですので、支援していきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

個別の案件の質問をしたいと思うんですけど、江辻にですね、何と言いましたっけ企業名、パン屋さん。フランソワさんですかね。土地を購入してと、工場を建てるというようなことで、話はお伺いしてるんですけども、現状いまだに動いてるような様子は見えないんですけども、その件につきまして町長、今ここで話せる部分がありましたら、ぜひ話を聞かしてください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

これにつきましては、担当しております都市計画課長のほうから答えさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

江辻山地区の企業進出の現状についてのご質問にお答えいたします。

こちらの地区につきましては、都市計画マスタープランにおきまして、江辻山山

頂の造成地は、環境景観に配慮しながら、工業流通業地区として、都市的な土地利用を検討し、誘導する地区として位置づけがされております。そのような中、江辻山地区計画の都市計画決定を現在行いまして、企業の進出が予定されております。

そのような中、現在、事業者の中でいろいろと調整をされているというところがございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

私は、中身がよく理解できなかつたんですけども、町が今おっしゃったことを検討されてるっちゃうことでしょうか。それとも既に取得されてる企業がそういうことを検討されているということで、どちらですか。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

企業側のほうがいろいろ調整検討をされているというところがございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

推測しますと、本来の工場は、一応もう計画の変更ということで、更に何か新しいことを今の企業さんが、取得された企業が計画をされていると、検討されていると。こういう理解でよろしいですか。あそこは、土地を取得された企業があるわけでしょう。フランソワがね。そこが、私が最初にお尋ねしたのは、工場をいつ建てるんでしょうかと。いまだに姿、計画が見えてきませんけども。

そういうところはどうなってるんでしょうかというお尋ねしたんです。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

現状としては、企業さんのほうでいろいろと今、検討とか調整をされていらっしゃると思いますので、実質、その時期的なところはちょっと私どももちょっと分からないような状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

それ以上はね、言えない事情が何かあるかもしれませんが、当初は、あそこ

にパン工場ができて、雇用の創出促進にもなりますというような当時の町長さんのお話でしたので、住民の方はそういう思いが既ににあると思うんですね。変更ならなかったということで、発表できることがあれば、どんどん早めに発表していったほうがいいと私は思いますので。その辺のことはよろしくお願いいたします。

それからですね、そういうことで、うまく進出してきたとしても、なかなかね、そのときの事情によってうまく計画は進まないというのは、これはよくあることとございますのでね。粕屋町にとって、ぜひプラスになるようなことということで、その計画変更の部分があれば、そういうことについては、町としてもやはりチェックをしていくっていうことはできるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

企業のほうとはですね、密接など言いますか、都市計画課のほうからですね、いろいろ接触も試みて、今の現状の状況とかというのは、協議をしております。ただ、その企業のほうですので、やはり企業のほうで言える部分、言えない部分があるろうかと思えます。

その辺は、推測の域を出たらいけませんのでですね、今、確定しているお答えしか今のところできませんが、以後、いろいろ状況が変化すればですね、それは、報告をしてみたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄委員。

◎4番（鞭馬直澄君）

分かりました。それではですね、企業を誘致していくという計画の中でですね、粕屋町のうちの町としてのよその町にない強み、売り物、これが非常にキーポイントなるかと思えますけどね。そういうところでですね、企業のほうもですね、じゃあ粕屋町、何のどういうことがその特色があるのか。水なのか土地なのか。あるいは労働力なのか。

やっぱり企業が出てくるというのは、注目するには、それなりの粕屋町の売り物、強みが絶対必要なことだと思います。その辺で先ほど町長の言葉の中にですね、少しそういう話もありましたけども、現状で粕屋町、我が町の強みと売り物についてはどういうことを考えになっておられますか。

町長お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

水の関係ですが、意外とですね、粕屋町で河川、大きな河川が二つ通っております。そして、水脈といいましょうかね。場所によってはですね、非常にいい水質の掘削すれば水が出るというふうにお聞きしております。そういった意味じゃ、食品関係の立地も非常にその魅力ある企業として、魅力あるところじゃなかろうかと思っております。

それと、これはもう皆さんご案内のとおり、交通アクセスの便が非常にいいと。これは軌道についても道路についてもですね、例えば、企業が立地して従業員の方がそこにお勤めの場合、そういうのは非常にその立地条件がいいというような、企業としてのやはり強みだろうと思います。人を集めるですね、企業としての経営的なものから言うと非常に有利な条件でしょう。

それと、運送とかですね、輸送の関係では、もうご案内のとおり福岡インターが間近にあるということもございます。それとですね、立地する条件としてはやはり、大きく大きな何ですか配置といいますかね。企業の配置をするときには空地が大きくなければいけないという意味では、粕屋町には非常にその52%ほどの調整区域がございます。確かにその小さい分ありますけども、まとまった調整区域があるというのは非常に大きな強みだろうと思っております。

これはですね、今、都市計画マスタープランの見直しを図っておる中でもですね、委員さんからもそういったご指摘も受けておる状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

よく分かりました。私は逆に水はですね、ウィークポイントかなと思ってましたんで、昨日の一般質問の中にも水はどこでしたっけ。福岡市とどこからもらってるというようなことですね。そういう面で行くと工業用水だとか、その企業が使う水については、これはやっぱりうちの町のウィークポイントかなと思ったけど、そうじゃないっちゃうことを町長おっしゃってるわけですね。問題ないと。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

問題ないとは言えません。場所によってあるらしいと。事実ですね、ある企業さんは、町からの水道を供給したんですが、やはり企業としてはですね、そういった水については非常にそのコストがかかるものですから、自分でボーリング調査したらいい水が出たよと。町にとっては非常に悲しいことなんですけども、反対にです

ね。立地条件としては、特に食品関係の企業については、ボーリングすればいい水が出るよってというのは、一つの強みじゃないでしょうか。町内全てのところでいい水が出ると。熊本みたいにですね。いい水が出るという意味じゃございません。場所によっては、いい水が出るところがあると。2、3か所は聞いております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

これ20年、30年前の話ですけどね。広川に工業団地できまして、半導体製造メーカーが進出を検討したんですけども、あそこはなかなかその水が潤沢に出ないということで別の地域に移っていったということもありましてね。企業にとっては非常に水、交通の便、労働力。これ非常にポイントになると思いますんで、そういうところでですね。水は場所によるけども掘れば出るよということであれば、それは一つの強み、PRポイントになろうかと思えます。

私はですね、やっぱり若い人が粕屋町多くて、平均年齢39.9。何ぼですよ。これは福岡県の中でも、市区町村の中でも、74位と。一番若いと。ね。74なのが悪いんじゃないかと、若い年順になってくと1番上になっちゃうと。そういうことでやっぱり労働力がですね、非常にたくさんあると、これも一つですね、企業が立地考えるときに、つくったらいいけど、労働力潤沢に調達できるのかっていうのは非常にポイントになりますのでね。そういうことは、やっぱりうちの町の売り物だろうと思えます。この強みをですね、更に強みを増すということですね、企業誘致を積極的に進めることが、非常に大事なことだろうと思ってます。

ぜひですね、町長。この考えですね、皆さんで、我々も入って知恵を出して、立地を、企業誘致をするということですね、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。弱みっていう部分で言えばですね、先ほど町長が言った、調整区域があって、それが今点在してるとこもあるし、まとまったところもあるということについてはですね。これは、ある意味ウィークポイントでもあるかと思えますけども。これは、強みに変えていくっていうのは十分考えられる話ですのでですね。そこのところをやっぱり弱みでもあるし強みもあるというふうに私は思っておりますので、プランの見直しの時点ではですね、そういうことも踏まえて、しっかりと将来を見据えてと自主財源の潤沢な収入ということも踏まえて、そこ辺はしっかりと、思い切って見直していくことが必要だと思いますが、町長いかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、市町村は競争の時代です。そういった意味では、この粕屋町に与えられた、今現在の与えられた利点、これを最大限利用することは、もう必要であろうと思います。税金が伸びれば、町のやりたい施策、様々ございますけども、それが計画どおりにやれると。もう断念せざるを得ないような町政はやりたくないですね。

従ってその裏打ちされる財源の確保、これはもう全力で確保していきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

それではですね、どれだけ税金を増やすかということで、今までの話ですけども、ならば、今度はですね、無駄な出費は極力抑えていこうよということだろうと思いますので、削減する。そういうことを削減する取組みについて質問いたします。

予算組む。その中で、一般的には、今度はそれをどうやって消化するかということでしょうけども、予算組む時点で、この部分についてはこういうやり方すると、これだけ費用がかからなくなるよねというようなことは、当然その折り込んだ検討時点では、検討をしてる内容だと思えますけども、なかなか難しいところだと思うんですね。ただ、だけどやはり今までの流れでやってたんではそういうものの費用の削減とか、新しいところへ展開するということについては、やっぱりなかなかうまくいかないと思いますので、削減する取組みがありましたら、その具体的な目標値、数値もあるいは計画も含めてですね、お答えをいただきたいと思います。

町長いかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町が人口が伸びておりますので、ボリューム的にはですね、費用を要する対象者数、あるいはその量については非常に増えております。従いまして、全体的なもの考え方としては、削減の反対なんですね。伸びる方向がやはり、それでもその伸びをなるべく抑えるように、いろいろ合理的な計画がございますけれども、削減目標数値っていうのは非常に決めかねます。それは実際もう決めておりません。

ただ、もうよく言われますけども、この経常経費の削減は、やはり、委託できる部分ではですね、事務事業を委託しながら、そして管理の集約化。これ施設関係もばらばらにやってたんじゃなくて、その施設の管理費を統合して、合理的に集合化す

れば、経費の節約にもなります。

そして、反面ですね、社会保障費の増大っていうのは、国全体非常に多ございます。その辺の事務的な経費をなるべくなくすような努力を行ってまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

私がちよっと心配してるのはですね、むしろ逆だよという今町長仰ること。このことなんですよ。必要なものは必要だろう。当然それはそうなんですけどね。考え方で流れていきますとね、ブレーキ、どっかでチェックが緩くなる。だから、このプロポーザルっちゅう話になるんで。極力やっぱりですね、必要、これは必要だけど、これぐらいに抑えようと、これはこっちのが大事だということを当然やることだろうと思いますけども、そういうことをですね。私は期待をしてるわけです。

細かい話にもなりますけどね。TOYOTAっていう車屋さんもありますけど、本社に行くと、玄関も意外と薄暗いですよ。照明それだけ落としてんですね。建物が長いから、向こうのほうは電気ついてません。歩いていくとセンサーで付いていく。徹底してそういうふうな経費削減を図っています。我々も含めて、やはり職員の皆さんもですね、例えば無駄な電灯はつけないと。スイッチ一個でこの部屋全部操作するんじゃないかと、ああいうとこ行くと全部ひも、スイッチですね。一つ一つひもを下げて必要のためにつけていくとか。あるいはですね、コピー用紙の削減だとか、ものすごい目標をもってやっています。そういうことが、やっぱり我々は、そういう意識がこれからも大事だと思っておりますので、そういう取組みをですね、ぜひ、やってほしいなというふうに思います。

それから、町有施設の修繕費用をお聞きしますと、やはりドームや何か20年近く経ってますんで、そういう費用は、かなり現状もかかっていますし、これからもですね、かかるだろうという予測は当然されておりますけども。

例えばかすやドーム、プールの修繕費用、現状と今後の伸びどれぐらい必要になってくるのかということについて、お分かりでしたらちよっとご回答をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ドームだけの話でよろしいですか。全体の維持管理費をまずお話したほうがよろ

しいですかね。

担当のですね、経営政策課長のほうから報告させます。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

粕屋町公共施設等総合管理計画を見ますと、公共施設等、道路、橋梁等のインフラ施設の更新費用は、今後年平均約13億円が必要とされております。平成31年度当初予算における普通建設事業費の歳出額は、前年から約3億4,000万円増加の約13億6,000万円となっておりますので、計画による資産に従いますと、今後も同程度の普通建設事業費が必要になってくると考えられます。

なお、平成31年度に個別施設計画を策定する予定としておりますので、本計画において、もう少し具体的な数値が見込めるようになると思います。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

すみません、ちょっと理解できなかつたんで、13億円とおっしゃいました。これはどういう単位でしたかね。年間、修理修繕費用として維持費用として13億円かかってますということですか。予定。

◎議長（山脇秀隆君）

指名してすみませんね。

◎4番（鞭馬直澄君）

ごめんなさい。質問が中途半端でした。もう一回その数字について、すみません、もう1回お願いします。

もう一度説明を、今泉政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

すみません。粕屋町公共施設等総合管理計画、これは、あくまでも予測でございます。インフラですね、公共施設等、道路、橋梁等のインフラ施設の更新費用が今後、年平均13億円という予測をしております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

改めてびっくりするんですけど、それはやっぱり理解できますよね。だんだんだんだん、もうつくったときからそういうメンテ費用は当然かかってきますしね。ど

うですか、町長、個別に私気になるのはね、ドーム、プール。20年近くかかってますんでね、いま今年も大分修繕修理はされてるようですけども。

ドームひとつについて今後の予測とか予想は何か持たれてますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

教育委員会のほうからお答えします。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

お答えをいたします。

議員ご指摘のようにですね、築20年がたちましてかなり老朽化が進んできております。それで、次年度総務課のほうよりですね、個別管理計画をですね、策定する費用を計上をいたしております。具体的にはその中で躯体とかですね、大規模設備等はその計画の中に載せるような運びになるかと思うんですが、そのほかにも安全利用のためにですね、次年度、工事請負あるいは改修費用にですね、どうも関連でかなりの工事を上げているというような状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

いずれにしましても、だんだんだんだん年数、物件、たてばたつほどですね、そういう費用は当然かさんできます。私が申し上げたいのは、点検をどうされていくかっていうことですよね。去年も質問したと思うんですけど、ドームのひさしの下はもう腐って穴があいてますよと。これどうするんですかと。そういうことがですね、見逃されていくと、プールの天井が落ちましたというような事件に発生するんですね。天井が落ちたっていうんで、私はドンと落ちたかなと思ったら、2枚パネルが落ちました。だったら2枚落ちましたという報告、情報流してほしいなと思ったんです。そういうことで今安全対策もやるっていうことなんで、当然そのいろんな面で金かかってくるんじゃないかと。肝心なのは日常点検をどうするか。チェックリストをつくってですね、それは誰がやるのと。あるいは、月1はそれにプラスしてここも見ようよと。消防設備は業者さんに委託してるからそれで見ればいいよという、それは業者さん毎日来て見るわけじゃないんで、ビリビリビリが出始めたとかですね、必ず前兆がありますね。そういうことが分かるようなことをですね、ぜひその点検が一番大事ですよ、日常点検。皆さん方やっぱりその仕事柄そこまで

できない、それは分かりますんで、これも何度か質問した中で申し上げましたけども、粕屋町にはそういう経験でライセンスも持ってる人がたくさんいますよ、OBの方で。ぜひ、そういうパワーをですね、活用して、点検についてはそういうところへもう委嘱をすると。それは、別に問題難しい話じゃなくて、パトロールのどこを点検する。例えば図書館だったらここここは見ようねと。それは月曜日ここ見ようね。次は体育館こう見ようねとなことで回していけばいいんですね。うん、やっぱり現場で現物を見てチェックして。で、早め早めに手を打っていく。ぜひ、こういうことをですね、やって、これだけ膨大に膨れ上がってくる費用、幾らでもいいから抑えていくと。事前に調査し、事前に手を打っていくということのやり方を町長にぜひ進めていただきたいと思います。

今、質問しようと思った中でですね、現状の取組みやなんかは、もうこれはここで●な中で包括されてますのでやめます。ポイントはですね、特に10年以上経過した町有の公共施設の維持管理費の提言っていうことはですね、これももうしっかりとやっていただきたい。方法については一例を私が申し述べましたんで、そういう例っていうのはいっぱいあります。どういうやり方すればいいっちゃうのはもうすぐ分かりますんで、ぜひ、そういう取組みをしてほしいと思います。

それからですね、経費削減という、歳出を抑えるという一つのもので、方法としまして、これは粕屋町の売り物にも町長なってるんですけど、ドームがありそこにはプールがありますと。それはしかも温水プールということで年間使えますよと。で、これはですねうちの一つの売り物だと思うんです。強みだと思うんですね。これをどう運用していくか。利用率は今どれぐらいいってるんですかね。それはいいですけども、目線を変えて、どうするかということで考えたときにですね、やっぱり現状を打破するということは非常に大事なことだと思いますので、そういう面でも考えたときに、プールをもっと利用するということですね、どういうことかと申しますと、年中使えるということであればですね、これは教育長の管轄になると思うんですよ。小学校、中学校、全校プールございますよね。これをプールを使う日数、年間何日使うんですかね。授業として使うことになる。その分、例えば最大1か月半と2か月と見ましてもね、あとの10か月は何もほとんど使わないという状況ですよ。であれば、プールが年間使えるわけですから。学校で授業のプールの授業をずっとそこに組んでいけば、学校のプールは私はもう不要だと思うんですね。そこには大きなやっぱり施設つくる費用もあるし、管理する費用も、水の費用も、全く要らない話になってくる。全くというのはちょっと語弊があるかもしれませんがね。これは可能な話だろうと思います。何よりもですね、先生たちの労力、軽減ものすごいことあると。ただそのそこまでの送迎をどうするかというその

費用はかかるとは思いますけどね、プールには専門の人たちがいて、指導員もいるわけですから。先生が中に入ってどうだこうだというふうなやり方の問題。そこを少しね、労力軽減になるかと思えます。なんせそういうことですね、直接費用も含めて、間接費用、目に見えない含めて、相当な削減が可能だと思います。

これは現状だとですね、町長ね、そんなことできるわけねえだろうという思いになるかと思えますけども、私はこれは可能で、ぜひこういうやり方でやってほしいと思えます。このことについて唐突ですけども、町長どういうふうにお考えられます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

施設の管理責任者、運営の管理責任者、私でございますが、これは非常にいいアイデアと思えますが、教育的な見地からどうだろうかというのは私は門外漢ですので、教育委員会のほうからお答えさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ドームのプールの件についてはですね、本当に最近、また新宅社会教育課長と話したばかりなんです。学校のほうも教室が増えてきてですね、最終的にはもうグラウンドにも校舎を延長することはできない。プール潰すしかなかなかろうねっていうような話からですね、社会教育課ともその話したんですが。実際問題としてですね、やっぱり体育の授業っちゅうのが年間何時間しなさいというのは、学習指導要領にも定められておりますので、大体学年によってもまた違いますし、小学校、中学校違いますけど、大体7、8時間から10数時間か1クラスでやっておりますので、この6校分をですね、ドームでやるとなったら、その分全部ストップせないかんごとなるんですよ、一般の方々も。夜だけ来てくださいとかいう。もう一つは今おっしゃるように僕もバスを出さないかんかなっていうぐらい、例えば大川とか西小とかですね。で、出したとしても1時間かけて来て1時間泳いで1時間帰って行って、3時間そこでやっぱり授業時数が...とてでもないけど、今でさえも授業時数いっぱいだしですね。プールのほうでどこまでできるか分かりませんが、今、学校のほうとしても水の節約とあと塩素を入れてますので、それが大体6月の中旬ぐらいに水を入れて、大体7月の20日ぐらいまでが大体授業期間になりますので、約1か月ちょいぐらいですかね。粕屋東中だけが水泳部がございますので、夏休み期間中もプールを使います。そこにまた薬剤が必要になってきます。あとの学校につ

いては、一応防火用水の兼ね合いもありますので、水は貯めた状態で置いとくということになっておりますので、ドームのほうのプールをですね、学校が授業で使うちゅうのは、ちょっと無理がございます。割り振りの段階でですね。で、夏休みにプールの授業だけでもっていうふうにもちょっと考えんでもなかったんですけど、やはり夏休み暑いから休みしてるっていう大義名分がございますので、地域によって、学校別に無料で小学生は使わせてますもんね。これは授業とちょっと違いますけど、学校のプールで以前は親御さんが引率してきてプールを使っていた時期がありますよね。あるいは今、ドームのほうのプールを使っております。そういった意味合いでですね、なかなかちょっとそこは無理があるんじゃないかなというように思っております。つい話したばかりでした。

ありがとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

そういうところでですね、教育長の範疇でもそういう議題に上がってるということはですね、やはり現状にやっぱり課題があるということ。ただ私が申し上げたいのはね、それ現状をですね、いかに打破してやるかというようなことがですね、これからの行政運営は非常に大事なことがあると思っております。

できないことは、これとこれとこれだよねと、課題を上げて、それをできるようにするためには、こうだよね、てなことをですね、ぜひですね真剣に検討していただいて、要は、やっぱり財政の少ない中でどうやって運営していくかということですので、夏休みだけで、私が思うのはプールは年間使える話ですので、そこでうまくかみ合わしてね、それを行って帰ってくるだけで3時間かかるよってというのは当然だろうと思えますけども、そこはやり方の問題だろうと思っております。あそこを使ってやるんだという思いをですね、強い思いをそのときにどういう課題があるか。どうやったらクリアできるかちゅうことをぜひ検討していただきたいと。

これは一例ですので、こういうことをですね、やはりいろいろな場面で考えていかないと、今の現状の流れでいくと、13億どんだんだんだん増えていく。こういうことですね。そこには何としてもですね、知恵を出し合って、しっかりとそういう削減をしていきたい。いってほしいと思います。

それからですね、3番目の質問に入ります。仕事の質、今でも一生懸命ですね、やっていただいて、問題はないというふうに思っておりますけども。これから粕屋町が伸びていくためにはですね、しっかりとここはやっぱりレベルアップを一緒にやってやりましょうという思いから質問させていただきますけども。

なぜこういうことを再三取り上げるかと申しますと、やはりですね、過去のミス
を二度と繰り返さない。うん。それは、イコール市民の信頼性なんですね、我々
に対する。ところが、今日の午前中の同僚議員の質問も、給食センターのこともま
だ残ってる。それから、水鳥橋が落ちたことについてもですね、これは費用的に見
ると、恐らく、当初建てる橋かけるのに2億5,000万だとか3億近い費用がかかっ
たんじゃないかと思えますよ。更にこれを橋桁残ってますけども、またそれ橋を架
けるとなると、これ昨年質問しましたかね。委員会で質問したと思うんですが、設
計費を4千何百万。それから、工事費用で2億数千万という回答をいただいてます
んで、これまた3億かかるような話。

結局、使えないことのミス。いや、お金に換算したら相当な金額になってくると
思うんですね。目に見えない費用。新しくするには、また2億何千万かかっちゃ
う。もうこの既に単純にこの部分だけは無駄なコストの支出になってしまう。

いうことで、そういうことをですね、繰り返さないために、どうしたらそういう
ことがね、繰り返されないできちんと仕事のレベルを上げて、再発防止対策をやっ
て、できるかということについてですね、町長、現状はですね、業務のあり方進め
方やり方について、どういうことを今ミスを繰り返さないためにはどういうことを
やっておられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

総務課がですね、所管となって、様々な研修は今しております。つい先日も、新
しい制度として、会計年度別任用職員はどういうものかと。これ取り違えたらです
ね、非常に各分野において、ミスを生じます。ですから、それを係長以上でした
でしょうか、に知らしめて、こういうもんですよと、これは聞いた職員はですね、初
めて聞くような内容で、やっと浸透し始めたのか、し始めたかなと思っておると
ころです。

そういった新しい分野も含めてですね、例えば、コンプライアンスあるいはその
内部統制についての研修を、そして、資質の向上を図るような研修をプログラムを
組んでやっておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

よく分かります。私も過去の経験から、もうさんざん繰り返し繰り返しですね、
いろんなことを体験・経験をしております。そんな中でですね、品質マネジメント

システムっていうQMS。特に品質ですから、9001っていう認証制度がございまして、もともとこれは、製造業がものづくりの品質を高めると。運営にそれを品質を向上させる。それを維持管理するマネジメントを管理していくということで、これは国際標準規格なんですね。一時ば一っとそういう製造業が取り組んで、非常に効果が上がったんですね。今現在は、中にはね、もうレベルが上がったんでもいいやと。維持費もかかるんでね。それかもう自分ところの内部で蓄積したノウハウでもやっていたらということ、もう認証取り消しというようなこともやっているとあります。ただ、商売上ですね、それを持ってないと、もう商談の上の企業に上がってこないよというところがまだまだ残っているようでもありますけども。やっぱり最近ではですね、サービス業、ホテル業界だとかですね、物流業界もとっくにやってる話ですよ、こういうことは。だから、製造業以外に、やっぱりその仕事のやり方を改善するというふうなことですね、積極的に、やっぱり銀行さんもそうですよ。うん。これは何かというと、お客様に満足していただく、お客様満足の向上のために、仕事の質、提供するサービスの質を上げましょうということです。それにはやっぱり、社員全員で管理の質を上げていきましょうという制度ですね。仕事をする仕組みづくりとそれを確実にですね、実行していくことによって質を向上させる。言い換えれば、やっぱり何度も申し上げますけど、お客様の満足度が上がってくると。ターゲットお客さんなんですけども、やはり自分たちのその力、質をどんどんどんどん高めていくちゅう部分においてはですね、私は非常にいい制度だと思ってるんですね。

皆さん方でISOとかいう話になると、聞いたことないとかいう話になろうかと思えますけども、いろんなところで情報出てますんで、ぜひ、見ていただきたいと思えますけども。やはり、これは何がキーポイントか。全員が参加なんですよね。町長だけがやる、課長がやる、トップがやる、いわゆるその管理職がやるだけやない。やっぱり、全員から勉強して、質を上げていくと。仕事の質、仕組みを上げていくということですので、非常に私はですね、これは導入したほうがいいなという、そういうふうに思っております。

そこでですね町長、QMS9001っていうことの話、その取得を検討したっていう経験はございますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

9001につきましては、もう全国のもですね、民間企業が広まっております、一部地方公共団体では、認証取得をされてるっていうのは認識をしております。

ただ、今現在、粕屋町のほうですね、導入する計画がございませんけども、今ご指摘のように、調査研究することは考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

その中でですね、これ取得するとどういうメリットがあるのかということについて、町長お分かりでしたら、一つでも二つでもお答えしていただければと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

これはですね、今まさに言われる品質管理ですね。

自治体は住民サービス。サービス業の一つだと思いますね。その質を向上させる。そして、職員、これ従業員と言い換えましょうか。スキルアップを図るという意味では、同じだろうと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

メリットですね。デメリットっちゃうのは余りないんですけど、やっぱり取得に費用がかかる。それから3年ごとに審査していくっていう、そういうことは必要なんです。それ以外はですね、導入当初は非常にパワー使うんですよ。ただこれ、でき上がってしまうと、むしろその業務が効率化・簡潔化されていくと。しやすいようになると。しかも正確に仕事ができる。そういうところが狙いの制度でございまして、トータル的にはですね、業務にかかっている役場で言えば経費。通常コスト、かかるコストが削減できると。それから、コンプライアンスが、皆さんにね、しっかりそんなとこ分かってもらえる。評価ができる。仕事がしやすくなる。

もう一つはですね、これやることによって人材の育成ができるんですね。全員参加でやりますんで。これはおまえやれ、おまえ任しとけて、全部トップから下までやんなきゃならないということなんで、人材の育成が一番よくできると私は思っています。当然その人材が育てば組織が強化できるということで、メリットはたくさんあります。ほか市町村で既に取得されてる市町村につきましてはですね、もう那覇市はとっくの昔ですね、早いですよここは。それから相馬市、太田市、九十九里町、上市町、利府市にもあります。ここはですね、平成17年度に取得してるんですね。いわゆる、あの震災の後ですよ。うん。ここの目的はですね、ホームページ

出てますからちょっと読み上げますけども。この取得目的はですね、町民を顧客と捉えて様々な行政サービスを一つの製品と置き換えて、その各々業務を計画し、提供して終了するだけではなくですね。ここが肝心なところですね。それをチェック評価して改善していくというマネジメントシステムを確立して、継続的な改善を行いながら行政サービスの向上に努めるという目的のもとにやってるんですね。これは非常に私はいいいことだと思います。従いましてですね、この近隣のところではネットで調べる限りは出てきませんが、はい。周りの企業は、地場の企業も積極的に取り組んでおりまして、これは非常にいい制度と私は思っております。

ぜひ町長ね、ここんところは検討をしていただきたいと思っておりますけども。やはり我が町を伸ばすためにはですね、こういうことをしっかりとやって、先ほどのプールの話ではございませんけど、やはり目先を変えて、うん。どんどんどんどん新しいことを取り入れていくということが、非常にそれが力もついて発展させることにつながっていくことだろうと思っております。

ただ、その今までの実績を見直してですね、いいところはやっぱりしっかりと残して伸ばしていかないかん。悪いところは、どんどんどんどんチャンスに変えていくということの改革が必要だと思います。

そういうことについては、もっともっとどんどんどんどんですね、町長、積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

現状維持に甘えることなくですね、改善することが住民の信頼を得られる唯一の手段だろうと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

最後になりますけども、QMS9001っていうのは非常にいい制度ですので、ぜひ皆さん方もですね、ネット開ければどんどん出てきます。取り入れてある企業だとかその行政も出てきますので、やってどうだったかっていうようなことも載ってますんで、ぜひ一度ですね、皆さんで検討してほしいと思っております。継続的な改善を確実に実施しながら行政サービスの向上を図るには、私はどうしてもですね、この認証取得するということが一番の原動力になると思っております。

町長、ここはですね、いろいろ調べた後はですよ、これはもうトップの決断なんですよ。会社では社長がやるぞって、もうやるんですよ。そういう思いからです

ね、町長ぜひですね、これは本当に町長の決断になってくると思います。

最後はですね。QMS ISO 9001の取得をですね、町長も前向きに検討しませんか。いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

調査研究を一生懸命させていただきます。ありがとうございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

あまりぴんと来ない話だろうと思いますけども、もう実績があつて、こういうほかの市町村でも取り入れてやっていますのでですね、ぜひ、私は取り入れてほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

（4番 鞭馬直澄君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて、3日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後2時00分）

平成31年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成31年3月26日（火）

平成31年第1回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成31年3月26日（火）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 課 長 堺 哲 弘
経営政策課長 今 泉 真 次	税 務 課 長 中 原 一 雄
収 納 課 長 臼 井 賢 太 郎	協働のまちづくり課長 中 小 原 浩 臣
学校教育課長 山 野 勝 寛	社会教育課長 新 宅 信 久
給食センター所長 吉 村 健 二	都市計画課長 田 代 久 嗣

地域振興課長 八 尋 哲 男
上下水道課長 松 本 義 隆
介護福祉課長 山 本 浩
子ども未来課長 神 近 秀 敏

道路環境整備課長 安 松 茂 久
総合窓口課長 渋 田 香 奈 子
健康づくり課長 古 賀 み づ ほ

(開議 9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めまして、おはようございます。平成最後の3月定例会の最終日を迎えました。世界に目を向けますと、タイで行われました総選挙におきまして、タクシン派が過半数をとり、軍事介入が長く続くと言われております。一部では、民主主義が遠のいたと悲観の声も上がっているようでもあります。また、韓国の徴用工問題では、三菱重工の資産の差押えが地方裁判所で決定したそうでもあります。日韓の関係に大きな影をまた落とすこととなります。

米国におきましては、トランプ大統領のロシア疑惑でのトランプ陣営の関与は裏づけられなかったということで、勝利宣言を行ったというような報道もなされました。アメリカファーストという白人至上主義の横行が危惧されております。世界は、分断という方向に向かっているのでしょうか。対立が進むと、その先は足の引っ張り合いとなり、お互いの打ち合いとなり、国民不在の潰しあいと発展いたします。その行き着くところが、戦争ということになるのでしょうか。

私たちが考えなければならないことは、町民のための政治であります。己の我を捨て、町民にとって何が一番大事かを考えていくことだと思っております。粕屋町町議会は、一致団結して、町政発展のため鋭意努力していこうではありませんか。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長(山脇秀隆君)

議案第6号「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」を議題といたします。本件につきましては、地方自治法第117条の規定を準用し、西村久朝教育長の退場を求めます。

本件に関し、委員長の報告を求めます。小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎12番(小池弘基君)

議案第6号は、「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

現在、粕屋町教育委員会教育長をさせていただいております西村久朝氏の任期が、本年3月31日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命いたしたいと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求められたものでございます。

西村氏は、長年教職に奉職され、教育長としての識見、人格ともにすぐれ、厚い信頼を寄せてある方であります。任期はなぜ3年なのかなどの質問がありましたが、

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて同意すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件につき討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

ここで除斥を解き、西村教育長の入場を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

教育委員会委員長の任命同意につきましては、失礼いたしました。教育委員会教育長の任命同意につきましては、同意されたことを告知いたします。

申し合わせ事項により、教育長の任命に同意されました西村久朝氏にご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞ。

◎教育長（西村久朝君）

おはようございます。

ただ今、同意をしていただきました西村でございます。

3年前に新しい教育制度ということで、委員長不在の、委員長という役がない新しい制度になりまして、教育委員及び教育委員会事務局、学校教育課、社会教育課、そして給食センター更には教育長、町長はじめですね、役場の皆さんの援助のおかげで何とか1期を終えることができました。

また議員の皆さま方におかれましてはですね、いろんな意味で、私、新しい勉強をさせていただきまして、種を蒔いたのが第1期、今からはしっかりこれを育てていきたいという2期目をですね、町長から申しつかりまして、皆さん方全員の同意を得たということで、非常に責任を感じております。また、今後とも皆さまがたとえいろんな前向きに話をさしていただけることを喜びとしまして、一生懸命頑張っ

まいります。どうか今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

本日はありがとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第7号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。小池総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 小池弘基君 登壇）

◎12番（小池弘基君）

議案第7号は、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきましてご報告いたします。

現在、粕屋町固定資産評価委員会委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が、本年4月28日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命いたしたいと、地方税法第422条第3項の規定に基づき、議会の同意を求められたものでございます。

同氏は、長年不動産鑑定士として、土地、家屋の評価に携わってこられた専門家であり、本委員会に最適の方で、人格・識見ともに優れた方であります。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて同意すべきと決しましたことをご報告します。

（総務常任委員長 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件につき討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

議案第8号「粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「粕屋町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について」

て」、議案第10号「粕屋町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」、以上3件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎12番(小池弘基君)

議案第8号は、「粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

超過勤務命令の上限設定等にかかわる人事院規則等の改正に伴い、所要の規定の整備をする必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

直近の1年で1人当たりの時間、超過している人数、時間管理はどのようになっているのかなどの質問がありましたが、付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第9号は、「粕屋町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

住民のニーズの多様化への対応として、職員の増員を行うほか、本年度不在となっておりました部長について、平成31年度から再配置を行うことに執行部の体制を整理するため、副町長の定数を1名に減員すべく、本条例を改正するものです。

意見の中には、定数を2名のままでも予算的に何の問題もない。また、未来の経営戦略を考えたのかなどの質問がありましたが、付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、賛成少数にて否決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第10号は、「粕屋町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

学校教育法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日から施行されるに伴い、項ずれが生じたので、同法の条例を引用する条例について、所要の規定を整備するものです。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、賛成多数にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号の討論に入ります。

ただ今の委員長の報告が否決でありましたので、まず、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

6番、中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

今度は、書面に書いてまいりました。手早く読んでいきたいと思えます。

私が子どもの頃、父親がよく学校の先生のことを批判しておりました。先生たちは世間知らずや、そういうふうなことをよく聞いておりました。私も教師の世界に7年、短大とか大学、そういうところの教育の場でも10年ほどいしましたが、父の発言に対しての一理あるところというのも感じたりはします。その世界にどっぷりとつかっていると、そして多忙であればあるほど接触する世界も限られ、なかなか世間の目っていうんですか、そういうものを見なくなるというふうなことが現実かと思えます。

さて、役場というか、公務員の世界というのはどうなのか。

町長がですね、とび出せ公務員という言葉は何度も口に出されるように、やはり、ある程度の閉鎖性がこの世界にもあるのだろうというふうなことを逆に思います。私の尊敬する出口治明、この方はライフネット生命の創業者であり、現在は立命館アジア太平洋大学の学長をしてありますが、この人はいつも人、本、そして旅という言葉が言われます。人というのは何か、同じような人とばかり会わないよって。本、食わず嫌いはやめて、いろいろな本を読めよ。旅、現場を知る。こういうふうなことをいつも言われています。

さて、役場職員にそのような人、本、旅があるのでしょうか。ないとは言いません、もちろん。歴代副町長は、ほとんど役場職員あがりの人物がなられておりました。もう一つ言えば、町長もその中で生まれた歴史っていうのもあります。前任者、因辰美町長はそうではありませんでした。なので、自分のスキルを持つキャラクターで、大いにそれを出していかれて行かれればよかったのかしれませんが、これは、ああいうふうな結末を迎えました。箱田町長は、自分の能力を鑑みたとき、今回決断されたかもしれません。ただ、任期は残り3年半あります。その中で、旧知のあるいは新しく出会った外部の人材を登用するというのも一つの才覚かと思えます。そのようなフリーハンドというのは、私たち議会が2年前に与えているのです。私はそのときに、反対に回りました。頭でっかちになると。なので、そのときの町長は、新たな部長は任用しないと私に返しました。幸いなことに、そのあと条例の改正には及ばなかったから、今回、箱田町長も自己の判断で部長を再任用できるというふうな形にもなりました。2人目の副町長がうまく機能できなかったというのは、そのような外部的な注入に対する免疫がない。あるいは強過ぎてはじかれた、あるいはアレルギー症状かもしれない、いろんな要因が考えられるかもしれません。

ただ、私は、この町の中に、例えば私は、太田議員がよくね、主張するように、建設部門の外部人材による施工体制であるとか検査体制の強化、そういうところにも十分ね、組でできることかもしれない。ブロック塀、あるいは間知ブロック。そういう診断に対する調査、あるいはコンサル費用。いろんなことを考えたときに、そういうふうな人がいてもいいのかなっていうふうなことも思います。

これから訪れる長寿化寿命対策、そういうふうなことに十分その予算的に費用対効果というの埋めるのかなというふうな思いも持っております。給食センター事業におけるPFI事業に対して、十分な対応ができなかった。議会もそうなんです。ある意味それ以上に行政のほうもやっぱり対応できなかった弱みがあった。そういう力というの足せるかとは思っています。

まだまだこれから押し寄せる民営化の波。例えば水道民営化、あるいは広域化。

そういったことに対してしっかり対応する人、またPFI事業もいろいろ出ております。ごみ焼却場なども3町から5町というふうな形でのいろんな動きも出ておりますが、そういう中で、粕屋町でリーダーシップをとれる方がいる。あるいは、今回のスクールロイヤー導入というふうなことがございましたが、弁護士資格などを持つような、そういう人材の登用もあるかもしれません。男性が1人副町長であれば、もう1人女性がいてもいいかもしれない。あるいは、左大臣という昔の言葉でいうなら、右大臣があってもいいかもしれない。頭でっかちと言われられないような人材の登用。それが、それ以上の何かを掴むことが、私は副もう一人あることによって使えるかもしれないと思っております。それらも皆、トップの才覚でそれをすぐせい、どうのこうのっていうのは、もう私の申すところではもちろんございません。次の一手、未来の一手を与えたままにしておきましょうというのが、私のこの反対の理由でございます。

箱田町長は、もう一度言います。能力を鑑みたとき、今こういうふうな形で判断されたかもしれませんが、まだまだこれから3年半の中にですね、いろいろ何か新しいことをチャレンジできる、そういう部分がきっとある。あるかもしれないんで、そういうふうなことを思いまして、この条例に対しては反対討論といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

3番、案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今回の副町長制の議論の中でですね、よく聞くのが、制度をころころ変えたらいかんっていう意見も聞かれます。しかしながらですね、議会における申し合わせ事項による正副議長等は議会のほうで決めたことでありますし、この副町長についてはですね、前の町長がですね、定めたことでありますし、今回、町長が部長制をですね復活されましたから、それでいけるということでございますんで、あえて二人置く必要ないと思えますし。例えば将来的に考えましても、将来的なことを考えて残すべきではないかという意見がありますけども、それにつきましてはですね、必要が生じたときには検討すべきであって、現時点ではそのまま二人で残すということは、今後いろんな弊害が出てくる可能性がありますんで、私はこの際ですね、はっきり一人に戻す。

副町長1人にすべきだということで、賛成の討論といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

14番、本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

私は、賛成の立場で討論いたします。

実際、今日、初めて聞いたような話もあるので、本当はですね、総務常任委員会の中で否決をされたっていうのが結構重いと思うので、その内容がもう少し知りたいなというふうに思って、反対討論される方があるのかなと思ったけれども、今なかったんで、ちょっと私の自分の感覚というか、自分が分かっている範囲内で賛成をするということを表明したいと思います。

私、因辰美町長がですね、部長制二人ということの提案をされたときに、たぶん私1人じゃなかったかなと思うんです、賛成討論したのは。副町長、ごめんなさい、副議長と言った、ごめんなさい。副町長を二人というところでね、賛成したのは私だと思います。賛成討論したのはね。そのことを今思い出しながら、いろいろ考えています。そして、ここ3年間の間の様子。

結果的に私はですね、私は部長制廃止は反対なんです。部長制あったほうが良いと思って。それは、うちの総合計画が部長制が必要なんですね。それをもとに、総合計画を立ててあると私は思っているんで、部長制は大事だと思っています。それで、副町長が二人いるということはですね、結局、同格の人たちが、町長は上にいるからあれなんですけれども、お互いにですね、けん制し合う。そういうふうな感じを受けておりました。

同等は私はよくないと思います。町長がいて、副町長がいて、それで外部の意見を聴くっていうのはあくまでもここが中心で、外部はあくまでもアドバイス。そういう形で物事を進めていったほうが、もちろんそのアドバイスはですね、こちらの本部のほうが受け入れる体制がなければちょっとうまくいかないんですけど。そういう形のほうが、このよううちのような地方自治体の組織ではうまくいくというふうに考えるようになりました。だから、基本はしっかりして、その中でいろんな意見をですね、その多様性というものを町長は聞いてみたい、あるいは自分が飛び出しているんなものをしていとおっしゃっておられるので、その範囲の中で今回頑張ってください、二人の副町長があるということは、うちのよう組織体では不要だし、もう少しその辺で内部統制ということもきちんと進めていっていただきたい。で、二人いるということはそこも難しいですよ。

職員もですね、非常に大変だろうと思いますので、町長、副町長、そして部長制があるという、この組織を私はずひ皆さんで頑張って、うちの町の自治体として非

常に強固な体制をですね、つくっていただきたいということで、今回の議案には、賛成でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

原案賛成の立場でね、副町長を二人から一人にするということについて、賛成討論いたします。

私は前回、因辰美町長の際に、この副町長複数制ということと、部長制を廃止していくという方向が提案されたときに、町長の見解としてですね、民間からの活力、そして市制目指してということでした。

しかし、実態は、その副町長の人選の誤りも含めてですね、本当に三人。複数体制がよかったのかという問題についてはですね、私は失敗したと思いますね。なぜかというたら、やはり副町長は、町長の考え方をですね、やはり、執行部の中に徹底していく。そのためにはですね、複数制であればですね、意思の疎通という点ではですね、十分できないということになっております。これは教育部の問題については教育長も含めてですね、やっている。そうして、部長制も含めてですね、生かして、町全体の執行体制を横断的に取り決めるようにしている。そういうふうな、機構の改革、方向性がいいんじゃないかということは前から思っていた。そういう点では、副町長が二人おると、二人であるということだけはですね、市制目指してとか、民間の活力をというようなことなどにはですね、つながらないという考えであります。

もう一つは、市制目指してやっていくという点ではですね、やはり、幹部職員も含めて全てがですね、市になっていくにふさわしい、そういう役割を自覚も、そしていろんな知識を見識を広げていくということですね、やっていくことがですね、この部長制にもつながるし、今、言いました町の方向性をですね、しっかり全体のものにしていけるというふうに考えます。

そういう点で二人から一人にするというので、財源的にはですね、副町長も含めたそういうものに充てていくということもできるというふうに思います。その財源そのものですね、副町長が二人になる、であることによって、必要以上の負担がかかると。税金も必要ということも含めて、この問題についてはですね、検討すべ

きだということで。

現状のですね、二人から一人にしていくということの方向性こそですね、町にふさわしい体制だということで、賛成討論をいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。本案を原案どおり可決することについて採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

これより、議案第10号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。太田建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 太田健策君 登壇)

◎8番(太田健策君)

議案第11号、建設常任委員会に付託を受けました、審査の経過と結果について、報告をいたします。

議案第11号は、「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

技術士法施行規則の一部を改正する法律の施行に伴い、同条例の一部を改正する必要があるため、行うものであります。技術士法施行規則の一部を改正する法律は、現在の技術士には複合的なエンジニアリングを、問題を技術的に解決できる能力が求められていることを踏まえ、20部門96科目に細分化されている第2次試験の選択科目について、技術専門の中核的な技術、専門的知識に基づく各選択科目の内容の類似性、重複性を考慮し、20部門60科目に、大括り化したものでございます。

これに伴い、条例第3条、布設工事監督者の、資格第8号中の水道環境を削除するものです。

建設常任委員会において慎重審査いたしました結果、委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

(建設常任委員長 太田健策君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第11号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上3件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。本田厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 本田芳枝君 登壇）

◎14番（本田芳枝君）

議案第12号「粕屋町健康保険税条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました厚生常任委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。

改正の内容は、福岡県に納める国保事業納付金と、提示された標準保険料率を参考として、平成31年1月22日に開催された粕屋町国民健康保険事業の運営に関する協議会において、平成31年度以降の国民健康保険税について行った諮問に対する答申を受け、所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うものでございます。

国民健康保険制度は、平成30年度から新制度に移行しました。新制度では、福岡県が財政運営の主体となり、市町村ごとの国保事業納付金の額の決定で、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払うことにより、国保財政の入と出を管理することになります。各自治体の納付金の額は、福岡県全体の状況により、毎年変わります。それによって、本算定率で粕屋町の課税率も変化します。昨年を引き続き、課税額の値上げが検討され、国保事業運営に関する協議会に諮問されました。その答申を受け、所得割率、均等割率及び平等割額の改正が提案されたものでございますが、その内容は、医療分の所得割率が、昨年より0.48%上がり7.228%に、所得割額が1,000円上がり2万4,000円に、平等割額が3,000円上がって2万8,000円になります。支援分は0.18%下がり2.2%に、所得割額は1,000円下がり8,000円に、平等割額も1,000円下がり8,000円となりました。介護分は、所得割額は0.3%下がり1.90%に、均等割はそのまま9,000円で、平等割額は2,000円下がって6,000円になります。

改正案の全体像は、医療分を上げ、支援分介護分を下げております。結果的には、現役世代の負担が増えることになりましたが、値上げ幅は低く抑えています。改正案のモデル保険税を見ても、高齢者の単身者にはほとんど影響はなく、現役世代に影響が出ていますが、値上げ幅は低く抑えています。この改正案で、粕屋町全体の収入見込みと必要額との差額の試算を見ても、99%の収納率を想定したとしても、366万円ほどの赤字が出ています。その赤字をどうやって埋めるのかという意見に対して担当課は、30年度の決算見込みと本年度3月に予定されている賦課限度額の引き上げを充てる予定だと答えています。それほど、すれすれの保険税値上げ改正案でございます。

当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で可決すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

続いて、議案第13号でございます。「北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例が改正され、平成31年4月1日より、北筑昇華苑組合の火葬料の値上げが行われることに伴い、粕屋町における火葬料の補助金についても見直しを行うために、本条例の改正を行うものです。改正の内容は、大人10歳以上の火葬料4万4,000円だったものが4万円となりましたので、補助額も同じく半額ということで、2万2,000円から2万円に下げることになりました。また10歳未満の子どもも同様に、1万1,000円だったものを1万円にしました。また死産児、死産の方ですね、についても同様に、1万円が6,000円となったため、3,000円と切り下げを行う改正案でございます。

審査については、既に福岡市などほかの組合では、火葬料4万円に対して補助額が2万円だったので、それに合わせることに。高齢者などの増加により利用が増える見通し。駐車場の改善も含めて、大幅に見直しを図る結果、このような改正案が出ることになりました。そのまま補助金はですね、据え置きではどうかという意見もあったことをつけ加えておきます。

慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを、ご報告いたします。

議案第14号「粕屋町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました厚生常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

この条例は平成30年6月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法による災害弔慰金の支給

等に関する法律の一部を改正する規定が平成31年4月1日から施行されることに伴い、粕屋町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

申しあげました国の法律と施行令の改正令の主な内容は、第10条、災害弔慰金の支給に関する法律の災害援護法資金の貸し付けについて、災害援護資金の貸付率を年3%以内にする。第7条、弔慰金の支給に関する法律施行の改正において災害援護額の償還方法について年賦、半年賦に加えて月賦償還を追加する。第8条、保証人規定では削除し、保証人制度をなくすこと。また、その他の事項といたしまして、違約金について、第10条に所管すべき金額を支払わなかった場合の延滞元利金を年10.75%から5%にするという改定でした。

以上の改定に際し、糟屋郡の他の自治体の様子、我が町の状況を鑑みながら、粕屋町でも三つの改正の提案がありました。その内容は、災害援護資金の貸付利率を年3%以内とし、規則では年1%にする。償還に際し月賦償還を追加。それから、保証人規定を削除する。違約金については延滞金、延滞元利金額に対して5%の率とするという改正案の提案がありました。

当委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことを、ご報告いたします。以上でございます。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これより議案第12号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第13号「北筑昇華苑組合使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について」、反対討論を行います。

この内容は、北筑昇華苑組合の火葬料が値下げされるということに伴い、粕屋町の火葬料の補助額を見直すというものです。現行の大人の火葬料4万4千円が4万円になるということで、粕屋町も2万2千円補助していたものが2万円にすると。子どもも同じように補助額引き下げるというものであります。これは今、本田委員長のほうからも報告がありました。私は、この北筑昇華苑の料金が引き下げられるということであっても、粕屋町としては現行の2万2千円の補助額を維持し、据え置くべきだと考えます。

説明ではですね、68万円でしたかね。この引き下げることによって、2千円を引き下げることによって増収になるというようなことであります。私は、このような福祉関係の予算が、今、ここ4年間前ぐらいから引き下げられてきているということについて、危惧の念を持つわけです。引き下げの理由のもう一つは、他町と同じ料金にする。これも、今まで粕屋町が誇る福祉関係の予算などが他町に比べてですね、非常に優れた他町の町民の人たちからうらやまれる。このような状況、私は、この福祉のまち、粕屋町が優れた特質ある町だと誇っております。それが、ここ4年間ではですね、高齢者・障がい者福祉関連が削減されていく傾向がありますので、この点についてはですね、金額の問題で言えば、工面をしてでもですね、2千円の引き下げを行うんです。

据え置きをするということが一番今からの消費物価とかですね、消費税の増税などとかいろいろと起きていく中では、町としては、その方向を、維持する方向を持って行くべきじゃないかというふうに思っております。

前、東京の都知事の美濃部知事は、都知事のとときですね、ゆりかごから墓場まで安心できるまちづくりという、そういう自治体を目指してですね、東京都は取り組んだというのがありました。私は、ここはやはり、子ども生まれてからですね、亡

くなる。この状況のもとで、本当に粕屋町に住んでよかったと言われる、喜ばれるようなそういう町であるべきだと考えます。

以上の立場から、補助額の据え置き立場からこの引き下げには反対です。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

これより、議案第14号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。本案に関し、委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 太田健策君 登壇)

◎8番(太田健策君)

議案第15号「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,573万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億9,314万5千円とするものであります。歳入の主なものとしましては、町税1億2,830万を増額し、県支出金2,855万1千円、町債を2,850万円減額するものであります。歳出の主なものとしましては、諸支出金の3億8,080万増額し、総務費2,553万4千円、民生費6,967万3千円、衛生費8,799万5千円、土木費7,281万円、教育費2,958万2千円を減額するものであります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして、慎重審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 太田健策君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

本案は、委員長報告のとおり、全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第15号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を40分からといたします。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時40分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議案第16号「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第17号「平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第18号「平成30年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、以上、住民福祉部所管特別会計3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 太田健策君 登壇)

◎8番（太田健策君）

議案第16号「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、審査の経過並びに結果をご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326万6千を減額し、歳入歳出予算の総額を40億5,158万4千円とするものであります。歳入の主なものとしましては、今年度実績見込みにより、一般被保険者第三者納付金を350万減額し、一般被保険者返納金を700万円追加するものであります。また収支均衡を図るため、歳入欠かん補填収入を676万6千円を減額するものであります。一方、歳出の主なものとしましては、償還金を198万4千円追加し、審査支払手数料を250万円、保険事業費用230万、それぞれ減額するものであります。

以上、予算特別委員会で慎重審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第17号「平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ98万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,001万3千円とするものであります。歳入としましては、一般会計繰入金金を98万2千円減額するものであります。一方、歳出としましては、後期高齢者医療広域連合納付金を98万2千円減額するものであります。

予算特別委員会で慎重審査いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第18号「平成30年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について報告いたし

ます。

保険事業勘定では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ796万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,059万5千円とするものであります。歳入では、国庫支出金343万6千円、財産収入7万3千円、諸収入438万3千円を増額し、保険料を1,034万2千円、支払基金交付金183万円、県支出金84万7千円、繰入金283万5千円減額し、歳出諸支出金87万3千円を増額し、総務費205万4千円、地域支援事業費678万1千円を減額するものであります。サービス勘定では、歳入は繰入金79万9千円を増額し、介護予防給付金収入79万9千円を減額するものであります。

予算特別委員会におきまして、慎重審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。終わります。

(予算特別委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

これらの議案も委員長報告のとおり、全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第16号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第17号「粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算」に対する反対討論を行います。

私は、この後期高齢者医療制度は、廃止をして、元の老人保健制度に戻すべきだという立場であります。それは、福岡県の後期高齢者医療広域連合によって保険料が決められ、そして、高い保険料が負担になるという状況の制度のもとで、もともと健康保険に加入してた老人、高齢者もがですね、別枠でこの医療制度に追いやられるという事態になっている問題であります。

福岡県の広域連合の一人当たりの平均保険料については、見込みではありますが、今年度福岡県は8万2,043円。昨年度と比べると2,320円高くなっております。粕屋町の場合は、平均保険料10万4,200円で、昨年比2,463円高くなっています。高齢者が増えれば、この医療が増えれば、保険料を上げていくという状況であります。この結果、高い保険料が払えずに滞納してしまい、保険証が取り上げられて、6か月しか使えない短期保険証が増えております。27年22人、28年26人、29人は20人出てます。今年10月に特別軽減が廃止されるという事態になれば、更にこの滞納者が増えるという事態になってまいります。

この特別軽減についてによりますと、年金収入が80万円以下の場合、保険料の定額部分が3倍になると言われております。この上消費税が増税されるということになれば、生きていくことが厳しくなる。孤独死が増えるという事態も生まれてきます。

日本医師会は、先日、医療部会で意見が続出したということでもあります。その内容は、年金生活者にこれ以上の負担をかけるのは反対だ。重症化して寝たきりになることもある。アクセス制限したらいけない。このような声が相次いだと言われております。こういう状況のもとで、福岡県は日本一高い後期高齢者医療の保険料になっております。この高い保険料を引き下げる財源が必要です。その財源、県の広域連合が蓄えている剰余金は163億円あります。基金残高も61億円あります。このうちの財源14億円を活用すれば保険料を引き下げる。例えば、この1万円引き下げるといふようなことも、県の財源で行えば可能になるんです。私はそういう立場から、この県が財源を使って、そして、引き下げるといふことも行うべきだという立場であります。75歳以上の高齢者が、別枠の医療保険に囲い込まれると。

当初この発足されるときに、姥捨山と言われる希代な悪法だと言われておりました。そういう点では、この後期高齢者医療制度の問題については、広域連合議会でも審議されておりますが、なかなか保険料の負担軽減というところの問題に突っ込んだ議論が弱いと。日本共産党の議員はここに選出されている人たちは、この保険料の軽減をですね、求めて討論にも参加しております。

そういう点で、この制度そのものに対する反対という立場からの、この議案に対しての反対討論といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号平成30年度「粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」

を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 太田健策君 登壇)

◎ 8 番 (太田健策君)

議案第19号「平成30年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

今回の補正は、既決の収益的収入に5,988万1千円を増額し、総額13億8,648万6千円とし、また、既決の資本的収入を54万8千円減額し、8億6,274万4千円、資本的支出を54万円減額し、11億1,755万3千円とするものであります。

主な補正の内容は、一般会計からの繰入金確定による繰入金額の増額。平成29年度分多々良川流域下水道維持管理負担金の精算により、特別利益を増額するものでございます。

予算特別委員会において、慎重審査いたしました結果、委員全員の賛成で、原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 太田健策君 降壇)

◎議長 (山脇秀隆君)

本案も、委員長報告のとおり全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第19号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号「平成31年度粕屋町一般会計予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 太田健策君 登壇)

◎8番(太田健策君)

議案第20号「平成31年度粕屋町一般会計予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億9,700万円と定める。歳入につきましては、町税2億3,632万、地方消費税交付金9千万、地方特例交付金8,701万9千円、国庫支出金4億3,273万6千円、県支出金1億5,582万7千円、町債2億5,760万円の増額。自動車取得税交付金1,100万円、地方交付税7千万円。分担金及び負担金1億2,435万9千円、寄附金1,500万円、繰入金1,067万6千円、諸収入6,461万5千円の減となります。収入は、前年度より9億6,600万円の増額となります。歳出では、総務費1億1,404万1千円、民生費4億1,529万7千円、農林水産費5,678万1千円、商工費2,152万6千円、土木費1億1,716万1千円、消防費1,183万1千円、教育費2億8,467万1千円の増額。歳出では、衛生費1,807万9千円、公債費2,114万8千円、諸支出金1,360万8千円の減額となります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして審査いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを、ご報告いたします。

(予算特別委員長 太田健策君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

本案も、委員長報告のとおり全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより、議案第20号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

6番中野敏郎議員。

◎6番(中野敏郎君)

今、委員長のほうから報告ありましたように、145億9,700万円。こういう大きな金額の話が出てきたわけですが、私はほんのその中の28万7千円。この金額のことについてこれは否定すべきだと思い、今から反対討論をさせていただきます。

議会事務局備品購入費として、議長室にPCパソコンが28万7千円というふうな形で計上されておりました。議会トップである議長が、ただ単にこのような恩恵を受けるのであれば、議会・執行部という両輪に例えられる私たちのこの町の関係が、怪しくなるのも必然かと大きな目で見たら思います。議会对策とも思いかねない、町長にそんな意図というのは全くないかとは思いますが。

私が問題にしたい大きな本質的なところというのは、まずこの28万7千円議長のパソコンについて、議員の多くが予算化されることに知っていなかったこと。この予算の必然性が議会の中で共有化されていないこと。議会の予算要求の優先順位と

して、全く認知されていないこと。協議の場にも何ら出ていないこと。議長がパソコン等の利用でIT環境を変えようという姿勢が見られないこと。私は3年前議員になりましたが、そのときに安城市とかね、もうiPadとかそういうものを取り入れて、こんなのやってるじゃないですかと1回提案したことがあります、何ら我が議会ではそういうことは不問というか話にもなりません。それから、経営政策から支給されるパソコンで議長の業務が滞るとは考えられないこと。実務的に毎日長時間パソコンを扱われる職員の方々、たぶんに多数いて、議長以上にですね、皆さん多くの時間をパソコンの前で過ごされているんじゃないかと思いますが、それらの職場環境、パソコン環境をよくするために、議長がそれを率先して使って、その問題点を摘発するというかね。そういう提案をされるというのは分かりますが、そういうふうな話もなかったこと。私が所属する議会広報特別委員会では、スピーディーで、そしてまた見やすく編集する環境、つまり、編集ソフトであるかPC環境利用、そういうふうな編集作業の中に取り入れるようなモニターの共有とかも願ってはいるのに、これらのことよりも予算化されるっていうのが先になるということも到底考えられないということ。

議長説明では、議会事務局が勝手にというふうな形で説明されましたが、そんな例えば付度したような形での予算化なんてあり得ない。これは思いやり予算なのか、あるいは思い上がり予算なのか、とんでもなく私には思います。委員会段階の採決では、私1人の反対でした。過半の賛同を得ようとは思ってはおりません。

ただ私は、このことが来年の決算のときに、執行残として残ることを願って反対討論いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号「平成31年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第22号「平成31年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第23号「平成31年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第24号「平成31年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、以上、住民福祉部所管特別会計4件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 太田健策君 登壇)

◎8番（太田健策君）

報告いたします。議案21号から24号は全員による審査のため、簡単にご報告させていただきます。

「平成31年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、審査の経過並びに結果をご報告いたします。

国民健康保険特別会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ40億1,072万2千円とするものです。これは前年度、当初予算比で約1%の減となります。主な予算減額の要因は、国民健康保険事業納付金、及び県支出金の減額によるものでございます。歳入の主なものとしましては、国民健康保険税7億8,609万2千円、県支出金28億3,035万2千円、繰入金2億7,040万8千円です。一方、歳出の主なものとしましては、保険給付費27億7,362万6千円、国民健康保険事業費納付金10億6,719万2千円です。

以上、予算特別委員会で審査いたしました結果、賛成多数で可決すべきことに決しましたので、ご報告をいたします。

続きまして、議案第22号「平成31年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、審査の経過並びに結果をご報告いたします。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億1,681万6千円とするものです。これは、前年度比当初予算比で、約4%の増となります。歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料4億700万円、繰入金1億881万1千円です。一方、歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金4億9,892万7千円です。

予算特別委員会で慎重審査いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といた

しましたこと、ご報告いたします。

続きまして、議案第23号「平成31年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について報告いたします。

保険事業勘定では、予算総額を24億5,003万4千円とするもので、保険給付費の増大に伴い増額しています。歳入では、保険料を5億5,517万4千円を初め、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金が計上されています。歳入では、保険給付費22億4,552万9千円を初め、総務費、地域支援事業費が計上されています。一方、サービス勘定では、予算総額を1,528万6千円とするもので、前年度比より減額となっております。歳入では、サービス収入1,528万円4千円を、歳出では、総務費1,261万5千円、サービス事業費267万円が計上されています。

付託を受けました予算特別委員会におきまして、慎重審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第24号「平成31年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」。歳入は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117万5千円と定める。歳入といたしましては、諸収入16万5千円を増額するものであります。歳出といたしましては、諸支出金56万5千円を増額し、予備費40万円減額するものであります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

これら議案も、委員長報告のとおり全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第21号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第21号「粕屋町国民健康保険特別会計予算」に反対する反対討論を行います。

昨年4月から、国民健康保険が都道府県単一化されて、国が自治体に独自に国民健康保険税軽減のために行ってきた一般会計繰入や、減免措置を全部なくして計算した標準保険料率に合わせて国保税を値上げするように圧力をかけているということが言われております。県は、国民健康保険料の収納率や、医療費などを基準に標準保険料率も決定して、それに目標を決めて、市町村に対して収納率を競わせる。このようなことが言われております。

保険料については、納入率の目標に届かなくても、県が示した金額を納入することになっており、目標を達成しないとペナルティーがかけられると。このようなことで、県からの補助金も削除・削減されると言われております。このような保険制度になっても、子育て世代や低所得者、年金者、障がい者、ひとり親家庭など、多く加入する国民健康保険世帯への負担を軽減するためには、一般会計からの繰入れを行って負担軽減することが求められます。このまま一般会計からの繰入れを行わないで、保険税値上げしていくということになれば、滞納者が増えて、保険証がなく病状が悪化して重症になり、手遅れになり、死者が出るということは、今でも全国的にも起きております。

粕屋町でも、3か月や6か月しか使えない短期保険証、国保加入世帯の3.4%、160世帯に交付されて、高校生が2人含まれます。また、病院の窓口で全額支払わなければならない資格証明書、6世帯交付されております。私、今議会で一般質問で取り上げ、担当課長からの証言もありましたけど、国民健康保険税の滞納と差押えの問題があります。税金滞納者の41.9%、1,161人が国民健康保険税の滞納者。

そして、滞納金額は3億3,038万円。滞納金額66%が国民健康保険の滞納額になっているということです。差押え件数でも516件、差押え金額は1億5,949万円になっています。まさに担税能力を超えた国民健康保険税であるということをお話していると思います。今年度の特別会計予算では、昨年度比で県の補助金、特別交付金が3,328万1,000円削減されます。この点からも、一般会計の繰入れを行わないと、保険税の負担が増えるということになっていきます。一般会計の繰入れは昨年補正で4千万円繰入れております。今年度も、当初予算で昨年実績から見ても4千万円以上繰入れるべきだと考えます。このようなことで、一般会計についての繰入れ、いろいろと意見が出ておりますが、私はこの一般会計からの繰入れということは、税負担の公平性ということだけで済まされるものではないというふうに思います。

国保は、協会けんぽや組合健保共済などがない均等割平等割があります。このようなことで、全国知事会、全国市長会、全国町村会などは、今の健康保険制度では加入者の所得水準が低く、保険料の負担が高い。その解決のために、抜本的な公費投入を増やして引き下げること。このようなことで協会けんぽ並みに保険料を引き下げることが国に求めています。国民健康保険制度が都道府県単一化になっても、国が地方自治体への国保負担、割合を引き上げることも全国知事会は国に対して求めています。

日本共産党もこの全国知事会と同様に、国に対して1兆円の公費を投入して、均等割や平等割を廃止し、国民健康保険料を協会けんぽ並みに引き下げることが求められました。皆さん、このようなこの国民健康保険の中で、均等割、平等割を廃止

した場合にどのようになるのかというのがあります。これは今、全国でも自治体の中で、問題なり話題になってる点です。それは、粕屋町の国民健康保険税から均等割や平等割を廃止した場合どうなるのか。試算されたもので、私資料をもらいましたが、年収、これは共産党の県議団などがつくった資料です。年収400万円世帯では37万6,360円が21万4,360円、16万2千円の引き下げ。平等割、均等割を廃止した場合ですね。このような状況が生まれるんです。そういう点では、国が平等割、均等割を廃止するということと併せて、町としても、この点についての助成も含め、一般会計からの繰入れを合わせて対策を立てるべきだと考えます。今年度の国民健康保険の特別会計の予算では、一般会計からの繰入れが全くありません。

私は、初めから当初予算から、一般会計の繰入れは前年度との関係から見ても、繰入れてやっていくべきだという、そういう立場であります。26年には2億ぐらいの一般会計繰入れも行ってきた。ちょっと手に資料ありますが、確か覚えてそのくらい26年は入れてたと。いずれにしても、1億2億というのは、今までも入れて保険税の引き上げを抑えるということに役割を果たしてきたというふうに思います。そういう点では、今回の一般会計の繰入れを行わずに、行っていない特別会計予算には反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号「平成31年度粕屋町水道事業会計予算について」、議案第26号「平成31年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、以上、都市政策部所管企業会計2件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 太田健策君 登壇）

◎8番（太田健策君）

議案第25号「平成31年度粕屋町水道事業会計予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

収益的収支につきましては、収入が10億4,689万2千円。支出が9億2,694万9千円であります。収入の主なものは、営業収益の10億107万円であります。支出の主なものは、営業費用の8億7,030万円であります。資本的収支につきましては、収入が410万円。支出が5億24万1千円であります。支出の主なものは、建設改良費の3億5,998万5千円。企業債償還金の1億4,025万6千円あります。資本的収入が、資本的支出に対して不足額につきましては、建設改良積立金損益勘定留保金等で補填するものでございます。

予算特別委員会において、慎重審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第26号「平成31年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

収益的収支につきましては、収入が12億6,745万円。支出が13億4,447万2千円あります。収入の主なものは、営業収益の8億9,008万円あります。支出の主なものは、営業費用の11億7,342万2千円あります。資本的収支につきましては、収入が7億9,104万4千円で、支出が10億4,328万1千円あります。収入の主なものは、企業債の4億9,140万円。他会計負担金の2億7,660万2千円あります。支出の主

なものは、建設改良費の1億6,968万1千円、企業債償還金の8億7,360万円であり
ます。資本的収入が、資本的支出に対して不足する額につきましては、減債積立金、
損益勘定留保金等で補填するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会において慎重審査いたしました結果、全員の賛
成で原案どおり可決すべきものとして決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

これらの議案も、委員長報告のとおり全員による審査を行っておりますので、質
疑を省略し、これより議案第25号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり
決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されま
した。

次に、議案第26号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり
決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (山脇秀隆君)

全員賛成であります。よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号「指定管理者の指定継続について」、議案第28号「訴えの提起について」、以上、2件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。本田厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 登壇)

◎14番 (本田芳枝君)

議案第27号「指定管理者制度の指定(継続)について」、付託を受けました厚生常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案の内容は、粕屋町福祉センターの指定管理者をして(継続)するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求められたものでございます。

町の考えは福祉センターの管理運営を効果的かつ効率的に行わせるための指定管理者の指定(継続)をしております。説明によると、平成19年度から粕屋町福祉センターの指定管理者となった粕屋町社会福祉協議会は、センター設立当初より地域社会の拠点として多様なニーズに対するため、社会資源とのネットワークを生かし、専門機関や関係機関と連携し、福祉課題の解決を目指す福祉総合相談などの創意工夫を凝らした事業を実施展開しています。また、粕屋町の特性を踏まえながら、ひとり暮らし高齢者などに対し見守り活動を行うなど、地域に根ざした福祉活動を行っており、その結果、多くの町民に信頼されるとともに行政関係各部署を初めとする多くの福祉関係者との連携を強めています。

また、平成27年度に作成した社会福祉推進のための基盤や体制を整える地域福祉計画の期間は、平成28年度から平成32年度の5年間となっており、これからは、この取組みを町と一体となって、効果的かつ継続的に推進していく必要があります。また、ふれあいバスについても、土日運行を行うなどの内容の充実を図ります。

以上の点において、粕屋町社会福祉協議会は、町民の福祉意識の高揚と町民福祉の増進を目的とした粕屋町福祉センターの管理及び運営を、効果的かつ効率的に行うことができるものとして、引き続き、粕屋町社会福祉協議会を指定管理者に指定したいということをございました。

当委員会の審査の中では、災害ボランティアの活動拠点、発達障がい児などへの支援など多くの活動の中で、町民との連携を深めているという高い評価も上がり、設置場所や建物の様々な要因もあり、思うような活動ができていないのではないかと

という意見も出ました。今後とも、町と協力して福祉の増進に努めてほしいということに皆さんの意見がまとまっております。

当委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり可決することに決しましたことをご報告いたします。

議案第28号「訴えの提起について」、付託を受けました厚生常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

今回、福岡地方裁判所に町営住宅明け渡し等、請求の訴えをすることになった内容については、訴えの相手は町営住宅居住者、そして申し立ての内容は、町営住宅明け渡しと滞納処分請求額は86万5千円というものでございます。事件の概要は、訴えの相手は粕屋町が管理する町営住宅の入居者であり、これまで、町営住宅家賃を平成22年度から平成30年度まで、86万5千円滞納しています。家賃未納対策として、毎月納付期限後の20日以内に督促状を発送し、納期限後3か月以上未納がある場合は、催告書を発行しています。その結果、支払いがある月もありましたが、平成27年度より催告状、催告書送付を行っても支払いが滞るようになったため、平成31年1月23日を期限と定め、町営住宅の明け渡しを趣旨とした内容証明郵便を送付しています。ところが、応答がなく不履行の状況が続いているところから、町営住宅の明け渡しと滞納家賃86万5千円の支払いを求め、福岡地方裁判所に申し立てを行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2条の規定により、議会に議決を求められました。

質疑の内容としては、もう少し早く何とかできなかつたのか。支払い能力があるのか。生活支援相談の対応などでファイナンシャルプランナーへの相談などはどうなつたのか。また、生活保護受給者などでケースワーカーとの協議はなされなかつたのかなどの意見が出ました。

当委員会で慎重な審査の結果、賛成多数で、可決すべきことと決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第27号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第28号「訴えの提起について」の反対討論を行います。

先ほど本田委員長のほうからも説明がありましたけど、町営住宅の入居者の家賃滞納問題で、裁判についてであります。この内容は、町営住宅に入居している家族が、現在夫が病気で、妻がパートで働いているということでした。そして、生活保護を平成12年から受けて、10年前からご主人は病気をしているという事態になってるということでした。平成22年に3か月の滞納をしてから、全く家賃が納入できなかったというのが平成28年度にあったということではありますが、それまでは、滞納がかさんできていたということです。

支払うべき家賃総額は、30年度で120万8,800円。滞納総額から86万5千円ということ。私は、この問題を解決するには、裁判ということも最終的には必要だというふうには思いますが、町としてのケースワーカーとか、それとか福祉事務所、生活保護を受けているということでもありますので、県の福祉事務所などの職員との共同も行って、対策を立ててそして解決していく方向が望ましいというふうに思っております。基本的には本人の自立支援が必要であると考えます。

また、家賃滞納では1年間全く払わなかったというのが3年前、28年ですが、そのときに何か状況、その本人に特別な事情が生じたのではないかとすることは思います。説明の中では、プライバシーの問題もあるので詳しい事情が分かりませんの

で、関係者の人たちは、この実態は分かってることだというふうに思います。

この町営住宅の家賃滞納者の訴訟というのは、粕屋町で初めてということでしたし、福岡市では県営住宅が裁判例があるということです。いずれにしても、公営住宅の家賃滞納の裁判例はそう多くないというふうに思います。なぜかという点では、家がなくてそして町営住宅に入居せざるを得ない事態になってるということからいろいろな問題が関係しているというふうに思うんです。そういう点では、もう少し詳細についての対策を立てて、対策の方向性を私たちにも示してもらえれば、理解は深まったというふうに思います。

ただ、先ほど本田委員長が説明されたように、この方が滞納とかなった事態、そういう状況については説明がありますが、どういう方向が解決していくことにつながっていくのかという問題が大事だというふうに思います。それともう一つは、支払い能力の問題もあると思います。裁判費用がどうなるのか。滞納家賃どうなのかという問題です。そういう点では、支払い能力といいますか、本人が立ち退きしたらどういう事態になるのかということから考えたらですね、やはり、自立支援も含めた方向性が町としても努力が求められるというふうに思います。

そういう点では、裁判については時期尚早ということもありですね、もっと検討すべきじゃないかという立場から反対討論といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されま

した。

議案第29号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎12番(小池弘基君)

議案第29号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成31年3月31日に、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散により、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退し、また平成31年4月1日からふくおか県央環境広域施設組合が、新規設置により、同組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められるものであります。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第29号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。本議案は追加議案であります。

本案に関し、委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 太田健策君 登壇)

◎8番（太田健策君）

議案第30号「粕屋町一般会計補正予算追加について」です。

予算特別委員会に付託を受けました、審査の経過と結果について報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ143億9,780万4千円とするものであります。内訳としましては、工事請負契約の変更についてであります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして、慎重審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

本案は委員長報告のとおり議員全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第30号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。議案第30号との関連で、本案も追加議案であります。

本案に関し、委員長の報告を求めます。太田建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 太田健策君 登壇)

◎8番(太田健策君)

議案第31号「工事請負契約の変更について」、付託を受けました建設常任委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

今回の補正は、南里水路護岸改修工事について、次のように工事請負契約を変更するものであります。契約の目的、南里水路護岸改修工事。契約の方法は指名競争入札。契約の金額、当初金額が4,563万円。第1回変更契約は4,895万9,640円。第2回変更契約5,361万7,680円。契約の相手方、有限会社福澤建設、代表取締役、福澤孝臣であります。

理由としまして、緊急対策による設計変更のため、南里水路護岸改修の一部を変更したいのということであります。

付託を受けました建設常任委員会におきまして審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告して終わります。

(建設常任委員長 太田健策君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第31号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(山脇秀隆君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎12番（小池弘基君）

諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

現在、1名欠員となっております人権擁護委員の候補者として、長者原下区にお住まいの宮川健二氏を、法務大臣に対し推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものでございます。

宮川健二氏は、経歴書にもありますように、粕屋町で一般行政職事務職員として長年奉職され、社会教育課時は、人権教育担当もされておられ、人権問題への理解も深く、人格、見識ともに優れた方であります。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、賛成多数で適任と決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので質疑を終結いたします。

人事案件につき討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求

めることについて」は、委員長報告のとおり適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

再開を13時からといたします。

(許可のない発言あり)

◎議長（山脇秀隆君）

では、10分間休憩をして再開を12時10分からとして再開をいたします。

暫時休憩です。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時10分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

発議第1号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。小池議会運営委員会委員長。

(議会運営委員長 小池弘基君 登壇)

◎12番（小池弘基君）

発議第1号は、「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました議会運営委員会の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

この発議は、粕屋町委員会条例第3条第1項に規定してある常任委員会の任期を4年から2年に変更したいとするものであります。

審査の中で出された主な意見につきまして、賛成意見のほうは、申し合わせ事項に沿った改正である。また、改選後正副議長、正副委員長は、その申し合わせで出された。また、主な反対意見といたしましては、2年で交替となると、1期目の議員の方は、ようやく内容を覚えてきたところで所属が変更になることは問題である。また、委員会所属の変更を希望する場合は、委員会条例第7条第6項の規定により、所属変更は可能である。また、現在の常任委員会複数制の意味はどうなる。

また、ただ任期を2年に変えて詳細は協議しないままだと具体的にどうするのか分かりづらく、混乱したり揉めたりするのでは。また、来期、常任委員会が2常任委員会になることも予想される中で、今、任期を2年にする意味があるのか。

など、様々な意見がありましたが、付託を受けました当委員会での審査の経過と結果につきましては、賛成少数で、否決すべきと決しましたことをご報告し、終わります。

(議会運営委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。これより、発議第1号の討論に入ります。

ただ今の委員長報告が否決でありましたので、まず、原案賛成の方の発言を許します。

9番、川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

賛成の立場で討論します。

簡単です。申し合わせ事項を実行するためにはですね、条例の改正が適当であります。4年任期をですね、2年にするということは、申し合わせ事項で確認した事項です。それを実行するための条例改正案ですから賛成します。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

7番、木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

反対の立場から討論をいたします。

まず、委員会の複数制をどうするのか。複数制の目的の一つに、議員の専門性を活かしていくためということも含まれております。委員会の2年任期を設けるならば、複数制も同時に見直す必要性が出てくるのではないのでしょうか。複数制は時間をかけて議論してきた経緯もあって、また一期はやってみないと分からないという意見もあり、複数制は今期は続行ということになっているのではありませんか。

また、広報委員会も常任委員会にこの話も出ております。私は、委員会を2年任期にするのであれば、今申し上げた問題も含めてしっかりと議論した上で、利点と欠点などを検証して議員に是非を問うべきと思うのです。

これは条例を変更するのですから、もっと慎重に検討すべきと考えて反対といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

6番、中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

原案賛成という立場で討論させていただきます。

私にとってみたら、長年問題にしていた議運。議会運営委員会の中でのいろんな様々な論議されたことが、私たちの議運以外のものに来たら、それが単なる報告というふうな形で、おりてきていた。全くこういうふうな形の非民主的なものっていうのはあり得ないと思って、私はいろんなところで言ってきたんですが、今回そういうふうな問題、申し合わせの問題で議員の中でいろんな討論会やりましたが、そういう問題も解決していきました。

その中で、私たちは2年制というふうな形のことをしておりますので、その流れに沿うような形で諮問があるかと思っておりますので、賛成討論とさせていただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

3番、案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

賛成の立場から発言いたします。

先ほどですね、例えば1期目の方がね、困るだろうって推したとか専門性とかありますけども、1期目の議員でも2年間すれば十分分かることです。長い任期の方でも勉強しなければいつまでたっても専門性は深まれません。だから、今回申し合わせ事項でありますんで、それに正副委員長の任期と合わせてして、希望する方はそのまま残っていいし、やはり自分が入っても別のところで勉強したいということであれば、そこに変わっていいと思えますし。また、複数制につきましては今後、やっぱり時間かけて検討すべき。

さっき、2常任委員会制とかありましたけど、複数制については今後まだ時間かけて検討すればいいことだと思えて、今のところ議案に対してから賛成いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は否決であります。本案を原案どおり可決することについて採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成少数であります。よって、発議第1号は、委員長の報告のとおり否決されました。

意見書案第1号「消費税増税の中止を求める意見書(案)」を議題といたします。

意見書案第1号につきましては、提出者による趣旨説明及び質疑は、開会日に既に終了しております。よって、これより意見書案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

9番、川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

意見書案に賛成の立場から討論します。

皆さんは、消費税10%へ増税に賛成されますか。各種の世論調査でも、反対が賛成を圧倒しています。今、多くの食品が値上げされております。こうした中で増税すれば、8%になったとき以上の景気の冷え込みは確実です。

一つ目としては、複数税率の仕組みの導入によって、システム変更にもかなりの費用がかかります。

二つ目は、食品の持ち帰りなら消費税8%、店内で食べたなら10%。こうしたやり方は大変です。レジで確認したら、そのあとは確認しなくてもいいと指導されているようですが、持ち帰りで購入した人が店内で食べているときは注意することが必要です。果たしてそうなるのか。

3番目は、消費税10%への増税対策で、全て返すというくらいなら、初めから増税すると言わなければいい。財源はどうするのか。いつも財政難だから消費税を上

げて福祉に回すという政府は言うんですが、それでは福祉はどうなったでしょうか。よくなりましたか。一つは、年金は上がりました。下がる。年金は下がりましたか。上がりましたか。下がるばかりじゃないですか。医療費が下がりましたか。これは上がるばかりです。国民健康保険税は下がりましたか。来年度は全国平均で4万9千円も上がるそうです。

4番目は、生活保護費は下がりましたし、各種の扶助費も下がりました。生活がよくなったという実感は全くありません。3月19日付けの世論調査では、景気回復の実感はあるかの質問に、実感はないが83.7%。朝日新聞の10月からの消費税10%増税に反対が55%、賛成派が38%。正論は圧倒的に消費税10%増税には反対なのです。安倍政権が6年間で社会保障費カットした額は、なんと、3兆8千億円です。3兆8,850億円です。見てください。このように、インターネットで流れております。このお金は、一体どこへ行ったのでしょうか。大企業の法人税、富裕層の所得税の減税に行ったんです。これは取り戻していい金額です。もと伊藤忠商事会長で元中国大使の丹羽宇一郎氏が発言しています。今見直すべきは所得税や金融資産への課税だと指摘しています。株や債権での稼ぎや高額所得者への課税をもう少し増やすべきではないか。金持ちに手厚くするのではなく、弱い者、貧しい者に手厚くする税制へと考え直すべきですと述べています。

1番いいのは富の分配を考え直すこと。税制には、富の再配分という役割があります。貧富の差が拡大する中で、今までのと同じような税制であってはならないと彼は言っています。もう一つは国費の無駄遣いをなくすことだと思います。大型の航空事業、今問題になっている下関・北九州道路の建設とか、リニア新幹線の建設とか、軍事費の無駄遣い。例えば、F35ステルス戦闘機は1機は約100億円ぐらいします。これを100機買うそうです。そしたら1兆円です。今は戦争するような状態ではない。日本国民は、誰もそう思っています。北朝鮮や中国やすぐにも戦争を仕掛けてくるような危機をあおって、軍事費を拡大することは決して許されることではありません。内政に行き詰まった政府が、国民を欺く詐欺的な国政のやり方です。安倍首相を中心とする現在の政権は行き詰まっています。財源はあります。政治のやり方を変えるだけで大きな財源が生まれます。

以上の意見をもって賛成討論といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成少数であります。よって、意見書案第1号は否決されました。

請願第1号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願」を議題といたします。

請願第1号につきましては、紹介議員による趣旨説明及び質疑は、開会日に既に終了しております。よって、これより請願第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

9番、川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

ちょっと長くなりますが、反対討論をいたします。

請願書は世論動向について述べられました。しかし、どの世論調査でも、安倍首相のもとでの9条改憲に反対が圧倒的に多いです。賛成を上回っています。これは2017年12月9日から10日の日本世論調査ですが、改憲の国会論議に関して急ぐ必要がないが67.2%。急ぐべきが28.8%で、請願者の主張は全く逆になっています。9条改正については必要がないが53%。必要があるが41.2%で、これも必要がないが上回っています。亀井久興っていう元衆議院議員がいらっしゃいました。国土庁長官もされました。彼は、安倍さんを見ていると国家主義的というか、戦前への回帰を目指しているように思えて仕方がないと発言をされています。

時事通信が2017年の12月8日から11日に行った時事世論調査では、改憲の発議を来年1月の通常国会で行うべきか、つまり18年ですね、2018年に行うべきかどうかについて、これを問うています。反対が68.4%と7割近く。来年の改憲発議については、賛成は2.9%、改憲を急ぐことに反対が51.3%。そもそも改憲に反対が17.1%で、反対意見の合計が賛成を大きく上回っています。自民党審査の中でも、反対が50.6%で賛成は24.9%です。反対が上回っています。最近の世論調査、なかなかないんですけども、2018年にあったんですが、これ12月だったかな、発表された改憲問題に関する2020年施行を目指す安倍首相の方針に対して、読売では反対が47%、賛成が36%。共同通信では反対が52.8%、賛成が37.6%。毎日新聞は国会

が改憲案の発議を急ぐべきかの結果は、問うていますが、急ぐ必要はないが61%、急ぐべきが22%。こうした結果は、国民は憲法改正に関しては、現行憲法に対して好意的であることを示しているというふうに思います。

ちょっと長くなりますんでは端折りまして、日本国憲法が第99条で軍事費を徹底的に否定したのは、歴史に照らしてですね、戦争は重要な最大の的であるとしたからです。憲法学者の樋口陽一氏がこういうふうに述べています。

基本的に1945年以前の日本社会は、軍事的価値を最上位に置く社会でした。第9条の存在は、そういう社会の価値体系を逆転させたということに大きな意味があったんです。と指摘しています。更に、天皇と軍とそのために死ぬことを位置づけた国家信徒。この三者の結びつきを一旦否定する。すなわち、統帥権●●としての天皇から象徴天皇へ。国家信徒から政教分離へ転換。と並んでですね、軍事価値の否定というところにこの9条の意味がある。第9条は持っていた大きな意味があったと述べています。自由の保障についての第9条の意義を、そのように強調しています。樋口氏への論は参考にして、この請願の意味を読み解くと、9条に自衛隊の項を書き込むことは、日本社会に軍事的価値を上位に押し上げていく作業はつくり出していきます。

また、請願者たちは、靖国神社以降、すなわち天皇のために死んだ軍人を祀る神社。信徒は信ずる人たちです。国家信徒を呼び込むことにより、まさに、軍、それから、これは仮定として自衛隊になるんですが、国家信徒とそれから天皇と戦後否定された三者が復活していく構造をつくっていきます。この請願書は、いみじくも自由の保障を否定していく構造をつくり出す意味を持つものではないかと思います。従って、この請願には反対します。

以上で終わります。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

6番、中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

まずもって、賛成討論がないのが残念です。この意見書というのは、憲法論議を巻き起こそうというのが、そもそもの主張となっております。ところが、そのはずである意見書段階で、そのような討論もありませんでした。質問に対する回答もままないっていう状態でありました。このような趣旨に反するような状態で、意見書

を出すというのは全くのお門違いだと思います。12月にこの意見書、最初出たわけですが。たまたま12月14日の日、私はNHKテレビの放送で、レディ・ガガという人。レディ・ガガ、御存じかと思いますが、彼女が何回もテレビに出ておりました。何でこんなにいっぱいテレビに出るんだろうなと思ったら、その後、「アニメ／スター誕生」とかいう映画がありまして、そのプロモーション的な形で、彼女が出てきてたんじゃないかなと思いますが。その中で、彼女がインタビューに答える言葉というのが私に相当に影響を与えました。彼女は、幼い頃すごくいじめられていたそうです。あの風貌、私もよう得体が知れないといったら本当失礼なんですけど、分からない。で、小学校っていうんでしょうか、そんなちっちゃい頃っていうんですか、彼女は男の子にいじめられております。それで彼女は、お母さんに尋ねるわけですね。もちろん英語の言葉なんですけどね。どうして私、どうしたらいいか分からない。みんな私の髪がおかしいと言うのと。私が歌を歌ってるとかですね、そういうふうなこと。そして大きな夢を持っていることに対して、みんなが馬鹿にするって。そんなふうなことを言われたそうです。そのときのお母さんのガガに対する返事がすばらしいんです。何と答えたか。あなたは、あなたの優しさでやっつけなさいよ。そう言ったそうです。あなたはあなたのその優しさでやっつけなさい。その言葉ってどんなふうに彼女は本当に英語で言ったのかなあ。で、原文を探しました。件名探したらありました。何と言ったか。「ハニー、キル ゼム ウィズ カインドネス」。キルっていうのは殺すという言葉で英語で習ったかと思いますが、そんな激しい言葉でもありますね。カインドネスっていうのは優しさですね、一般的にですね。あなたの優しさで殺しなさいというふうなことをお母さんは言ったそうです。その次の言葉「ネバーフォゲット」、そのことを彼女は忘れませんというふうなことを書いているんですよ。子どもの世界っていうか、例えば、ガキ大将が出てきてドラマなんかで出てきて、いつもガキ大将が勝つかといったら、どっかの国に例えているわけですけどね。例えばその例えがジャイアンであってもいいんですよ。ジャイアンが世界を支配するか、漫画の世界を支配するかといったらそうじゃないですね。優しさでやっぱり訴えるものがある。しずかちゃんかもしれない。いろんな人がいるかもしれない。そういうふうなところというのが、私にはあるんじゃないかなと思うんですよ。で、日本国憲法の中にあるその平和主義とかいうのはそんな優しさでやっつけなさいというふうなことを、スタートの段階で提起していたことだと私は思っております。

レディ・ガガは何かそのあといろんなことで触れたら、すばらしい言葉を言うてるんです。もちろんトランプ大統領に対していろんな意見も言ったりする激しさも持っておりますし、優しさはいい意味での感染症。他人に与えれば優しさが広がる。

そんなふうなことも彼女言うんですよ。そのような平和主義というのが日本の役割だったんだ。

私はそのような位置にある日本の平和主義を貫くために、この訳の分からない論議をしようといって足元でそうすることもないような意見書を出すというふうなことに対しては、反対いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、原案賛成の方の発言を許します。

12番、小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

まず、請願1号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願」につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

諸外国は次代を見据え、必要に応じて適合した憲法を改正するなど、国家を守り、国民の生命、財産の保持に努めています。一方、我が国の憲法は主権が制限されたもので定められ、以来、70年余り1度の改正もされておらず、国内外の状況・情勢は大きく変化しています。緊急事態において真価を発揮できるよう、21世紀にふさわしい憲法の見直し改正をしていくことが求められていると考えられます。

また、国会議員の関係者も国会での憲法改正論議について、国会の定めるところも述べられているようになっていきます。

請願第1号の「国会における憲法論議の推進と国民的議論の関係を求める意見書提出に関する請願」について賛成いたします。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

この美しい日本の憲法をつくる意見書請願に対する反対討論を行います。

私は、この12月議会で提案が出されたときに、安藤議員からこの趣旨説明したときときにはもらえなかったその資料を要求しました。それは、内容については、そのとき説明されなくて、とにかく憲法論議を国会で急いでもらおうと。それだけですよということでした。内容が分からないものを紹介議員になってというのはですね、私は今まで議員になって10年になりますが、ありません。少なくとも自分の立場、主張、意見を述べる。これはどういう立場であろうと、紹介議員であればその立場に立って行く。これは議員としての在り方だと思います。議員必携にもそういうふう述べております。安易に紹介議員という名前だけでというのは正しくない

ということです。そして、その資料を見て私びっくりしました。日本会議の憲法改正案が中心にありました。その中で、天皇の問題、緊急事態、教科書、自衛隊いろいろあります。しかし、今回の意見書の請願の中身では、緊急事態法の問題と自衛隊の問題があります。私はこの緊急事態法はですね、戦前のこの時代に、軍部が緊急事態法というもとので、戦争に駆り立てる。このようなことを行ったことであるという。そういう点では、自民党がまとめたこの緊急事態法の内容も、そういう趣旨になっております。まさに日本を今の平和憲法崩して、そして、戦前に復帰すると回帰するということがですね、基本にあるんじゃないかということです。

日本は戦前ですね、この15年にも及ぶ侵略戦争。国民が310万人、アジア諸国2千万人亡くなりました。この戦争の悲惨な経験、この反省の上に立って、戦争をしないという9条をもとにした軍部持たない。交戦権を持たないというものがうたわれます。

私はこれは世界に誇るすばらしい憲法だというふうに思います。そのことによって、平和で豊かな日本を今現在までつくってきたというふうに思います。もう一つは、自衛隊の問題です。憲法9条2項に明記するというのです。9条はそのままにして、そして9条2項を入れるんだと。2項のあたり。このことはですね、何か憲法9条あるからいいじゃないかというものではありません。あとから書き込んだ憲法、法律、条例。これが優先するというのが、ローマ法以来の世界の法律の一般原則であるわけです。いわゆる新法が旧法を改廃するというのです。そういう点で言えば、この憲法9条の後に自衛隊を書き込むということになったら、歴代の自民党政府でも憲法9条のもとでは自衛隊法でも、海外の自衛隊の派兵、他国のための武力を集团的行使、自衛権の行使、武力行使を目的とした国連軍の参加を行わない。このようにしております。それを、憲法9条の後に、自衛隊を書き込めば、集团的自衛権の行使、安保法制のもとで、アメリカと一緒に戦争する他国に武力をもって侵攻する。このことが法律的に認められる。憲法で認められるということになります。

今まで日本は、一人の外国人も、日本人も殺されることなく、戦後日本は繁栄してまいりました。そういう点で言えば、この憲法9条の後に自衛隊を書き込むというのが、いかに安倍首相も日本会議の国会議員のメンバーも、そのことを声高に述べておりますが、内容は、国民の中では、これは問題、おかしいということは増えてきております。それは、今川口議員が世論調査で言われました。もう一つ私はですね、先日2月17日にテレビをつけたら、朝ですね、すばらしいのがNHKテレビでやってました。高校生が自ら使った憲法改正の高校生の模擬投票がドキュメントで放送されておりました。私は、ビデオでこれを大事にし、録っております。

7,702人の高校生が対象に行われまして、憲法改正に反対が5,404人。賛成が2,009人。このように有権者になってる高校生も含めて、憲法学習すれば、平和憲法を理解し尊さを深めるという状況は明らかです。そこで、お兄さんが自衛隊員であるという高校生の娘さんがインタビューで答えておられました。憲法改正で、兄さんが戦場に行って殺し、殺されることは絶対反対です。はっきりと述べています。私は、このような家族や親戚、自衛隊に所属している方がおられても、戦争に行くために自衛隊に入ったということではないと思います。災害救助、そして、日本の国土を守っていく、そのために、汗水垂らしてですね、献身的に、自衛隊の任務をやっているというふうに思います。そういう点では、法9条の後に新たに自衛隊を書き込むということだけで済まない、大きな問題がですね、この憲法改正の論議の中には、含まれているということです。

そのことについては一言も紹介議員、請願の紹介議員のほうからですね、述べられておりません。

私は、そういう点では、改正論議そのものをですね、反対の立場から、討論いたします。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり採択することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、請願第1号・・・あつ、減りました。賛成少数であります。よって、請願第1号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起

を求める意見書提出に関する請願」は不採択と決定いたしました。

次に、委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。継続調査ですね。継続調査の申し出がっております。お手元にA3サイズであると思いますので、ご一読いただきたいと思っております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

去る3月1日に招集をいたしました今議会におきまして、補正予算をはじめ、平成31年度当初予算案など数多くの議案等の審議を賜り、活発なご意見を頂戴しながら、執行部より提案いたしました全ての議案等に可決・承認をいただきました。心よりお礼を申し上げます。

昨年9月に町長に就任し、早くも半年が過ぎたところでございますが、今議会におきまして、西村教育長の再びの任命同意を得ました。粕屋の未来を担う青少年の育成と教育行政の推進役として、今後も、私とともに担うことができることに対して深く感謝申し上げます。併せまして、今後も力を合わせて、行政発展のために尽くしてまいる所存でございます。

今議会の冒頭、施政方針で述べましたが、地方自治体にとって最優先されるべきことは、住民の皆さまとの信頼関係です。信頼なくしては、激動していく国際情勢や、経済の変化に対応することはできません。情報やリスクの共有化、相互の意見交換などを行い、新しい時代に向けた、行政のレベル向上を図っていく必要があると思います。そのためにも町民の代表であります議員の皆さんとともに、胸襟を開いて議論し、理解を深め信頼関係を築くことが、車の両輪としてこの町が前進していく原動力と確信しております。どうか今後ともご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

さて、議会事務局の安河内参事が今年度、3月31日をもって定年退職いたします。氏は社会教育課長、総務課長、そして総務部長と町行政の根幹を担う要職を歴任し、

この度、議会事務局参事を最後に、行政職員の任を全うするわけですが、永年のご労苦とご尽力に対し心より感謝の意を表したいと思えます。

さあ、間もなく新しい元号が発表され、平成の時代から、新たな歴史が始まるうとしております。私も、これから新しいことに挑戦しながら、これからの粕屋町の将来が、明るく希望に満ちたものとなるよう、尽力することをお誓い申し上げ、平成最後の定例議会閉会に当たってのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。よって、平成31年第1回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、平成31年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後0時50分）

会議録調製者 安河内 強 士 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 山 脇 秀 隆

署名議員 田 川 正 治

署名議員 小 池 弘 基